

令和5年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
令和5年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和6年2月9日

東京都監査委員	鈴木章浩
同	小山くにひこ
同	茂垣之雄
同	松本正一郎
同	後藤靖子



## 目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	6
第 3	補助金等交付団体別監査結果	2 3
	学校法人 7 0 団体	2 5
	文化財保存事業費補助金交付 4 団体	3 5
	公益財団法人東京都歴史文化財団	4 1
	社会福祉法人等 3 5 団体	7 1
	公益財団法人東京観光財団	9 9
	三宅村商工会	1 2 5
	小笠原島漁業協同組合	1 2 8
第 4	出資団体別監査結果	1 3 1
	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	1 3 3
	公益財団法人東京都つながり創生財団	1 5 4
	株式会社はとバス	1 6 6
	公益財団法人東京都医学総合研究所	1 7 6
	東京熱供給株式会社	1 9 6
	公益財団法人東京都都市づくり公社	2 0 7
	東京臨海高速鉄道株式会社	2 2 6
	株式会社建設資源広域利用センター	2 3 9
	株式会社東京ビッグサイト	2 4 8
第 5	公の施設の指定管理者別監査結果	2 7 5
	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	2 7 7
第 6	団体索引	2 8 7

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

表中の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 表章単位に満たないものは、「0」
- ・ 皆無又は該当数値なしは、「－」
- ・ 表に記載の制度や事業が創設前の場合、斜線

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項及び東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）第19条第3項第1号から第3号までの規定に基づき、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか、並びに、法第199条第1項、第5項及び監査基準第19条第3項第4号の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者

などである。

### 2 監査の対象

今回、監査を実施した団体は、表1のとおり、123団体である。

団体の選定に当たっては、

- 補助金等交付額が高額なこと
  - 東京都政策連携団体など都との関連性が強いこと
  - 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していること
- などを勘案し選定した。

(表1) 監査実施団体及び所管局の一覧 (計123団体)

区分・団体名	所管局
補助金等交付団体 (113団体)	
学校法人70団体	生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、産業労働局
文化財保存事業費補助金交付4団体	教育庁
公益財団法人東京都歴史文化財団	生活文化スポーツ局
社会福祉法人等35団体	福祉局
公益財団法人東京観光財団	産業労働局
三宅村商工会	産業労働局
小笠原島漁業協同組合	産業労働局
出資団体 (9団体)	
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	福祉局
公益財団法人東京都つながり創生財団	生活文化スポーツ局
株式会社はとバス	交通局
公益財団法人東京都医学総合研究所	保健医療局
東京熱供給株式会社	環境局
公益財団法人東京都都市づくり公社	都市整備局、建設局、下水道局
東京臨海高速鉄道株式会社	都市整備局、建設局、港湾局
株式会社建設資源広域利用センター	都市整備局
株式会社東京ビッグサイト	産業労働局、港湾局
公の施設の指定管理者 (3団体)	
公益財団法人東京都歴史文化財団 (再掲)	生活文化スポーツ局
社会福祉法人東京都社会福祉事業団 (再掲)	福祉局
社会福祉法人全国重症心身障害児 (者) を守る会	福祉局



### 3 監査の期間

令和5年9月4日から令和6年2月1日まで

ただし、島しょの団体（三宅村商工会及び小笠原島漁業協同組合）については、令和5年4月及び同年6月に実施した。

### 4 監査対象範囲

原則として、令和3年度及び令和4年度の事業を対象に実施した。

### 5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

(表2) 主な着眼点

区 分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	○対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。 ○補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。 ○団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	○団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか。 ○団体の会計経理等は、適正に行われているか。 ○費用対効果を踏まえた経営がなされているか。	○団体に対する指導監督は、適切に行われているか。 ○団体に対する補助金等交付・業務委託・財産貸付等は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	○公の施設の管理運営は、管理を行わせる趣旨に沿って、適切に行われているか。 ○管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているか。

### 6 監査の方法

監査に当たっては、監査基準に準拠し、団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

(表3) 団体区分ごとの検証・確認項目等

区 分	確認・検証項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象事業の実施状況</li> <li>○補助金等で購入した財産・物品等の管理状況</li> <li>○補助金等に係る会計経理・金額算定の状況</li> </ul> <p>(所管局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団体に対する指導監督状況</li> <li>○要綱等に基づいた補助金等交付手続</li> <li>○社会情勢に応じた補助金算定方法の見直し状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助要綱</li> <li>○補助金交付関係書類</li> <li>○事業計画書</li> <li>○実績報告書</li> <li>○経理関係帳票類</li> <li>○固定資産・財産等台帳</li> </ul>
出資団体	<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団体の財務状況・事業実績</li> <li>○事業の実施状況（収益向上、費用削減、費用対効果）</li> <li>○経営課題・リスク要因の把握に基づく事業の見直し状況</li> <li>○団体の契約・会計経理・財産管理等の状況</li> <li>○都から団体への業務委託について、委託理由及び必要性（再委託している場合、契約の競争性確保や再委託理由等）</li> </ul> <p>(所管局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団体に対する指導監督状況</li> <li>○都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付状況</li> <li>○株主総会等への出席状況、株主等としての権利行使状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定款</li> <li>○中長期計画</li> <li>○事業計画書</li> <li>○実績報告書</li> <li>○財務諸表</li> <li>○経理関係帳票類</li> <li>○固定資産・財産等台帳</li> <li>○補助金交付関係書類</li> <li>○各種契約書</li> </ul>
公の施設の 指定管理者	<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設管理業務の運営状況</li> <li>○施設の利用状況、サービスの提供・改善状況</li> <li>○指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務</li> <li>○指定管理業務の一部を第三者に委託している場合、契約の競争性確保や委託理由等</li> </ul> <p>(所管局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団体に対する指導監督状況</li> <li>○委託料等の支出手続</li> <li>○指定管理者の経営努力促進のための状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協定書</li> <li>○事業計画書</li> <li>○実績報告書</li> <li>○経理関係帳票類</li> <li>○固定資産・財産等台帳</li> <li>○各種契約書</li> <li>○指定管理に関する各種書類</li> </ul>

## 7 技術面からの監査

今回の監査では、表4のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表4) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
公益財団法人東京都都市づくり公社	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという合規性の観点を重視しつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものが認められたので、表5、表6及び表7のとおり、25団体及び4局に対し、48件の指摘、2件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額（注）は4億3,949万余円であり、このうち主なものは、共用物品の物品管理システムへの登載漏れを指摘したもの2億2,563万余円、補助金の過大交付を指摘したもの1,666万余円などである。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表5) 指摘、意見・要望を行った団体・局数

区分・団体名	令和5年		(参考) 令和4年	
	団体	局	団体	局
補助金等交付団体	21	4(5)	13	4
学校法人70団体	1	1	/	
文化財保存事業費補助金交付4団体	-	1		
公益財団法人東京都歴史文化財団	1	(1)		
社会福祉法人等35団体	18	1		
公益財団法人東京観光財団	1	1		
三宅村商工会	-	-		
小笠原島漁業協同組合	-	-		
出資団体	3	(2)	4	2(3)
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	1	(1)	/	
公益財団法人東京都つながり創生財団	-	-		
株式会社はとバス	-	-		
公益財団法人東京都医学総合研究所	-	-		
東京熱供給株式会社	-	-		
公益財団法人東京都都市づくり公社	1	-		
東京臨海高速鉄道株式会社	-	-		
株式会社建設資源広域利用センター	-	-		
株式会社東京ビッグサイト	1	(1)		
公の施設の指定管理者	1(3)	(3)	2	1(4)
公益財団法人東京都歴史文化財団(再掲)	(1)	(1)	/	
社会福祉法人東京都社会福祉事業団(再掲)	(1)	(1)		
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	1	(1)		
合計	25	4	19	7

(注1) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

(注2) 同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、( ) で表記し、合計数には含めない。

(表6) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体					
学校法人70団体		1			1
文化財保存事業費補助金交付4団体			1		1
公益財団法人東京都歴史文化財団	10	1	1		12
社会福祉法人等35団体		18			18
公益財団法人東京観光財団	3	1			4
三宅村商工会					
小笠原島漁業協同組合					
出資団体					
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	5			1	6
公益財団法人東京都つながり創生財団					
株式会社はとバス					
公益財団法人東京都医学総合研究所					
東京熱供給株式会社					
公益財団法人東京都都市づくり公社	2			1	3
東京臨海高速鉄道株式会社					
株式会社建設資源広域利用センター					
株式会社東京ビッグサイト	2		1		3
公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京都歴史文化財団(再掲)	(10)	(1)	(1)		(12)
社会福祉法人東京都社会福祉事業団(再掲)	(5)			(1)	(6)
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会		2			2
合計	22	23	3	2	50

(注)「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含めない。なお、当該指摘件数は、( )で表記する。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	令和5年			(参考) 令和4年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理 (収入)						
	債権管理						
	収入 (その他)				4		4
支出	契約 (仕様・積算)	4		4	2		2
	契約 (履行確認)	1		1	1	1	2
	契約 (その他)	15	2	17	19	1	20
	会計処理 (支出)	1		1	3		3
	補助金等	25		25	15	1	16
財産	財産管理	1		1	1		1
	物品管理	1		1			
その他	情報管理						
	その他				5	5	10
合計		48	2	50	50	8	58

## 2 主な指摘事例

### 【補助金等】

**各法人に対する補助金が、対象者数の誤りなどの理由により過大に交付されていた。**

学校法人三育学院、生活文化スポーツ局 p. 34

社会福祉法人18団体、福祉局 p. 87

公益財団法人東京観光財団、産業労働局 p. 113

福祉局が保育施設を運営する社会福祉法人等に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、16法人が運営する18施設において、延長保育事業やアレルギー児対応等に係る加算対象児童の人数に誤りがあったことなどにより、合計1,543万余円が過大に交付されていた。

また、障害者支援施設を運営する社会福祉法人等に対して交付している東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金について、2法人が運営する2施設において、対象人数の実績報告に誤りがあったことにより、合計52万余円が過大に交付されていた。

そこで、各法人に対しては、過大に交付された補助金について返還を求め、局に対しては、各法人への補助金返還請求を行うとともに、審査を適正に行うよう求めた。

このほか、生活文化スポーツ局が学校法人に交付する私立学校経常費補助金で24万円、産業労働局が公益財団法人東京観光財団に交付する補助金で45万余円、それぞれ過大に交付されていたため、両法人に対して過大に交付された補助金について返還を求めるとともに、局に対して補助金返還請求を行うよう求めた。



## 【補助金等】

**補助等対象経費に含まれる消費税等の取扱いを交付要綱で定めていなかった。**

教育庁 p. 39

公益財団法人東京都歴史文化財団、生活文化スポーツ局 p. 53

教育庁は、都内に現存する国及び都指定文化財を適正に維持・修理し将来に伝えるために、文化財所有者等が実施する保存事業等に対し、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

補助対象経費に消費税等が含まれる場合、補助対象事業者が確定申告で仕入税額控除したときは、控除額に対応する助成金の返還が必要となる。そのため、確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は返還に関する手続規定を交付要綱に定めなければならないが、当該交付要綱には該当規定がなかった。

そこで、庁に対し、交付要綱等において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるよう求めた。

このほか、生活文化スポーツ局からの出えん金を原資として、公益財団法人東京都歴史文化財団が芸術団体等に交付している助成金においても、消費税等の取扱いについて局が交付要綱制定の協議を受けていたにもかかわらず、同様の状況となっていた。

そこで、局及び法人に対して改善を求めた。

## 【補助金等】

**助成金の交付要件の確認を交付決定後に行っていた。**

公益財団法人東京都歴史文化財団 p. 54

公益財団法人東京都歴史文化財団は、都内における様々な芸術活動を支援するため、都からの出えん金等を原資として、芸術団体等に対し、助成金等を交付する事業を行っている。

法人は、助成事業の実施にあたり、助成金交付要綱を定め、助成対象者のうち個人については、「都内に居住していること」を要件としているが、個人の住所確認を交付決定後に行っていた。

そこで、法人に対し、助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うよう求めた。

#### 【契約（仕様・積算）】

電子情報処理要綱で定められた秘密保持などの特約事項を仕様書に定めることなく委託契約を締結していた。

公益財団法人東京都都市づくり公社 p.213

公益財団法人東京都都市づくり公社の電子情報処理要綱では、法人における情報処理システムの開発及び維持管理を委託する場合には、①秘密の保持、②目的外使用の禁止、③委託処理により生じたものの権利の帰属、④記録媒体及び記録物の保存の方法・期間、⑤電子情報処理システムを用いた電子情報に関する処理条件の5つの事項をすべて特約しなければならないと定められている。

しかしながら、契約に係る状況を確認したところ、要綱で定める5つの特約事項すべてを仕様書に定めた委託契約は認められなかった。

そこで、法人に対し、電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるよう求めた。

#### 【契約（その他）】

消防設備等の点検などにおいて不良・不適合と判定された箇所への対応を行っていなかった。

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 p.143

株式会社東京ビッグサイト p.255

社会福祉法人東京都社会福祉事業団が運営する一部の施設において、消防用設備や事業用電気工作物の安全確保のために実施した点検結果について見たところ、不良または不適合と判定されたが、修理等の対応を行っていない箇所があった。

また、株式会社東京ビッグサイトが所有・運営する一部のビルにおいて、建築基準法や消防法に基づく調査・検査において要是正または不良と判定されたが、是正・改善等の対応を行っていない箇所があった。

そこで、両法人に対し、点検結果において不良等と判定された箇所について、速やかに必要な改善を行うよう求めた。

## 【物品管理】

備品の取得について、指定管理者から局への報告が行われなかったことにより、局の物品管理システムへの登録が行われていなかった。

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会、福祉局 p.281

福祉局は、指定管理者である社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会と協定を締結し、施設、付帯設備、物品等の維持管理に関する業務を行わせており、物品に係る手続及び管理は、協定で定める物品取扱要領により行っている。

要領において、法人は、毎年度終了後、局に対し、物品の管理状況を報告するとともに、期間中に購入又は取得した物品のうち、東京都物品管理規則に規定する備品について報告することとされている。

しかしながら、法人が運営する一部の施設において、大規模改修に伴い購入・取得した備品について、局への報告が行われておらず、このため、局においては、東京都物品管理規則に基づく物品管理システムへの登録が行われていなかった。

そこで、法人に対し、物品に係る手続及び管理を適正に行うことを求めた。

また、局に対し、法人を適切に指導するとともに、確実な報告を求めるなど、実効性ある対策を講じるよう求めた。

(別表1) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘事項件名	頁
<b>学校法人70団体 (生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、産業労働局)</b>			
1	補助金等	授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきもの	34
<b>文化財保存事業費補助金交付4団体 (教育庁)</b>			
2	補助金等	補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの	39
<b>公益財団法人東京都歴史文化財団 (生活文化スポーツ局)</b>			
3	契約 (その他)	支援業務の実態に合わせ適正な契約を締結すべきもの	47
4	契約 (その他)	産業廃棄物を適正に処分すべきもの	50
5	契約 (その他)	耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要な施工内容を確認すべきもの	51
6	補助金等	(助成金の交付について) 交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの	53
7	補助金等	(助成金の交付について) 助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの	54
8	補助金等	(助成金の交付について) 各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの	54
9	契約 (その他)	契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの	55
10	契約 (仕様・積算)	(ネットワーク整備工事について) 契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの	58
11	契約 (その他)	(ネットワーク整備工事について) 契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの	59
12	契約 (仕様・積算)	収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの	60
13	契約 (その他)	システム管理に必要な資料を備えるべきもの	63
14	契約 (その他)	ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの	64
<b>社会福祉法人等35団体 (福祉局)</b>			
15	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ア)	88
16	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(イ)	88
17	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ウ)	89
18	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(エ)	89
19	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(オ)	90

No.	区分	指摘事項件名	頁
20	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(カ)	90
21	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(キ)	91
22	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ク)	91
23	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ケ)	92
24	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(コ)	92
25	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(サ)	93
26	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(シ)	93
27	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ス)	94
28	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(セ)	95
29	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ソ)	95
30	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(タ)	96
31	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))(ア)	97
32	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))(イ)	98
<b>公益財団法人東京観光財団(産業労働局)</b>			
33	契約(その他)	企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの	109
34	補助金等	補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの	111
35	補助金等	(東京観光財団補助金について) 補助金を返還すべきもの	113
36	会計処理(支出)	(東京観光財団補助金について) 会計処理を適正に行うべきもの	113

【出資団体】

No.	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
<b>社会福祉法人東京都社会福祉事業団（福祉局）</b>			
37	契約（履行確認）	空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの	142
38	契約（その他）	消防用設備について不良と判定された箇所の是正をすべきもの	143
39	契約（その他）	電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの	144
40	契約（仕様・積算）	清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行うべきもの	146
41	契約（その他）	概算契約に係る事務手続を適正に行うべきもの	147
42	契約（その他）	※検査試薬資材の買入りに係る概算契約について	149
<b>公益財団法人東京都都市づくり公社（都市整備局、建設局、下水道局）</b>			
43	契約（仕様・積算）	電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるべきもの	213
44	契約（その他）	委託業務における部分払を適正に行うべきもの	214
45	契約（その他）	※事業用地の管理に係る工事の指示について	215
<b>株式会社東京ビッグサイト（産業労働局、港湾局）</b>			
46	契約（その他）	建築基準法及び消防法に基づく点検結果により速やかに必要な改善を行うべきもの	255
47	契約（その他）	設備改修等に係る契約変更を適切に行うべきもの	258
48	財産管理	負担金により取得した財産の管理を適正に行うべきもの	261

【公の施設の指定管理者】

No.	区分	指摘事項件名	頁
<b>社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会（福祉局）</b>			
49	契約（その他）	適切な契約事務を継続的に行うべきもの	280
50	物品管理	供用物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの	281

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (区分別)

【契約（仕様・積算） 4件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
10	(ネットワーク整備工事について) 契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	58
12	収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	60
40	清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行うべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	146
43	電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるべきもの	公益財団法人東京都都市づくり公社	213

【契約（履行確認） 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
37	空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	142

【契約（その他） 17件】

No.	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名	頁
3	支援業務の実態に合わせ適正な契約を締結すべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	47
4	産業廃棄物を適正に処分すべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	50
5	耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要な施工内容を確認すべきもの	生活文化スポーツ局	51
9	契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	55
11	(ネットワーク整備工事について) 契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	59
13	システム管理に必要な資料を備えるべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	63
14	ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	64

No.	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
33	企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの	公益財団法人東京観光財団	109
38	消防用設備について不良と判定された箇所は是正をすべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	143
39	電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	144
41	概算契約に係る事務手続を適正に行うべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	147
42	※検査試薬資材の買入りに係る概算契約について	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	149
44	委託業務における部分払を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都都市づくり公社	214
45	※事業用地の管理に係る工事の指示について	公益財団法人東京都都市づくり公社	215
46	建築基準法及び消防法に基づく点検結果により速やかに必要な改善を行うべきもの	株式会社東京ビッグサイト	255
47	設備改修等に係る契約変更を適切に行うべきもの	株式会社東京ビッグサイト	258
49	適切な契約事務を継続的に行うべきもの	福祉局 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	280

【会計処理（支出） 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
36	（東京観光財団補助金について）会計処理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京観光財団	113



【補助金等 25件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
1	授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきもの	生活文化スポーツ局 学校法人三育学院	34
2	補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの	教育庁	39
6	(助成金の交付について) 交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの	生活文化スポーツ局 公益財団法人東京都歴史文化財団	53
7	(助成金の交付について) 助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	54
8	(助成金の交付について) 各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	54
15	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (ア)	福祉局 社会福祉法人昭島愛育会	88
16	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (イ)	福祉局 社会福祉法人あしたばの会	88
17	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (ウ)	福祉局 社会福祉法人カナの会	89
18	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (エ)	福祉局 社会福祉法人杉の子会	89
19	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (オ)	福祉局 社会福祉法人正光会	90
20	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (カ)	福祉局 社会福祉法人立野みどり福祉会	90
21	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (キ)	福祉局 社会福祉法人多摩福祉会	91
22	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (ク)	福祉局 社会福祉法人千葉学園	91
23	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (ケ)	福祉局 社会福祉法人東京母子愛育会	92
24	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (コ)	福祉局 社会福祉法人ナオミの会	92
25	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金) (サ)	福祉局 社会福祉法人なぜの木会	93

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
26	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（シ）	福祉局 社会福祉法人飛翔会	93
27	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ス）	福祉局 社会福祉法人フィロス	94
28	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（セ）	福祉局 社会福祉法人双葉の園	95
29	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ソ）	福祉局 社会福祉法人代々木鳩の会	95
30	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（タ）	福祉局 社会福祉法人緑榮会	96
31	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（ア）	福祉局 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	97
32	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（イ）	福祉局 社会福祉法人南東北福祉事業団	98
34	補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの	公益財団法人東京観光財団	111
35	（東京観光財団補助金について）補助金を返還すべきもの	産業労働局 公益財団法人東京観光財団	113

【財産管理 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
48	負担金により取得した財産の管理を適正に行うべきもの	産業労働局	261

【物品管理 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
50	供用物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの	福祉局 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	281

(参考) 東京都政策連携団体及び指定管理者の管理運営状況評価制度について

## 1 東京都政策連携団体

都では、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体を事業協力団体と位置付けている。

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体を「東京都政策連携団体」と位置付けている。

## 2 指定管理者の管理運営状況評価

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、都と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

管理運営状況評価は、一次評価及び二次評価を経た上で、総合評価により確定する。

一次評価は施設の管理運営において求める水準を定めた所管局が、確認項目に基づき具体的にその成果を評価するものである。

二次評価は指定管理者の管理運営状況を外部の視点を活用して客観的・専門的に評価するため、所管局が評価委員会を設置し行うものである。

一次評価結果及び二次評価結果に基づき、所管局は総合評価を決定する。

なお、二次評価は、次の4段階で決定する。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設



### 第3 補助金等交付団体別監査結果



学校法人70団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している596団体のうち、学校法人70団体(表1及び表2のとおり)	令和5年9月11日から同年10月31日まで (詳細は表1のとおり)	令和3年度及び令和4年度の補助対象事業
局	生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局及び産業労働局	令和5年9月8日、同年11月1日及び同月2日	

(表1) 監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名 (学校法人名)				
9月11日	二階堂学園	真理学園	堀江学園	夏野学園	—
9月12日	東京女子学院	明泉学園	明法学院	枝光学園	—
9月13日	頌栄女子学院	日本大学第一学園	平田学園	AppreSeed学院	野田鎌田学園
9月19日	嘉悦学園	三浦学園	江戸川学園	江戸川富士学園	—
9月22日	正則学院	三室戸学園	昭和第一学園	金子学園	藤の花学園
9月25日	桜蔭学園	東海大学	聖心学園	遠藤学園	—
9月27日	三育学院	つくし野学園	荻窪学園	フランシスコ学園	—
10月2日	白百合学園	中央学院	海城学園	旭出学園	—
10月4日	白百合学園	東洋高等学校	拓殖大学	村井学園	—
10月5日	山脇学園	立正大学学園	トキワ松学園	堀之内学園	—
10月6日	跡見学園	貞静学園	玉川聖学院	日本大学第三学園	—
10月10日	中延学園	大東学園	内野学園	曙こども学園	—
10月12日	法政大学	和洋学園	専修大学附属高等学校	井之頭学園	—
10月13日	麴町学園	香蘭女学校	新渡戸文化学園	—	—
10月16日	田園調布雙葉学園	東京音楽大学	大乘淑徳学園	—	—
10月17日	東京農業大学	創価学園	大乘淑徳学園	—	—
10月18日	聖徳学園	向台学園	—	—	—
10月19日	巢鴨学園	成立学園	—	—	—
10月23日	日本大学	—	—	—	—
10月24日	日本大学	—	—	—	—
10月26日	国立音楽大学	—	—	—	—
10月27日	亀井学園	—	—	—	—
10月30日	慶應義塾	—	—	—	—
10月31日	柿の実学園	—	—	—	—

(表2) 監査対象とした補助金の交付状況(令和5年5月1日現在) (単位:団体、百万円、%)

区 分	団体数	補助金交付額	
		令和3年度	令和4年度
今回監査対象 (A)	70	28,825	29,609
全 体 (B)	596	144,910	147,505
比 率 (A/B)	11.7	19.9	20.1

## 2 団体の概要

学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。

監査対象とした各団体が設置する補助対象学校（158校）は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する学校（補助対象学校のみ）(令和4年5月1日現在) (単位:人、校)

団体名	設置学校名						校数
	高等学校		中学校		小学校、幼稚園等		
		定員		定員		定員	
嘉悦学園	かえつ有明高等学校	660	かえつ有明中学校	540	—	—	2
麴町学園	麴町学園女子高等学校	720	麴町学園女子中学校	480	—	—	2
白百合学園	白百合学園高等学校	552	白百合学園中学校	552	白百合学園小学校 白百合学園幼稚園 関町白百合幼稚園	756 160 240	5
東洋高等学校	東洋高等学校	1,050	—	—	—	—	1
日本大学	日本大学櫻丘高等学校 日本大学鶴ヶ丘高等学校 日本大学豊山高等学校 日本大学豊山女子高等学校	1,806 1,350 1,635 720	日本大学豊山中学校 日本大学豊山女子中学校	720 480	日本大学幼稚園 日本大学認定こども園 日本大学歯学部附属歯科技工専門学校 日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校 日本大学医学部附属看護専門学校	210 189 105 120 240	11
法政大学	法政大学高等学校	684	法政大学中学校	408	—	—	2
和洋学園	和洋九段女子高等学校	450	和洋九段女子中学校	390	—	—	2
中央学院	中央学院大学中央高等学校	300	—	—	—	—	1
慶應義塾	慶應義塾女子高等学校	576	慶應義塾中等部	720	慶應義塾幼稚舎	864	3
頌栄女子学院	頌栄女子学院高等学校	750	頌栄女子学院中学校	600	—	—	2
正則学院	正則高等学校	1,080	—	—	—	—	1
山脇学園	山脇学園高等学校	900	山脇学園中学校	900	—	—	2
海城学園	海城高等学校	960	海城中学校	960	—	—	2
跡見学園	跡見学園高等学校	900	跡見学園中学校	900	—	—	2
桜蔭学園	桜蔭高等学校	750	桜蔭中学校	750	—	—	2
拓殖大学	拓殖大学第一高等学校	1,200	—	—	—	—	1
貞静学園	貞静学園高等学校	900	貞静学園中学校	150	貞静幼稚園	105	3
三室戸学園	東邦音楽大学附属 東邦高等学校	240	東邦音楽大学附属 東邦中学校	150	—	—	2
日本大学第一学園	日本大学第一高等学校	1,050	日本大学第一中学校	600	—	—	2
香蘭女学校	香蘭女学校高等科	480	香蘭女学校中等科	480	—	—	2
中延学園	朋優学院高等学校	1,185	—	—	—	—	1



団体名	設置学校名						校数
	高等学校		中学校		小学校、幼稚園等		
		定員		定員		定員	
三浦学園	日本音楽高等学校	300	—	—	日本音楽学校幼稚園	150	2
立正大学学園	立正大学付属 立正高等学校	900	立正大学付属 立正中学校	600	—	—	2
トキワ松学園	トキワ松学園高等学校	600	トキワ松学園中学校	600	トキワ松学園小学校	240	3
大東学園	大東学園高等学校	810	—	—	—	—	1
玉川聖学院	玉川聖学院高等部	600	玉川聖学院中等部	480	—	—	2
田園調布雙葉学園	田園調布雙葉高等学校	360	田園調布雙葉中学校	360	田園調布雙葉小学校 田園調布雙葉小学校附属幼稚園	720 120	4
東京農業大学	東京農業大学 第一高等学校	975	東京農業大学 第一高等学校中等部	525	東京農業大学稲花小学校	432	3
二階堂学園	日本女子体育大学附属 二階堂高等学校	600	—	—	日本女子体育大学附属 みどり幼稚園	280	2
東海大学	東海大学付属高輪台高等学校 東海大学付属望星高等学校(通信制)	1,260 2,000	東海大学付属 高輪台高等学校中等部	240	—	—	3
新渡戸文化学園	新渡戸文化高等学校	300	新渡戸文化中学校	180	新渡戸文化小学校 新渡戸文化幼稚園	360 110	4
専修大学附属高等学校	専修大学附属高等学校	1,200	—	—	—	—	1
堀之内学園	東京立正高等学校	720	東京立正中学校	360	—	—	2
巢鴨学園	巢鴨高等学校	900	巢鴨中学校	720	—	—	2
東京音楽大学	東京音楽大学付属高等学校	210	—	—	東京音楽大学付属幼稚園	150	2
成立学園	成立学園高等学校	1,080	成立学園中学校	120	成立学園幼稚園	210	3
大乘淑徳学園	淑徳高等学校 淑徳巢鴨高等学校	960 1,125	淑徳中学校 淑徳巢鴨中学校	420 315	淑徳小学校 淑徳幼稚園	630 105	6
東京女子学院	東京女子学院高等学校	900	東京女子学院中学校	480	—	—	2
三育学院	—	—	—	—	東京三育小学校	150	1
江戸川学園	江戸川女子高等学校	900	江戸川女子中学校	600	—	—	2
村井学園	立川女子高等学校	1,650	—	—	立川幼稚園	140	2
昭和第一学園	昭和第一学園高等学校	1,728	—	—	—	—	1
井之頭学園	藤村女子高等学校	720	藤村女子中学校	180	—	—	2
聖徳学園	聖徳学園高等学校	675	聖徳学園中学校	480	聖徳学園小学校 聖徳幼稚園	432 160	4
明泉学園	鶴川高等学校	840	—	—	認定こども園フェリシア幼稚園 フェリシアこども短期大学附属	320	2
日本大学第三学園	日本大学第三高等学校	1,152	日本大学第三中学校	798	—	—	2
創価学園	創価高等学校	1,050	創価中学校	675	東京創価小学校	720	3
明法学院	明法高等学校	432	明法中学校	324	—	—	2
国立音楽大学	国立音楽大学附属高等学校	525	国立音楽大学附属中学校	210	国立音楽大学附属小学校 国立音楽大学附属幼稚園	480 144	4
旭出学園	旭出学園(特別支援学校 高等部専攻科・高等部・中学部・小学部・幼稚部)				134	1	
真理学園	—	—	—	—	神田寺幼稚園 真理学園幼稚園	116 200	2
枝光学園	—	—	—	—	枝光学園幼稚園 枝光会附属幼稚園 枝光会駒場幼稚園	200 105 175	3
聖心学園	—	—	—	—	聖心学園幼稚園 サンタセシリア幼稚園 東京保育専門学校	140 120 350	3
堀江学園	—	—	—	—	桜輪幼稚園 島田第一幼稚園	160 56	2

団体名	設置学校名						校数
	高等学校		中学校		小学校、幼稚園等		
		定員		定員		定員	
亀井学園	—	—	—	—	清新めぐみ幼稚園 江戸川めぐみ幼稚園 小松川めぐみ幼稚園 江東めぐみ幼稚園 葛西めぐみ幼稚園 豊洲めぐみこども園	270 480 270 490 240 364	6
金子学園	—	—	—	—	武蔵野幼稚園 柚木武蔵野幼稚園	300 280	2
遠藤学園	—	—	—	—	多摩みどり幼稚園	280	1
向台学園	—	—	—	—	こみね幼稚園	315	1
江戸川富士学園	—	—	—	—	浅間幼稚園	450	1
平田学園	—	—	—	—	府中白糸台幼稚園	420	1
つくし野学園	—	—	—	—	つくし野天使幼稚園 白百合幼稚園 本所白百合幼稚園 北町カトリック幼稚園 聖母幼稚園	180 180 175 105 150	5
内野学園	—	—	—	—	清瀬ゆりかご幼稚園	400	1
柿の実学園	—	—	—	—	夢の森幼稚園	200	1
荻窪学園	—	—	—	—	小川幼稚園	175	1
曙こども学園	—	—	—	—	あけぼの幼稚園	105	1
フランシスコ学園	—	—	—	—	小さき花の幼稚園 みょうじょう幼稚園	200 240	2
夏野学園	—	—	—	—	杉並幼稚園	175	1
藤の花学園	—	—	—	—	田無向ヶ丘幼稚園	315	1
AppreSeed学院	—	—	—	—	日野ふたば幼稚園	315	1
野田鎌田学園	—	—	—	—	野田鎌田学園 杉並高等専修学校	330	1

### 3 都との関係

#### (1) 補助金の概要

私立学校等への補助金の大半を占めているのは、表4のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、幼児（生徒）数等）に学校割単価、学級割単価、教職員割単価、幼児（生徒）割単価の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編成推進に係る補助等がある。

また、私立幼稚園預かり保育推進補助金や私立高等学校都内生就学促進補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

#### (2) 補助金の交付目的

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人に対して補助金を交付している。

#### (3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人70団体に対する補助金別の交付額は、表4のとおり、令和3年度が288億2,512万余円、令和4年度が296億978万余円であり、団体別の補助金交付額は、表5のとおりである。

(表4) 監査対象団体(学校法人70団体)に対する補助金別の交付額

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私立学校経常費補助金	23,129,211	23,293,849	23,694,429
私立特別支援学校等経常費補助金	297,598	358,684	346,043
私立通信制高等学校経常費補助金	17,153	17,714	16,809
経常費補助金計 (A)	23,443,963	23,670,247	24,057,281
私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 障害児の就園する幼稚園に対し、特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費を補助	1,568	5,488	3,136
私立幼稚園預かり保育推進補助金 自園児を幼稚園内で過ごさせる預かり保育に要する経費を補助	48,063	54,010	49,290
私立幼稚園等環境整備費補助金 遊具等環境整備に要する経費を補助	10,653	9,370	8,806
私立幼稚園等特色教育等推進補助金 特色ある幼児教育の実施に要する経費を補助	620	620	620
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金 幼稚園教諭等の処遇の改善に要する経費を補助		—	11,749
園務改善のためのICT化支援事業補助金 園務改善のためのICT化促進に係る経費を補助	1,908	4,753	850
私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助金 保護者や地域からのニーズに応じた、質の高い幼児教育を提供するための経費を補助		12,536	14,287
認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業補助金 認定こども園等への移行に係る経費の一部を補助	—	—	800
私立学校安全対策促進事業費補助金 校舎等の耐震改築工事等に要する経費を補助	209,161	—	—
産業・理科教育施設設備整備費補助金 産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく国庫補助の対象となった施設、設備等に要する経費を補助	822	906	1,840
私立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行を中止・延期した場合に発生したキャンセル料等の経費を補助		20,044	
私立小中学校等就学支援実証事業費補助金 私立の小中学校等に通う児童生徒の授業料に充てるため、学校設置者に対し支給	16,500	16,300	
私立高等学校都内生就学促進補助金 私立高等学校の都内公立中学生に対する就学促進及び広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費を補助	111,043	113,977	117,220
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金 就学支援金の支給に伴う私立高等学校等の事務に要する経費を補助	54,619	54,667	62,486

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私立高等学校等就学支援金 私立高等学校等に通う生徒の家庭の教育費負担を軽減する就学支援金を、学校設置者に対し支給	4,800,160	4,727,514	4,695,932
私立高等学校等専攻科支援金 私立高等学校等専攻科に通う生徒・保護者の負担軽減を図るため、授業料の一部を支援	1,068	1,121	1,869
私立専修学校教育振興費補助金 私立専修学校の高等課程に係る運営費の一部を補助	36,926	38,344	35,315
私立専修学校職業実践専門課程推進補助金 私立専修学校専門課程のうち職業実践専門課程に係る運営費の一部を補助	—	1,192	1,385
私立専修学校特別支援教育事業費補助 私立専修学校高等課程に在籍する障害児(者)に対する特別支援教育に係る運営費の一部を補助	11,512	11,640	14,139
私立専修学校教育環境整備費補助 私立専修学校専門課程の自己点検・自己評価及び第三者評価に要する経費の一部を補助	200	200	200
私立専修学校授業料等減免費用負担金 学校設置者が授業料等の減免を行うために要する経費を交付	40,437	40,412	40,623
私立学校光熱費高騰緊急対策事業費補助金 昨今の光熱費高騰を踏まえ、光熱費に係る経費の一部を学校設置者に対し補助			449,267
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金(注1) 都指定の研修実施機関が実施する保育士等キャリアアップ研修事業に要する経費の一部を補助	—	8,400	8,400
私立学校等結核予防費補助金(注2) 学校が行う結核の定期健康診断に要する経費を補助	3,795	3,999	4,212
看護師等養成所運営費補助金(注2) 看護師等の養成を行うために要する経費を補助	25,084	25,084	25,576
保育園等による木育活動の支援事業費補助金(注3) 施設の運営者等が策定した木育活動計画(木育活動としてどのような取組を行うか)の実施に必要な経費を補助	—	4,096	4,500
正規雇用等転換安定化支援助成金(注3) 非正規から正規雇用に転換した従業員の育成計画策定や退職金制度の整備など、労働環境整備を行った事業者等に対して助成金を支給	—	200	—
その他補助金計 (B)	5,374,142	5,154,877	5,552,505
合計 (A) + (B)	28,818,105	28,825,124	29,609,787

(注1) 福祉局所管の補助金である。

(注2) 保健医療局所管の補助金である。

(注3) 産業労働局所管の補助金である。

(表5) 団体別補助金交付額

(単位：千円)

番号	団体名	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
1	嘉悦学園	465,363	38,315	503,679	462,554	35,591	498,146	473,543	42,827	516,371
2	麹町学園	388,556	51,384	439,941	408,788	54,147	462,935	399,879	56,413	456,293
3	白百合学園	541,833	13,427	555,261	545,936	11,792	557,729	550,652	26,977	577,629
4	東洋高等学校	410,227	143,620	553,848	412,130	160,384	572,515	416,127	150,910	567,038
5	日本大学	1,911,325	631,774	2,543,100	1,905,599	642,378	2,547,977	1,975,659	704,822	2,680,482
6	法政大学	390,287	61,625	451,913	385,250	55,645	440,895	398,905	62,200	461,106
7	和洋学園	285,220	28,087	313,307	281,680	28,220	309,901	268,613	21,764	290,378
8	真理学園	78,573	2,913	81,486	76,440	5,504	81,944	70,350	5,475	75,825
9	中央学院	143,695	90,843	234,538	145,259	119,816	265,076	144,677	128,268	272,945
10	慶應義塾	571,649	21,060	592,710	558,625	30,764	589,390	550,131	37,170	587,301
11	頌栄女子学院	351,762	17,122	368,884	356,164	20,838	377,002	366,379	28,756	395,136
12	正則学院	400,149	149,344	549,493	395,130	120,512	515,643	392,451	145,120	537,571
13	山脇学園	550,343	37,237	587,580	574,617	43,041	617,658	596,164	60,363	656,527
14	海城学園	582,019	33,519	615,539	606,279	31,900	638,179	616,360	48,800	665,161
15	跡見学園	421,756	42,617	464,373	431,131	40,052	471,183	434,263	47,367	481,630
16	桜蔭学園	404,595	23,910	428,505	407,267	25,366	432,633	396,803	35,717	432,521
17	拓殖大学	471,931	172,110	644,041	475,990	175,476	651,467	479,457	199,531	678,989
18	貞静学園	298,861	95,152	394,013	310,415	90,457	400,872	319,817	98,657	418,475
19	三室戸学園	82,969	12,874	95,843	79,878	13,137	93,015	74,648	13,093	87,742
20	日本大学第一学園	472,570	127,656	600,226	482,186	131,700	613,886	486,000	137,884	623,884
21	香蘭女学校	293,516	27,683	321,200	293,975	28,743	322,718	290,920	31,971	322,891
22	中延学園	452,971	138,862	591,834	457,793	131,889	589,682	456,871	130,310	587,181
23	三浦学園	172,688	37,740	210,428	171,791	37,354	209,145	173,343	40,090	213,433
24	立正大学学園	490,687	149,020	639,708	519,128	145,244	664,372	530,659	153,617	684,277
25	トキワ松学園	408,173	55,565	463,738	422,408	57,910	480,318	426,808	60,988	487,796
26	枝光学園	76,964	754	77,718	80,917	259	81,176	78,665	2,189	80,854
27	大東学園	336,050	193,524	529,574	336,801	182,224	519,025	343,812	202,906	546,719
28	玉川聖学院	370,075	74,835	444,910	382,322	67,017	449,339	388,501	66,460	454,962
29	田園調布雙葉学園	450,948	30,773	481,722	461,875	10,398	472,273	467,830	19,066	486,896
30	東京農業大学	557,958	78,992	636,950	590,188	77,112	667,301	625,292	87,590	712,882
31	二階堂学園	245,691	74,244	319,936	228,922	61,698	290,620	226,649	58,600	285,250
32	東海大学	496,813	393,924	890,738	494,523	242,866	737,390	503,031	240,694	743,726
33	新渡戸文化学園	294,029	27,136	321,166	293,452	32,605	326,058	308,038	48,691	356,729
34	専修大学附属高等学校	429,585	188,381	617,966	398,330	181,231	579,561	432,499	180,270	612,770
35	堀之内学園	334,449	103,521	437,971	312,856	85,294	398,150	343,228	85,978	429,207
36	聖心学園	76,244	31,114	107,359	83,621	44,759	128,381	82,061	42,099	124,161

(単位:千円)

番号	団体名	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
37	巢鴨学園	494,011	37,757	531,768	501,970	36,230	538,200	507,178	47,095	554,274
38	東京音楽大学	105,608	29,674	135,282	107,282	25,049	132,331	93,735	25,284	119,020
39	成立学園	532,035	153,301	685,337	540,165	173,740	713,906	526,428	212,007	738,435
40	堀江学園	59,367	1,713	61,080	55,192	2,440	57,632	55,674	3,393	59,067
41	大乘淑徳学園	1,193,713	249,765	1,443,478	1,199,614	262,326	1,461,941	1,218,852	291,637	1,510,490
42	東京女子学院	203,079	40,678	243,757	216,250	49,477	265,728	250,420	58,253	308,674
43	三育学院	66,091	100	66,191	64,742	100	64,842	65,044	1,014	66,058
44	江戸川学園	428,145	88,994	517,139	450,309	80,697	531,007	455,550	85,280	540,830
45	亀井学園	285,914	47,900	333,814	298,451	9,909	308,360	313,569	20,252	333,821
46	金子学園	200,054	6,412	206,466	234,854	9,062	243,916	217,729	10,020	227,749
47	村井学園	320,990	152,939	473,929	324,285	142,285	466,570	381,524	140,981	522,506
48	昭和第一学園	693,404	308,917	1,002,322	695,915	296,957	992,873	691,807	320,532	1,012,340
49	井之頭学園	355,998	89,524	445,522	363,628	78,224	441,853	353,177	56,162	409,340
50	聖徳学園	513,765	67,197	580,962	525,240	62,464	587,705	545,902	73,811	619,714
51	明泉学園	307,060	155,771	462,832	300,814	150,091	450,906	304,816	113,313	418,130
52	日本大学第三学園	577,377	106,511	683,889	547,058	102,108	649,167	573,686	118,204	691,891
53	創価学園	759,714	160,326	920,040	757,148	159,217	916,365	765,806	166,468	932,274
54	明法学院	273,048	68,437	341,486	270,675	77,535	348,210	278,218	71,163	349,382
55	遠藤学園	35,994	1,842	37,837	39,325	6,216	45,541	37,574	2,593	40,167
56	国立音楽大学	434,444	58,081	492,525	443,084	58,539	501,623	451,281	67,023	518,305
57	向台学園	58,867	-	58,867	71,536	-	71,536	75,606	1,139	76,745
58	旭出学園	139,230	3,023	142,253	149,356	4,624	153,981	142,987	4,779	147,766
59	江戸川富士学園	89,553	545	90,098	93,105	1,666	94,771	93,133	3,144	96,277
60	平田学園	89,643	235	89,878	88,624	1,353	89,977	87,136	1,297	88,433
61	つくし野学園	129,774	6,228	136,002	107,508	5,374	112,882	111,206	9,025	120,231
62	内野学園	93,901	141	94,042	99,028	-	99,028	103,301	2,391	105,692
63	柿の実学園	37,636	597	38,233	38,969	610	39,579	34,587	4,802	39,389
64	荻窪学園	35,865	1,880	37,745	35,733	1,810	37,543	29,598	1,859	31,457
65	曙こども学園	23,466	696	24,162	24,350	1,359	25,709	23,347	2,534	25,881
66	フランススコ学園	60,719	666	61,385	66,903	2,322	69,225	64,003	3,911	67,914
67	夏野学園	25,426	8,218	33,644	25,428	920	26,348	25,396	920	26,316
68	藤の花学園	47,577	1,544	49,122	43,946	3,157	47,103	38,927	335	39,262
69	AppreSeed 学院	61,939	3,636	65,575	59,511	3,553	63,064	50,962	1,649	52,611
70	野田鎌田学園	-	120,211	120,211	-	122,114	122,114	-	126,576	126,576
	合計	23,443,963	5,374,142	28,818,105	23,670,247	5,154,877	28,825,124	24,057,281	5,552,505	29,609,787

### 第3 監査の結果

#### 1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、その目的に沿って適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

#### 2 指摘事項

##### (1) 局及び団体

##### ア 授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日付53総学一第198号。以下「要綱」という。）により、学校法人が定めた授業料減免規程に基づき、補助金交付年度の前年度に「家計状況」を理由として授業料を減免している場合、減免実績額の3分の2の額を経常費補助金として交付している。

学校法人三育学院（以下「法人」という。）が定めた東京三育小学校の授業料減免規程（奨学金制度）によれば、この制度は経済的理由で勉学の継続が困難な児童に対し経済的な援助をすることを目的として、保護者の収入に比し、複数の子どもの学費の負担がかかり経済的に援助が必要であることを申請資格としており、申請希望者は所得に関する証明書を提出することとしている。

そこで、令和4年度の補助金の交付状況について見たところ、東京三育小学校には、法人が令和3年度に授業料減免規程に基づいて決定した2件の減免実績額の合計48万円を対象として、32万円が交付されていた。

このうち、1件の決定手続において、①所得に関する証明書を提出させていないこと、②申請者である保護者の子どもが1名であり申請資格がないことが認められた。

これについては、授業料減免規程による適正な申請手続を経た減免になっていないことから、要綱に基づく補助金の交付対象とは認められず、これに係る補助金24万円が過大となっていることは適正でない。

法人は、過大に交付された補助金を返還するとともに、今後は、授業料減免規程に基づき適正に減免額を決定した上で、要綱に基づく適正な補助金申請を行われたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人三育学院)  
(生活文化スポーツ局)



## 文化財保存事業費補助金交付 4 団体

### 第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

### 第 2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱（平成 13 年 3 月 14 日付教育長決定）に基づき補助金を交付している団体のうち、表 1 の 4 団体	令和 5 年 9 月 11 日から同月 15 日まで （詳細は表 1 のとおり）	令和 3 年度及び令和 4 年度の補助対象事業
局	教育庁	令和 5 年 9 月 8 日及び同月 19 日	

（表 1）監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名
9 月 11 日	宗教法人浄真寺
9 月 12 日	学校法人清泉女子大学
9 月 13 日	宗教法人浅草寺
9 月 15 日	公益財団法人横山大観記念館

#### 2 団体の概要

今回、監査対象とした文化財保存事業費補助金交付 4 団体は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号。以下「条例」という。）の定めるところにより、国又は都から指定を受けた文化財の所有者として文化財の保存・管理を行っている。

#### 3 都との関係

##### （1）補助金の交付目的

国及び都は、法及び条例に基づき、都内において表 2 のとおり文化財を指定し、その保存・活用を図っている。

都は、都内に現存する国指定文化財及び都指定文化財を適正に維持・修理し将来に伝えるために、文化財所有者等が実施する保存事業等に対し、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付している。

今回監査対象とした指定文化財は表3のとおりである。

(表2) 都内に所在する指定文化財 (令和5年4月1日現在)

(単位: 件)

文化財の種類	指定区分	指定者	件数	概要
有形文化財	国宝・重要文化財	国	2,834	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
	有形文化財	都	342	
無形文化財	重要無形文化財	国	39	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
	無形文化財	都	7	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	国	9	衣食住、生業、信仰、年中行事等に用いられる衣服、器具、家屋その他の有形の所産で国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
	有形民俗文化財	都	20	
	重要無形民俗文化財	国	8	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の所産で国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
	無形民俗文化財	都	62	
記念物	特別史跡・史跡	国	49	貝塚、古墳、旧宅その他の遺跡で、歴史の正しい理解のために欠くことができず、その遺構が比較的良好に原形を保っているもので歴史上又は学術上価値のあるもの
	史跡	都	106	
	旧跡	都	222	史跡に準ずるもので、歴史の正しい理解のために欠くことができず、その遺跡に歴史的価値の痕跡が残っているもの若しくは旧態を推定し得るもの又は墓石、石碑その他歴史的価値のある記念物
	特別名勝・名勝	国	12	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
	名勝	都	12	
	特別天然記念物・天然記念物	国	15	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。 )及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。 )で学術上価値の高いもの
	天然記念物	都	63	
	合計		国	2,966
都			834	

(表3) 監査対象文化財

団体名	文化財の名称	指定区分	指定者	指 定 年月日	文化財の所在地
宗教法人浄 眞寺	木造阿弥陀如来(九品)坐 像(三仏堂安置)・木造釈 迦如来坐像(本堂安置)	有形文化財 (彫刻)	都	昭和 38.3.19	世田谷区奥沢七丁目 41番3号
学校法人清 泉女子大学	旧島津家本邸	重要文化財 (建造物)	国	令和 1.12.27	品川区東五反田三丁目 16番21号
宗教法人浅 草寺	伝法院庭園	名勝	国	平成 23.9.21	台東区浅草二丁目
	浅草寺伝法院	重要文化財 (建造物)	国	平成 27.7.8	台東区浅草二丁目 49 番地
	浅草寺二天門	重要文化財 (建造物)	国	昭和 21.11.29	台東区浅草二丁目 3番 1号
公益財団法 人横山大観 記念館	横山大観旧宅及び庭園	史跡及び名勝	国	平成 29.2.9	台東区池之端一丁目 4 番 24号

(2) 補助金交付状況

都が交付した補助金の交付状況は表4のとおりとなっており、このうち、今回監査の対象とした団体に対する交付状況は表5のとおりである。

(表4) 補助金交付状況

(単位：件、千円)

分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国指定文化財	101	464,471	92	364,682	118	477,542
都指定文化財	50	271,960	50	232,154	48	268,350
合計	151	736,431	142	596,836	166	745,892

(表5) 団体別補助金交付状況

(単位：千円)

団体名	補助対象事業名	分類	補助金額		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
宗教法人浄真寺	木造阿弥陀如来（九品）坐像・釈迦如来坐像修理工事事業	都指定	-	-	25,363
	木造阿弥陀如来（九品）坐像修理事業	都指定	28,860	28,879	-
	浄真寺の二十五菩薩練供養伝承基盤整備事業	都指定	7,056	-	-
学校法人清泉女子大学	旧島津家本邸事務所 防災施設整備（建造物）（耐震対策工事）事業	国指定	-	69,552	29,750
宗教法人浅草寺	伝法院庭園 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	国指定	36,942	45,504	25,755
	浅草寺伝法院客殿ほか5棟 建造物保存修理事業	国指定	62,500	62,500	121,250
	浅草寺伝法院 指定文化財管理事業	国指定	61	61	37
	浅草寺二天門 指定文化財管理事業	国指定	82	82	82
公益財団法人横山大観記念館	横山大観旧宅及び庭園 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	国指定	2,122	1,509	2,348
	横山大観旧宅及び庭園 防災施設整備（記念物）事業	国指定	15,864	27,916	61,194
合計			153,487	236,003	265,779

### (3) 補助金の算定方法

#### ア 国指定文化財

都の補助金額は、国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日付文化庁長官裁定）等に基づき国庫補助事業として交付決定された事業について、国庫補助対象経費から国庫補助額（国の新型コロナウイルス感染症対応措置（注1）の適用を受ける場合は当該措置を適用しない場合の国庫補助額）を差し引いた残余の補助対象経費に国の補助率（前記措置を適用しない場合の国庫補助率）と同率を乗じて算定する。

ただし、国庫補助金で最高限度額（率）を定めている場合には、定められた限度額（率）を超えない範囲とする。

#### イ 都指定文化財

要綱で定める補助対象経費に補助率を乗じて算定する。

補助率は50%で、補助事業者が区市町村又は営利法人以外の者である場合には、表6により算出した補助事業の事業規模指数に応じて、5%から35%までの補助率の加算を行うことができる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により補助事業者の収入額が減少した場合、令和3年度においては、一定の条件を充たせば、都補助金について10%の補助率の加算等を行う。

ただし、いずれの場合も加算後の補助率の上限は85%とする。

(表6) 事業規模指数の算出方法

$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{補助事業の施工年度数}}{\text{補助事業者の財政規模（注2）}}$
--

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により補助事業者の収入額が減少した場合、令和3年度においては、一定の条件を充たせば、国庫補助金について10%の補助率の加算等を行う措置。ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

(注2) 当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3年度の決算の収入額の平均額により算出する。

## 第3 監査の結果

### 1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、補助金額の算定は適正か、補助金申請及び局による審査が適切に行われているか、補助による事業の効果が発現されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

### 2 指摘事項

#### (1) 局

ア 補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきものの

補助対象経費に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含めて交付している補助金で、補助対象事業者が消費税の課税事業者である場合において、事業者が補助金交付後に消費税等の確定申告で課税売上高に対する消費税額から補助対象経費中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）して納税するときは、補助対象経費に含まれる消費税等を実質的に負担していないことになるため、当該控除額に対応する補助金額の返還を求める必要がある。

このため、上記のような補助金で、補助対象事業者が補助対象経費中の消費税について確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は、上記の返還に関する手続規定を補助金交付要綱等に定めなければならない。

しかしながら、これを今回監査対象とした文化財保存事業費補助金について見たところ、都の要綱には該当規定がないことが認められた。

庁は、補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定められたい。

（教育庁）

公益財団法人東京都歴史文化財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都歴史文化財団	令和5年10月3日から 同年10月23日まで	令和3年度及び 令和4年度の 補助対象事業等
局	生活文化スポーツ局	令和5年9月29日 及び同年10月24日	

2 団体の概要

設立の目的	都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図ることを目的とする	
主な沿革	昭和57年 財団法人東京都文化振興会設立 平成 2年 財団法人江戸東京歴史財団設立 平成 7年 財団法人東京都文化振興会と財団法人江戸東京歴史財団を統合し、財団法人東京都歴史文化財団を設立 平成22年 公益法人制度改革に伴い公益財団法人東京都歴史文化財団に移行	
事業の概要	1 国指定重要文化財等を活用した芸術文化の振興 2 江戸及び東京期を中心とした都市の歴史と文化の振興 3 写真及び映像文化の振興 4 現代美術を中心とした芸術文化の振興 5 美術を中心とした芸術文化の振興と表現活動拠点の提供 6 音楽、演劇、歌劇、舞踏等の芸術文化の振興 7 若手芸術家の育成、支援及び芸術家と都民との交流の振興	
所在地	千代田区九段北四丁目1番28号	
組織	総務部、アーツカウンシル東京、庭園美術館、江戸東京博物館、東京都美術館、写真美術館、現代美術館、東京文化会館、東京芸術劇場	
人員	役員12名(理事長1名、理事9名、監事2名。うち常勤1名、非常勤11名) 職員442名(うち31名を都から派遣)	
都との関係	出えん	基本財産15億5,149万8,020円のうち、2億円
	基金への出えん(表1)	9億7,150万余円(令和3年度末残高) 10億5,065万余円(令和4年度末残高)
	補助金(表2)	18億8,223万余円(令和3年度) 21億8,387万余円(令和4年度)
	負担金(表3)	23億 384万余円(令和3年度) 14億6,610万余円(令和4年度)
	公の施設の管理運営(表4)	82億6,920万余円(令和3年度) 87億2,965万余円(令和4年度)

都との関係	経常収益に占める都からの収益(表5)	経常収益160億余円のうち、127億余円(79.4%)		
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。		
	指定管理者 運営状況評価	施設名	令和3年度	令和4年度
		東京都庭園美術館	A	A
		東京都江戸東京博物館	A	A
		東京都写真美術館	A	B
		東京都現代美術館	S	A
		東京都美術館	A	A
		東京文化会館	A	A
		東京芸術劇場	B	A

(注) 令和5年3月31日現在

(表1) 出えん金(取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

事業名	令和2年度末残高	令和3年度			令和4年度		
		出えん額	取崩し額等	年度末残高	出えん額	取崩し額等	年度末残高
東京芸術文化創造発信助成事業	265	210	145	330	210	107	432
東京地域芸術文化助成事業	51	10	5	56	10	8	58
芸術文化による社会支援助成事業	13	30	15	27	30	17	40
Tokyo Tokyo FESTIVAL助成事業	851	—	449	402	—	402	—
スタートアップ助成事業	—	65	7	57	100	70	86
伝統芸能体験活動助成事業	—	10	0	9	10	10	8
ライフウィズアート助成事業	—	40	15	24	40	48	16
令和3年度大規模文化事業助成事業	—	460	442	17	506	115	407
令和4年度芸術文化魅力創出助成事業							
Tokyo Tokyo FESTIVAL企画公募事業	1,053	48	1,056	45	—	45	—
ファンタスティック・サイト事業	30	—	28	1	—	1	—
合計	2,266	873	2,168	971	906	826	1,050

(表2) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

補助金名	補助対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自主事業の実施に係る運営費補助金	収支差額	1,069,209	724,462	1,491,529
アーツカウンシル東京の事業に係る補助金	収支差額	1,169,271	1,147,769	615,922
その他		10,000	10,000	76,419
合計		2,248,481	1,882,232	2,183,870



(表3) 負担金の交付状況

(単位：千円)

事業名	令和3年度	令和4年度
TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト	30,860	29,906
Tokyo Contemporary Art Award	84,342	52,274
アール・ブリュット普及啓発事業	46,269	43,567
都民芸術フェスティバル等	184,860	193,089
クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー	33,787	118,021
東京文化プログラム等構築事業	4,400	—
オペラ夏の祭典2019-20	180,629	—
公式アートポスター展	13,796	—
Museum Start あいうえの	—	20,420
恵比寿映像祭	—	70,643
Music Program TOKYO	—	129,501
トーキョーアーツアンドスペース本郷外部柵崩壊対応	—	407
その他	10事業 1,724,896	7事業 808,269
計	18事業 2,303,843	16事業 1,466,102

(表4) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名	件名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
庭園美術館	施設の管理運営		—		426,462		429,961
	収蔵品購入経費		—		3,000		3,000
	その他個別協定		—	1	10,828	6	61,164
	小計		—		440,290		494,125
江戸東京博物館	施設の管理運営		1,899,598		1,938,856		1,689,678
	収蔵品購入経費		49,994		11,747		29,861
	その他個別協定	10	768,955	16	917,343	11	1,784,731
	小計		2,718,548		2,867,947		3,504,271
写真美術館	施設の管理運営		768,728		781,981		784,216
	収蔵品購入経費		49,998		11,742		49,834
	その他個別協定	2	23,792	3	20,624	4	33,161
	小計		842,518		814,348		867,211
現代美術館	施設の管理運営		990,152		1,019,338		1,019,250
	収蔵品購入経費		49,961		49,995		69,997
	その他個別協定	3	61,081	5	67,034	4	23,407
	小計		1,101,194		1,136,367		1,112,655
東京都美術館	施設の管理運営		594,737		638,689		562,962
	その他個別協定	4	72,260	2	52,621	3	18,309
	小計		666,997		691,310		581,271
東京文化会館	施設の管理運営		462,630		563,774		561,210
	その他個別協定	5	543,751	5	127,192	5	139,952
	小計		1,006,381		690,966		701,162
東京芸術劇場	施設の管理運営		1,057,296		1,175,394		1,079,480
	その他個別協定	4	95,490	8	210,779	9	174,857
	小計		1,152,786		1,386,173		1,254,337
事務局	施設の管理運営		223,188		241,798		213,864
	その他個別協定		—		—	1	752
	小計		223,188		241,798		214,616
計	施設の管理運営		5,996,329		6,786,292		6,340,621
	収蔵品購入経費		149,954		76,486		152,694
	その他個別協定	28	1,565,331	40	1,406,424	43	2,236,337
合計			7,711,614		8,269,202		8,729,652

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	17,220	—	17,270	—	16,047	—
都からの収益	15,122	87.8	14,254	82.5	12,739	79.4
受取補助金	2,238	13.0	1,878	10.9	2,183	13.6
受取負担金	4,791	27.8	2,303	13.3	1,465	9.1
指定管理料	7,711	44.8	8,269	47.9	8,729	54.4
出えん金取崩し	381	2.2	1,803	10.4	360	2.2
他の収益	2,097	12.2	3,015	17.5	3,308	20.6
公益目的事業会計	16,938	—	16,916	—	15,596	—
都からの収益	15,063	88.9	14,194	83.9	12,688	81.4
受取補助金	2,210	13.0	1,851	10.9	2,160	13.8
受取負担金	4,791	28.3	2,303	13.6	1,465	9.4
指定管理料	7,680	45.3	8,235	48.7	8,702	55.8
出えん金取崩し	381	2.3	1,803	10.7	360	2.3
他の収益	1,875	11.1	2,722	16.1	3,308	20.6
収益事業等会計	255	—	327	—	427	—
都からの収益	33	12.9	34	10.4	27	6.4
受取補助金	1	0.6	—	0	—	0
指定管理料	31	12.3	34	10.4	27	6.4
他の収益	222	87.1	293	89.6	400	93.6
法人会計	26	—	26	—	23	—
都からの収益	26	100	26	100	23	100
受取補助金	26	100	26	100	23	100
他の収益	—	—	—	—	—	—

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

### 第3 監査の結果

#### 1 監査の方法及び結果

公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）の補助対象事業及び指定管理事業等に係る会計経理等は適正に行われているか、補助対象事業等について補助等の目的に沿って事業が行われているか、指定管理事業について事業の趣旨に沿って運営されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

監査の結果、別項指摘事項のとおり、契約事務等について見直すべき事項が認められた。

#### (1) 事業実績

団体は、人件費及び事業費について都からの補助金を交付されているほか、「都民芸術フェスティバル」など都との共催事業を負担金により行い、出えん金により造成した基金を用いて「芸術文化による社会支援助成事業」などの芸術・文化団体への助成を行うなどして、都における芸術文化の振興に努めている。また、指定管理者として美術館、博物館、コンサートホール7施設の運営を行っている。詳細は、「第4 事業実績」のとおりである。

## 2 指摘事項

### (1) 支援業務の実態に合わせ適正な契約を締結すべきもの

財団は、表6のとおり、委託契約を締結し、アーツカウンシル東京機構の各部課に人員を配置して、表7の業務を行わせている。

ところで、厚生労働省は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の施行に伴い、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があるため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号。以下「基準」という。)を告示している。

基準によると、第2条に定める要件を全て満たしていなければ、労働者派遣事業を行っているものとするとしている。

財団は、この契約を委託であるとしているが、表8のとおり、基準により委託として認められる要件を満たしておらず、労働者派遣事業を行っていることとなるため、委託として契約していることは適正でない。

財団は、受託者に従事させる業務や管理方法を整理し契約内容を明確にするとともに、労働者派遣法に沿って適正な契約を締結されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
アーツカウンシル東京事業実施に関する支援業務委託	令和3.4.1～令和4.3.31	71,577,000
アーツカウンシル東京事業実施に関する支援業務委託	令和4.4.1～令和5.3.31	64,020,000

(表7) 令和3年度契約の仕様書の委託内容

担当業務	委託内容
(1) 事業統括責任者業務	<p>事業統括責任者は以下の業務に加え、下記(2)の業務のうち1ポストを兼務すること。</p> <p>ア 本業務委託に係る当財団との連絡調整窓口業務</p> <p>イ 各業務従事者の業務進行管理、内容確認及び報告</p>
(2) 事業運営管理業務 【9ポスト】	<p>ア 東京都及び芸術文化団体等との協定締結業務及び委託事業の契約締結関連業務並びに事業の進行管理業務及び各種調整業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都及び芸術文化団体等との共催協定の締結に係る事業計画書、収支予算書等の確認及びこれに係る調整</li> <li>・委託事業の仕様の作成等、契約締結に係る業務及びこれに関連する調整並びに履行確認業務</li> <li>・事業実施に当たってのスケジュール確認等、事業の進行管理業務及びこれに係る調整業務</li> </ul> <p>イ 事業の広報に関する進行管理及び確認業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化団体等及び委託業者に対する広報の進行管理（プレスリリースの時期、効果的な媒体等広報宣伝に係る調整）</li> <li>・個別事業に関するチラシ、ポスターなどの制作物等の確認</li> </ul> <p>ウ 事業実施当日の運営サポート業務及び履行確認業務</p> <p>エ 事業における芸術文化団体等への負担金及び助成金交付関係手続、交付審査及び決算審査等に関する業務並びに委託事業に係る各種報告書確認業務、支払関連業務等経理関係業務及びこれに係る調整業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化団体等に負担金及び助成金を交付するに当たっての収支予算書等のチェック等、書類の確認及びこれに係る団体調整</li> <li>・芸術文化団体等に交付した負担金及び助成金の精算及び決算に係る領収書等の証拠書類及び事業報告書等の確認並びにこれに係る調整</li> </ul> <p>オ その他本業務を行うに当たって必要な業務全般</p>
(3) 広報業務 【1ポスト】	<p>ア 全体広報に関する進行管理業務</p> <p>イ プレス関係者等からの問い合わせ、取材対応業務及び通訳業務</p> <p>ウ ウェブサイトやウェブマガジン、SNS (twitterやFacebook)、メールニュース等情報発信ツールの原稿作成、入力・運営管理業務及び英文の校閲業務</p> <p>エ 広報活動に必要となる情報の収集・分析に係る業務</p> <p>オ プレスリリース資料の原案作成・校正、その他各種広報媒体掲載（パブリシティ）に係る業務及び英文の校閲業務</p> <p>カ 広報物等印刷物の制作・配布、著作権管理等に係る業務</p> <p>キ 広報物等に使用するテキストの翻訳に係る業務</p> <p>ク 写真撮影等の記録及び画像編集業務</p> <p>ケ 広報物の配布・配信先等の管理業務</p> <p>コ 各種広報媒体掲載に向けた広報活動業務</p> <p>サ 個別事業の広報に関する進行管理支援及び事業担当者との調整業務</p> <p>シ その他本業務を行うに当たって必要な業務全般</p>
(4) TURN事業に係る企画調整業務	<p>(2)業務のうち1ポストについては、インクルーシブアートの側面から共催団体と協議しながら通年で企画の調整を行うこと。</p>

(表8) 基準と履行状況

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準	履行状況
<p>第二条 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。</p> <p>一 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること</p> <p>イ (前略) 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること</p> <p>(1) 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと</p> <p>(2) 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと</p> <p>ロ (前略) 労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること</p> <p>(1) 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理(これらの単なる把握を除く。)を自ら行うこと</p> <p>(2) 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理(これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。)を自ら行うこと</p>	<p>① 仕様書に各業務の概要・項目が記載されたのみで、委託内容や対象事業等が具体的に記載されておらず、仕様書に定められた報告書も提出されていない。そのため、業務内容や履行状況、管理方法などが確認できない。また文書により明確な業務内容を受託業務責任者に指示しなければ、受託者は業務を行えないが、その文書がない。</p> <p>② 従事者の管理について、委託者である財団の職員が、「管理表」(従事者の勤務時間等が記載されている手書きのタイムカード形式のもの)の「確認」欄に押印している。また、受託者が作成した「スタッフの労務管理について」では、「有給休暇取得日までに上長の承認を得ること」「残業が発生するときは、事前に所属上長に了承を得ること」とあり、この「上長」はいずれも財団職員の事を指している。</p>
<p>ハ 該当がないため略</p>	
<p>二 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること</p> <p>イ (前略) 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること</p>	<p>③ 業務従事者の旅費実費のうち定期区間を控除した金額については、仕様書に定めがあり、財団が負担している。</p>
<p>ロ 該当がないため略</p>	

(2) 産業廃棄物を適正に処分すべきもの

財団は、江戸東京博物館において、大規模改修に伴い、表9のとおり、既存収蔵庫等の解体等業務を委託により実施している。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、廃棄物の運搬・処分を委託する場合は、許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないと定めている。

そこで、解体により発生する産業廃棄物の処分について見たところ、受託者が排出事業者として廃棄物処理業者に収集運搬及び中間処分を委託している。

しかしながら、この場合、発生する産業廃棄物の排出事業者は財団であるから、財団が廃棄物処理業者に直接委託すべきであるが、財団はこれをしておらず、適正でない。

財団は、産業廃棄物を適正に処分されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表9) 契約の概要

(単位：円、t)

契約件名	契約日 履行期限	契約金額	委託内容	廃棄量
本館4階収蔵庫の中二階撤去等業務委託	令和4.7.6 令和4.8.31	41,435,900	収蔵庫を構成する棚部材の分解・撤去、移設	90
本館特別展示室オカムラ社製展示ケース解体・撤去業務委託	令和4.7.19 令和4.9.30	6,617,600	展示ケース4点の解体・撤去	34



(3) 耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要な施工内容を確認すべきもの

財団が指定管理者として管理している庭園美術館には、国の重要文化財の茶室があり、来館者の通常の見学に加え、不定期に行われる呈茶（注1）やワークショップ等において、事前申込みをした来館者等に利用されている。

茶室の天井のうち約4平方メートルは、<sup>じゅうらくつち</sup>聚楽土（注2）を塗った土塗天井であるが、令和4年5月に崩落し、財団及び局は、表10のとおり、安全管理のための対応を行ったとしている。

崩落の原因について財団は、前日の地震（震度2程度）の揺れ等によると考えられるとしているが、局は平成27年度から平成28年度に茶室の耐震化工事（以下「耐震化工事」という。）を行っており、この時に天井も改修している。

そこで、財団が天井の崩落について耐震化工事の受注者に確認したところ、受注者は、茶室の天井は、図1のように多層構造となっており、図2のとおり、チリトンボ(①)と<sup>きげ</sup>下げ葺(②)の取付け数量・位置等と、<sup>きじっくい</sup>生漆喰(③)が木摺りの隙間上部に十分な量で押し出されていることが、天井の強度を確保するために重要であるとしている。受注者は、耐震化工事において②及び③の施工内容に不備があったとして、耐震化工事の手直しを行っている。

本来であれば、当初に行った耐震化を目的とする工事の実施時に、施工計画に①から③の落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を受注者に記載させ、局が確認している必要がある。

しかしながら、耐震化工事の施工計画や記録には、壁、天井を含めた左官工事全般の仕様については記載があるものの、①から③の施工に係る記載がなく、局は落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を施工計画により確認していない。

局は、耐震化工事の実施に当たり、天井の落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を確認されたい。

(注1) 正式な茶会ではなく、略式で茶を供すること

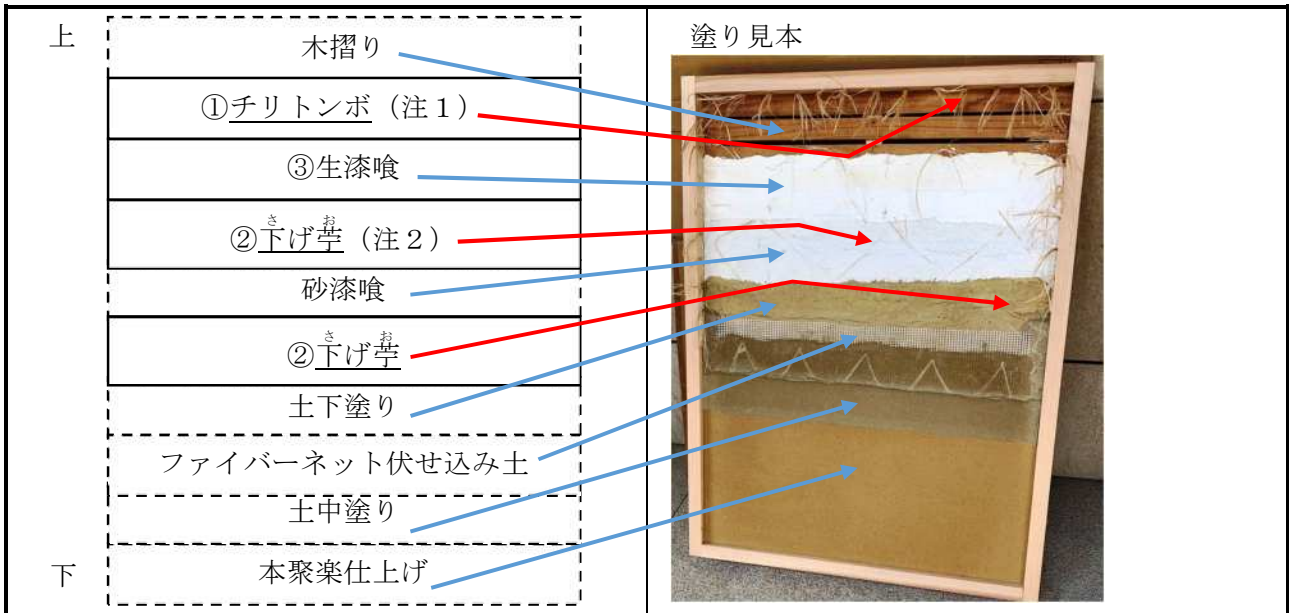
(注2) 京都産の壁土

(生活文化スポーツ局)

(表10) 茶室の状況と対応

No.	日付	茶室の状況と対応
1	令和4年5月4日	開館時間前に茶室天井の一部が崩落
2	令和4年5月4日～10日	財団が、来館者の茶室立入りがないよう、茶室入り口に誘導員を配置するなどして注意喚起
3	令和4年5月11日～6月12日	応急処置のための仮工事（崩落から残った天井部分の除去と、天井に板を貼付け、固定して、安全性の確保を図った）を実施
4	令和4年8月22日～9月11日	本復旧工事（耐震化工事の復旧及び手直し工事として、天井を図1の内容で復旧）を実施

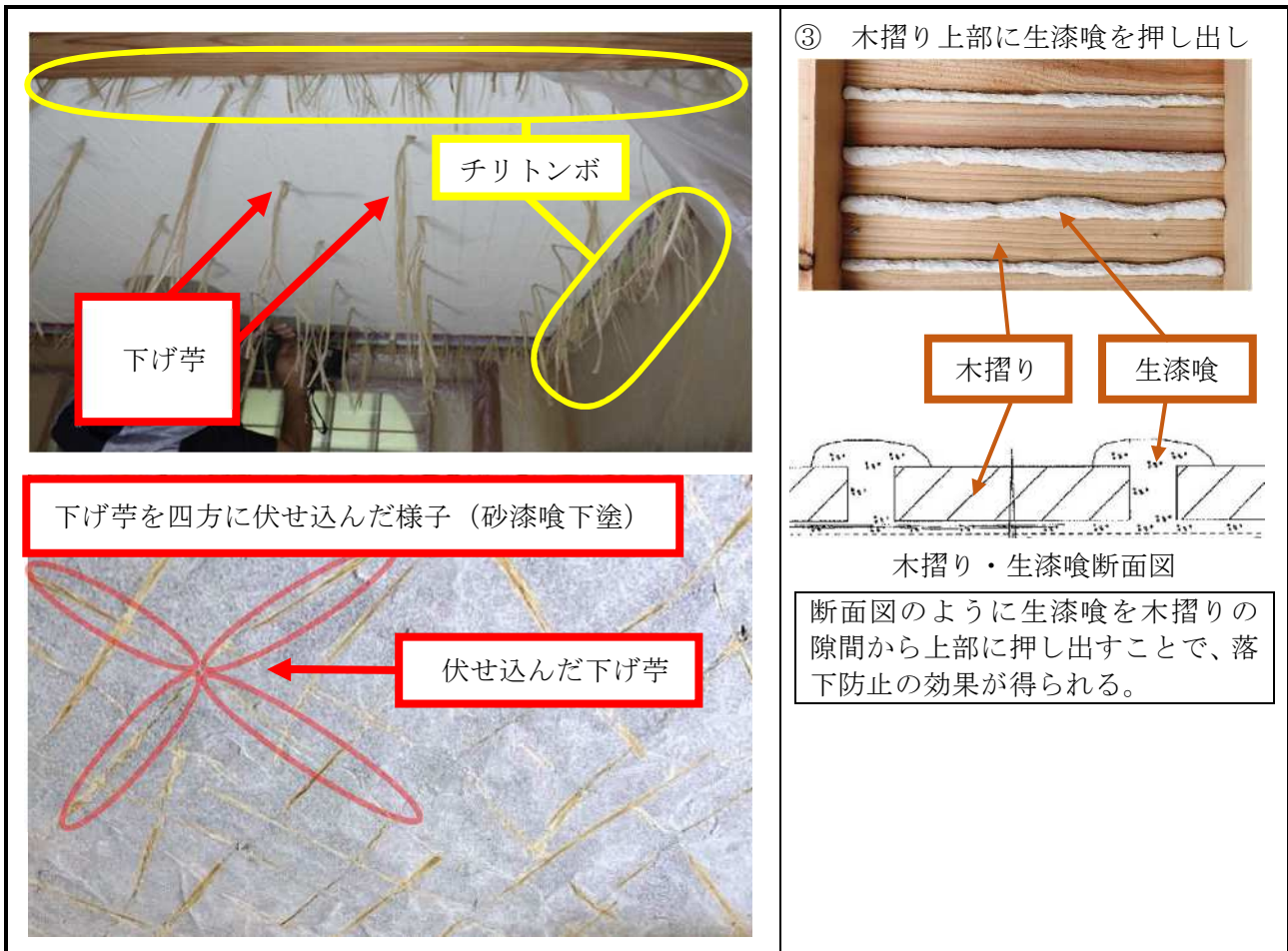
(図1) 手直し工事における茶室の天井部分の構造



(注1) 麻の繊維に釘を付けた左官材料で、チリ廻り（枠の内周）に打ち付け、土塗りしながら伏せ込み、枠と土塗天井との間に隙間ができないようにする。

(注2) チリトンボとおなじく麻の繊維を使用し、四方に広げて伏せ込むと、その先端が交差してひし形を形作り天井全面が一体になり、漆喰・土塗天井の落下防止効果が得られる。

(図2) 手直し工事の①チリトンボ、②下げ苧の伏せ込み（注3）、③木摺りへの生漆喰押し出し



(注3) この場合、生漆喰を強く押し付けて下げ苧を埋め込むこと

(4) 助成金の交付について

局は、財団が種々の目的の芸術活動を行う者にその費用を助成するための財源として、表11のとおり、出えん金を交付している。財団はこれを受けて、助成金交付要綱を定め、局の承認のもと、要綱に基づき助成事業を行っている。

(表11) 令和4年度出えん金による助成の状況 (単位:円、件)

助成金名称	令和4年度出えん額	交付決定件数	交付決定額
東京芸術文化創造発信助成金	210,000,000	107	162,817,000
東京地域芸術文化助成金	10,000,000	18	8,395,000
芸術文化による社会支援助成金	30,000,000	23	29,574,000
スタートアップ助成金	100,000,000	157	97,549,000
伝統芸能体験活動助成金	10,000,000	14	10,000,000
ライフウィズアート助成金	40,000,000	5	40,000,000
芸術文化魅力創出助成金	506,000,000	68	503,024,000

ア 交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの

財団は、都内における様々な芸術活動を支援するため、都からの出えん金等を原資として、日本国内に所在する芸術団体等に対し、助成金等を交付する事業を行っている。

ところで、助成対象経費に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含めて交付している助成金等で、助成対象事業者が消費税の課税事業者である場合において、事業者が助成金交付後に消費税等の確定申告で課税売上高に対する消費税額から助成対象経費中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）して納税するときは、助成対象経費に含まれる消費税等を実質的に負担していないことになるため、当該控除額に対応する助成金額の返還を求めることが必要である。

このため、上記のような助成金等で、助成対象事業者が助成対象経費中の消費税について確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は、上記の返還に関する手続規定を助成金交付要綱等に定めなければならない。

しかしながら、財団が行っている各種助成等事業では交付要綱等に該当規定がないことが認められた。

また、局は、財団が行う各種助成等事業のうち、都からの出えん金を原資とした助成等事業については、財団から交付要綱制定についての協議を受けていながら、本件について看過し、要綱を承認している。

財団は、助成金交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定められたい。

局は、財団に対して適切に指導されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(生活文化スポーツ局)

イ 助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの

財団は、各要綱により、助成対象事業者のうち個人については、「都内に居住していること」を要件として定めている。

しかしながら、財団は、交付決定後に個人の住所を確認しており、要件を確認しないまま、助成対象者を決定していることとなり、適正でない。

財団は、助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行われたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

ウ 各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの

財団は、実績額の確定に当たり、交付決定後に助成を受ける者に交付している「助成金事務手続きの手引き」(以下「手引」という。)に基づき、助成対象経費を科目ごとに報告させており、科目別の実績額が申請額を上回った場合には、その科目の助成額を申請額としているが、このことは要綱に定められていない。

また、財団は、公募ガイドラインに基づき、助成対象団体が事業に当たり利益を計上した場合、利益分を助成金額から差し引いているが、要綱上は事業実施に係る経費の2分の1を補助するとのみ規定している。

助成額の算定方法については、交付申請時に申請者が把握できるよう、各要綱で定める必要があるが、公募ガイドライン、手引により定めていることは適正でない。

財団は、各要綱により、助成額の算定方法を定められたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(5) 契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの

財団は、表12のとおり、財務規程（平成7年10月1日規程第10号）第40条により、財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとしており、第43条により、随意契約できる場合を限定している。

入札により契約の相手方及び契約金額を定めるに当たっては、まず、契約により物品またはサービスを調達する部署の事業担当が、契約金額の上限となる推定金額と調達するサービス等の内容を明確にした仕様書を定めて、実施起案をして決定したのち、契約の締結を担当する者（以下「契約担当者」という。）に契約の締結を依頼する。契約担当者は事業担当からの契約締結依頼に基づき、契約起案をして、入札参加者を選定し、入札を行って、最も低い金額を入札書により提示した者と入札金額により契約する手続（以下「契約事務」という。）を行う。

このような事務手続を行う趣旨は、事業担当を契約事務に関与させず、契約担当者が一定の基準により入札参加者を選定することで、契約締結に伴う透明性と公平性を確保し、事故の発生を予防するところにある。

また、目的とする物品やサービスを、入札を行うことで経済的に調達するためには、調達する物品やサービスの内容を仕様書により明確にする必要がある。

そこで、財団における契約事務について見たところ、次のとおり、契約事務の趣旨に沿っていない事務となっているものが見受けられ、適正でない。

財団は、契約事務を財務規程の趣旨に沿って行われたい。

（公益財団法人東京都歴史文化財団）

（表12）財務規程

第40条 財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとする。
第43条 第40条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合で、随意契約の相手方が暴力団関係者等でないときとする。
(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
(2) 緊急の必要により競争入札に付すことが不利と認められるとき。
(3) 競争入札に付すことができないとき。
(4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
(5) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
(6) 落札者が契約を締結しないとき。
(7) 予定価格が250万円以下の工事の請負契約、予定価格が160万円以下の売買契約その他の契約をするとき。
(8) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めたとき。

ア 契約事務について

現代美術館は、特命により、企画展に係るヴェルニサーージュ（注）、プレス内覧会の運営業務を、表13のとおり特命で委託している。

この契約について、契約台帳には、表14のとおり、請書の契約金額や実際の支払額と異なった契約金額が記載されている。

このことについて、財団は、事業担当が行う実施起案の決定過程において契約担当に回付して契約台帳に記入した後、推定金額の積算に計算誤りが判明したため、起案しなおした結果、契約金額と契約台帳記載額が異なることとなったとしている。

本来であれば、事業担当が実施起案の決定後、随意契約の締結依頼を受けた契約担当者が見積書を徴した上で、契約書または請書を作成し、契約金額等を契約台帳に記録すべきものであるが、財団の説明では、このような契約事務の仕組みが機能していないこととなり、適正でない。

契約担当者が見積書の徴取、契約金額の決定を事業担当から独立して行うことは、契約事務の公平性、透明性を確保するとともに、事故防止を図ることも目的としているのであるから、財団はその趣旨を十分に認識して、契約事務を行う必要がある。

(注) 正式な開幕前に非公開で行われる美術展の下見のこと

(表 1 3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
ディオール展 ヴェルニサージュ、プレス内覧会運営業務委託	令和4. 11. 22	令和4. 12. 20	1, 312, 036

(表 1 4) 契約台帳の記載内容

(単位：円)

契約件名	推定金額	契約金額
ディオール展 ヴェルニサージュ、プレス内覧会運営業務委託	1, 212, 986	1, 212, 986

#### イ 仕様書の記載内容について

財団は、江戸東京たてもの園収蔵建造物補修工事の実施設計を、表 1 5 のとおり、委託により実施している。

財団は、仕様書により、委託内容を表 1 6 のとおりとしているが、別紙により対象建物及び修復項目を示すべきところ、対象建物のみ記載しており、修復項目を記載しておらず、仕様書上、設計内容が明確に定められていないこととなり適正でない。

このことについて、財団は、設計業務を特命する者が令和 3 年度に行った収蔵建造物の保守点検業務委託の成果物を参照することで修復項目は明確になるとしているが、特命して行う契約であっても仕様書に業務内容を明確に記載することは、契約締結時の見積りや履行確認に必要である。

(表 1 5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
分館 収蔵建造物修復補修工事实施設計業務 (R4)	令和4. 4. 27	令和4. 7. 31	3, 833, 500

(表16) 委託内容

(1) 対象展示建物並びに修復項目：「別紙」修復補修建物 (R4) による
(2) (1) の各項目の修復補修方法の検討 (不具合原因の把握を含む)
(3) (1) の各項目の修復補修に係る設計図書の作成
(4) (1) の各項目の修復補修に係る積算業務
(5) (2) の修復補修方法に伴い必要のある構造チェック

## ウ 業務内容の変更について

財団の委託契約の業務内容について、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(ア) 財団は、緊急事態宣言の解除などにより、イベントや様々な文化事業開催の制限が徐々に緩和されるこの機を捉え、厳しい状況の中で芸術文化活動に取り組むアーティストや団体等を支援するため、大規模文化事業助成を行うこととし、この助成事業の運営 (事務局の設置等) について、表17のとおり、委託契約を締結している。

(イ) 財団は、財団が運営する文化施設において、来館者の実態と満足度を把握するため、表18のとおり、委託契約を締結し、基本調査により各館来館者の満足度を把握するとともに、オプション調査により文化施設が直面している課題についてテーマを絞った調査を行うこととしている。

財団は、いずれの契約についても、表17及び表18のとおり、仕様書と異なる内容の業務を行わせている。しかしながら、財団は業務内容を変更するに当たり、口頭のみで受託者に指示しており、委託契約の契約変更手続を行っていない。

(表17) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
大規模文化事業助成実施運営に係る業務委託	令和3.11.1	令和4.3.31	13,999,700
仕様書で定められた内容		実際の履行	
ア 国内外に対して効果的な広報計画及びスケジュールを計画し、実施すること。 イ 広報はネットを中心として実施するものとし、広報内容は公表前に当財団の承認を得ること。 ウ 本事業についての掲載記事等は、記事掲載後速やかにPDF化した上、適宜報告すること。	財団が過去に実施した企画の公募にエントリーした団体や個人宛てなどにメールで助成事業の公募案内を送付した。 (財団は2,456件に送付したとしている)		

(表18) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
令和3年度東京都歴史文化財団顧客満足度調査委託	令和3.4.1	令和4.3.31	13,993,760
仕様書で定められた内容		実際の履行	
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本調査の内容 アーツカウンシル東京の事業については、アーツカウンシル東京で実査を行い、回収されたアンケート調査票をもとに、集計・分析を行うこと。</li> <li>成果品 文化施設ごとの調査分析報告書 (※アーツカウンシル東京の事業含む)</li> </ul>	顧客満足度調査の対象施設の経年 (平成21年～令和3年) 比較を提出した。(A4を1枚)		

(6) ネットワーク整備工事について

財団は、財団のコレクション、展覧会、公演等をデジタル化し、オンライン上で公開するほか、最先端技術を活用した新たな芸術文化の鑑賞体験を提供するために、各美術館等に事業系ネットワークの整備を行っている。

令和4年度に、財団は、事業系ネットワークの整備内容や運用保守の仕様を検討するためとして、表19の契約により、

- ① 整備するネットワークの要件の洗い出し
  - ② ネットワーク構成や資材の仕様の明確化
  - ③ ネットワークの運用保守に必要な情報の洗い出し
  - ④ 整備時の納品物の明確化
  - ⑤ 運用保守のために必要な構成情報の最新化の手法の明確化
- を行わせている。

このことについて、次のとおり適正でない点が見受けられた。

(表19) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
令和4年度「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」事業系ネットワーク整備の仕様策定支援業務委託	令和4.6.13	令和4.8.31	3,498,000

ア 契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの

財団は、財務規程第40条により、財団の契約は、原則として、指名競争入札により行うとしている。入札は、仕様書等で明確に定めた内容を示して、これに対応する金額を入札させることで、経済的に契約を締結することを目的の一つとしている。したがって、入札に付する案件は、仕様書等により、契約の履行に係る対価を算定するに足るだけの明確な内容を定めることが必要である。また、仕様書は、履行内容が契約に沿っているかの確認にも必要なものであるから、その点からも、契約の目的に沿って履行されるよう、内容を明確に記載する必要がある。

この契約では、

- ① 整備するネットワークの要件の洗い出し
- ② ネットワーク構成や資材の仕様

を同時に行うこととしているが、ネットワークの用途、利用場所等を仕様書により具体的に示していない。

また、財団は、館を含めた業者との打合せにおいて共通認識を得ているとしているが、庭園美術館及び写真美術館については契約後に打合せをした記録があるものの、江戸東京たてもの園、文化会館については記録を残していない。

これらのことから、明確に定めた仕様書に基づき入札を行っておらず、また、契約の履行確



認も仕様書に基づき行っていないこととなり、適正でない。

財団は、契約の目的に沿って履行されるよう、仕様書の内容を明確に記載されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

イ 契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの

財団は、仕様書により、①から⑤を行うために「整備委託先候補者の見積内容の精査」と「見積内容の前提となるネットワーク技術の解説や要件充足度合いの客観的評価」を行うものとしている。

ところで、財団は、財務規程第40条により、財団の契約は、原則として、指名競争入札又は随意契約の方法により行うとしている。入札は、入札に参加する者を事業担当に選定させず、契約担当が一定の基準により選定することで、公平性及び透明性を確保し、事故の発生を予防することを目的のひとつとしている。したがって、契約の相手方及び契約金額を決定し、契約を締結する事務（以下「契約事務」と言う。）に事業担当を関与させないことが必要となる。

しかしながら、仕様書策定支援では、事業担当が整備委託先候補者から見積りを徴することを前提としており、この委託で事業担当が整備委託先候補者を決めることは、以後の整備工事の入札参加者の選定に影響を与えることから、入札により契約の相手方を決定する契約事務の趣旨を阻却することとなる。

そこで、財団は、契約担当者が整備工事の入札参加者を適正に選定できる方法によりネットワークの仕様を明確にする必要があるが、そのためにはネットワークの用途や利用場所等を明確にした仕様書によりネットワーク設計委託を行って、整備するネットワークの内容を設計した後、設計書に基づいて整備工事を発注するべきである。

財団は、契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行われたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(7) 収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの

写真美術館は、表20の契約により、デジタルカメラを用いて収蔵作品の複写と資料情報システム用のデジタルデータの加工を行っている。デジタル化の目的は、資料情報システムなどを用いてパーソナルコンピュータのモニタにより閲覧できるようにするほか、図録やポスターなどへの利活用が考えられるとしている。

江戸東京博物館では、大規模改修に伴い、所蔵資料のうち、フィルムのデジタル化を表20の契約により行っている。館は、デジタル化の目的を、フィルムを外部収蔵庫に移動することから館内でデジタルデータとして閲覧できるようにすること、利用による劣化を防止すること、利活用の向上を図ることとしている。

また、江戸東京博物館は、所蔵資料の収蔵場所や貸出し等を管理するために構築している資料情報システムに、資料を撮影したデジタルデータをアップロードするため、表20のとおり、資料情報システムへのアップロード契約を締結している。館は、アップロードの目的を、資料整理等の管内業務への利用とデジタルアーカイブスにおける画像公開としている。

ところで、デジタルデータの作成に当たっては、表21のとおり、画像サイズ、圧縮率、解像度など、作成する画像データの詳細を指定する必要がある。

次に、表21のとおり、資料情報システムやWEBサイトでの利用など、コンピュータのモニタによる確認のためには、データサイズの小さいJPEG等の非可逆圧縮のデータを、モニタでの確認に必要最小限の画像サイズとすることが最適である。一方、印刷物に利用するためにはRAW等の無圧縮、TIFF等の可逆圧縮のデータを印刷する際に十分な解像度となるよう作成するなど、用途に合わせたデータとする必要がある。

さらに、データを委託により作成する場合には、作成するデータの内容を仕様書により明確に定めておく必要がある。

しかしながら、各契約を見ると、表22のとおり、

- ① データ作成に必要な仕様を仕様書に記載していないもの
  - ② 仕様を定めていても用途に応じた適切な仕様となっていないもの
  - ③ 受託者に行わせる業務を仕様書に明確に記載していないもの
- が認められ、適正でない。

財団は、各館において、用途に応じた適切な仕様を定め、受託者に行わせる業務を仕様書に明確に記載されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表20) 契約の概要

(単位:円)

館名	No.	件名	契約日 履行期限	契約金額
写真 美術館	1	収蔵作品の複写および情報システム用画像加工の委託	令和4.4.1 令和5.3.31	1,275,120
	2	収蔵予定作品の複写および収蔵作品の情報システム用画像加工委託	令和5.2.15 令和5.3.29	816,200
	3	収蔵作品複写および情報システム用画像加工(11月)	令和4.11.1 令和4.11.30	450,000
	4	収蔵作品複写および情報システム用画像加工(12月)	令和4.10.12 令和4.12.31	462,000
	5	収蔵大型作品の複写、情報システム用画像加工委託	令和4.12.22 令和5.5.31	830,500
江戸東京 博物館	6	令和3年度大規模改修に伴うポジフィルムのデジタル化委託	令和3.6.25 令和4.3.31	31,157,500
	7	令和4年度大規模改修工事とともに35mmカラーネガフィルムの電子化業務委託	令和4.9.1 令和4.11.30	2,618,000
	8	令和4年度資料画像の資料情報システムへのアップロード委託	令和5.1.19 令和5.3.31	4,950,000

(表21) デジタル画像関係の用語

画像サイズ	コンピュータのモニタ上で画像を表示した際の大きさを横・縦のピクセル数で表す。
ピクセル	画素、ドット。コンピュータで画像を扱う際に、色情報（色調や階調）を持つ最小単位。コンピュータのモニタの解像度の単位としても用いる。 監査日現在、1920ピクセル×1080ピクセルのモニタが一般的である。
解像度	コンピュータ画像の画素の密度を示す。単位はdpi。
dpi	dots per inch。1インチ当たりのドット数。
JPEG	コンピュータ上で静止画像を扱う際の圧縮形式で、画像の一部や画素の持つ情報の欠損を許容しデータ容量を圧縮することができるが、一旦欠損した情報を復元することができない。（非可逆圧縮） 画素の持つ情報が欠損するため、色や明るさを調整すると画質の劣化が顕著になることから、印刷原稿には適さず、Webサイトなどコンピュータのモニタ上で確認する用途に適する。
TIFF	コンピュータ上で静止画像を扱う際の圧縮形式で、画素の持つ情報を欠損することなくデータ容量を圧縮し、元の画像を復元できる（可逆圧縮）がJPEGと比較するとデータ容量が大きい。 色や明るさを調整しても画像の劣化が少なく、厳密な色彩を要する印刷物の原稿に適する。
RAW	デジタルカメラの感光体の画素ごとの情報を加工せずに保存するもの。極めて容量が大きい、色彩や明るさなどの調整に最も適する。

(表2-2) データ作成に係る仕様と問題点

No.	件名	デジタルデータの仕様	仕様の問題点
1	収蔵作品の複写および情報システム用画像加工の委託	カラーチャートと収蔵作品番号を写し込む。 圧縮形式RAW, JPEG	<p>② JPEG形式はモニタ (1,920×1,080ピクセル) 確認用であるが、11,648×8,736ピクセル 5,328×4,000ピクセルは画像サイズが過大である。</p> <p>② 契約により、11,648×8,736ピクセルの場合と5,328×4,000ピクセルの場合があるが、サイズが異なる合理的な理由がなく、いずれも印刷時の精細度を考慮して決定していない。</p> <p>③ TIFFデータの作成を必要とする場合を仕様書に記載していない。</p> <p>③ JPEG作成時に必要に応じてカラーチャートを用いたカラーマッチングを行っているが、カラーマッチングを行うことも、どのような場合に行うかも仕様書には記載していない。</p>
2	収蔵予定作品の複写および収蔵作品の情報システム用画像加工委託	館の中判デジタルカメラ使用 (カメラ使用時11,648×8,736ピクセル) 必要に応じてTIFF形式のデータの作成	
3	収蔵作品複写および情報システム用画像加工(11月)	<p>カラーチャートと収蔵作品番号を写し込む。 圧縮形式RAW, JPEG JPEGは5,328×4,000ピクセル 必要に応じてTIFF形式のデータの作成</p>	
4	収蔵作品複写および情報システム用画像加工(12月)		
5	収蔵大型作品の複写、情報システム用画像加工委託		
6	令和3年度大規模改修に伴うポジフィルムのデジタル化委託	TIFF、JPEG	① スキャンの精細度2,400dpi以上でデータを作成したとしているが、仕様書に記載していない。
7	令和4年度 大規模改修工事にともなう35mmカラーネガフィルムの電子化業務委託	スキャンの精細度2,400dpi以上 圧縮形式JPEG ファイルサイズ10MB前後	② 35mmフィルムでは3,307×2,267ピクセルとなるが、モニタ確認用としては画像サイズが過大であり、JPEGであるため印刷の用途に適さない。
8	令和4年度資料画像の資料情報システムへのアップロード委託(単価契約)	JPEGデータをアップロード TIFFファイルしかないものについてはJPEGデータに変換すること	① アップロードする際のJPEGファイルの画像サイズを指定していない。 ③ TIFFファイルからJPEGファイルに変換する必要がある数量を仕様書に記載していない。

(8) システム管理に必要な資料を備えるべきもの

情報システムやホームページを運用するためには、情報システムを構成するデータベース、ホームページに用いられているプログラムなど、それぞれの構築内容について現状を把握しておかなければ、保守管理委託や改修委託を行う際に、保守内容や改修箇所を仕様書により指示することができない。

このため、データベースについては、フルスクラッチ（既存のシステム等を利用せず、新たにシステム開発を行うこと）のデータベースの場合には要件定義書、論理設計書、画面設計書、帳票設計書等を、またパッケージソフトウェアをカスタマイズしている場合にはカスタマイズ内容を、それぞれシステム管理に必要な資料（以下「システムドキュメント」という。）として、常時、最新の状態で保管しているべきである。

また、ホームページの作成及び管理に当たっても、同様に、機能要件定義書を保管しているべきである。

しかしながら、財団は、次のとおり、システム管理に必要な資料を備えておらず、適正でない。

財団は、システム管理に必要な資料を、常時、最新の状態で備えられたい。

（公益財団法人東京都歴史文化財団）

ア 現代美術館は、表 2 3 のとおり、収蔵品の情報を公開するため、公開検索システムを構築している。これは、館が収蔵品の管理等のために運用している収蔵品管理システムに公開データの出力機能を追加し、そのデータを Web 上で公開するシステムを作成するとともに、財団が運用している「Tokyo Museum Collection」と連携するものである。

また、写真美術館及び江戸東京博物館においても、現代美術館と同様の収蔵品・資料の管理を行うためにデータベース化した資料情報システムを運用している。

しかしながら、いずれの館もシステム構築時や改修時に構築・改修を行った受託者からこれらのシステムドキュメントを提出させていない。

（表 2 3）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
収蔵作品公開検索システムの構築委託	令和3.8.25	令和4.3.28	2,227,500

イ 現代美術館は、表 2 4 のとおり、各種ホームページの保守管理の委託を行っており、仕様書により、機能要件定義書を変更時及び履行期限終了時に納品することとしている。

しかしながら、いずれの契約においても、受託者から機能要件定義書が納品されておらず、適正でない。

また、財団は、表 2 5 とおり、ホームページの保守管理運用の委託を行っているが、仕様書では機能要件定義書の納品を求めている。

しかしながら、将来において受託者が変更となった場合に備え、機能要件定義書の納品を仕様書において定めておくことが必要であるが、本部はこれを行っていない。

(表24) 現代美術館におけるホームページの保守管理の委託 (単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度トーキョーアーツアンドスペースホームページの保守管理運用サポート業務委託	令和4.4.1～ 令和5.3.31	1,517,375
令和4年度東京都渋谷公園通りギャラリーホームページの保守管理運用サポート業務委託	令和4.4.1～ 令和5.3.31	1,391,874

(表25) 財団におけるホームページの保守管理の委託 (単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度「Tokyo Art Navigation」の運用・保守業務委託	令和4.4.1～令和5.3.31	2,970,000

(9) ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの

庭園美術館は、正門横スペース改装等プロジェクトとして、旧朝香宮邸門衛所の一部をミュージアムショップとギャラリーを備えた施設としてリニューアルするため、表26のとおり、改装工事を行っている。

監査日現在、工事は完了しているものの、ミュージアムショップ等として運営が行われておらず、館は、出店者を募集するため、令和5年6月20日に公募要領を公開し、同年9月6日に出店者を決定し、令和6年1月に開店予定としている。

本来、工事竣工後、速やかにミュージアムショップ等を運営できるよう、先立って出店者の選定手続きを行うべきところ、館は、令和5年9月まで出店者の決定を行っておらず、効率的な運営となっていない。

館は、ミュージアムショップ等の運営を効率的に行われたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表26) 契約の概要 (単位:円)

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
東京都庭園美術館 (4) 旧門衛所改装工事	令和5.2.10	令和5.3.29	7,480,000

#### 第4 事業実績

##### 1 出えん金

財団は、都からの出えん金により基金を造成して、表27のとおり、助成事業を行っている。

(表27) 出えん金を財源とする主な助成事業

(単位：千円、件)

助成事業名称	助成事業の概要 ①助成対象事業 ②助成限度額 ③助成対象	令和3年度 令和4年度		
		出えん額	交付決定	
			件数	金額
東京芸術文化 創造発信助成	音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能及び複合の分野の公演・展示 ア① 都内で実施するもの ② 団体200万円、個人50万円 ③ 事業経費の1/2	210,000	119	146,429
	イ① 国際的な交流を行うもの ② 上限:団体400万円、個人50万円 ③ 事業経費の1/2	210,000	107	162,817
	ウ① 芸術文化の創造環境の向上を図るもの ② 上限:100万円 ③ 事業経費の2/3			
東京地域芸術 文化助成事業	① 都内の無形民俗文化財、地域の文化資源を活用した地域の文化振興に資する公演活動、映像による発信活動	10,000	14	6,915
	② 上限:50万円	10,000	18	8,395
	③ 事業経費の1/2			
芸術文化による 社会支援助成	① 様々な社会環境にある人が参加する芸術活動、社会や都市の課題に取り組む芸術活動	30,000	16	22,841
	② 上限:200万円	30,000	23	29,574
	③ 事業経費の2/3			
スタートアップ 助成	① 東京を拠点とする新人芸術家や新進の芸術団体が行う、音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能及び複合の分野の公演・展示	65,000	103	64,654
	② 上限:団体100万円、個人30万円	100,000	157	97,549
	③ 事業経費の10/10			
伝統芸能 体験活動助成	① 伝統芸能の分野の体験活動等	10,000	17	10,000
	② 上限:100万円	10,000	14	10,000
	③ 事業経費の1/2			
ライフウィズ アート助成	① 都民が芸術文化に親しむ機会を創出する活動	40,000	7	40,000
	② 上限:2,000万円	40,000	5	40,000
	③ 事業経費の1/2			
芸術文化魅力 創出助成	① 複数の芸術団体・アーティストが参画する都民が芸術文化に親しむ機会を創出する活動	—	—	—
	② 上限:2,000万円	506,000	68	503,024
	③ 事業経費の1/2			

## 2 運営費補助金

財団は、人件費、事業費を対象として、都から補助金の交付を受けている。主な補助金の概要は表28から表31までのとおりである。

### (1) 自主事業の実施に係る運営費補助金

(表28) 補助対象事業の概要

補助対象事業	① 財団本部（総務部・企画部・事業部）の事業 ② トーキョーアーツアンドスペース（TOKAS）における若手芸術家の支援・育成、滞在・制作・交流するための拠点の運営等 ③ 渋谷公園通りギャラリーにおけるアール・ブリュット（正規の美術教育を受けていない人による芸術）をはじめとした様々な作品展示等
補助対象経費	事業費及び管理費 固定資産及び特定資産の取得

(表29) 補助対象経費の主な内訳

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度
経常費用【財団本部】	249,894	868,393
事業費	223,966	844,762
管理費（法人会計）	25,928	23,630
固定資産及び特定資産【財団本部】	97,164	198,938
経常費用【TOKAS】	210,886	254,246
事業費	210,886	254,246
固定資産及び特定資産【TOKAS】	1,325	—
経常費用【アール・ブリュット】	164,713	169,951
事業費	164,713	169,951
固定資産及び特定資産【アール・ブリュット】	478	—
合計	724,462	1,491,529

### (2) アーツカウンシル東京の事業に係る補助金

(表30) 補助対象事業の概要

補助対象事業	芸術文化活動を支える人材の育成事業 東京の文化を国内外に対して発信する事業
補助対象経費	事業費及び管理費 固定資産及び特定資産の取得

(表31) 補助対象経費の主な内訳

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度
都以外からの収益 ①	12,892	126,372
経常経費計 ②	1,155,249	709,334
人件費	392,080	—
事業費	763,169	709,334
固定資産取得費 ③	5,412	36,902
合計 ④=②+③	1,160,661	746,237
補助対象経費 ⑤=④-①	1,147,769	619,864



### 3 負担金

財団は、都からの負担金の交付を受けて、都との共催事業を行っている。主な実績は表32のとおりである。

(表32) 負担金による主な事業実績

事業名	事業の概要
TOKYOスマートカルチャープロジェクト	収蔵品の3Dデータ作成 江戸東京博物館年バーチャル・ミュージアムコンテンツ制作 民間技術を用いた文化施設での実証実験
Tokyo Contemporary Art Award	海外で活躍する意欲とポテンシャルのある中堅アーティストを選定、公募し、展覧会開催まで継続的に支援
アール・ブリュット普及啓発事業	より多くの都民がアール・ブリュット等の作品に触れることができるよう展覧会等を開催
都民芸術フェスティバル	オペラ、オーケストラ、現代演劇、現代舞踊、伝統芸能等低廉な料金で質の高い舞台芸術を都民に提供
クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー	芸術文化の力や都立文化施設の資源を活用して高齢化や共生社会などの社会課題解決に向けた、調査研究、都立文化施設のアクセシビリティ向上、国際カンファレンスを実施
東京文化プログラム等構築事業	オリンピック・パラリンピック等が開催される東京を文化の面から盛り上げる「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の中核となる事業として、公募で採択された斬新で独創的な12件の企画を実施
オペラ夏の祭典2019-20	東京文化会館と新国立劇場との共催でオペラを実施 新国立劇場は公演を行ったが文化会館はコロナにより中止
公式アートポスター展	東京2020大会公式アートポスター及び東京2020オリンピック、東京2020パラリンピック両大会を象徴するアイコンックポスターを制作・展示
Museum Start あいうえの	小中高校生、保護者、学校教員等を対象として、作品や文化資源の観察・鑑賞を通し、現代社会に対応した統合的な学びを推進
恵比寿映像祭	将来性の高い日本の優れた映像作家へ制作委嘱した映像作品を展示上映、収蔵し、国内外で発信
Music Program TOKYO	音楽文化の活性化、創造力の向上を目指し、クラシック音楽を基軸とした多彩なコンサートなど音楽プログラムを実施
トーキョーアーツアンドスペース本郷外部樹崩壊対応	トーキョーアーツアンドスペース本郷の下水樹の破損が明らかとなったため補修

### 4 指定管理者としての施設の運営

財団は、表33の基本協定に基づき、江戸東京博物館外6施設を指定管理者として表34のとおり、運営している。このうち、庭園美術館外3施設については、別途協定を締結し、表35のとおり、収蔵品の購入を行っている。

また、運営に必要な施設の改修や修繕等についても、表36のとおり、都度、個別に協定を締結して実施している。

(表33) 基本協定等の概要

基本協定名	指定期間	指定管理料
東京都江戸東京博物館外6施設の管理運営に関する基本協定	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和3年度 6,786,292,000円
		令和4年度 6,340,621,000円

(表34) 施設の主な実績

施設名 庭園美術館			所在地 港区白金台五丁目21番9号		
令和3年度の主な実績			令和4年度の主な実績		
区分	実施数	入場者数	区分	実施数	入場者数
企画展	5回	123,886人	企画展	5回	151,537人
施設名 江戸東京博物館 (分館) 江戸東京たてもの園			所在地 墨田区横網一丁目4番1号 (分館) 小金井市桜町三丁目7番1号		
令和3年度の主な実績			令和4年度の主な実績		
区分	実施数	入場者数	区分	実施数	入場者数
本館 常設展	通年	339,620人	本館	大規模改修のため休館中	
本館 特別展	4回	80,634人	分館	通年	214,083人
分館	通年	116,052人			
施設名 写真美術館			所在地 目黒区三田一丁目13番3号		
令和3年度の主な実績			令和4年度の主な実績		
区分	実施数	入場者数	区分	実施数	入場者数
収蔵展	7回	54,214人	収蔵展	6回	101,732人
自主企画展	5回	101,047人	自主企画展	3回	95,903人
施設名 現代美術館			所在地 江東区三好四丁目1番1号		
令和3年度の主な実績			令和4年度の主な実績		
区分	実施数	入場者数	区分	実施数	入場者数
常設展	通年	80,583人	常設展	通年	104,290人
企画展	13回	357,325人	企画展	9回	359,433人
施設名 東京都美術館			所在地 台東区上野公園8番36号		
令和3年度の主な実績			令和4年度の主な実績		
区分	実施数	入場者数	区分	実施数	入場者数
特別展	3回	573,731人	特別展	5回	643,683人
企画展	1回	20,904人	企画展	1回	65,425人
展示室の貸出し			展示室の貸出し		
区分	貸出数	稼働率	区分	貸出数	稼働率
ギャラリー	897回	95.8%	ギャラリー	1,032回	98.2%
公募展示室	3,069回	91.3%	公募展示室	3,715回	98.6%
施設名 東京文化会館			所在地 台東区上野公園5番45号		
令和3年度の主な実績			令和4年度の主な実績		
区分	貸出数	稼働率	区分	貸出数	稼働率
大ホール	748回	78.2%	大ホール	834回	86.2%
小ホール	724回	79.4%	小ホール	816回	84.9%
リハーサル室	7,532回	91.8%	リハーサル室	7,240回	91.1%
施設名 東京芸術劇場			所在地 東京都豊島区西池袋一丁目8番1号		
令和3年度の主な実績			令和4年度の主な実績		
区分	貸出数	稼働率	区分	貸出数	稼働率
大ホール	621回	78.9%	大ホール	635回	83.9%
中ホール	860回	94.5%	中ホール	888回	96.3%
小ホール1	852回	90.7%	小ホール1	947回	95.9%
小ホール2	816回	86.3%	小ホール2	898回	95.6%
リハーサル室	3,255回	56.7%	リハーサル室	3884回	65.0%

(表35) 収蔵品の購入実績

(単位：点、円)

施設名	令和3年度		令和4年度	
	点数	金額	点数	金額
庭園美術館	1	3,000,000	3	3,000,000
江戸東京博物館	331	11,747,900	213	29,861,550
写真美術館	20	11,742,900	60	49,834,513
現代美術館	51	49,995,780	12	69,997,978
計	403	76,486,580	288	152,694,041

(表36) 個別協定一覧

施設名	年度	個別協定件名
庭園美術館	令和3年度	コロナ対策経費
	令和4年度	コロナ対策経費
		TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備 (情報基盤整備・ファイルサーバー容量増強・資料情報システム改修等)
		高圧ケーブル引換工事 樹木伐採・樹木診断等業務委託
江戸東京博物館	令和3年度	コロナ対策経費
		たてもの園復元建造物修繕工事の実施
		たてもの園復元建造物修繕工事設計の実施
		たてもの園復元建造物子宝湯バリアフリー化工事
		たてもの園屋外トイレ改修工事設計の実施
		たてもの園屋外トイレ改修工事
		たてもの園ナラ枯れ対策処理業務
		たてもの園倉庫軒裏天井改修工事
		たてもの園監視カメラ制御機器更新工事
		樹木伐採・撤去等業務
		常設展示室改修工事実施設計委託
		大規模改修関連調査経費
		大規模改修に伴う移転経費
		大規模改修に伴う埋設管路調査経費
	仮設事務所実施設計等委託	
	資料情報システム改修等	
	令和4年度	コロナ対策経費
		TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備 (情報基盤整備・ファイルサーバー容量増強・資料情報システム改修等)
		たてもの園復元建造物修繕工事
		たてもの園復元建造物修繕工事設計
たてもの園ナラ枯れ対策処理業務		
仮設事務所建設業務		
常設展示室改修工事に係る展示品撤去保管等業務		
大規模改修に伴う収蔵品等移転経費		
大規模改修に伴う準備経費		

(表36) 個別協定一覧 (前ページから続く)

館名	年度	個別協定件名
写真美術館	令和3年度	電子マネー決済等の導入
		コロナ対策経費
		写真美術館電話交換機入れ替え工事
	令和4年度	コロナ対策経費
		TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備 (情報基盤整備・ファイルサーバー容量増強・資料情報システム改修等)
現代美術館	令和3年度	電子マネー決済等の導入
		コロナ対策経費
		エスカレーター安全対策改修工事
		施設館内ネットワーク増速工事
		資料情報システム改修等
	令和4年度	コロナ対策経費
		TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備等 (ファイルサーバー容量増強・資料情報システム改修等) 現美非常用発電設備始動用空気槽交換工事
東京都美術館	令和3年度	電子マネー決済等の導入
		コロナ対策経費
	令和4年度	コロナ対策経費
		TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備等 (ファイルサーバー容量増強)
		空冷式モジュールチラー圧縮機交換工事
東京文化会館	令和3年度	電子マネー決済等の導入
		コロナ対策経費
		小ホール吊りマイク装置改修工事
		舞台照明維持補修工事外2件
		屋上漏水緊急補修工事外3件
	令和4年度	コロナ対策経費
		TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備等 (情報基盤整備・ファイルサーバー容量増強)
		舞台機構維持補修工事外1件 B2階奈落周囲等漏水対策工事
東京芸術劇場	令和3年度	電子マネー決済等の導入
		コロナ対策経費
		舞台音響設備更新工事外1件
		ワイヤレスインカム更新工事外2件
		施設館内ネットワーク増速工事
		地下4階排風機(EF-3)更新工事
		コンサートホールリミットスイッチ更新工事外3件
		プレイハウス移動型周辺機器更新工事外2件
	令和4年度	コロナ対策経費
		TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備等 (ファイルサーバー容量増強)
		舞台設備更新工事(第1期)から(第4期)まで
		5階デッキ床防塵塗装工事
		ストレージタンク加熱コイル交換工事 コンサートホール休憩時間表示システム補修工事

## 社会福祉法人等 35 団体

### 第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

### 第 2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	都が以下 3 つの補助金のいずれかを交付した団体のうち、社会福祉法人青い空保育園など 35 団体 56 施設 （詳細は表 1 及び表 2 のとおり） ①東京都保育サービス推進事業補助金 （637 団体 1,279 施設に交付） ②東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） （64 団体 83 施設に交付） ③東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設） （93 団体 124 施設に交付）	令和 5 年 9 月 11 日から同年 10 月 12 日まで （詳細は表 1 のとおり）	令和 3 年度及び令和 4 年度の補助対象事業
局	福祉局	令和 5 年 9 月 8 日及び同年 10 月 10 日	

（表 1）監査対象団体及び監査実施日

実地監査日	団体名		
9 月 11 日	社会福祉法人あしたばの会	社会福祉法人樹	社会福祉法人大泉旭出学園
12 日	社会福祉法人泉会	社会福祉法人揺籃会	—
13 日	社会福祉法人なぜの木会	社会福祉法人友愛学園	社会福祉法人友好福祉会
15 日	社会福祉法人ナオミの会	社会福祉法人南東北福祉事業団	—
20 日	社会福祉法人昭島愛育会	社会福祉法人あだちの里	社会福祉法人やなぎ会
22 日	社会福祉法人カナの会	社会福祉法人立野みどり福祉会	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
25 日	社会福祉法人足立邦栄会	社会福祉法人多摩福祉会	—
27 日	社会福祉法人青い空保育園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	社会福祉法人フィロス
28 日	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	社会福祉法人東京母子愛育会	—
29 日	社会福祉法人足立邦栄会	社会福祉法人正光会	社会福祉法人飛翔会
10 月 2 日	社会福祉法人大泉旭出学園	社会福祉法人江東こども会	社会福祉法人杉の子会
3 日	社会福祉法人至誠学舎立川	社会福祉法人双葉の園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

実地監査日	団体名		
4日	社会福祉法人打越保育園	社会福祉法人七五三会	日本赤十字社
6日	社会福祉法人けやき福祉会	社会福祉法人滝乃川学園	社会福祉法人千葉学園
11日	社会福祉法人緑榮会	—	—
12日	社会福祉法人代々木鳩の会	—	—

## 2 監査対象団体及び監査対象施設の概要

社会福祉法人青い空保育園など25団体は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所を都内に設置する団体である。

社会福祉法人あだちの里など9団体は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に定める障害者支援施設を都内に、また、社会福祉法人友好福祉会は都外にそれぞれ設置する団体である。

監査対象施設の概要は、表2のとおりである。

（表2）監査対象施設の概要（令和5年3月31日現在）

### ① 東京都保育サービス推進事業補助金

（単位：人）

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模 (注)	
			定員	現員
社会福祉法人青い空保育園	青い空保育園	世田谷区岡本	77	76
	上用賀青い空保育園	世田谷区上用賀	109	103
社会福祉法人昭島愛育会	昭栄保育園	昭島市拝島町	100	101
	松中保育園	立川市一番町	120	106
社会福祉法人あしたばの会	たんぼぼ保育園	文京区本郷	108	111
社会福祉法人樹	聖華こうどう保育園	足立区弘道	132	128
	聖華しおかぜ保育園	江東区塩浜	120	114
社会福祉法人打越保育園	打越保育園	八王子市長沼町	140	141
社会福祉法人カナの会	チャイルドスクエアそしがや	世田谷区祖師谷	49	47
社会福祉法人けやき福祉会	祖師谷わかば保育園	世田谷区祖師谷	124	123
社会福祉法人江東こども会	亀戸浅間保育園	江東区亀戸	80	79
社会福祉法人至誠学舎立川	至誠いしだ保育園	日野市万願寺	100	118
	万願寺保育園	日野市万願寺	45	53
社会福祉法人杉の子会	エイビイシイ保育園	新宿区大久保	90	81
社会福祉法人正光会	古里保育園	奥多摩町小丹波	70	70

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模	
			定員	現員
社会福祉法人立野みどり福祉会	立野みどり保育園	東大和市立野	131	132
	玉川上水保育園	東大和市桜が丘	101	101
	谷里保育園	東大和市狭山	238	221
社会福祉法人多摩福祉会	上北沢こぐま保育園	世田谷区上北沢	90	84
	砧保育園	世田谷区祖師谷	76	82
	こぐま保育園	多摩市永山	211	209
社会福祉法人千葉学園	ほほえみ保育園	江戸川区松島	95	78
社会福祉法人東京母子愛育会	東京母子愛育会保育園	新宿区北新宿	100	88
社会福祉法人ナオミの会	上北台こひつじ保育園	東大和市上北台	121	118
	空の鳥保育園	世田谷区野毛	99	98
	ナオミ保育園	世田谷区等々力	240	239
社会福祉法人七五三会	なごみ第二保育園	町田市原町田	100	86
	なごみ保育園	町田市原町田	87	87
社会福祉法人なぜの木会	千鳥さくら保育園	大田区千鳥	130	128
社会福祉法人飛翔会	こぼと保育園	町田市金森	65	72
社会福祉法人フィロス	ゆめの樹保育園なりたにし	杉並区成田西	108	97
	ゆめの樹保育園はつだい	渋谷区初台	71	46
社会福祉法人双葉の園	双葉の園 ひがしやま保育園	目黒区東山	140	139
	双葉の園保育園	目黒区大橋	165	154
社会福祉法人やなぎ会	府中愛児園	府中市八幡町	344	348
社会福祉法人揺籃会	第二わかくさ保育園	町田市木曽西	53	58
	町田わかくさ保育園	町田市成瀬	180	183
社会福祉法人代々木鳩の会	岡本こもれび保育園	世田谷区岡本	100	106
	等々力保育園	世田谷区等々力	100	105
	鳩の森保育園	渋谷区千駄ヶ谷	67	56
社会福祉法人緑榮会	墨田みどり保育園	墨田区亀沢	198	178

(注) 現員が定員を超過している施設があるが、これは主に、厚生省通知「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日付児発第73号)などにに基づき、待機児童解消を目的として、「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)において許容されている範囲で、定員を超過して児童を受け入れていることによるものである。

② 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）

（単位：人）

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模 (注)	
			定員	現員
社会福祉法人あだちの里	希望の苑 (生活介護)	足立区竹の塚	51	51
	希望の苑 (自立訓練)	足立区竹の塚	9	4
	希望の苑 (施設入所支援)	足立区竹の塚	60	55
社会福祉法人足立邦栄会	かえで (生活介護)	足立区皿沼	20	20
	かえで (施設入所支援)	足立区皿沼	10	9
	障害者支援施設 みずき (生活介護)	府中市朝日町	52	42
	障害者支援施設 みずき (施設入所支援)	府中市朝日町	32	30
社会福祉法人泉会	日の出舎 (生活介護)	日の出町平井	55	51
	日の出舎 (施設入所支援)	日の出町平井	45	45
社会福祉法人大泉旭出学園	旭出生産福祉園 (生活介護)	練馬区東大泉	120	118
	旭出生産福祉園 (施設入所支援)	練馬区東大泉	50	49
	調布福祉園 (生活介護)	調布市西町	80	79
	調布福祉園 (施設入所支援)	調布市西町	80	79
社会福祉法人滝乃川学園	滝乃川学園成人部 (生活介護)	国立市矢川	135	125
	滝乃川学園成人部 (施設入所支援)	国立市矢川	80	79
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	恩方育成園 (生活介護)	八王子市下恩方町	80	66
	恩方育成園 (施設入所支援)	八王子市下恩方町	80	63
	清瀬育成園ひだまりの里きよせ (生活介護)	清瀬市梅園	60	60
	清瀬育成園ひだまりの里きよせ (就労継続支援 (B型))	清瀬市梅園	12	9
	清瀬育成園ひだまりの里きよせ (施設入所支援)	清瀬市梅園	60	60
	杉並育成園すだちの里すぎなみ (生活介護)	杉並区今川	44	44
	杉並育成園すだちの里すぎなみ (自立訓練)	杉並区今川	6	4
	杉並育成園すだちの里すぎなみ (就労移行支援)	杉並区今川	6	4
	杉並育成園すだちの里すぎなみ (施設入所支援)	杉並区今川	50	50
	とぶき育成園 (生活介護)	八王子市戸吹町	93	91
	とぶき育成園 (施設入所支援)	八王子市戸吹町	80	79



団体名	施設の名称	所在地	施設の規模	
			定員	現員
社会福祉法人南東北福祉事業団	障害者支援施設 梅ヶ丘 (生活介護)	世田谷区松原	60	43
	障害者支援施設 梅ヶ丘 (自立訓練)	世田谷区松原	30	30
	障害者支援施設 梅ヶ丘 (施設入所支援)	世田谷区松原	60	40
社会福祉法人友愛学園	友愛学園成人部 (生活介護)	青梅市成木	60	60
	友愛学園成人部 (施設入所支援)	青梅市成木	60	60
日本赤十字社	日本赤十字社総合福祉センター 障害者支援施設 レクロス広尾 (生活介護)	渋谷区広尾	10	10
	日本赤十字社総合福祉センター 障害者支援施設 レクロス広尾 (施設入所支援)	渋谷区広尾	10	10

(注) 現員は、補助金の基準日が各月の初日であるため、令和5年3月1日時点の人数としている。

③ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(都外障害者支援施設) (単位:人)

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模 (注)	
			定員	現員
社会福祉法人友好福祉会	麦の家 (生活介護)	山梨県甲府市	50	47
	麦の家 (施設入所支援)	山梨県甲府市	50	47

(注) 現員は、補助金の基準日が各月の初日であるため、令和5年3月1日時点の人数としている。

### 3 都との関係

#### (1) 東京都保育サービス推進事業補助金の概要

都は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱(令和5年3月30日最終改正)に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費であり、交付額は表3から表5までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

(表3) 特別保育事業等推進加算

(単位：円)

加算項目		対象施設	単価	算定方法
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施		零歳児保育対策及び産休明け保育を実施する保育所	13,930	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施		零歳児保育対策を実施し産休明け保育を実施しない保育所	7,150	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育事業	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育を実施する保育所	17,200	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	2時間・3時間延長	2時間・3時間の延長保育を実施する保育所	10,610	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	4時間以上延長	4時間以上の延長保育を実施する保育所	11,060	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
病児・病後児保育事業		病児・病後児保育を実施する保育所(体調不良児対応型を除く。)	6,800	単価×延べ利用児童数
休日保育		休日保育を実施する保育所	4,160	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)		一時預かりを実施する保育所及び定期利用保育を実施する保育所	1,460	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)			2,920	単価×延べ利用児童数
障害児保育(特児対象)		障害児保育を実施する保育所(特別児童扶養手当支給対象児を受け入れた場合)	45,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
障害児保育(その他)	知的	障害児保育を実施する保育所(特児対象以外の知的障害児を受け入れた場合)	38,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
	身体	障害児保育を実施する保育所(特児対象以外の身体障害児を受け入れた場合)	31,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
分園設置		分園を設置している保育所	4,520	単価×月初の分園在籍児童数の12か月合計
アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を提供する保育所	22,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
夜間保育		夜間保育を実施する保育所	4,070	単価×月初の在籍児童数の12か月合計
零歳児保育(市部・小規模)		市部において零歳児保育を実施する定員60人以下の保育所	4,770	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育(町村部)		町村部において零歳児保育を実施する保育所	10,170	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育事業(町村部)		町村部において延長保育事業を実施する保育所	10,170	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して家庭を支援する保育所	30,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所	9,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
年末年始保育		12/29～1/3のうち2日以上開所する保育所	9,800	単価×延べ利用児童数

(表4) 保育所地域子育て支援推進加算 (ポイント制)

加算項目		対象事業	実施回数等の基準	ポイント (注)	
小中高生の育児体験受入れ		小中高生の職場体験、育児体験等を受け入れる。	年10日以上	12	
保育所体験		地域の子育て家庭に対して、在園児とともに保育所の生活を体験する取組を提供する。	年5回又は延べ10人以上	6	
			年10回又は延べ20人以上	12	
出産を迎える親の体験学習		出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延べ6人以上	6	
			年6回又は延べ12人以上	12	
保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生や他法人の研修生を職場に受け入れて指導・育成し、学校等に報告を行う。	年3人以上	8	
			年6人以上	16	
	加算分	基本分の研修・実習に加え、保育所体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1	
			基本分年6人以上	2	
			基本分の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1
				基本分年6人以上	2

(注) 1ポイント当たりの単価5万円を乗じて加算額を算定する。

(表5) 第三者評価受審費

(単位:円)

加算項目	算定基準	加算額	上限額 (注)
第三者評価受審費	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額	450,000
	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けていない場合	施設が評価機関に支払った額	600,000

(注) 加算額と上限額とを比較して少ない方を算定額とする。

## (2) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) の概要

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱 (障害者支援施設) (平成31年4月26日最終改正) に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費であり、交付額は表6から表8までにより算定した額の合計 (1,000円未満の端数切捨て) による。

(表6) 基本補助

(単位：円)

分類				施設規模別・月額単価（一人当たり）				
				～20人	21～40人	41～60人	61～80人	81人～
日 中 系	介護給付	生活介護	人配Ⅰ	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
			人配Ⅱ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
			人配Ⅲ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
			人配なし	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
	訓練等給付	自立訓練		11,000	10,400	9,800	9,600	9,300
		就労移行支援		17,800	17,100	16,500	16,200	16,000
		就労継続支援		14,600	13,900	13,400	13,100	12,800
夜 間 系	介護給付	施設入所支援		52,200	45,900	43,300	41,300	

(注1) 単価に人数を乗じて額を算定する。

(注2) 人数は各月初日の現員により算定。ただし、現員が定員を上回る場合は定員数を上限とする。

(注3) 人員配置体制加算（人配）は、平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づくものとする。

(注4) 基本補助単価の設定は、交付対象施設が行う日中系サービス定員の合計及び夜間系サービス定員それぞれに応じた定員区分により算定することとする。

(注5) 施設規模は、「東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領」に基づく指定を受けている部分を除くものとする。

(表7) 施設の努力・実績に対する加算

(単位：円)

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
メニュー選択式加算	<b>【グループ1】</b> (1) 施設において、前年度に障害支援区分4～6(4については行動関連項目10点以上)の者を定員等の50%以上受入れ ※50歳以上の者は1区分上位として扱う。 (2) 前年度に地域生活移行の実績がある。 (3) 当該年度にショートステイ(短期入所)を実施している。 <b>【グループ2】</b> (4) 当該年度に自立訓練事業を実施している。 (5) グループホームのバックアップ施設である。 (6) 同一法人において当該障害者支援施設とは別敷地において指定を受けている単独型通所施設を設置運営していること。または、当該障害者支援施設における日中系サービスの規模が施設入所支援より多いこと(12名以上)。  上記グループ1、2でそれぞれ2つ以上実施していること。	施設入所支援の利用者一人当たりの年額 単価Ⅰ ※グループ1-(1)を実施している場合に適用	487,000	単価×年度初日の加算対象者数
	施設入所支援の利用者一人当たりの年額 単価Ⅱ ※グループ1-(1)を実施していない場合に適用	161,000	単価×年度初日の加算対象者数	
障害者等雇用加算	次に定めるいずれかの障害者等を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が400時間以上(有給休暇を取得した時間、超過勤務時間等を含む。)である施設 ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有する者 ②満60歳以上65歳未満の者 ③母子家庭の母又は寡婦若しくはこれらに準じて取り扱うべき者	400～799時間	435,000	総雇用時間数に応じた金額
		800～1,199時間	726,000	
		1,200～1,599時間	1,016,000	
		1,600～1,999時間	1,306,000	
		2,000～2,399時間	1,597,000	
		2,400時間以上	1,887,000	
最重度障害者加算	施設入所支援の利用者であり、障害支援区分が6である者のうち、別に定める基準により最重度障害者であると施設長が認めた者を対象に判定を実施する。	定員40人以下	226,300	単価×各月初日の加算対象者
		定員41人以上60人以下	225,600	
		定員61人以上80人以下	225,300	
		定員81人以上	225,600	

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
医療的ケア 充実加算	<p>障害支援区分6の者を10名以上受け入れていること</p> <p>【医師及び看護師の配置体制】            小規模特例：医師おおむね週2回、看護師おおむね常勤1人            10～20人：医師おおむね週3回、看護師おおむね常勤1人            21～40人：医師おおむね週5回、看護師おおむね常勤2人            41～60人：医師おおむね週7回、看護師おおむね常勤3人            61～80人：医師おおむね週10回、看護師おおむね常勤4人            ※利用者の状態に応じて医師・看護師のほか、理学療法士、作業療法士、心理技術員、言語聴覚士、歯科衛生士を雇用することができる。            ※看護師のみを配置する要件とする場合は、看護師配置のみの単価を適用する。</p>	小規模特例 (看護師配置のみ)	5,971,000 (2,846,000)	1施設当たり年額
		10～20人受け入れ (看護師配置のみ)	11,171,000 (6,485,000)	
		21～40人受け入れ (看護師配置のみ)	17,141,000 (9,331,000)	
		41～60人受け入れ (看護師配置のみ)	26,750,000 (15,816,000)	
		61～80人受け入れ (看護師配置のみ)	37,921,000 (22,300,000)	
特定疾患等 対応加算	<p>当該障害者支援施設が医療的ケア充実加算の対象であり、かつ、特定疾患等の者を8人以上受け入れていること。</p> <p>【医師及び看護師の配置体制】            小規模特例：医師おおむね週5回、看護師おおむね常勤換算で3.3人            10～20人：医師おおむね週4回、看護師おおむね常勤換算で3.3人            21～40人：医師おおむね週2回、看護師おおむね常勤換算で2.3人            41～60人：看護師おおむね常勤換算で1.3人            61～80人：看護師おおむね常勤換算で0.3人            ※看護師は看護師のみとする。            ※看護師のみを配置する要件とする場合は、看護師配置のみの単価を適用する。</p>	小規模特例 (看護師配置のみ)	24,844,000 (17,033,000)	1施設当たり年額
		10～20人受け入れ (看護師配置のみ)	21,099,000 (14,851,000)	
		21～40人受け入れ (看護師配置のみ)	15,856,000 (12,732,000)	
		41～60人受け入れ (看護師配置のみ)	6,975,000 (6,975,000)	
		61～80人受け入れ (看護師配置のみ)	1,218,000 (1,218,000)	
特定支援充実加算	<p>障害支援区分に関わらず、触法行為又は処分等（懲役、執行猶予など）の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者であって、実施機関である区市町村から意見書があった者を入所から3年以内に限り対象とする。            ※ただし、国の地域生活移行個別支援特別加算の対象者を除く。</p>		116,000	単価×各月初日の加算対象者数

(注) メニュー選択式加算、最重度障害者加算、特定支援充実加算については、基本補助の対象となる利用者のみ適用する。

(表8) サービス評価・改善計画加算

(単位：円)

加算項目	対象施設	単価		算定方法
サービス評価・改善計画加算	第三者評価を受審又は利用者調査を実施する施設	第三者評価受審	700,000	1施設当たり年額
		利用者に対する調査実施	300,000	1施設当たり年額

(3) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）の概要

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）（平成31年4月26日最終改正）に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費であり、交付額は表9から表12までにより算定した額の合計（1,000円未満の端数切捨て）による。

(表9) 施設区分

施設区分	用語の意義
都外独占施設	東京都の区域内に所在する区市町村が支給する介護給付費等の支給を受ける者のみが利用する東京都の区域外に所在する障害者支援施設、知的障害者更生施設及び身体障害者療護施設
都外協定施設	<p>下記の全てに該当する障害者支援施設、知的障害者更生施設、身体障害者更生施設及び身体障害者療護施設</p> <p>(1) 平成15年3月31日以前の協定定員が、定員の40%以上であり、かつ20人以上であったこと。ただし、協定定員の50%以上が、視覚障害を伴う知的障害者等、特別な処遇又は専門的な療育を行うことを要する重度の知的障害者で占められ、都民の専門的需要に応える施設と認められるものにあつては、平成15年3月31日以前の協定定員が、定員の25%以上であり、かつ20人以上であったこと。</p> <p>(2) 平成15年3月31日以前において、重度者（旧都民重度含む）が協定定員の50%以上であり、かつ15人以上であったこと。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の状態が、恒常的に継続すると認められ、かつ東京都の区域内に所在する区市町村の介護給付費等の支給を受ける利用者が入所している施設</p>
都外特例施設	<p>下記の全てに該当する施設</p> <p>(1) 昭和55年4月1日以前から継続して東京都の区域内に所在する区市町村の措置を受けていた利用者が、定員の30%以上の人数であったこと。ただし、昭和55年4月1日現在、当該施設の設置者が同一の社会福祉法人等が設置している知的障害児施設に措置されていた児童で、年齢超過児童の解消を目的とした施設整備等に伴い、当該施設に入所した者は、昭和55年4月1日以前から継続して当該施設に入所していたものとみなす。</p> <p>(2) 対象入所者のうち、重度者（旧重度者、旧都民重度者含む）が8人以上いること</p>
都外一部利用施設	上記以外の都外所在施設で、平成15年3月31日（神奈川県所在施設については、平成17年3月31日）以前から東京都、東京都内に所在する区市町村の措置を受けていたものが在籍する施設



(表 10) 基本補助

(単位：円)

施設区分	分類			施設規模別・月額単価 (一人当たり)					
				～20人	21～40人	41～60人	61～80人	81人～	
都外独占施設、都外協定施設の一部(旧知的障害者施設)	日中系	介護給付	生活介護	人配Ⅰ	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
				人配Ⅱ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
				人配Ⅲ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
				人配なし	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
	訓練等給付	自立訓練	11,000	10,400	9,800	9,600	9,300		
		就労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,200	16,000		
		就労継続支援	14,600	13,900	13,400	13,100	12,800		
夜間系	介護給付	施設入所支援		52,200	45,900	43,300	41,300		
都外協定施設(旧身体障害者施設)及び都外一部利用施設(旧身体障害者施設)	施設入所支援利用者			2,700					
都外特例施設	日中系	介護給付	生活介護	人配Ⅰ	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
				人配Ⅱ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
				人配Ⅲ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
				人配なし	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
	訓練等給付	自立訓練	11,000	10,400	9,800	9,600	9,300		
		就労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,200	16,000		
		就労継続支援	14,600	13,900	13,400	13,100	12,800		
都外一部利用施設(旧知的障害者施設)	施設入所支援利用者			9,800					
	通所施設利用者			2,100					

(注1) 単価に人数を乗じて額を算定する。

(注2) 人数は各月初日の現員により算定。ただし、現員が定員を上回る場合は定員数を上限とする。

(注3) 人員配置体制加算(人配)は、平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づくものとする。

(注4) 都外独占施設、都外協定施設の一部(旧知的障害者施設)及び都外特例施設における基本補助単価の設定は、交付対象施設が行う施設入所支援定員に応じた定員区分により算定することとする。

(表 1 1) 施設の努力・実績に対する加算

(単位：円)

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
最重度障害者加算	施設入所支援の利用者であり、障害支援区分が6である者のうち、別に定める基準により最重度障害者であると施設長が認めた者を対象に判定を実施する。	定員40人以下	226,300	単価×各月初日の加算対象者
		定員41人以上60人以下	225,600	
		定員61人以上80人以下	225,300	
		定員81人以上	225,600	
特定支援充実加算	障害支援区分に関わらず、触法行為又は処分等（懲役、執行猶予など）の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者であって、実施機関である区市町村から意見書のあった者を入所から3年以内に限り対象とする。 ※ただし、国の地域生活移行個別支援特別加算の対象者を除く。	116,000		単価×各月初日の加算対象者数

(注) 都外独占施設かつ基本補助の対象となる場合のみに適用する。

(表 1 2) サービス評価・改善計画加算

(単位：円)

加算項目	対象施設	単価		算定方法
サービス評価・改善計画加算	第三者評価を受審又は利用者調査を実施する施設	第三者評価受審	1,200,000	1施設当たり年額
		利用者に対する調査実施	400,000	1施設当たり年額

(注) 都外独占施設のみに適用する。

## (4) 補助金交付額

補助金別・監査対象別の補助金交付額は表 1 3 のとおりである。なお、令和 4 年度交付金額は、交付額確定前の額である。

(表 1 3) 監査対象施設及び監査対象補助金交付額

## ① 東京都保育サービス推進事業補助金

(単位：千円)

団体名	施設の名称	令和 2 年度 交付金額	令和 3 年度 交付金額	令和 4 年度 交付金額
社会福祉法人青い空保育園	青い空保育園	7,706	4,707	7,040
	上用賀青い空保育園	5,503	12,957	15,147
社会福祉法人昭島愛育会	昭栄保育園	5,800	10,611	10,673
	松中保育園	10,217	7,892	6,298
社会福祉法人あしたばの会	たんぼぼ保育園	14,341	14,564	13,883
社会福祉法人樹	聖華こうどう保育園	3,657	6,458	9,075
	聖華しおかぜ保育園	12,781	14,267	11,614

団体名	施設の名称	令和2年度 交付金額	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額
社会福祉法人打越保育園	打越保育園	11,652	10,158	6,095
社会福祉法人カナの会	チャイルドスクエアそしがや	3,501	3,180	3,017
社会福祉法人けやき福祉会	祖師谷わかば保育園	5,850	12,235	14,109
社会福祉法人江東こども会	亀戸浅間保育園	4,810	5,800	5,754
社会福祉法人至誠学舎立川	至誠いしだ保育園	5,940	8,244	12,134
	万願寺保育園	5,860	5,254	5,285
社会福祉法人杉の子会	エイビイシー保育園	20,571	23,351	28,033
社会福祉法人正光会	古里保育園	12,343	12,332	15,273
社会福祉法人立野みどり福祉会	立野みどり保育園	9,806	14,574	11,660
	玉川上水保育園	13,027	12,814	11,962
	谷里保育園	22,913	19,177	23,006
社会福祉法人多摩福祉会	上北沢こぐま保育園	12,699	15,374	17,660
	砦保育園	6,526	10,028	9,299
	こぐま保育園	17,803	19,783	20,982
社会福祉法人千葉学園	ほほえみ保育園	2,732	3,030	5,514
社会福祉法人東京母子愛育会	東京母子愛育会保育園	1,368	1,132	264
社会福祉法人ナオミの会	上北台こひつじ保育園	5,368	6,862	7,507
	空の鳥保育園	3,523	4,565	4,876
	ナオミ保育園	20,652	18,155	24,292
社会福祉法人七五三会	なごみ第二保育園	9,807	7,926	7,654
	なごみ保育園	6,421	6,485	6,449
社会福祉法人なぜの木会	千鳥さくら保育園	5,651	3,855	5,064
社会福祉法人飛翔会	こぼと保育園	8,048	10,339	9,544
社会福祉法人フィロス	ゆめの樹保育園なりたにし	2,995	4,108	3,654
	ゆめの樹保育園はつだい	630	1,298	908
社会福祉法人双葉の園	双葉の園 ひがしやま保育園	4,738	7,930	8,032
	双葉の園保育園	7,647	9,762	11,821
社会福祉法人やなぎ会	府中愛児園	32,944	27,577	27,226
社会福祉法人揺籃会	第二わかくさ保育園	7,867	6,405	6,770
	町田わかくさ保育園	17,199	15,787	20,544

団体名	施設の名称	令和2年度 交付金額	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額
社会福祉法人代々木鳩の会	岡本こもればび保育園	9,544	9,853	10,516
	等々力保育園	19,918	15,720	16,197
	鳩の森保育園	4,425	3,290	4,357
社会福祉法人緑榮会	墨田みどり保育園	13,296	18,809	16,280
合計		398,079	426,648	455,468

② 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）（単位：千円）

団体名	監査対象施設の名称	令和2年度 交付金額	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額
社会福祉法人あだちの里	希望の苑	75,823	83,513	83,180
社会福祉法人足立邦栄会	かえで	22,535	25,013	27,352
	障害者支援施設 みずき	151,827	150,922	151,983
社会福祉法人泉会	日の出舎	63,335	62,882	63,042
社会福祉法人大泉旭出学園	旭出生産福祉園	87,355	88,424	91,525
	調布福祉園	224,374	224,782	217,918
社会福祉法人滝乃川学園	滝乃川学園成人部	149,787	150,626	151,554
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	恩方育成園	110,244	107,427	100,805
	清瀬育成園ひだまりの里きよせ	268,422	267,353	263,316
	杉並育成園すだちの里すぎなみ	79,408	78,732	78,846
	とぶき育成園	110,612	114,741	114,275
社会福祉法人南東北福祉事業団	障害者支援施設 梅ヶ丘	76,345	91,716	79,970
社会福祉法人友愛学園	友愛学園成人部	123,816	124,303	133,438
日本赤十字社	日本赤十字社総合福祉センター 障害者支援施設レクロス広尾	22,692	25,884	29,331
合計		1,566,575	1,596,318	1,586,535

③ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）（単位：千円）

団体名	監査対象施設の名称	令和2年度 交付金額	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額
社会福祉法人友好福祉会	麦の家	99,661	106,097	104,292
合計		99,661	106,097	104,292

### 第3 監査の結果

#### 1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京都保育サービス推進事業補助金、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）及び東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業が財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、局の事務が適切に執行されているか、などの着眼点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

#### 2 指摘事項

##### (1) 局及び団体

##### ア 補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）

局は、社会福祉法人等（以下「法人」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、16法人が運営する18施設で不適正な事例が認められた（過大交付額合計1,543万9,000円）。

法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。

（社会福祉法人昭島愛育会）

（社会福祉法人あしたばの会）

（社会福祉法人カナの会）

（社会福祉法人杉の子会）

（社会福祉法人正光会）

（社会福祉法人立野みどり福祉会）

（社会福祉法人多摩福祉会）

（社会福祉法人千葉学園）

（社会福祉法人東京母子愛育会）

（社会福祉法人ナオミの会）

（社会福祉法人なぜの木会）

（社会福祉法人飛翔会）

（社会福祉法人フィロス）

（社会福祉法人双葉の園）

（社会福祉法人代々木鳩の会）

（社会福祉法人緑榮会）

(福祉局)

(ア) 社会福祉法人昭島愛育会が設置する昭栄保育園で、表14のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業(その他・知的)において、対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表15のとおり、令和3年度分で55万8,000円が過大に交付されている。

(表14) 実績額の正誤表の内訳(昭栄保育園) (単位:円)

項目	誤		正		
	実績	金額	実績	金額	
内訳	特別保育事業等推進加算 a			8,503,230	
	障害児保育事業(その他・知的)	43人	1,634,000	37人	1,406,000
	育児困難家庭への支援	149人	4,470,000	148人	4,440,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b			1,100,000	
	出産を迎える親の体験学習	6ポイント	300,000	0ポイント	0
第三者評価受審費 c		450,000		450,000	
実績額【選定額】	A=a+b+c	10,611,230		10,053,230	

(表15) 令和3年度分過大交付額の算定(昭栄保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	10,611,230	10,053,230	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		10,611,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	10,611,000	10,053,000	558,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て(以下、同じ。)

(イ) 社会福祉法人あしたばの会が設置するたんぼぼ保育園で、表16のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施について、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表17のとおり、令和3年度分で38万4,000円が過大に交付されている。

(表16) 実績額の正誤表の内訳(たんぼぼ保育園) (単位:円)

項目	誤		正		
	実績	金額	実績	金額	
内訳	特別保育事業等推進加算 a			12,980,680	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	275人	3,830,750	274人	3,816,820
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	2人	2,920	25人	36,500
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	812人	2,371,040	749人	2,187,080
	アレルギー児対応	112人	2,464,000	102人	2,244,000
保育所地域子育て支援推進加算 b		1,200,000		1,200,000	
第三者評価受審費 c		0		0	
実績額【選定額】	A=a+b+c	14,564,990		14,180,680	

(表17) 令和3年度分過大交付額の算定(たんぽぽ保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	14,564,990	14,180,680	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		14,564,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		14,564,000	14,180,000	384,000

(ウ) 社会福祉法人カナの会が設置するチャイルドスクエアそしがやで、表18のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表19のとおり、令和3年度分で8万8,000円が過大に交付されている。

(表18) 実績額の正誤表の内訳(チャイルドスクエアそしがや)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	2,280,980		2,192,980
	アレルギー児対応	95人	2,090,000	91人	2,002,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	300,000		300,000
	第三者評価受審費	c	600,000		600,000
実績額【選定額】	A = a + b + c		3,180,980		3,092,980

(表19) 令和3年度分過大交付額の算定(チャイルドスクエアそしがや)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	3,180,980	3,092,980	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		3,180,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		3,180,000	3,092,000	88,000

(エ) 社会福祉法人杉の子会が設置するエイビイシイ保育園で、表20のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表21のとおり、令和3年度分で43万2,000円が過大に交付されている。

(表20) 実績額の正誤表の内訳(エイビイシイ保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	21,451,500		21,019,500
	アレルギー児対応	67人	1,474,000	55人	1,210,000
	障害児保育事業(特児対象)	24人	1,080,000	0人	0
	障害児保育事業(その他・知的)	0人	0	24人	912,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	1,900,000		1,900,000	
第三者評価受審費	c	0		0	
実績額【選定額】	A = a + b + c		23,351,500		22,919,500

(表21) 令和3年度分過大交付額の算定 (エイビイシイ保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	23,351,500	22,919,500	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		23,351,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		23,351,000	22,919,000	432,000

(オ) 社会福祉法人正光会が設置する古里保育園で、表22のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業（その他・知的）において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表23のとおり、令和3年度分で228万円が過大に交付されている。

(表22) 実績額の正誤表の内訳 (古里保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	10,332,120		8,052,120
	障害児保育事業（その他・知的）	96人	3,648,000	36人	1,368,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	2,000,000		2,000,000
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A = a + b + c			12,332,120
			12,332,120		10,052,120

(表23) 令和3年度分過大交付額の算定 (古里保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	12,332,120	10,052,120	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		12,332,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		12,332,000	10,052,000	2,280,000

(カ) 社会福祉法人立野みどり福祉会が設置する谷里保育園で、表24のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業（その他・知的）及び育児困難家庭への支援事業において、対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表25のとおり、令和3年度分で117万6,000円が過大に交付されている。

(表24) 実績額の正誤表の内訳 (谷里保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	18,377,920		17,201,920
	障害児保育事業（その他・知的）	120人	4,560,000	108人	4,104,000
	育児困難家庭への支援	192人	5,760,000	168人	5,040,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	800,000		800,000
第三者評価受審費		c	0		0
実績額【選定額】		A = a + b + c			19,177,920
			19,177,920		18,001,920



(表25) 令和3年度分過大交付額の算定(谷里保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正		過大交付額
実績額【選定額】	A	19,177,920		18,001,920		
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B			19,177,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		19,177,000		18,001,000		1,176,000

(キ) 社会福祉法人多摩福祉会が設置する砧保育園で、表26のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(2時間・3時間延長)において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表27のとおり、令和3年度分で99万7,000円が過大に交付されている。

(表26) 実績額の正誤表の内訳(砧保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正		
		実績	金額	実績	金額	
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	6,884,890	5,887,550		
	延長保育事業(2時間・3時間延長)	120人	1,273,200	26人	275,860	
	保育所地域子育て支援推進加算	b	2,700,000	2,700,000		
	第三者評価受審費	c	444,000	444,000		
実績額【選定額】		A=a+b+c		10,028,890		9,031,550

(表27) 令和3年度分過大交付額の算定(砧保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正		過大交付額
実績額【選定額】	A	10,028,890		9,031,550		
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B			10,028,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		10,028,000		9,031,000		997,000

(ク) 社会福祉法人千葉学園が設置するほほえみ保育園で、表28のとおり、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表29のとおり、令和3年度分で84万6,000円が過大に交付されている。

(表28) 実績額の正誤表の内訳(ほほえみ保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正		
		実績	金額	実績	金額	
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	2,130,000	1,584,000		
	育児困難家庭への支援	16人	480,000	14人	420,000	
	外国人児童受入れ	66人	594,000	12人	108,000	
	保育所地域子育て支援推進加算	b	900,000	600,000		
	出産を迎える親の体験学習	6ポイント	300,000	0ポイント	0	
第三者評価受審費	c	0		0		
実績額【選定額】		A=a+b+c		3,030,000		2,184,000

(表29) 令和3年度分過大交付額の算定 (ほほえみ保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	3,030,000	2,184,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		3,030,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		3,030,000	2,184,000	846,000

(ケ) 社会福祉法人東京母子愛育会が設置する東京母子愛育会保育園で、表30のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことや、外国人児童受入れにおいて、配慮を行っていることがわかる書類がなく補助要件を満たさないことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表31のとおり、令和3年度分で68万2,000円が過大に交付されている。

(表30) 実績額の正誤表の内訳 (東京母子愛育会保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正		
		実績	金額	実績	金額	
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	1,240,000		0	
	アレルギー児対応		22人	484,000	0人	0
	外国人児童受入れ		84人	756,000	0人	0
	保育所地域子育て支援推進加算	b		0		0
	第三者評価受審費	c		450,000		450,000
実績額【選定額】		A = a + b + c	1,690,000		450,000	

(表31) 令和3年度分過大交付額の算定 (東京母子愛育会保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	1,690,000	450,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		1,132,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)		1,132,000	450,000	682,000

(コ) 社会福祉法人ナオミの会が設置する空の鳥保育園で、表32のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(零歳児の延長保育)及び延長保育事業(2時間・3時間延長)において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表33のとおり、令和3年度分で2万8,000円が過大に交付されている。

(表32) 実績額の正誤表の内訳 (空の鳥保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正		
		実績	金額	実績	金額	
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	3,215,240		3,187,430	
	延長保育事業(零歳児の延長保育)		4人	68,800	3人	51,600
	延長保育事業(2時間・3時間延長)		3人	31,830	2人	21,220
	保育所地域子育て支援推進加算	b		900,000		900,000
第三者評価受審費	c		450,000		450,000	
実績額【選定額】		A = a + b + c	4,565,240		4,537,430	

(表33) 令和3年度分過大交付額の算定(空の鳥保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	4,565,240	4,537,430	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		4,565,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		4,565,000	4,537,000	28,000

(サ) 社会福祉法人なげの木会が設置する千鳥さくら保育園で、表34のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち出産を迎える親の体験学習において、零歳児保育を実施しておらず補助要件を満たさないことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表35のとおり、令和3年度分で57万円が過大に交付されている。

(表34) 実績額の正誤表の内訳(千鳥さくら保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	1,885,490		1,885,490
	保育所地域子育て支援推進加算	b	2,000,000		1,400,000
	出産を迎える親の体験学習		12ポイント	0ポイント	0
	第三者評価受審費	c			0
実績額【選定額】	A = a + b + c		3,885,490		3,285,490

(表35) 令和3年度分過大交付額の算定(千鳥さくら保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	3,885,490	3,285,490	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		3,855,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		3,855,000	3,285,000	570,000

(シ) 社会福祉法人飛翔会が設置するこばと保育園で、表36のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(零歳児の延長保育)で対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表37のとおり、令和3年度分で5万7,000円が過大に交付されている。

(表36) 実績額の正誤表の内訳 (こぼと保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	12,182,200		9,232,840	
	延長保育事業(零歳児の延長保育)	132人	2,270,400	9人	154,800
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	15人	43,800	12人	35,040
	障害児保育事業(その他・知的)	45人	1,710,000	33人	1,254,000
	外国人児童受入れ	53人	477,000	12人	108,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,050,000		600,000	
	保育拠点活動支援	9ポイント	450,000	0ポイント	0
第三者評価受審費 c	450,000		450,000		
実績額【選定額】 A=a+b+c		13,682,200		10,282,840	

(表37) 令和3年度分過大交付額の算定 (こぼと保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A		13,682,200	10,282,840	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B			10,339,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		10,339,000	10,282,000	57,000

(ス) 社会福祉法人フィロスが設置するゆめの樹保育園なりたにして、表38のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、対象児童の延べ人数の算定を誤ったことや、アレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表39のとおり、令和3年度分で27万8,000円が過大に交付されている。

(表38) 実績額の正誤表の内訳 (ゆめの樹保育園なりたにし)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	4,108,440		3,830,510	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	108人	1,504,440	107人	1,490,510
	アレルギー児対応	12人	264,000	0人	0
	保育所地域子育て支援推進加算 b	0		0	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		4,108,440		3,830,510	

(表39) 令和3年度分過大交付額の算定 (ゆめの樹保育園なりたにし)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A		4,108,440	3,830,510	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B			4,108,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)		4,108,000	3,830,000	278,000

(セ) 社会福祉法人双葉の園が設置する双葉の園 ひがしやま保育園で、表40のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（2時間・3時間延長）において、誤った人数を実績として報告したことや、障害児保育事業(その他・知的)において対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表41のとおり、令和3年度分で135万5,000円が過大に交付されている。

(表40) 実績額の正誤表の内訳（双葉の園 ひがしやま保育園） (単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	9,078,550		5,375,890	
	延長保育事業(2時間・3時間延長)	331人	3,511,910	25人	265,250
	障害児保育事業(その他・知的)	12人	456,000	0人	0
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,200,000		1,200,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		10,278,550		6,575,890	

(表41) 令和3年度分過大交付額の算定（双葉の園 ひがしやま保育園） (単位：円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A		10,278,550	6,575,890	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B			7,930,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		7,930,000	6,575,000	1,355,000

(ソ) 社会福祉法人代々木鳩の会が設置する岡本こもれば保育園、等々力保育園及び鳩の森保育園で、それぞれ表42、表44及び表46のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業(その他・知的)において、施設に備えなければならない書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表43、表45及び表47のとおり、令和3年度分で、岡本こもれば保育園では281万2,000円、等々力保育園では124万8,000円、鳩の森保育園では30万円が過大に交付されている。

(表42) 実績額の正誤表の内訳（岡本こもれば保育園） (単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	9,069,620		5,991,620	
	障害児保育事業(その他・知的)	81人	3,078,000	0人	0
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,050,000		1,050,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		10,119,620		7,041,620	

(表43) 令和3年度分過大交付額の算定(岡本こもれび保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	10,119,620	7,041,620	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		9,853,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)		9,853,000	7,041,000	2,812,000

(表44) 実績額の正誤表の内訳(等々力保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正		
		実績	金 額	実績	金 額	
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	13,270,390		12,622,390	
	育児困難家庭への支援		54人	1,620,000	36人	1,080,000
	外国人児童受入れ		12人	108,000	0人	0
	保育所地域子育て支援推進加算	b	2,000,000		1,400,000	
	小中高生の育児体験受入れ		12ポイント	600,000	0ポイント	0
	第三者評価受審費	c	450,000		450,000	
実績額【選定額】		A = a + b + c	15,720,390		14,472,390	

(表45) 令和3年度分過大交付額の算定(等々力保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	15,720,390	14,472,390	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		15,720,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)		15,720,000	14,472,000	1,248,000

(表46) 実績額の正誤表の内訳(鳩の森保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正		
		実績	金 額	実績	金 額	
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	2,190,940		2,190,940	
	保育所地域子育て支援推進加算	b	1,100,000		800,000	
	出産を迎える親の体験学習		6ポイント	300,000	0ポイント	0
	第三者評価受審費	c	0		0	
実績額【選定額】		A = a + b + c	3,290,940		2,990,940	

(表47) 令和3年度分過大交付額の算定(鳩の森保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	3,290,940	2,990,940	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		3,290,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		3,290,000	2,990,000	300,000

(タ) 社会福祉法人緑栄会が設置する墨田みどり保育園で、表48のとおり、特別保育事業等推進加算のうち一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)において、対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表49のとおり、令和3年度分で134万8,000円が過大に交付されている。

(表48) 実績額の正誤表の内訳 (墨田みどり保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	18,359,220		17,011,640	
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	0人	0	23人	33,580
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	831人	2,426,520	808人	2,359,360
	障害児保育事業(その他・身体)	36人	1,116,000	12人	372,000
	育児困難家庭への支援	23人	690,000	4人	120,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	0		0	
第三者評価受審費 c	450,000		450,000		
実績額【選定額】 A=a+b+c		18,809,220		17,461,640	

(表49) 令和3年度分過大交付額の算定 (墨田みどり保育園)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A		18,809,220	17,461,640	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B			18,809,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)		18,809,000	17,461,000	1,348,000

イ 補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))  
局は、法人に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、2法人が運営する2施設で不適正な事例が認められた(過大交付額合計52万7,000円)。

法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会)

(社会福祉法人南東北福祉事業団)

(福祉局)

(ア) 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が設置する杉並育成園すだちの里すぎなみで、表50のとおり、基本補助のうち生活介護人員配置体制加算及び就労移行支援において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表51のとおり、令和3年度分で4万円が過大に交付されている。

(表50) 実績額の正誤表の内訳 (杉並育成園すだちの里すぎなみ)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	基本補助 a	41,024,100		40,984,600	
	生活介護人員配置体制加算 I	519人	11,937,000	518人	11,914,000
	就労移行支援	51人	841,500	50人	825,000
	施設の努力・実績に対する加算 b	37,408,000		37,408,000	
	サービス評価・改善計画加算 c	300,000		300,000	
実績額【選定額】 A = a + b + c		78,732,100		78,692,600	

(表51) 令和3年度分過大交付額の算定 (杉並育成園すだちの里すぎなみ)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A		78,732,100	78,692,600	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		78,732,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)		78,732,000	78,692,000	40,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て(以下、同じ。)

(イ) 社会福祉法人南東北福祉事業団が設置する障害者支援施設梅ヶ丘で、表52のとおり、施設の努力・実績に対する加算のうちメニュー選択式加算(年額単価I)において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表53のとおり、令和3年度分で48万7,000円が過大に交付されている。

(表52) 実績額の正誤表の内訳 (障害者支援施設梅ヶ丘)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	基本補助 a	40,395,300		40,395,300	
	施設の努力・実績に対する加算 b	51,021,600		50,534,600	
	メニュー選択式加算(年額単価I)	52人	25,324,000	51人	24,837,000
	サービス評価・改善計画加算 c	300,000		300,000	
実績額【選定額】 A = a + b + c		91,716,900		91,229,900	

(表53) 令和3年度分過大交付額の算定 (障害者支援施設梅ヶ丘)

(単位:円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A		91,716,900	91,229,900	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		91,716,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)		91,716,000	91,229,000	487,000



公益財団法人東京観光財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京観光財団	令和5年10月16日から 同月27日まで	令和3年度及び令和4年度 の補助対象事業等
局	産業労働局	令和5年10月11日、31 日及び同年11月2日	

2 団体の概要

設立の目的	都の産業、技術及び歴史的、文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的として設立
主な沿革	昭和36年10月 社団法人東京都観光連盟設立 平成9年12月 社団法人東京コンベンション・ビジターズ ビューローに変更 平成15年10月 財団法人東京観光財団設立（社団法人東京コンベンション・ビジターズ ビューローの事業を引継ぎ） 平成23年4月 公益財団法人制度に基づく公益財団法人に移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都をはじめ本邦への来訪者とコンベンションの誘致に関する事業</li> <li>・ 都内の観光振興に関する事業</li> <li>・ 観光情報の発信に関する事業</li> <li>・ 旅券申請に関する事業</li> <li>・ 物品販売に関する事業</li> <li>・ 賛助会員に関する事業</li> </ul>
所在地	東京都新宿区山吹町 346 番地 6
組織	総務部、地域振興部、観光産業振興部、観光事業部、コンベンション事業部

人 員	役員 27 名（理事長 1 名、副理事長 2 名、専務理事 1 名、常務理事 3 名、理事 17 名、監事 3 名、うち非常勤 23 名） 職員 151 名	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 3 億余円のうち、0 円
	基金への出えん （注 1）（表 1）	171 億 4,003 万余円（令和 3 年度末残高） 448 億 9,917 万余円（令和 4 年度末残高）
	補助金（表 2）	17 億 1,750 万余円（令和 3 年度交付額） 23 億 2,970 万余円（令和 4 年度交付額）
	負担金（表 3）	5 億 1,332 万余円（令和 3 年度交付額） 7 億 4,325 万余円（令和 4 年度交付額）
	事業の委託 （表 4）	35 億 9,131 万余円（令和 3 年度委託料） 47 億 5,876 万余円（令和 4 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 5）	経常収益 148 億余円のうち、147 億余円（99.5%）
	職員の派遣等	常勤役員 1 名及び常勤職員 23 名を都から派遣 常勤役員 1 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

（注 1） 特定事業を実施するための財源

（注 2） 上記数値等は令和 5 年 3 月 31 日現在

(表1) 出えん金(取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

項番	出えん金名 (基金名) (注1)	令和 2年度 末残高	令和3年度			令和4年度		
			出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
1	観光インフラ整備基金	8,864	△ 109	2,599	6,154	1,108	1,021	6,242
2	地域観光振興基金	4,277	4,566	958	7,885	1,152	957	8,080
3	「被災地応援ツアー」 基金	85	14	4	95	4	12	87
4	国際会議誘致・開催支 援基金	3,335	△ 630	—	2,704	258	115	2,848
5	国際イベント誘致・開 催支援基金	12	—	—	12	—	—	12
6	MICE(注2) 施設 の受入環境整備支援 基金	209	△ 92	13	103	18	12	110
7	ユニークベニュー(注 3) 施設の受入環境整 備支援基金	214	△ 154	3	56	0	1	55
8	MICE拠点育成支 援基金	66	△ 13	5	46	21	8	59
9	多摩地域におけるM ICE拠点の育成支 援基金	62	△ 23	8	29	△ 21	4	4
10	島しょ地域における MICE誘致促進基 金					35	3	31
11	次世代型MICE開 催支援基金・ハイブリ ッド型会議等開催支 援基金					240	10	229
12	東京観光の魅力発信 キャンペーン基金		41	31	10	△ 10	—	—
13	国内向け誘客の新た な展開基金		40	—	40	△ 7	32	—
14	地域観光支援事業基 金					52,295	26,955	25,339
15	観光産業の活性化基 金					1,812	14	1,798
	合計	17,127	3,637	3,625	17,140	56,909	29,149	44,899

(注1) 基金名は出えん金契約書上の名称(令和5年3月31日現在)

(注2) MICEとは、企業会議(Meeting)、企業の報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Exhibition/Event)の総称

(注3) 会議やイベント、レセプション等で特別感を演出できる歴史的建造物等の会場

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1	公益財団法人東京観光財団補助金	公益財団法人東京観光財団補助金交付要綱	公益財団法人東京観光財団の管理・運営に要する経費(補助率:10/10以内)	289,125	978,704	1,141,932
2	東京都観光情報発信事業補助金	東京都観光情報発信事業補助金交付要綱	ウェブサイトによる観光情報発信に要する経費(補助率:10/10以内)	211,432	166,884	299,422
3	東京ブランドの発信事業費補助金	東京ブランドの発信事業費補助金交付要綱	東京ブランドの推進事業に要する経費(補助率:10/10以内)	24,743	12,161	11,714
4	東京観光の魅力発信キャンペーン事業費補助金	東京観光の魅力発信キャンペーン事業費補助金交付要綱	国内メディアを活用した記事出稿ほかに要する経費(補助率:10/10以内)	52,135		
5	市場の特性に応じた観光プロモーション事業費補助金	市場の特性に応じた観光プロモーション事業費補助金交付要綱	市場別観光プロモーションほかに要する経費(補助率:10/10以内)		92,352	
6	多様なチャネルを活用したBtoBプロモーション事業費補助金	多様なチャネルを活用したBtoBプロモーション事業費補助金交付要綱	市場別観光プロモーションほかに要する経費(補助率:10/10以内)			187,159
7	東京都MICE連携推進協議会の運営事業費補助金	東京都MICE連携推進協議会の運営事業費補助金交付要綱	東京都MICE連携推進協議会の運営ほかに要する経費(補助率:10/10以内)	948	4,232	4,196
8	東京都MICE情報発信の展開事業費補助金	東京都MICE情報発信の展開事業費補助金交付要綱	MICE誘致促進のための情報発信に要する経費(補助率:10/10以内)	104,227	135,424	300,464
9	東京都MICEプロモーション基盤強化事業費補助金	東京都MICEプロモーション基盤強化事業費補助金交付要綱	国際アライアンス組織活動ほかに要する経費(補助率:10/10以内)	21,151	29,734	10,258
10	国内会議等の国際化支援事業費補助金	国内会議等の国際化支援事業費補助金交付要綱	海外向けプロモーション資金助成ほかに要する経費(補助率:10/10以内)	3,791		

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
11	国際会議誘致活動事務費補助金	国際会議誘致活動事務費補助金交付要綱	国際会議誘致の支援に必要な業務に要する経費 (補助率：10/10以内)	—	1,064	4,886
12	東京都報奨旅行等誘致・開催支援事業費補助金	東京都報奨旅行等誘致・開催支援事業費補助金交付要綱	報奨旅行等の主催者あるいは開催地決定権を有するミーティングプランナー等の視察団受入ほかに要する経費（補助率：10/10以内）	11,679	—	11,436
13	島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業費補助金	島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業費補助金交付要綱	営業活動の実施ほかに要する経費（補助率：10/10以内）			4,584
14	東京都ユニークベニユー魅力発信事業費補助金	東京都ユニークベニユー魅力発信事業費補助金交付要綱	東京ユニークベニユーショーケースイベントの実施に要する経費（補助率：10/10以内）	—	54,436	80,970
15	東京都ユニークベニユー会場設営支援事業費補助金	東京都ユニークベニユー会場設営支援事業費補助金交付要綱	ユニークベニユー会場設営支援に要する経費（補助率：10/10以内）	9,650	15,677	41,655
16	都市間連携によるMICE誘致の推進事業費補助金	都市間連携によるMICE誘致の推進事業費補助金交付要綱	報奨旅行等誘致に向けた共同事業ほかに要する経費（補助率：10/10以内）	21,156	11,111	22,001
17	タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）補助金	タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）補助金交付要綱	車両内における運転席と後部座席等を隔離する感染症の飛沫感染防止策に要する経費（補助率：4/5以内）	171,211		
18	観光交通インフラ整備支援補助金	観光交通インフラ整備支援補助金交付要綱	シェアサイクルの実施事業ほかに要する経費（補助率：10/10以内）	4,080	—	—
19	東京都島しょ地域縁結び観光事業補助金	東京都島しょ地域縁結び観光事業補助金交付要綱	縁結びや出会い等をテーマとした島しょ地域の観光スポット等の情報発信ほかに要する経費（補助率：10/10以内）	4,818	9,923	—

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
20	地域における観光まちづくり支援事業補助金	地域における観光まちづくり支援事業補助金交付要綱	観光活性化フォーラムの開催ほかに要する経費（補助率：10/10以内）	17,597	14,527	15,924
21	ライトアップ等情報発信事業補助金	ライトアップ等情報発信事業補助金交付要綱	ライトアップ等情報発信に要する経費（補助率：10/10以内）			10,086
22	東京都地域振興事業補助金	東京都地域振興事業補助金交付要綱	地域の観光の魅力の掘り起こし及びその発信に繋がる事業に要する経費（補助率：10/10以内）	1,936	756	3,344
23	ウェルカムカード作成等事業補助金	ウェルカムカード作成等事業補助金交付要綱	ウェルカムカードの作成・配布に要する経費（補助率：10/10以内）	69,133	120,182	99,389
24	ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業補助金	ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業補助金交付要綱	ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成・配布ほかに要する経費（補助率：10/10以内）	26,103	22,876	22,074
25	青少年の教育旅行受入促進事業費補助金	青少年の教育旅行受入促進事業費補助金交付要綱	学校関係者対象の説明会の開催及び個別訪問説明会の実施ほかに要する経費（補助率：10/10以内）	—	16	24,691
26	免税店支援情報発信事業補助金	免税店支援情報発信事業補助金交付要綱	免税店支援サイト制作・運営ほかに要する経費（補助率：10/10以内）	13,884	16,095	
27	東京都地域の街歩きツアー発信事業補助金	東京都地域の街歩きツアー発信事業補助金交付要綱	東京都地域の街歩きツアー発信事業に要する経費（補助率：10/10以内）	51,212	31,343	
28	観光事業者向けワンストップ支援センターの運営事業補助金	観光事業者向けワンストップ支援センターの運営事業補助金交付要綱	総合支援ウェブサイト運営事業ほかに要する経費（補助率：10/10以内）			33,510
合計				1,110,018	1,717,505	2,329,703

(表3) 負担金の交付状況

(単位：千円)

項番	負担金名	根拠	対象事業	交付額		
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1	東京の魅力発信プロジェクト負担金	協定書（東京の魅力発信プロジェクト）	東京ブランドのPR、東京の魅力の発信に資するイベント等の実施		—	70,075
2	東京から日本の魅力新発見負担金	・協定書（東京から日本の魅力新発見） ・アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金交付要綱	東京を起点とした観光ルートの設定、共同ウェブサイトによる情報発信ほか	269,789	211,928	295,382
3	国際スポーツ大会を契機とした観光振興負担金	協定書（国際スポーツ大会を契機とした観光振興）	ウェブサイトによる情報発信、SNS対応、オンライン広告掲出ほか	40,259	38,801	39,504
4	世界自然遺産を活用した観光振興負担金	協定書（世界自然遺産を活用した観光振興）	関係自治体との共同ウェブサイト運営ほか	75,220	75,587	123,451
5	渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携負担金	協定書（渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携）	関係自治体との連携で実施する相互送客に向けた観光プロモーションほか	54,675	130,976	132,133
6	東京と近隣県の魅力再発見事業負担金	協定書（東京と近隣県の魅力再発見事業）	観光ルートの策定、特設ページの設置及び運営ほか		24,835	36,450
7	多摩地域におけるMICEイベント開催事業負担金	協定書（多摩地域におけるMICEイベント開催事業）	多摩地域におけるMICEイベントの運営			17,591
8	MICE専門人材育成負担金	協定書（MICE専門人材育成）	MICE専門人材育成講座の実施ほか	27,140	31,193	28,665
9	民間事業者と連携した旅行者誘致事業負担金	協定書（民間事業者と連携した旅行者誘致事業）	外国人旅行者の増加を目的とした観光情報の発信やセミナー実施ほか	93,622		
合計				560,708	513,322	743,255

(表4) 委託事業

(単位：千円)

項番	事業名	委託料		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	観光事業	1,546,446	1,819,373	2,628,780
2	観光情報事業	514,675	412,597	594,780
3	コンベンション事業	153,949	115,950	315,637
4	地域振興事業	249,474	330,780	318,324
5	ビジターズインフォメーション事業	887,567	846,456	834,962
6	旅券交付に伴う東京都手数料徴収及び収入印紙販売事業	65,482	66,159	66,278
合計		3,417,596	3,591,319	4,758,764



(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	5,997	100	6,969	100	14,868	100
都からの収益	5,946	99.1	6,889	98.8	14,790	99.5
受託事業収益	3,352	55.9	3,525	50.6	4,692	31.6
受取負担金	560	9.3	513	7.4	743	5.0
受取補助金等	1,967	32.8	2,784	40.0	9,288	62.5
事業収益	65	1.1	66	0.9	66	0.4
他の収益	51	0.9	80	1.2	78	0.5
公益目的事業会計	5,917	98.7	6,887	98.8	14,773	99.4
都からの収益	5,880	98.0	6,823	97.9	14,723	99.0
受託事業収益	3,352	55.9	3,525	50.6	4,692	31.6
受取負担金	560	9.3	513	7.4	743	5.0
受取補助金等	1,967	32.8	2,784	40.0	9,287	62.5
他の収益	37	0.6	63	0.9	50	0.3
収益事業等会計	77	1.3	80	1.1	92	0.6
都からの収益	65	1.1	66	0.9	66	0.4
事業収益	65	1.1	66	0.9	66	0.4
他の収益	12	0.2	13	0.2	26	0.2
法人会計	2	0.0	2	0.0	2	0.0
都からの収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0
受取補助金等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他の収益	1	0.0	2	0.0	2	0.0

(注) 公益財団法人東京観光財団の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、「旅券交付に伴う東京都手数料徴収及び収入印紙販売事業」及びガイドマップ等の販売事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の都の補助、負担金及び出せん金（以下「補助金等」という。）による事業について、主に、目的に沿って適切に行われているか、補助金等に係る会計経理等は適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

#### (1) 事業実績

財団は、東京全体をカバーする唯一の観光推進団体として、海外旅行者誘致やビジネスイベント（注）誘致、地域の観光振興、観光産業の支援、観光情報の発信などの取組により東京の観光を支える役割を担っており、都は財団に対し、補助金等による財政援助を行っている。

ところで、観光産業は新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大により、世界規模で人々の移動が制限されたことで、訪都旅行者数が大きく減少するなど、大きな影響を受けた。観光産業振興の役割を担う財団も例外ではなく、令和3年度は、感染症拡大防止のため、一部事業の延期や規模の縮小、オンライン実施への変更といった対応を余儀なくされたが、このような中においても、感染症拡大防止の対策等に取り組む観光関連事業者への支援や、今後の旅行需要を見据えた観光資源の発掘やプロモーション活動等の事業を実施した。

一方、令和4年度においては、感染症拡大の深刻な影響を受けた観光産業の回復を図るため、東京観光産業ワンストップ支援センターの設置等による観光関連事業者支援の強化や、都内観光に係る旅行商品等への支援を行う全国旅行支援を活用した地域観光支援事業など、都内観光の促進を図った。また、インバウンドの回復期を見据え、海外旅行者誘致やビジネスイベント誘致のプロモーションを本格化させるなど、観光振興事業全体の取組を加速させている。

さらに、財団は、人々の価値観やライフスタイルが変化しつつあるこの状況を新たなスタートと捉え、東京が持続可能な観光都市・ビジネスイベント都市へと進化し、今後も「世界から選ばれ続けるTOKYO」であるために、将来を見据えた観光のあり方と、そのための自らの役割を再検討し、令和4年3月に「中期経営計画」（計画期間：令和4年度から令和9年度まで）を新たに策定した。本計画では、財団自らが目指す方向性として、表6のとおり「推進する6つの柱」と、この柱を実現するための取組を掲げ、都と連携しながら観光事業振興を着実に実施していくとしている。

（注）主に欧米諸国で使用される MICE の別称

(表6) 中期経営計画に掲げる「推進する6つの柱」及び目指す方向性の実現のための取組

「推進する6つの柱」	
1	観光経済の復活に向けた事業者支援と国内外におけるプロモーションの推進
2	安全・安心に配慮した受入環境や快適な滞在環境の整備
3	観光やビジネスイベントにおける新たな事業・サービスの創出
4	持続可能（サステナブル）な観光やビジネスイベント開催等を通じたSDGsへの貢献
5	地域にコミットした観光・ビジネスイベントの振興
6	観光振興ネットワークの強化とさらなる発展
目指す方向性の実現のための取組	
1	都の観光振興施策の現場を担う/都に対して企画機能を発揮/財団の独自事業を充実
2	ネットワークの活性化
3	組織の基盤づくり

## 2 指摘事項

### (1) 団体

ア 企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの

財団は、都から資金の出えんを受けて、地域観光振興基金を造成し、基金を原資として、訪都旅行者を都内各地に誘致し、観光による新たな地域振興を推進するための各種助成事業（地域観光振興事業）を実施している。

これらの事業では、事業の概略を定めた仕様書を提示して具体的な提案（企画案）を募り、審査会を設置して、最も優れた審査会の評価を得た企画案（以下「採用企画」という。）を採用する企画提案方式により委託契約を締結し、実施されるものがある。企画提案方式による契約の締結に当たっては、「公益財団法人東京観光財団 契約事務要領」の中で、仕様書に定めのない事項について、採用企画を特記仕様書として定め、受託者に採用企画の履行を求める旨を定めている。

ところで、企画提案方式により締結した表7の委託契約書を見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

- ① 企画提案参加者に提示する企画提案実施要領で、採用企画の実施や、採用企画を特記仕様書に定めるとしているにもかかわらず、特記仕様書の添付がない（項番1から4まで）。
- ② 企画提案実施要領に、採用企画の実施や採用企画を特記仕様書に定める旨の記載がなく、特記仕様書の添付もない（項番5）。
- ③ 委託契約書に採用企画の履行を求める定めがない（項番1から5まで）。

これらのことにより、受託者が採用企画を履行するという義務が明示されておらず、表8のよ

うに、財団は、仕様書の変更には当たらないので手続は必要ないとして、受託者との打合せのみで企画内容を変更して委託業務を実施させている例があった。

複数の提案から審査を経て採用した以上、審査の公平性を確保するため、企画の変更は慎重に行うべきであり、企画内容の変更に際しては、事前協議の上、その必要性や合理的な理由を明確にし、協議過程を明らかにするとともに、委託者及び受託者双方による変更協議が整ったことを証する書面を交わすべきである。そのためにも、委託契約書において採用企画の実施を求め、その内容を特記仕様書に定めておく必要がある。

財団は、企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定められたい。

(公益財団法人東京観光財団)

(表7) 地域観光振興事業における企画提案方式による委託事業の例

(単位：円)

項番	事業区分	委託件名	契約期間	契約金額 (当初)	企画提案 参加者
1	サステナブル・ツーリズム推進事業	地域のサステナブル・ツーリズム推進事業業務委託	令和4.4.1～ 令和6.2.29	64,977,000	6者
2	地域資源発掘型実証プログラム事業	地域資源発掘型実証プログラム『体験型コンテンツを組み合わせた新・ご当地料理「青梅・奥多摩ごぜん」開発』実施委託	令和4.2.21～ 令和4.9.2	9,900,000	3者
3	地域における観光まちづくりの支援	マーケティングを活用した事業計画策定支援事業「日本遺産認定ストーリー『霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～』を活用した持続可能な高尾観光まちづくり事業計画策定事業」業務委託	令和3.8.6～ 令和4.8.31	8,999,100	6者
4	新たなツーリズム開発支援事業	令和4年度新たなツーリズム開発支援事業に関する業務委託	令和4.4.1～ 令和5.3.31	44,770,000	2者
5	観光型MaaS導入支援事業	西多摩地域観光型MaaS導入支援プロジェクト実証実験業務委託	令和2.10.9～ 令和3.8.31	40,000,000	3者

(表8) 採用企画と実施企画が異なるモニターツアーの例 (表7項番1の事業)

	採用企画	実施内容
場所	西多摩エリア	多摩センターエリア
目的	フォルケホイスコーレの考え方を学ぶツアー(「自分の幸せとは何か」を追求し「自分のなりたい姿」を考えるツアー)	エリアの観光資源や施設から人々の暮らしの歴史や文化などを学ぶツアー
内容	フォルケホイスコーレを実践するコンテンツ(自然体験、和紙のクラフト体験、林業体験など)に参加する。	エリア内の散策やミュージアム巡り等を通じて、歴史やまちづくりなどを学ぶ。

イ 補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの

財団は、都から資金の出えんを受けて観光インフラ整備基金を造成し、基金を原資として、東京を訪れる外国人旅行者の移動・滞在を支える基盤をソフト・ハード両面から都内全域で整備するため、観光インフラ整備推進事業を実施している。この事業の一つとして、国内外から東京を訪問し宿泊する滞在旅行者の安全・安心を確保するため、宿泊施設における防犯カメラ等設備の導入を推進することを目的に、宿泊施設における安全・安心向上支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助を、表9のとおり行っている。

ところで、補助の対象となる防犯カメラ設備は、録画映像で個人情報を扱う可能性があることから、要綱第5条で画像記録装置・記録媒体を施錠等により防護された場所に保管することを要件としている。財団はその審査に当たっては、設置場所の状況を図面や写真により、その後、設備が補助目的に従って適切かつ有効に機能することを確認するため、機器等の現物が納品され、適切に設置されていることを、工事業者の納品書、請求書等の書類のほか、写真等や目視等により確認している。なお、令和3年度及び令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症への対策のため、目視による確認は行わなかった。

そこで、令和3年5月14日に補助金を支出した表10の宿泊施設Aにおける審査状況についてみたところ、図面の間取りから、壁に囲まれていない場所に画像記録装置・記録媒体が設置され、また、写真によっても施錠可能な場所であることが確認できない状況であった。このことについて、財団は、従業員が常駐しているため、施錠以外での手法で防護の目的が達成されているとしているが、防護の目的を達成できる場合について、施錠以外による機器等の具体的な基準を定めておらず、適切でない。

財団は、補助事業の審査に当たり、補助目的に沿った設置基準を定められたい。

（公益財団法人東京観光財団）

(表9) 補助事業の概要

補助対象経費	設置目的・運用方法等	補助率	補助限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに導入する防犯カメラ（1施設2台まで）、モニター、録画装置等の機器購入経費</li> <li>・録画装置等を管理するための施錠できる什器等の購入経費</li> <li>・設置工事費（リース、レンタル機器に係る経費を除く）</li> <li>・カメラ位置を表示するステッカー等の制作費</li> </ul> <p>（間接経費、既存設備の撤去費、リースやレンタルによる設置機器に係る経費、契約書等の書面が不備である経費、事業内容等に対し著しく高額な経費、他の補助制度の対象となった経費等は対象外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設において、不特定多数の者が利用する場所の撮影のため固定して設置</li> <li>・カメラ設置について明確かつ適切に表示</li> <li>・プライバシー保護のため映像等の記録が流出・漏えいしないよう厳正な管理の実施</li> <li>・画像記録装置・記録媒体は施錠等により防護された場所に保管</li> </ul>	1施設当たりの補助対象経費の2分の1以内	1施設当たり900千円

(表10) 画像記録装置・記録媒体の設置状況の確認が不十分な案件

(単位：台、円)

宿泊施設	設置台数	補助申請額	交付決定額	額の確定		確認が不十分な状況
				補助対象経費	確定額	
A	2	388,000	388,000	776,000	388,000	画像記録装置・記録媒体の設置場所について、施錠可能な場所であることが確認できない。

(2) 局及び団体

ア 東京観光財団補助金について

産業労働局は、財団に対し、財団の管理運営に係る人件費等の経費を補助するため、「東京観光財団補助金交付要綱」を定め、東京観光財団補助金（以下「補助金」という。）を交付している。そこで、補助金の交付状況や会計処理について確認したところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

(ア) 補助金を返還すべきもの

財団は、執行した事業費を「都費事業」・「自主事業」・「収益事業」の三つに区分しており、補助対象の金額について、管理費のうち、事業費全体における「都費事業」の占める割合に相当するものと、事務費とを合計したものを実績報告として局へ提出している。

しかしながら、令和4年度分において、本来「自主事業」の区分に計上すべき一部の事業費を誤って「都費事業」に計上していることが認められた。このため、連動して事業費全体における「都費事業」の占める割合も誤っていることから、表11のとおり、45万5,073円過大な交付となっており、適正でない。

財団は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、財団に対し補助金の返還を求められたい。

(公益財団法人東京観光財団)

(産業労働局)

(表11) 令和4年度分補助対象金額の算定

(単位：円、%)

項目	誤		正		過大交付額
	金額	構成比 (注)	金額	構成比 (注)	
管理費	1,137,683,981	100	1,137,683,981	100	/
都費事業①	1,130,175,265	99.33	1,129,720,192	99.29	
自主事業	3,185,520	0.28	3,640,593	0.32	
収益事業	4,323,196	0.37	4,323,196	0.37	
都費事業に係る事務費②	11,756,904	/	11,756,904	/	
補助金交付確定額 (①+②)	1,141,932,169	/	1,141,477,096	/	

(注) 管理費の構成比は、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない。

(イ) 会計処理を適正に行うべきもの

補助金については、公益目的事業会計と、理事会等の組織運営に関わる経費は法人会計の区分で経理を行っている。

そこで、令和3年度の収支決算書における正味財産増減計算書内訳表の計上金額について

見たところ、表12のとおり、「観光財団管理運営補助金」の科目において、法人会計で経理すべき25万1,750円が計上されておらず、「東京都観光・コンベンション振興事業補助金」の科目で計上しており、適正でない。

財団は、補助金に係る会計処理を適正に行われたい。

(公益財団法人東京観光財団)

(表12) 正味財産増減計算書内訳表における計上金額の正誤

(単位：円)

科目	正誤	公益目的事業会計	法人会計	合計
観光財団管理運営補助金	誤	978,704,087	0	978,704,087
	正	978,452,337	251,750	978,704,087
東京都観光・コンベンション振興事業補助金	誤	707,503,028	251,750	707,754,778
	正	707,754,778	0	707,754,778



#### 第4 運営状況の概要

##### 1 運営状況

##### (1) 事業実績

##### ア 補助及び負担金対象事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 補助事業			
①財団の管理・運営	289,125	978,704	1,141,932
②観光情報発信事業	211,432	166,884	299,422
③東京ブランドの発信事業	24,743	12,161	11,714
④東京観光の魅力発信キャンペーン事業	52,135		
⑤市場の特性に応じた観光プロモーション事業		92,352	
⑥多様なチャネルを活用したB to Bプロモーション事業			187,159
⑦MICE連携推進協議会の運営事業	948	4,232	4,196
⑧MICE情報発信の展開事業	104,227	135,424	300,464
⑨MICEプロモーション基盤強化事業	21,151	29,734	10,258
⑩国内会議等の国際化支援事業	3,791		
⑪国際会議誘致活動事業	—	1,064	4,886
⑫報奨旅行等誘致・開催支援事業	11,679	—	11,436
⑬島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業			4,584
⑭ユニークベニュー魅力発信事業	—	54,436	80,970
⑮ユニークベニュー会場設営支援事業	9,650	15,677	41,655
⑯都市間連携によるMICE誘致の推進事業	21,156	11,111	22,001
⑰タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	171,211		
⑱観光交通インフラ整備支援事業	4,080	—	—
⑲島しょ地域縁結び観光事業	4,818	9,923	—
⑳地域における観光まちづくり支援事業	17,597	14,527	15,924
㉑ライトアップ等情報発信事業			10,086
㉒地域振興事業	1,936	756	3,344
㉓ウェルカムカード作成等事業	69,133	120,182	99,389
㉔ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業	26,103	22,876	22,074
㉕青少年の教育旅行受入促進事業	—	16	24,691
㉖免税店支援情報発信事業	13,884	16,095	

⑳地域の街歩きツアー発信事業	51,212	31,343	
㉑観光事業者向けワンストップ支援センターの運営事業			33,510
2 負担金事業			
①東京の魅力発信プロジェクト事業		—	70,075
②東京から日本の魅力新発見事業	269,789	211,928	295,382
③国際スポーツ大会を契機とした観光振興事業	40,259	38,801	39,504
④世界自然遺産を活用した観光振興事業	75,220	75,587	123,451
⑤渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携事業	54,675	130,976	132,133
⑥東京と近隣県の魅力再発見事業		24,835	36,450
⑦多摩地域におけるMICEイベント開催事業			17,591
⑧MICE専門人材育成事業	27,140	31,193	28,665
⑨民間事業者と連携した旅行者誘致事業	93,622		

イ 都の出えん金による事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 観光インフラ整備推進事業			
①観光インフラ整備支援	368,462	136,918	46,647
②宿泊施設でのバリアフリー化推進	243,620	853,546	562,791
③宿泊施設非接触型サービス等導入支援	102,799	1,174,286	—
④観光経営・インバウンド対応力強化	67,348	24,980	49,885
⑤デジタルサイネージ設置・運営	330,898	241,460	237,994
その他	13 事業合計 814,417	11 事業合計 168,607	10 事業合計 123,923
2 地域観光振興事業			
①東京ライトアップ発信プロジェクト	150,459	39,490	68,151
②新たなツーリズム開発支援事業	38,048	11,222	135,401
③島しょ地域キャッシュレス化推進事業	138,493	144,521	223,778
④ナイトライフ観光の推進	3,026	210,354	—
⑤都内観光促進事業	197,627	319,303	149,616
⑥高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業		—	114,610
その他	9 事業合計 211,594	13 事業合計 233,418	16 事業合計 266,150
3 被災地応援ツアー	14,582	4,565	12,124
4 国際会議誘致・開催支援事業	2,746	—	115,031

5 国際イベント誘致・開催支援事業	—	—	—
6 MICE施設の受入環境整備支援事業	21,220	13,098	12,232
7 ユニークベニュー施設の受入環境整備支援事業	11,410	3,767	1,811
8 MICE拠点育成支援事業	8,688	5,682	8,392
9 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援事業	11,790	8,421	4,232
10 島しょ地域におけるMICE誘致促進事業			3,423
11 次世代型MICE開催支援・ハイブリッド型会議等開催支援事業			10,998
12 東京観光の魅力発信キャンペーン事業		31,519	—
13 国内向け誘客の新たな展開事業		—	32,909
14 地域観光支援事業			26,955,688
15 観光産業の活性化推進事業			14,184

## 2 参考資料

### (1) 補助事業の主な実績

事業名	令和3年度	令和4年度
観光情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京の観光公式サイト「GO TOKYO」の運営(9言語10種類、アクセス数6,813,419件)</li> <li>・SNSによる情報発信(読者数1,020,664件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京の観光公式サイト「GO TOKYO」の運営(9言語10種類、アクセス数15,224,674件)</li> <li>・SNSによる情報発信(読者数1,212,611件)</li> </ul>
東京ブランドの発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ブランド「ロゴ」管理事務局の運営</li> <li>・東京ブランド「ロゴ」公式サイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ブランド「ロゴ」管理事務局の運営</li> <li>・東京ブランド「ロゴ」公式サイト</li> </ul>
(令和3年度) 市場の特性に応じた観光プロモーション事業 (令和4年度) 多様なチャネルを活用したBtoBプロモーション事業	(ア)市場別観光プロモーション	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行博出展12件</li> <li>・訪問営業(3か国の市場におけるオンライン商談会の実施)</li> <li>・海外エージェント招聘(オンライン実施、招聘者2名)</li> <li>・BtoCプロモーション(一般消費者対象のオンラインツアー2件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行博出展11件</li> <li>・商談会への参加87件</li> <li>・ファムトリップ(注。実施回数3回、招聘者14名)</li> <li>・オンライン商談プラットフォームの運用(登録事業者数128社、商談件数124件)</li> </ul>
	(イ)市場横断型観光プロモーション	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ニュースの配信(月1回)</li> <li>・メディアサポート1件</li> <li>・民間企業とのジョイントプロモーション1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ニュースの配信(月1回)</li> <li>・メディアサポート38件</li> <li>・民間企業とのジョイントプロモーション2件</li> <li>・大型旅行博への出展3件</li> </ul>
MICE連携推進協議会の運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会2回、部会8回開催</li> <li>・「東京都MICEシンポジウム2022」のオンライン開催(参加者数290名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会2回、部会8回開催</li> <li>・「東京都MICEシンポジウム2023」のハイブリッド開催(参加者数177名)</li> </ul>
MICE情報発信の展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告掲載40件</li> <li>・オンラインプロモーション(実施回数4回、延べ参加者数116名)</li> <li>・オンライン誘致ツール「Tokyo Virtual Site Visit」の運営</li> <li>・海外MICE見本市オンライン出展2件</li> <li>・プロモーション動画作成5件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告掲載43件</li> <li>・ファムトリップ(実施回数4回、招聘者42名)</li> <li>・オンライン誘致ツール「Tokyo Virtual Site Visit」の運営</li> <li>・海外MICE見本市共同出展3件</li> <li>・訪問営業(延べ参加者数37社)</li> </ul>
MICEプロモーション基盤の強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベストシティーズ・グローバルアライアンスへの加盟・情報収集</li> <li>・研修会等へのオンライン参加(11名)</li> <li>・UIA Associations Round Table Asia-Pacific 2021の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベストシティーズ・グローバルアライアンスへの加盟・情報収集</li> <li>・研修会等への参加(延べ5名)</li> <li>・短期海外研修への職員派遣(1名)</li> </ul>

報奨旅行等誘致・開催支援事業	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘致支援事業（補助）4件</li> <li>・開催支援事業（補助）22件</li> </ul>
島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインプレゼンテーションの実施（参加人数26名）</li> <li>・セミナーの開催（参加者数19名）</li> <li>・ファミトリップ（招聘者5名）</li> </ul>
ユニークベニュー魅力発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニークベニューショーケースイベントのオンライン開催（実施回数1回、参加者数259名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニークベニューショーケースイベントの開催（オンラインを含む実施回数2回、参加者数246名）</li> </ul>
ユニークベニュー会場設営支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場設営費等の助成3件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場設営費等の助成9件</li> </ul>
都市間連携によるMICE誘致の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携都市3県4市</li> <li>・企業系ビジネスイベント主催者向けオンラインセミナーの開催（実施回数3回、延べ参加者数22名）</li> <li>・国際会議主催者向けサイト「About Tokyo」の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携都市3県4市</li> <li>・企業系ビジネスイベント主催者向け共同ファミトリップ（参加者数10名）</li> <li>・国際会議主催者向けサイト「About Tokyo」の運営</li> <li>・メディアファミトリップ（参加者数1名）</li> </ul>
島しょ地域縁結び観光事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ特設ページへの特集記事掲載（12記事）</li> <li>・観光施設整備への助成1件</li> </ul>	—
地域における観光まちづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光活性化フォーラムの開催（オンライン参加者数404名）</li> <li>・観光人材育成支援研修の開催（実施回数6回、延べ参加者数104名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光活性化フォーラムの開催（来場者数128名、オンライン参加者数134名）</li> <li>・観光人材育成支援研修の開催（実施回数7回、延べ参加者数88名）</li> </ul>
ライトアップ等情報発信事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドブック「TOKYO NIGHT Story」の制作（38,000部）</li> <li>・ガイドブックウェブページ制作</li> </ul>
地域振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興助成2件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興助成4件</li> </ul>
ウェルカムカードの作成等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京トラベルガイドの発行（9言語10種類、1,400,000部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京トラベルガイドの発行（9言語10種類、1,560,000部）</li> </ul>
ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムスリム観光客向けパンフレットの発行（13,000部）</li> <li>・ベジタリアン観光客向けパンフレットの発行（13,000部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムスリム観光客向けパンフレットの発行（20,000部）</li> <li>・ベジタリアン観光客向けパンフレットの発行（20,000部）</li> </ul>
青少年の教育旅行受入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入意識調査の実施372件</li> <li>・受入説明会の実施16校</li> <li>・個別説明の実施9件</li> <li>・海外オンラインセミナー・相談会への参加1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入意識調査の実施371件</li> <li>・受入説明会の実施35校</li> <li>・個別説明の実施10件</li> <li>・学校交流の実施・支援5件</li> <li>・有望市場向け相談会・意見交換会への参加3回</li> </ul>
免税店支援情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都免税店支援公式サイト」の運営</li> </ul>	

地域の街歩きツアー発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地開催型街歩きツアーの開催 (9 ツアー、延べ参加者数 103 名)</li> <li>・ オンライン街歩きツアーの開催 (14 ツアー、延べ参加者数 199 名)</li> </ul>	
観光事業者向けワンストップ支援センターの運営事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光産業総合支援ウェブサイトの開設運営</li> <li>・ 「東京観光産業ワンストップ支援センター」の設置・運営 (相談受付件数 794 社、専門家派遣件数 64 社)</li> <li>・ 観光経営力強化セミナー等による情報発信 33 回</li> </ul>

(注) 招待旅行

(2) 負担金事業の主な実績

事業名	令和3年度	令和4年度
東京の魅力発信プロジェクト事業	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo Old Meets New」を活用したPR事業の連携実施 5 件</li> </ul>
東京から日本の魅力新発見事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携先 27 自治体、6 社</li> <li>・ 協議会の開催 9 回</li> <li>・ 東京を起点とした観光ルートの設定 (13 ルート)</li> <li>・ 共同ウェブサイトの運営</li> <li>・ パンフレットの増刷 (2, 301 部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携先 27 自治体、6 社</li> <li>・ 協議会の開催 12 回</li> <li>・ 東京を起点とした観光ルートの設定 (4 ルート) ・ 共同招聘旅行の実施 (招聘者 8 名)</li> <li>・ 共同ウェブサイトの運営</li> <li>・ PR 映像の製作・配信 (27 本)</li> <li>・ オンライン商談会の実施 (参加者数 26 自治体、22 社)</li> </ul>
国際スポーツ大会を契機とした観光振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブサイト「Japan Sports Journey」の運営</li> <li>・ SNS による情報発信 (読者数 89, 173 件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブサイト「Japan Sports Journey」の運営</li> <li>・ SNS による情報発信 (読者数 109, 171 件)</li> </ul>
世界自然遺産を活用した観光振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携先 4 自治体</li> <li>・ 協議会の開催 4 回</li> <li>・ 共同ウェブサイトの運営</li> <li>・ 有力旅行サイト内特設ページ設置</li> <li>・ オンラインシンポジウムの開催 (参加者数 169 名)</li> <li>・ 商談会の実施 (実施回数 2 回、延べ商談件数 60 件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携先 5 自治体</li> <li>・ 協議会の開催 4 回</li> <li>・ 共同ウェブサイトの運営</li> <li>・ 有力旅行サイト内特設ページ設置</li> <li>・ シンポジウムの開催 (参加者数 235 名)</li> <li>・ 商談会の実施 (実施回数 3 回、延べ商談件数 196 件)</li> <li>・ SDGs 関連デジタルパンフレット制作</li> </ul>

渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先 3 自治体</li> <li>・大阪府との連携事業（二大都市の魅力を対比した PR キャンペーンの実施）</li> <li>・和歌山県・新潟県との連携事業（有力オンラインメディア内特設ページ設置等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先 3 自治体</li> <li>・大阪府との連携事業（二大都市の魅力を対比した PR キャンペーンの実施）</li> <li>・和歌山県・新潟県との連携事業（有力オンラインメディア内特設ページ設置等）</li> </ul>
東京と近隣県の魅力再発見事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先 2 自治体</li> <li>・観光ルートの設定（8 ルート）</li> <li>・旅行情報サイトへの特設ページ設置</li> <li>・参加型キャンペーンの実施（参加者数 1,022 名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先 2 自治体</li> <li>・観光ルートの設定（9 ルート）</li> <li>・旅行情報サイトへの特設ページ設置</li> <li>・参加型キャンペーンの実施（参加者数 3,463 名）</li> </ul>
多摩地域における M I C E イベント開催事業		・東京都 MICE シンポジウム 2023 と併設した PR ブースの出展及びショーケースイベントの実施
M I C E 専門人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MICE 専門人材育成講座（基礎・実践）の実施（実施回数 19 回、参加者数 220 名）</li> <li>・MICE プロフェッショナル人材育成支援（海外の育成プログラム等参加費用等助成）3 件</li> <li>・国際会議主催者向け MICE 施策紹介パンフレットの制作（5,000 部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MICE 専門人材育成講座（基礎・実践）の実施（実施回数 19 回、参加者数 179 名）</li> <li>・MICE プロフェッショナル人材育成支援（関連資格の取得費用助成）1 件</li> <li>・国際会議主催者向け MICE 施策紹介パンフレットの改訂（5,000 部）</li> </ul>

(3) 出えん金事業の主な実績

ア 観光インフラ整備推進事業

事業名	事業の概要	令和 3 年度	令和 4 年度
区市町村観光インフラ整備支援補助金	外国人観光客向け受入環境の整備に要する経費の補助	交付決定 37 件 助成実績 35 件	交付決定 45 件 助成実績 11 件
宿泊施設バリアフリー化支援補助金	バリアフリー化の整備に要する経費の補助	交付決定 77 件 助成実績 72 件	交付決定 6 件 助成実績 41 件
宿泊施設非接触型サービス等導入支援補助金	非接触型サービスの導入経費や感染防止策に要する経費の補助	交付決定 505 件 助成実績 536 件	—
インバウンド対応力強化支援補助金	宿泊施設、飲食店等が実施する外国人観光客向け受入環境の整備に要する経費の補助	交付決定 56 件 助成実績 32 件	交付決定 20 件 助成実績 42 件
デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業	街なかで観光情報等を多言語（4 言語 5 種類）で提供する高機能型観光案内標識（デジタルサイネージ）40 基の運用		

イ 地域観光振興事業

事業名	事業の概要	令和3年度	令和4年度
東京ライトアップ発信プロジェクト	①民間事業者・区市町村等が実施する建造物等のライトアップモデル事業費の助成 ②観光協会等が行う春・秋のライトアップモデル事業費の助成	交付決定 ①0件 ②13件 助成実績 ①1件 ②6件	交付決定 ①1件 ②15件 助成実績 ①0件 ②12件
新たなツーリズム開発支援事業	多摩・島しょ地域における体験型・交流型の要素を取り入れたグランピング等の新たな観光スポットを開発する民間事業者等の取組をモデルプロジェクトとして継続助成	交付決定4件 助成実績5件	交付決定1件 助成実績2件
キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム付宿泊旅行商品券（しまぼ通貨）の販売</li> <li>・キャッシュレスを活用した誘客促進キャンペーンの実施</li> </ul>		
ナイトライフ観光振興助成	観光関連団体等が行うナイトライフイベント・PR等の取組への助成	助成実績5件	—
都内観光促進事業	新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した都民の都内観光に係る旅行商品等への定額助成	宿泊旅行 17,384泊 日帰り旅行 98回 (注)	宿泊旅行 286,744泊 日帰り旅行 28,417回 (注)
高齢者滞在支援事業	高齢者の家庭内での新型コロナウイルス感染を防ぐため、同居家族と一定期間離れて都内宿泊施設に滞在する費用への定額助成	—	4,970泊 (注)

(注) 当該年度に助成対象となった泊数及び回数

ウ 被災地応援ツアー

項目	概要	令和3年度	令和4年度
宿泊・日帰り旅行支援	都内旅行事業者を通じて購入した福島県への宿泊旅行と日帰り旅行に対して、旅行代金を補助	—	宿泊旅行 1,753泊 日帰り旅行 216人
福島県教育旅行復興支援	福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内学校等が実施する福島県への教育旅行のバスに要する経費への助成	—	助成実績14件

エ 国際会議誘致・開催支援

事業名	事業の概要	令和3年度	令和4年度
国際会議誘致資金助成	国際会議主催者に対する誘致活動経費への助成	—	助成実績2件



国際会議開催資金助成	国際会議主催者に対する開催資金への助成	—	助成実績 8 件
国際会議開催支援プログラム（誘致支援事業）	国際会議主催者に対する開催支援プログラムの提供	—	補助実績 6 件

オ MICE施設の受入環境整備支援事業

事業の概要	令和3年度	令和4年度
東京都内に所在するMICE施設の機能強化につながる設備の導入等に要する経費の助成	助成実績 5 件	助成実績 6 件

カ ユニークベニュー施設の受入環境整備支援事業

事業の概要	令和3年度	令和4年度
ユニークベニューの会場となる施設の機能強化につながる設備の導入等に要する経費の助成	助成実績 4 件	助成実績 3 件

キ MICE拠点育成支援事業

事業の概要	令和3年度	令和4年度
都が指定する東京ビジネスイベント先進エリアが取り組むMICEの受入体制強化に資する提案事業への助成	交付決定 3 件	交付決定 3 件

ク 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援

事業の概要	令和3年度	令和4年度
都が指定する多摩ビジネスイベント重点支援エリアが取り組むMICEの受入体制強化に資する提案事業への助成	交付決定 1 件	交付決定 2 件

ケ 島しょ地域におけるMICE誘致促進事業

事業名	事業の概要	令和4年度
島しょ地域におけるMICE誘致資金助成	島しょ地域におけるMICE主催者に対する誘致活動経費への助成	交付決定 1 件
島しょ地域におけるMICE開催資金助成	島しょ地域におけるMICE主催者に対する開催資金への助成	交付決定 1 件
島しょ地域におけるMICE開催支援プログラム	島しょ地域におけるMICE主催者に対する開催支援プログラムの提供	交付決定 1 件

コ 次世代MICE開催支援事業・ハイブリッド型会議等開催支援事業

事業の概要	令和4年度
デジタル技術等の先端テクノロジーを活用したMICE開催に要する経費への助成	交付決定 3 件
ハイブリッド会議（物理的な会議会場において対面形式とオンライン形式の併用により複数人が参加することができる会議）等の開催に要する経費への助成	交付決定 10 件

サ 東京観光の魅力発信キャンペーン事業

事業の概要	令和3年度
国内メディアを活用した記事出稿	国内旅行雑誌への記事出稿（冊子及びオンライン）
「Tokyo Tokyo」を活用した魅力発信キャンペーン	Tokyo Tokyo 公式サイト内にキャンペーン特設サイトを掲載

シ 国内向け誘客の新たな展開事業

事業の概要	令和4年度
国内メディアを活用した記事出稿	新聞（全国紙2紙）への記事出稿（紙面及びオンライン）

ス 全国旅行支援を活用した地域観光支援事業

事業の概要	令和4年度
都内観光に係る旅行商品等に対する定額助成	宿泊旅行 3,470,306 泊 クーポン 9,342 百万円（注）

（注）当該年度に助成対象となった泊数及び金額

セ 観光産業の活性化推進事業

事業名	事業の概要	令和4年度
宿泊施設活用促進事業	宿泊事業者が経営環境の変化や多様な顧客ニーズに対応するために行う需要創出・収益力向上に資する取組に要する経費の補助	交付決定 20 件 助成実績 3 件
アドバイザーを活用した観光事業者支援事業	観光事業者が専門家から助言を受けて行う経営改善や新しい事業の展開に向けた取組に要する経費の補助	交付決定 86 件 助成実績 7 件
観光事業者のデジタル化促進事業	観光事業者が行うデジタル技術を活用した生産性向上や旅行者の利便性向上につながる新たなサービス提供に対する取組に要する経費の補助	交付決定 11 件 助成実績 1 件

## 三宅村商工会

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象団体

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	三宅村商工会	令和5年4月21日	令和3年度及び令和4年度の補助対象事業

#### 2 団体の概要

設立の目的	商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立	
主な沿革	昭和46年6月 法人設立 平成12年9月 三宅島噴火により立川市に避難 平成17年2月 三宅島噴火の避難解除による帰島	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供</li> <li>・ 商工業に関する講習会・展示会等の開催</li> <li>・ 商工業に関する調査研究</li> </ul>	
所在地	東京都三宅島三宅村坪田1271番地1	
組織・人員	会員203名で組織され、役員30名（会長1名、副会長2名、理事25名、監事2名、全て非常勤） 事務局職員4名	
都との関係	補助金（表1） （産業労働局）	2,270万余円（令和3年度交付額） 2,432万余円（令和4年度交付額）
	補助金（表1） （生活文化スポーツ局）	30万円（令和3年度交付額） 30万円（令和4年度交付額）

（注1）上記数値等は令和5年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助率：10/10以内)	22,909	22,706	24,328
地区花火大会事業補助金	地区花火大会事業補助金交付要綱	区市町村が主催又は補助する花火大会に要する経費	-	300	300
合計			22,909	23,006	24,628

### 第3 監査の結果

#### 1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、団体の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

##### ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者（注）の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

（注）常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

##### (ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
令和2年度	584	461	3	11	28	160
令和3年度	491	443	2	11	7	160
令和4年度	402	501	6	11	8	160

(イ) 地域活性化事業

事業内容
経営改善普及事業を実施するにあたり、事業の円滑な遂行のための指導環境の推進

イ 地区花火大会事業

地区花火大会事業	事業内容
ふれあいらんど三宅島 マリンスコール21フ ェスティバル花火大会	島民の福利の向上と三宅島のイメージアップを図り、観光産業に資するとともに郷土芸能の保存、継承、継承者の育成に努めることを目的として実施する事業 (令和3年度：718発、令和4年度：564発)

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	18,609	18,412	20,122
経営改善普及事業（地域活性化事業）	4,347	4,573	4,622
地区花火大会事業	-	3,800	2,750

小笠原島漁業協同組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	小笠原島漁業協同組合	令和5年6月7日	令和3年度及び令和4年度の補助対象事業等

2 団体の概要

設立の目的	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき昭和43年10月に設立された法人であり、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的として設立	
主な沿革	昭和43年10月 設立	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産資源の管理及び水産動植物の増殖</li> <li>組合員の事業又は生活に必要な物資の供給及び共同利用に関する施設の設置</li> <li>組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売</li> </ul>	
所在地	東京都小笠原村父島字奥村35番地1	
組織・人員	組合員44名で組織され、役員8名（代表理事組合長1名、副組合長1名、理事4名、監事2名）、職員11名で構成されている。	
都との関係	補助金（表1） （産業労働局）	4,400万余円（令和3年度交付額）、1,167万円（令和4年度交付額）
	公の施設の管理運営（表2）（港湾局）	二見漁港棧橋（1）外8施設 利用料金制（注2）のため、指定管理料の支出はない
	指定管理者運営 状況評価	令和3年度：B

（注1）上記数値等は令和5年3月31日現在

（注2）指定管理者の収入となる利用料金を管理業務の財源に充てる制度

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
硫黄島関連漁業 対策事業費補助 金	硫黄島関連漁 業対策事業費 補助金交付要 綱	自衛隊施設により漁業活 動が制限されることに伴 う損失を緩和するための 施設整備費に対する補助 (補助率：10/10 以内)	159,020	44,005	11,670

(表2) 公の施設の管理運営状況

施設名	二見漁港棧橋 (1) 外 8 施設
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
指定管理料	利用料金制のため、委託料の支出はない

### 第3 監査の結果

#### 1 補助対象事業等の執行に関する事項

本監査では、団体の補助対象事業及び公の施設の管理運営事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

##### ア 補助事業の実績等

(単位：千円)

事業内容	実績		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
冷蔵施設工事及び工事監理	159,020	-	-
水産物保管施設 (地上 1 階建、建築面積 434.62 m <sup>2</sup> )			
漁業用無線施設工事	-	44,005	-
船舶局 27MHz 帯 25W 無線機 40 基			
漁具倉庫設計	-	-	11,670
漁具倉庫 2 棟 (建築面積 90 m <sup>2</sup> 及び 360 m <sup>2</sup> ) 新設、既存漁具倉庫解体撤去 (330 m <sup>2</sup> ) に係る設計委託			

イ 公の施設の管理運営の実績等

施設名		二見漁港棧橋 (1) 外 8 施設	
指定期間		令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	
目的		二見漁港における施設の利用等に関する管理運営	
内容	施設規模	1 二見漁港棧橋 (1) 2 二見漁港棧橋 (2) 3 二見漁港船揚場 (1 号) 4 二見漁港船揚場 (1 号その 2) 5 二見漁港船揚場 (2 号) 6 二見漁港護岸 (保安署横) 前面泊地 7 二見漁港護岸 (赤間裏) 前面泊地 8 二見漁港護岸 (野積場前) 前面泊地 9 二見漁港中央防波堤内側泊地	
	業務内容	1 施設の利用の受付及び案内に関する業務 2 施設の維持管理及び修繕に関する業務 3 施設の利用の届出の受理に関する業務 4 施設の利用の許可に関する業務 5 利用許可の取消し又は条件の変更に関する業務 6 施設を利用する者から施設の利用に係る料金を収受する業務 7 その他、知事が特に必要と認める業務	
年度		令和 3 年度	令和 4 年度
収入	利用料金収入	7,141,200 円	6,946,000 円
支出	人件費	5,520,000 円	6,120,000 円
	消耗品費・雑費等	1,585,666 円	718,701 円
	合計	7,105,666 円	6,838,701 円
収支差額		35,534 円	107,299 円



## 第 4 出資団体別監査結果



社会福祉法人東京都社会福祉事業団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているか、また、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和5年10月13日から 同月24日まで	令和3年度及び令和4年度 の事業
	局	福祉局	

2 団体の概要

設立の目的	創意工夫をこらした多様な福祉サービスを利用者の意向を尊重しながら提供することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成10年6月に設立
主な沿革	平成10年6月 事業団設立 本部事務局を新宿区河田町に設置 平成10年7月 東京都町田福祉園を運営受託 平成11年4月 東京都障害者(児)施設12か所を運営受託 平成12年4月 東京都児童養護施設10か所を運営受託 平成18年4月 東京都児童養護施設(9か所)、東京都障害者(児)施設(9か所)を指定管理者として運営開始

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種社会福祉事業 児童養護施設、障害児入所施設、障害者支援施設</li> <li>第2種社会福祉事業 短期入所事業、共同生活援助事業、子育て短期支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業</li> <li>公益事業 知的障害者短期入所事業、知的障害者就労支援事業、障害者(児)日中一時支援事業</li> </ul> <p>各事業実施の施設の概要については、(表1)参照</p>	
所在地	東京都新宿区大久保三丁目10番1号	
組織	本部事務局、12施設	
人員	役員11名(理事長1名、理事8名、監事2名、常勤3名) 職員1,262名	
都との関係	出えん	基本財産1,000万円のうち、1,000万円(100%)
	補助金(表2)	15億7,124万余円(令和3年度交付額) 35億6,318万余円(令和4年度交付額)
	負担金(表3)	138万余円(令和3年度交付額) 121万円(令和4年度交付額)
	経常収益に占める都からの収益(表4)	経常収益111億余円のうち、97億余円(87.6%)
	財産の貸付(表5)	建物の一部(9.45㎡)を50%減額で使用許可 建物(4,014.74㎡)及び工作物を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員233名を都から派遣(うち2名は常勤役員を兼務) 常勤役員1名及び非常勤職員10名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	公の施設の管理運営(表6)	76億6,677万余円(令和3年度指定管理料) 84億7,928万余円(令和4年度指定管理料)
指定管理者運営状況評価	令和3年度：A、B 令和4年度：A、B(施設により評価が異なる)	

(注) 上記数値等は令和5年3月31日現在

(表1) 運営施設の概要

施設名	施設種別	定員(人)	所在地	指定管理期間
石神井学園	児童養護施設	130	東京都練馬区	令和2年度から令和11年度まで
小山児童学園	児童養護施設	64	東京都東久留米市	
船形学園	児童養護施設	64	千葉県館山市	令和3年度から令和7年度まで
八街学園	児童養護施設	64	千葉県八街市	
勝山学園	児童養護施設	64	千葉県安房郡鋸南町	
片瀬学園	児童養護施設	48	神奈川県藤沢市	
七生福祉園	障害児入所施設	156	東京都日野市	
	障害者支援施設(施設入所支援)	156		
	障害者支援施設(生活介護)	156		
	障害者支援施設(生活訓練)	6		
	障害者支援施設(就労移行支援)	14		
東村山福祉園	障害児入所施設	80	東京都東村山市	平成30年度から令和4年度まで 令和5年度から令和9年度まで
千葉福祉園	障害児入所施設	48	千葉県袖ヶ浦市	令和3年度から令和7年度まで
	障害者支援施設(施設入所支援)	320		
	障害者支援施設(生活介護)	320		
八王子福祉園	障害者支援施設(施設入所支援)	160	東京都八王子市	
	障害者支援施設(生活介護)	180		
	障害者支援施設(生活介護)	53		
日野療護園 (令和5年5月から「立川療護園はごろもの音」として運営)	障害者支援施設	50	東京都日野市 (令和5年5月から東京都立川市)	自主運営事業
希望の郷 東村山	障害者支援施設	80	東京都東村山市	

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
運営費補助金	運営費補助金 交付要綱	職員費及び事務費 (補助率：必要な額)	410,913	480,609	533,173
民間移譲施設整備費補助金	民間移譲施設 整備費補助金 交付要綱	建物改築等経費 (補助率：7/8～10/10)	—	512,834	2,253,205
障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金 交付要綱	デジタル機器、ロボット 介護機器の導入経費 (補助率：2/3)		—	1,612
障害者支援施設等の停電時におけるBCP運用等支援事業補助金	高齢者・障害者支援施設等の停電時におけるBCP運用等支援事業補助金 交付要綱	停電時の事業継続等に資する省エネ・再エネ機器等の設置経費 (補助率：3/4)			715
障害支援施設デジタル技術等活用支援モデル事業補助金	障害者支援施設デジタル技術等活用支援モデル事業補助金 交付要綱	デジタル機器、ロボット 介護機器の導入経費 (補助率：2/3)	—	1,306	—
日野療護園建物維持管理経費補助金	日野療護園建物維持管理経費補助金 交付要綱	建物維持管理経費 (補助率：1/2～10/10)	24,582	25,833	25,367
社会福祉事業団事業推進補助金	東京都社会福祉事業団事業推進費補助金 交付要綱	自主運営施設の運営、施設整備に要する経費 (補助率：10/10)			185,195
民間社会福祉施設サービス推進費補助金	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 交付要綱(障害者支援施設)	施設運営、施設整備に要する費用 (補助率：10/10)	543,652	541,441	540,848
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付要綱	福祉・介護職員に対する賃金改定に要する経費 (補助率：10/10)		2,764	8,432
障害者支援施設等物価高騰対策支援金	令和4年度障害者支援施設等物価高騰対策支援金 交付要綱	対象期間内の食糧費、光熱水費、燃料費 (補助率：基準額の10/10)			3,738
障害者グループホーム体制強化支援事業補助金	障害者グループホーム体制強化支援事業補助金 交付要綱	体制強化に要する職員費 (補助率：10/10)	—	—	5,750

新型コロナウイルス感染症対策関連補助金等	各種要綱		15,799	6,461	5,153
合計			994,946	1,571,248	3,563,189

(表3) 負担金の交付状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
立川療護園はごろもの音新築工事に伴う障害物撤去工事等の費用負担	協定	立川療護園はごろもの音新築工事に伴う障害物撤去工事等 (負担割合：10/10)			1,210
立川療護園はごろもの音新築工事に伴う既存フェンス撤去工事等の費用負担	協定	立川療護園はごろもの音新築工事に伴う既存フェンス撤去工事等 (負担割合：10/10)		1,386	
合計				1,386	1,210

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	10,109	100	10,058	100	11,177	100
都からの収益	8,789	86.9	8,725	86.7	9,788	87.6
受取補助金	994	9.8	1,057	10.5	1,307	11.7
受取負担金	-	0	1	0.0	1	0.0
管理運営受託収益等	7,795	77.1	7,666	76.2	8,479	75.9
他の収益	1,319	13.1	1,333	13.3	1,388	12.4
社会福祉事業会計	10,080	99.7	10,030	99.7	11,148	99.7
都からの収益	8,787	86.9	8,723	86.7	9,785	87.6
受取補助金	994	9.8	1,057	10.5	1,307	11.7
受取負担金	-	0	1	0.0	1	0.0
指定管理料	7,792	77.1	7,664	76.2	8,477	75.8
他の収益	1,293	12.8	1,306	13.0	1,362	12.2
公益事業等会計	28	0.3	28	0.3	28	0.3
都からの収益	2	0.0	1	0.0	2	0.0

管理運営受託収益等	2	0.0	1	0.0	2	0.0
他の収益	26	0.3	26	0.3	26	0.2

(注) 東京都社会福祉事業団の会計は、社会福祉事業(管理部門含む)に係る収支を社会福祉事業会計、公益事業に係る収支を公益事業会計に区分している。

(表5) 公有財産の貸付状況

(単位: m<sup>2</sup>、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産 使用許可	八王子福祉園	指定管理施設内における 自主事業(相談支援事業)実施		9.45	7
普通財産 貸付	日野療護園	障害者施設の運営		4,014.74	無償

(注) 八王子福祉園:公共の福祉に供する利用のため、使用料の50%を減額

日野療護園:福祉保健局が所管する都立施設の改革に伴う財産処理方針(平成20年3月24日知事決定)に則り無償

(表6) 公の施設の管理運営状況

(単位:千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
東京都石神井学園 (東京都練馬区石神井台3丁目35番23号)	令和2.4.1 ～令和12.3.31	675,667	619,534	728,107
東京都小山児童学園 (東京都東久留米市野火止2丁目22番26号)	令和2.4.1 ～令和12.3.31	387,851	406,981	407,013
東京都船形学園 (千葉県館山市船形1344番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	303,133	375,932	353,204
東京都八街学園 (千葉県八街市八街に151番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	410,231	380,040	430,099
東京都勝山学園 (千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	374,660	292,774	322,911
東京都片瀬学園 (神奈川県藤沢市片瀬4丁目9番38号)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	266,037	250,231	263,883
東京都七生福祉園 (東京都日野市程久保843番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	1,369,276	1,373,499	1,501,807



東京都東村山福祉園 (東京都東村山市萩山町1丁目35番1号)	平成30.4.1 ～令和5.3.31 令和5.4.1 ～令和10.3.31	721,034	698,818	785,690
東京都千葉福祉園 (千葉県袖ヶ浦市代宿8番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	1,781,342	1,785,775	1,980,807
東京都八王子福祉園 (東京都八王子市西寺方町76番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	1,505,777	1,483,190	1,705,759
合計		7,795,011	7,666,778	8,479,284

### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

本監査では、社会福祉法人東京都社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の事業について、主に、出えんの目的に沿った運営が適切になされているか、また、指定管理事業について、事業の趣旨に沿って適切に行われているか、会計経理等が適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

#### (1) 事業実績

事業団は、運営する施設の利用者及び児童が、かけがえのない個人として尊重され、社会の一員として日常生活を営むことができるよう、「利用者本位のサービスの徹底・一人ひとりに寄り添った支援」、「東京の福祉のセーフティネットを担う」、「地域との連携・地域福祉の向上」を経営理念として掲げ、法人経営を行っている。

事業団は、児童養護施設6施設、障害者(児)施設4施設、計10の都立施設について、指定管理者として管理運営している。

また、自主運営施設として障害者支援施設2施設を運営しているほか、共同生活援助、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援事業といった自主事業を実施している。

各施設の運営に当たっては、利用者アンケートや福祉サービス第三者評価を実施し、サービスの向上に努めているところであるが、指定管理事業の管理運営はもとより、都立施設の民間移譲の方針を鑑み、その移譲先として機能できるよう、自主運営事業についても効率的、効果的な事業運営を進めていくことが望まれる。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
サービス活動収益	10,109	10,058	△ 50	△ 0.5	11,117	1,118	11.1
サービス活動費用	9,860	9,737	△ 123	△ 1.2	10,955	1,217	12.5
当期サービス活動 増減差額	248	320	72	28.9	221	△ 99	△ 30.9
資産合計	11,341	12,413	1,072	9.5	16,658	4,244	34.2
負債合計	2,371	2,750	379	16.0	4,709	1,958	71.2
純資産合計	8,970	9,662	692	7.7	11,949	2,286	23.7

ア 収益及び費用の状況

令和4年度における収支状況は、サービス活動収益が111億1,700万余円、サービス活動費用が109億5,500万余円、増減差額は2億2,100万余円となっている。

主な収益は、指定管理料収入が84億7,900万余円、補助金収入が13億1,200万余円であり、事業団の経常収益は、都からの指定管理料及び補助金でほぼ全額占められている。

費用は人件費が70億9,400万余円、施設運営に係る事業費が16億6,800万余円であり、人件費の割合が高く占めている。

令和3年度から4年度にかけて、福祉人材の処遇改善の観点から給与の改定を実施したこと、また令和4年度は光熱費が大幅に増加したことなどから、当期サービス活動増減差額が減少している。

イ 財政状態

令和4年度における財政状況は、現金預金、建物等、資産合計166億5,800万余円、事業未払金等、負債合計47億900万余円、純資産合計が、119億4,900万余円となっている。

資産の内訳は、現金預金等の流動資産が48億4,700万余円、建物等の固定資産が118億1,000万余円となっている。

負債の内訳は、事業未払金等の流動負債が37億7,100万余円、退職給与引当金等の固定負債が9億3,700万余円となっている。

純資産の内訳は、国庫補助金等特別積立金が49億9,200万余円、その他の積立金が51億3,800万余円、次期繰越増減差額の18億800万余円に基本金1,000万円となっている。

令和3年度から4年度にかけて、資産、負債、ともに増加しているが、日野療護園の建物老朽化等に伴い、新築・移転して令和5年5月に運営開始された「立川療護園はごろもの音」建築工事の実施により、完了部分が資産として、年度末時点における未払金が負債として、大きく影響している。

### (3) 事業運営に関する評価

指定管理者制度が導入された平成18年度に、事業団が指定管理者として管理運営していた施設は18施設あったが、令和4年度末までには8施設が都から民間に移譲された(うち1施設を事業団が引き受け、直営施設とした)。都は今後も、民間でできることは民間に委ねるという方針により、都立施設のさらなる改革を進めることとしている。

このため、事業団は、都の動向を踏まえつつ、政策連携団体に求められる、高い専門性を発揮するプロフェッショナル集団となり、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を着実に果たしていく、としている。

今後、更なる都立施設の移譲先として機能できるよう、自立的経営基盤の確立と、より主体的な事業展開を検討していく必要がある。

現在、事業団は自主運営施設として2施設を運営しており、両施設ともに、国からの給付費における加算をすべて取得するなど、運営努力を行っているところであるが、引き続き自律的な経営基盤の強化のため、ランニングコストの低減や事務の効率化を図っていくことが求められる。

また、事業団の職員の状況について見たところ、平成18年3月時点では、全職員に占める都派遣職員の割合は91.9%(職員数1,516人、うち都派遣職員数1,393人)であったが、令和5年3月時点では、18.5%(職員数1,262人、うち都派遣職員数233人)となり、前回監査時(平成27年)の40.3%(職員数1,158人、うち都派遣職員数467人)からも更に急速に都派遣職員から固有職員へと移行している状況が見られる。

また、福祉職固有職員の平均在職年数等の状況を踏まえ、事業団が将来にわたって質の高いサービスを提供し続けていくために、これまで蓄積してきた利用者支援の技術、ノウハウ等を迅速、的確に職員へ伝えていくことはもとより、指導に当たる中堅・幹部職員の育成や、採用活動の充実など、人材の育成と確保の強化が求められる。

さらには、利用者・児童の権利擁護の意義を強く認識し、虐待防止の意識や取組を組織全体に浸透させるとともに、事故の防止に努め、安全な施設運営を継続させることも求められる。

事業団は引き続き、公益性を確保しながら、運営体制の強化を図り、より一層効率的で、かつ利用者・児童が安全に施設利用を継続できる事業運営を行う必要がある。

## 2 指摘事項

### (1) 団体

#### ア 空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの

片瀬学園（以下「学園」という。）は、学園内の空調機について、表7の契約を締結している。

これら契約について見たところ、新しい空調機の設置だけではなく、既設機器の撤去及び処分（既設機器に係るフロン回収を含む）を行うこととしている。このため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、既設機器を廃棄する際には、表8のとおり、都道府県知事の登録を受けている第一種フロン類充填回収業者（以下「回収業者」という。）に園が自ら引き渡すか、回収業者への引渡しを他者に委託し、適正な処理がなされたことを確認する必要がある。

表7の契約の受注者は、回収業者ではないため、学園は法第43条に定める委託確認書、再委託承諾書の交付等をし、回収が終わったら回収業者から引取証明書の交付を受けることとなるが、学園ではフロンに係る行程管理についての手続が行われておらず、監査日（令和5年10月23日）現在、処理の状況が確認できない。

また、いずれの契約においても仕様書で、工事箇所の工事前、工事作業中、工事後の写真撮影を行い、整理して提出することとしているが、学園は、これらが提出されていないにもかかわらず、履行完了として契約金額を支払っており適正でない。

学園は、空調機改修等工事契約を適正に行われたい。

（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）

（表7）契約の概要

（単位：円）

項番	件名	契約日	履行期限	契約金額
1	児童棟空調機取替工事	令和4年8月1日	令和4年12月28日	857,000
2	児童棟空調機改修工事	令和4年10月14日	令和5年3月31日	1,369,500

（表8）法で定められている行程管理制度

第一種特定製品廃棄等実施者（第一種特定の廃棄等を実施する者）の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・第一種特定製品の廃棄等の際、第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は、回収依頼書を、第一種フロン充填回収業者の登録を持たない、設備業者、解体業者、販売業者等（第一種フロン類引渡受託者）に第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する場合は、委託確認書を交付し、その写しを3年間保存しなければならない。（法第43条）</li><li>・第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合は、第一種特</li></ul>

定製品廃棄等実施者は再委託承諾書を交付し、その写しを3年間保存しなければならない。

(法第43条)

・フロン類の回収が終了したら、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付又は送付を受け、当該引取証明書を3年間保存しなければならない。(法第45条)

イ 消防用設備について不良と判定された箇所の是正をすべきもの

石神井学園（以下「学園」という。）は、学園に設置されている消防用設備等の機能を有効な状態に維持し、火災発生時の利用者等の安全を確保するため、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条に基づき消防用設備等の維持管理を行っており、また、学園は、表9の契約により、法第17条の3の3の規定等に基づく消防用設備等の点検を実施している。

ところで、表9の契約における点検結果等について見たところ、表10のとおり不良と判定された設備について、監査日（令和5年10月24日）現在、対応がされていないことが認められた。これらは、遡って確認できる平成30年の点検から指摘されているものであり、少なくとも5年にわたって対応がされていない状況となっており、利用者等の安全を損なう可能性がある状態が継続していることは、適正でない。

また、法第17条では、防火対象物の所有者は、消防用設備等について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう維持しなければならないと規定していることから、不良と判定された設備について、長期間対応されない状況は、利用者等の安全確保の面からも問題である。

学園は、消防用設備の不良と判定された箇所について、速やかに必要な改善を行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
消防用設備点検委託	令和3.4.1～令和4.3.31	706,200
	令和4.4.1～令和5.3.31	594,000

(表 1 0) 不良と報告されたものの対応がされていない設備

設備名	不良の状況	不良の始期
自動火災報知設備	同時点灯するものや点灯しないものあり	少なくとも平成 30 年から 5 年間不良の状態が継続している。
	副受信機と受信機に表示が異なる箇所あり	
	未点検箇所あり	
消防機関へ通報する火災報知設備	応答ランプ点灯なし	
	メッセージアナウンスが流れない	
非常警報器具及び設備	リモート（注）不良	
	リモート電源不良	
避難器具	使用説明図なし	
	未点検箇所あり	

(注) 火災を知らせる放送の受信、火災場所を表示する機能を持つ端末機器で、各棟の職員が寝泊りする部屋にある。

ウ 電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの  
事業団は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 2 条に基づいて、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めている。当該規程には、点検等により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、速やかに当該電気工作物の修理等を行い、常に技術基準に適合するよう維持するものとする事が定められている。

ところで、七生福祉園及び八王子福祉園は、表 1 1 のとおり、電気工作物の点検を行っており、令和 4 年度の点検結果報告書を確認したところ、表 1 2 のとおり、両園において、不適合が指摘されているにもかかわらず、対応がされていないこと、七生福祉園においては、最長 2 年半近く対応がされていないなどの事例があること、八王子福祉園においては、不適合の始期を把握していないこと、報告内容の具体について把握していないものがあるといった状況が認められた。

このような状況は、「常に技術基準に適合する」と定める規程に照らして適正でない。

両園は、電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について、速やかに必要な改善を行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(表 1 1) 契約の概要  
(七生福祉園)

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
自家用電気工作物保守業務委託	令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31	1, 157, 640
	令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31	1, 618, 980

(八王子福祉園)

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京都八王子福祉園建物管理委託 (うち自家用電気工作物点検業務分 (税抜))	令和 3. 4. 1～令和 8. 3. 31	426, 250, 000 (令和 3:336, 000) (令和 4:336, 000)

(表 1 2) 自家用電気工作物点検結果への対応状況 (令和 4 年度、七生福祉園)

場所	不適合である状況	初 回 発行日	経過 年月	問題点
南地区	P-1 制御盤内給気ファン回路絶縁不良、漏電により感電及び火災の恐れあり	令和 3. 4. 22	2 年 5 か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年の不適合指摘への対応を行っていない。</li> <li>・最長 2 年半近く対応していない。</li> </ul>
	訓練棟 1 階 L11 灯盤内パネルヒーターの回路が絶縁不良、漏電により感電及び火災の恐れあり	令和 3. 10. 12	2 年	
	訓練棟 1 階 L1 盤内通路誘導灯の回路が絶縁不良、漏電により感電及び火災の恐れあり	令和 3. 10. 12	2 年	
	管理棟 2 階 誘導灯の回路が絶縁不良、漏電により感電及び火災の恐れあり	令和 4. 10. 8	1 年	
	ひのき棟照明浴室の回路が絶縁不良、漏電により感電及び火災の恐れあり	令和 4. 10. 8	1 年	

(八王子福祉園)

不適合である状況				問題点
総括表	発電機起動用	蓄電池設備	充電装置切替開閉器の電圧切替スイッチ接触不良	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年の不適合指摘への対応を行っていない。</li> <li>不適合の始期を把握していない。</li> <li>規程について把握していない。</li> </ul>
	スプリンクラー用	保護連動試験	過電流ブレーカトリップ不良	
	非常照明用	蓄電池設備	全ての内部抵抗値が警告値及び寿命値を超えている。	
低圧関係絶縁抵抗	第2変電室	生活棟 5, 7, 9, 10号棟電源コンセント		不適合箇所について、具体的記載なし
	第3変電室	L-1 厚生棟		
	管理棟 2F	コンセント		
	受電所	L-H L-E 管理棟 2階 訓練棟		

エ 清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行うべきもの

東京都八街学園（以下「園」という。）では、表13の契約により、園内の児童棟に係る清掃業務を委託している。

そこで、当該契約の仕様書を確認したところ、清掃箇所及び清掃回数について、「児童棟の各寮について、月1回、担当者の指示する箇所を、指示する方法により清掃する」とのみ明記されており、具体的な清掃箇所や清掃方法等について記載されていないため、業務の遂行に当たり受託者が自ら行うべき仕事の割り当て、指示、作業スケジュールの作成や調整等ができないような仕様書となっていた。

また、業務の履行状況を見たところ、仕様書には記載がない、職員住宅について清掃業務を行ったとの報告がなされており、当該清掃業務の遂行に関する指示その他管理を受託者が自ら行ったかを確認できない状況も認められた。

このことについて、園は、見積競争実施時において見積書を徴する事業者に、職員住宅を含めた実際の清掃箇所や清掃方法について、現場で具体的に説明した上で見積額の積算を依頼し、また、契約締結時に改めて業務内容を綿密に説明し打ち合わせており、受託者は清掃箇所・清掃内容を事前に十分に把握した上で業務を履行している、と説明している。

しかしながら、園が、清掃箇所や清掃方法等についてあらかじめ明確に定めず、業務の遂行に当たり受託者が自ら行うべき仕事の割り当て、指示、作業スケジュールの作成や調整等ができないような仕様書により契約を行っていることは、適切ではない。

園は、清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)



(表 1 3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約者
児童棟の専門清掃業務委託	令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31	1, 643, 400	A
児童棟の専門清掃業務委託	令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31	1, 642, 740	A

オ 概算契約に係る事務手続を適正に行うべきもの

概算契約は、契約の目的の数量、単価等をあらかじめ確定することが困難なため、それらを契約履行の進行、あるいは履行完了の段階において決定することとし、契約締結時は概算金額として締結する契約である。

事業団は、「経理事務の手引き」（以下「手引」という。）において、概算契約の手続について定めている。

八王子福祉園（以下「園」という。）は、表 1 4 の検査試薬資材の買入れについて、月毎に概算契約で行っている。そこで、この契約について見たところ、以下の点が認められた。

- ① 手引では、発注は随時行い、支払限度額を超える見込みとなった時、あるいは月末に達したときに一括して支払うことと定めているが、項番 8 の令和 4 年 1 1 月分の契約における支払の中に、同年 1 0 月に既に納品された分の請求が含まれていた。
- ② 手引では、発注に当たり、事前に契約担当者の承認を受けておくことと定めているが、園が発注に当たり事前に契約担当者の承認を受けていることの確認ができない。
- ③ 手引では、予定価格（限度額）が 5 0 万円以上の契約については、複数業者に見積を依頼することと定めているが、予定価格（限度額）5 0 万円以上の契約（項番 9 から項番 1 2）について、複数業者から見積書を徴取していない。

園は、概算契約に係る事務手続を適正に行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(表 1 4) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約日	履行期限	予定価格 (限度額)
1	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 4 月分)	令和 4. 4. 1	令和 4. 4. 30	299, 200
2	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 5 月分)	令和 4. 5. 1	令和 4. 5. 31	299, 200
3	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 6 月分)	令和 4. 6. 1	令和 4. 6. 30	299, 200
4	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 7 月分)	令和 4. 7. 1	令和 4. 7. 31	299, 200
5	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 8 月分)	令和 4. 8. 1	令和 4. 8. 31	299, 200
6	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 9 月分)	令和 4. 9. 1	令和 4. 9. 30	299, 200
7	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 10 月分)	令和 4. 10. 1	令和 4. 10. 31	299, 200
8	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 11 月分)	令和 4. 11. 1	令和 4. 11. 30	299, 200
9	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 4 年 12 月分)	令和 4. 12. 1	令和 4. 12. 31	500, 000
10	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 5 年 1 月分)	令和 5. 1. 1	令和 5. 1. 31	500, 000
11	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 5 年 2 月分)	令和 5. 2. 1	令和 5. 2. 28	500, 000
12	検査試薬資材の買入 (概算契約 令和 5 年 3 月分)	令和 5. 3. 1	令和 5. 3. 31	500, 000
合計				4, 393, 600

### 3 意見・要望事項

#### (1) 団体

##### ア 検査試薬資材の買入れに係る概算契約について

八王子福祉園（以下「園」という。）では、表14の検査試薬資材の買入れに係る概算契約を、毎月、同じ受託者と締結して一連の契約手続を行っているが、契約期間を1年間とした1件の概算契約とすることにより契約に係る事務手続が効率化され、表15のとおり経理規程第76条で定めている予定価格（限度額）に応じた業者数の見積書を徴取することとなるため競争性を図ることができる。

園は、検査試薬資材の買入れに係る概算契約について、見直し等の検討を行うことが望まれる。

（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）

（表15）経理規程で定める見積徴取必要数（物品等の買入れ）

予定価格	50万円未満	50万円以上160万円未満	160万円以上1000万円未満
見積徴取必要数	1者以上	2者以上	3者以上

## 第4 運営状況の概要

### 1 運営状況

#### (1) 運営施設の実績

##### ア 児童養護施設の運営実績

（単位：人、％）

施設名	定員	令和3年度		令和4年度	
		平均在籍人員 (注1)	利用率 (注2)	平均在籍人員 (注1)	利用率 (注2)
石神井学園	130	101.3	77.9	101.0	77.7
小山児童学園	64	56.6	88.4	52.5	82.0
船形学園	64	35.8	55.9	40.3	63.0
八街学園	64	55.1	86.1	44.3	69.3
勝山学園	64	47.3	73.8	41.5	64.8
片瀬学園	48	30.4	45.0	27.8	58.0

(注1) 月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものの

(注2) 平均在籍人員を施設定員で除したものの

イ 障害児入所施設の運営実績

(単位：人、%)

施設名	定員	令和3年度		令和4年度	
		平均在籍人員 (注1)	利用率 (注2)	平均在籍人員 (注1)	利用率 (注2)
七生福祉園(児童)	156	91.8	58.9	93.3	59.8
千葉福祉園(児童)	48	25.2	52.4	19.5	40.6
東村山福祉園	80	56.4	70.5	57.8	72.2

(注1) 月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したもの

(注2) 平均在籍人員を施設定員で除したもの

ウ 障害者支援施設の運営実績

(単位：人、%)

施設名	定員	令和3年度		令和4年度	
		平均在籍人員 (注1)	利用率 (注2)	平均在籍人員 (注1)	利用率 (注2)
七生福祉園(成人)	150	123.6	82.4	115.8	77.2
千葉福祉園(成人)	320	245.6	76.7	221.0	69.1
八王子福祉園	160	136.0	85.0	128.3	80.2
日野療護園	50	48.9	97.8	48.9	97.8
希望の郷東村山	80	79.4	99.3	79.3	99.1

(注1) 月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したもの

(注2) 平均在籍人員を施設定員で除したもの

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度		令和4年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
サービス活動収益	10,109	10,058	△ 50	△ 0.5	11,177	1,118	11.1	
合	障害福祉サービス等事業収益	1,238	1,274	35	2.9	1,292	18	1.5
	指定管理料収益	7,795	7,666	△ 128	△ 1.6	8,479	812	10.6
	経常経費補助金収益	997	1,061	64	6.5	1,312	250	23.6
	その他収益	78	55	△ 22	△ 28.9	92	36	66.1
サービス活動費用	9,860	9,737	△ 123	△ 1.2	10,955	1,217	12.5	
計	人件費	6,261	6,031	△ 230	△ 3.7	7,094	1,063	17.6
	事業費	1,536	1,509	△ 27	△ 1.8	1,668	158	10.5
	事務費	1,983	2,124	141	7.1	2,172	47	2.2

	その他	79	71	△ 7	△ 9.0	20	△ 51	△ 71.5
	サービス活動増減差額	248	320	72	28.9	221	△ 99	△ 30.9
	サービス活動外収益	65	82	17	26.7	69	△ 13	△ 16.0
	サービス活動外費用	60	105	45	74.4	69	△ 36	△ 34.1
	サービス活動外増減差額	4	△ 23	△ 27	△ 610.3	△ 0	22	△ 98.5
	経常増減差額	253	297	44	17.5	221	△ 76	△ 25.6
	特別収益	—	514	514	—	2,255	1,741	338.7
	特別費用	0	514	514	—	2,255	1,741	338.5
	繰越活動増減	780	1,287	507	65.0	1,586	299	23.2
	次期繰り越し差額増減額	1,033	1,585	551	53.4	1,808	222	14.1
社会福祉事業会計	サービス活動収益	10,080	10,030	△ 50	△ 0.5	11,148	1,118	11.2
	障害福祉サービス等事業収益	1,238	1,274	35	2.9	1,292	18	1.5
	指定管理料収益	7,792	7,664	△ 127	△ 1.6	8,477	812	10.6
	経常経費補助金収益	997	1,061	64	6.5	1,312	250	23.6
	その他収益	51	29	△ 22	△ 43.9	66	36	127.3
	サービス活動費用	9,846	9,724	△ 121	△ 1.2	10,939	1,214	12.5
	人件費	6,251	6,022	△ 228	△ 3.7	7,082	1,059	17.6
	事業費	1,535	1,508	△ 27	△ 1.8	1,667	158	10.5
	事務費	1,980	2,121	141	7.1	2,169	47	2.2
	その他	78	71	△ 7	△ 9.0	20	△ 51	△ 71.6
	サービス活動増減差額	234	305	71	30.5	209	△ 96	△ 31.5
	サービス活動外収益	65	82	17	26.5	69	△ 13	△ 15.9
	サービス活動外費用	60	105	45	74.4	69	△ 36	△ 34.1
	サービス活動外増減差額	4	△ 23	△ 27	△ 614.0	△ 0	23	△ 98.5
	経常増減差額	238	282	43	18.2	209	△ 73	△ 25.9
	特別収益	—	514	514	—	2,255	1,741	338.7
	特別費用	0	514	514	—	2,255	1,741	338.5
	繰越活動増減	720	1,213	492	68.3	1,496	283	23.4
	次期繰り越し差額増減額	959	1,495	535	55.9	1,705	210	14.1
公益事業会計	サービス活動収益	28	28	△ 0	△ 1.5	28	0	0.4
	指定管理料収益	2	1	△ 0	△ 25.0	2	0	16.9
	その他収益	26	26	0	0.7	26	△ 0	△ 0.7
	サービス活動費用	14	12	△ 1	△ 7.6	16	3	24.9
	人件費	9	8	△ 1	△ 14.6	12	3	40.8
	事業費	0	0	△ 0	△ 5.1	0	△ 0	△ 11.4
	事務費	2	3	0	17.0	3	△ 0	△ 3.5
その他	0	0	△ 0	△ 31.1	0	△ 0	△ 27.6	

サービス活動増減差額	14	15	0	4.2	12	△ 3	△ 20.0
サービス活動外収益	0	0	0	—	0	△ 0	△ 97.2
サービス活動外費用	—	—	—	—	—	—	—
サービス活動外増減差額	0	0	0	—	0	△ 0	△ 97.2
経常増減差額	14	15	0	5.2	12	△ 3	△ 20.7
特別収益	—	—	—	—	—	—	—
特別費用	0	—	△ 0	△ 100	—	—	—
繰越活動増減	59	74	14	25.0	90	15	21.1
次期繰り越し差額増減額	74	90	15	21.1	102	12	13.8

令和3年度から4年度にかけて、福祉人材の処遇改善の観点から、給与の改定を実施しており、人件費の増加とともに、それに伴う指定管理料が増加している。(主な増減理由)

### (3) 財政状態

#### ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	2,063	2,879	816	39.6	4,847	1,968	68.3
現金預金	1,817	2,110	292	16.1	2,018	△ 92	△ 4.4
事業未収金	231	744	513	222.1	2,798	2,053	275.8
立替金	5	9	4	78.7	15	5	60.8
前払費用	8	13	5	61.5	15	1	13.8
その他	0	1	0	137.1	0	△ 1	△ 66.2
固定資産	9,278	9,534	256	2.8	11,810	2,276	23.9
基本財産	2,796	2,675	△ 120	△ 4.3	2,555	△ 120	△ 4.5
その他固定資産	6,481	6,858	376	5.8	9,255	2,396	35.0
資産合計	11,341	12,413	1,072	9.5	16,658	4,244	34.2
流動負債	1,389	1,797	408	29.4	3,771	1,974	109.9
事業未払金	862	1,211	348	40.4	3,004	1,793	148.1
設備資金借入金	15	15	—	0	15	—	0
リース債務	37	34	△ 2	△ 7.3	35	0	0.5
未払費用	190	216	26	13.7	272	55	25.8
預り金	8	11	3	42.7	16	4	41.7
職員預り金	14	30	16	112.7	40	9	29.8
賞与引当金	259	275	16	6.3	386	110	40.3

その他	1	1	△ 0	△ 6.4	1	△ 0	△ 4.0
固定負債	981	953	△ 28	△ 2.9	937	△ 16	△ 1.7
設備資金借入金	248	232	△ 15	△ 6.2	217	△ 15	△ 6.7
リース債務	487	452	△ 34	△ 7.1	415	△ 37	△ 8.2
退職給付引当金	246	268	21	8.9	304	36	13.5
負債合計	2,371	2,750	379	16.0	4,709	1,958	71.2
純資産合計	8,970	9,662	692	7.7	11,949	2,286	23.7
負債及び純資産合計	11,341	12,413	1,072	9.5	16,658	4,244	34.2

令和5年5月運営開始の立川療護園(旧日野療護園の移転)建物の新築工事の実施により、固定資産が大幅に増加している。

また、同工事のための年度末時点の未払金が負債の増加に影響している。(主な増減理由)

公益財団法人東京都つながり創生財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都つながり創生財団	令和5年10月31日から 同年11月9日まで	令和3年度及び令和4年度の事業
局	生活文化スポーツ局	令和5年10月30日及び 同年11月13日	

2 団体の概要

設立の目的	都において多文化共生社会づくり及び共助社会づくりを推進する事業を実施し、人と人とのつながりを育むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現することを目的として設立
主な沿革	令和2年10月 一般財団法人東京都つながり創生財団を設立 令和5年4月 公益財団法人東京都つながり創生財団へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生社会づくりに関する事業</li> <li>共助社会づくりに関する事業</li> <li>その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
組織	事務局（3課）
人員	役員8名（理事長1名、常務理事1名、理事4名、監事2名。常務理事は常勤、それ以外の理事、監事は全て非常勤） 職員27名



都 と の 関 係	出えん	基本財産 8,867 万 5,000 円のうち、8,867 万 5,000 円 (100%)
	補助金 (表 1)	4 億 1,558 万余円 (令和 3 年度交付額) 5 億 1,384 万余円 (令和 4 年度交付額)
	経常収益に占める都からの収益 (表 2)	経常収益 5 億余円のうち、5 億余円 (100.0%)
	財産の貸付け (表 3)	著作権 (ボランティア活動支援システム) を無償利用許諾
	職員の派遣等	常勤役員 1 名、非常勤役員 1 名及び常勤職員 9 名を都から派遣 常勤職員 1 名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

(注) 上記数値等は令和 5 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金・同管理費補助金 (注)	一般財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付要綱・同管理費補助金交付要綱	補助事業の実施に要する経費のうち、管理費及び事業費 (補助率: 都の予算に定める額の範囲内において 10/10 以内)	49,165	415,586	513,840

(注) 令和 3 年度までは、一般財団法人東京都つながり創生財団補助金 (根拠についても一般財団法人東京都つながり創生財団補助金交付要綱)

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位: 百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	49	100	326	100	501	100
都からの収益	49	100.0	326	100.0	501	100.0
受取補助金	38	77.5	323	98.9	491	97.9
固定資産受贈益	1	3.4	3	1.0	10	2.0
流動資産受贈益	9	19.1	0	0.0	0	0.0
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(表3) 公有財産の貸付状況

分類	名称	目的	種類	使用料 (年額)
普通財産	ボランティア活動支援システム	ボランティア活動参加者等に対する情報や利用者の交流機会の提供	著作権	無償

### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

本監査では、財団の事業について、主に、都からの補助金が財団により適切に執行され、局による審査が適切に行われているか、財団が実施する多文化共生社会づくり及び共助社会づくりの推進に関する事業が、事業計画等に基づいて着実に実施されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

財団は、都民一人ひとりが輝ける社会を実現するため、在住外国人支援などの多文化共生社会づくり及びボランティア文化の定着や地域の中核である町会・自治会等の支援など共助社会づくりを推進する事業に取り組み、地域コミュニティの活性化を支援する団体として令和2年10月1日に設立された。

多文化共生社会づくりに関する事業では、都内在住の外国人からの相談を、やさしい日本語及びウクライナ語を含む16言語により受け付けるとともに、各自治体窓口等からの依頼により遠隔通訳による通訳支援を行う「東京都多言語相談ナビ」を実施している。

また、令和3年4月から「東京都多文化共生ポータルサイト」を運営し、都内在住外国人向けの生活や防災及び相談会の情報を提供するとともに、外国人支援に携わる人や多文化共生に関心

を持つ人に役立つ情報を提供している。令和3年度末にはAIチャットボットを導入し、令和4年度には、在住外国人にとってより分かりやすく、必要な情報を探しやすくするため、ポータルサイトの全面リニューアルに取り組み、令和5年4月に公開することにより情報発信の一層の強化を図った。

ほかにも、地域日本語教育を推進する事業や「やさしい日本語」の普及啓発事業、地域において多文化共生推進の中核となる人材を育成する「多文化共生コーディネーター研修」などを実施している。地域日本語教育を推進する事業では、令和3年12月に地域の日本語教室を掲載する「東京日本語教室サイト」を作成、公開し、在住外国人が自分に合った教室等を探することができる環境を整備した。なお、財団は、令和3年度に令和2年度末をもって解散した東京都国際交流委員会より「地域国際化協会」(注)としての地位を承継し、多文化共生コーディネーター研修等の事業の移管を受けている。

さらに、ウクライナ情勢を踏まえ、ウクライナからの避難民を支援するためのワンストップ相談窓口を令和3年度末に開設、令和4年度は、都及び日本YMCA同盟とともに東京都ウクライナ避難民マッチング支援事業を開始した。

共助社会づくりに関する事業では、ボランティアの活動継続や裾野拡大を推進するため、令和3年11月にボランティアポータルサイト「東京ボランティアレガシーネットワーク」の運営を開始し、ボランティアに関する情報の充実や、コメント機能によりユーザー同士の交流を活性化させる取組を実施した。令和4年度は、東京ボランティアレガシーネットワークの魅力向上やユーザーのモチベーションアップを図るため、VLN(東京ボランティアレガシーネットワークの略)ポイント制度を開始した。また、地域コミュニティの活性化については、令和4年10月に、町会・自治会に関する助成制度や取組事例等を紹介する「東京都町会・自治会活動支援ポータルサイト」を開設した。令和3年度に開始した区市町村と連携して町会・自治会を支援するパイロット事業では、支援を受けたい町会・自治会と、経験や得意なことを生かして地域の役に立ってみたいボランティアとのマッチングをサイト上で行う「まちの腕きき掲示板」、町会・自治会の活動に対して、相談から事業執行まで継続的な伴走支援を行う「町会・自治会応援キャラバン」を実施している。令和4年度には、企業での業務経験やスキルを有するボランティア「プロボノチーム」が町会・自治会を支援する「地域の課題解決プロボノプロジェクト」を都からの事業移管により開始した。

(注) 地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的な民間国際交流組織として、総務省が認定している県等が設置した団体

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和 2年度	令和3年度			令和4年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	49	326	277	558.1	501	174	53.4
経常費用	51	330	279	545.3	496	166	50.4
当期経常増減額	△ 1	△ 3	△ 1	120.1	4	8	△ 245.6
当期一般正味財産増減額	△ 1	△ 3	△ 1	124.8	4	8	△ 240.5
資産合計	168	427	258	153.3	453	25	5.9
正味財産合計	143	220	76	53.0	215	△ 4	△ 2.1

ア 収益及び費用の状況

財団の管理運営及び事業執行は、経常収益のほぼ全額を占める都からの受取補助金によって賄われている。

事業を開始した令和2年度（令和2年10月から令和3年3月まで）から令和4年度にわたる事業の拡大に伴い、令和4年度には共助推進課が設置されたことや、東京都多文化共生ポータルサイトを全面的にリニューアルしたことなどにより、人件費や委託費等を中心に経常費用が増加している。これらの支出に応じて交付される都からの受取補助金等に基づき事業が執行されることなどにより経常収益が増加している。

イ 財政状態

令和3年度及び令和4年度については、事業の拡大に伴って、都からの補助金の交付により現金預金が増加するとともに、各種契約に係る支払に伴う未払金の増加により、流動資産及び流動負債が増加している。

固定資産については、令和3年度は事業の基盤となるサイト等の開設によるソフトウェアの取得などにより増加したが、令和4年度は以前の執務室の解約に伴う敷金の減少の影響によりわずかに減少している。

正味財産合計は、令和3年度では増加しているものの、令和4年度ではわずかに減少している。

(3) 事業運営に関する評価

財団は、令和2年10月の設立時から多文化共生社会づくりに関する事業を実施し、令和3年4月から共助社会づくりに関する事業を開始した。

多文化共生社会づくりに関する事業については、東京都多言語相談ナビにおいて、やさしい日本語及びウクライナ語を含む16言語で対応するとともに、地域の外国人相談窓口において対応

困難な場合の通訳支援等を行うなど着実に成果を上げており、財団に期待されている外国人への直接支援の役割と中間支援団体としての役割の双方を果たしている。東京都多文化共生ポータルサイトの運営では、サイトへのアクセス数について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症のワクチン関連情報へのアクセス数が多かったものの、令和4年度はそれらへのアクセスが落ち着いたことによると推測されるアクセス数の減少が見られたが、一定のアクセス数を維持している。東京日本語教室サイトでは、財団が地域の日本語教室にサイトへの掲載について積極的に働きかけを行った結果、教室掲載数が大幅に増加した。これらの事業を重層的に展開することにより、在住外国人と日本人双方が相互理解を深め、共に快適に暮らすまちづくりの実現に貢献している（P160「(1) 事業実績 ア 多文化共生社会づくりに関する事業」参照）。

共助社会づくりに関する事業については、令和3年度に運営を開始した東京ボランティアレガシーネットワークにおいて、ボランティア情報の提供だけでなく、ボランティア体験談や活動レポート、読み物記事等魅力あるコンテンツの掲載などを行うことにより、登録者数及び団体数が順調に伸びている。町会・自治会を支援する地域コミュニティ活性化事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により活動停止や自粛を余儀なくされていた町会・自治会の活動再開や活性化には困難を伴うが、そのような中でも、地域コミュニティの活性化に向けて連携区市と調整し、地域の担い手とのマッチングや、東京都町会・自治会活動支援ポータルサイトの運営などにより、町会・自治会の支援を推進している（P162「(1) 事業実績 イ 共助社会づくりに関する事業」参照）。

財団の運営については、事業の拡大に伴う人員や財政規模の拡大に対応した体制強化に継続して取り組み、各種制度・規程の整備を行っている。また、当初令和5年度に申請することを目標としていた公益認定申請を1年前倒して実施し、令和5年4月に公益法人化を実現した。

今後、財団は、都全域での外国人相談対応力の向上を図るため、地域の相談員向けに外国人支援に関する情報や意見交換の場を提供する相談支援システムの構築や、日本語を母語としない子供を支援する事業など新たな事業を展開することとしており、運営基盤の強化が必要である。また、都民ニーズに柔軟に対応し、独自事業を展開するため、自主財源の確保についての方策を検討していくことが求められている。

多文化共生社会施策やボランティア活動支援、地域コミュニティ活性化は、都の『「未来の東京」戦略』に掲げられた取組であり、財団はその取組を中心となって推進する重要な役割を担っている。財団は、引き続き、各事業を積極的に推進していくとともに、都をはじめ各自治体・関係団体との更なる連携により、多文化共生社会及び共助社会づくりの推進への一層の貢献が望まれる。

#### 第4 運営状況の概要

##### 1 運営状況

##### (1) 事業実績

##### ア 多文化共生社会づくりに関する事業

事業名	実績		
	令和2年度 (10月1日～)	令和3年度	令和4年度
東京都多言語相談ナビ			
言語数（注1）	14 言語	15 言語	16 言語
相談件数	209 件	2,328 件	2,745 件
地域の外国人相談窓口に対する支援	78 件	255 件	366 件
無料法律相談（注2）	17 件	37 件	56 件
ウクライナ避難民ワンストップ相談（注3）		333 件	1,432 件
区市町村等窓口の相談員向けの研修 (オンライン開催)	2 回 72 人	2 回 69 人	2 回 64 人
都内在住外国人等に向けた情報発信			
東京都多文化共生ポータルサイト（注4）アクセス数		699,734PV	666,457PV
SNS を活用した情報発信		Twitter(現 X) 455 件 Facebook 354 件	Twitter(現 X) 360 件 Facebook 320 件 LINE 224 件
AI チャットボット（注5）		—	発話数7,183 件 応答率 95.1%
地域日本語教育の推進			
「東京日本語教室サイト」教室掲載数（注6）		112 教室	212 教室
メールフォームを利用した各教室への問合せ件数		27 件	911 件
やさしい日本語の普及活動			
やさしい日本語に関する説明会「やさ日フォーラム」（オンライン開催）（注7）	令和3年2月9日 298 人	令和4年2月16日 300 人	令和5年2月21日 222 人
区市町村職員、社会福祉協議会職員等を対象とした研修会		オンライン 2 回 192 人	対面 1 回 19 人

事業名	実績		
	令和2年度 (10月1日～)	令和3年度	令和4年度
多文化共生コーディネーター研修（注8）			
多文化共生コーディネーター研修		オンライン 4日 141人	対面 4日 39人
多文化共生コーディネーター フォローアップ研修		オンライン 1日 49人	対面・オンライン1日 計 57人
国際交流・国際協力等を促進するための多文化共生関連団体間の連携（注8）			
東京国際交流団体連絡会議		研修会 4回 情報交換会 2回	研修会 2回 情報交換会 2回
東京外国人支援ネットワーク運営会議		4回	4回
外国人のためのリレー専門家相談会への協力		12回	15回
国際交流・協力 TOKYO 連絡会議運営会議		5回	5回
国際化市民フォーラム（オンライン開催）（注9）	令和3年2月13日 計 171人	令和4年2月5日 計 420人	令和5年2月4日 計 507人

（注1）日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ヒンディー語（以上、令和2年度から）、ウクライナ語（注3）、ミャンマー語（令和4年度追加）

（注2）令和2年11月2日相談受付開始

（注3）令和4年3月11日相談受付開始

（注4）令和3年4月1日サイト開設

（注5）令和4年3月28日運用開始。日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語

（注6）令和3年12月1日掲載開始

（注7）令和3年度及び令和4年度は、アーカイブ配信を含む。令和2年度は、財団は共催（主催は都）

（注8）令和3年度に東京都国際交流委員会より事業移管

（注9）令和2年度については、財団は、共催

イ 共助社会づくりに関する事業

事業名	実績	
	令和3年度	令和4年度
東京ボランティアレガシーネットワークの運営（注1）		
登録団体数	51 団体	97 団体
登録者数	8,471 人	10,288 人
サイトアクセス数	615,045PV	945,157PV
体験談投稿数	24 件	129 件
オンライン交流会（VLN カフェ）の開催 （注2）		3 回 79 人
地域コミュニティ活性化事業の実施		
東京都町会・自治会活動支援ポータルサイ ト（注3）アクセス数		19,721PV
町会・自治会を支援するパイロット事業	計3自治体	計6自治体
まちの腕きき掲示板マッチング実績	3自治体 4件	6自治体 7件
町会・自治会応援キャラバン（注4）支援件数		3自治体 24件
地域の課題解決プロボノプロジェクト 支 援件数（注5）		9件

（注1）令和3年11月2日運営開始

（注2）令和4年度試行実施（令和5年度より本格実施）

（注3）令和4年10月20日サイト開設

（注4）令和4年度事業開始

（注5）令和4年度より都から事業移管



## (2) 収益及び費用の状況

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	49	326	277	558.1	501	174	53.4
基本財産運用益	0	—	△ 0	△100	—	—	—
受取補助金等	38	323	285	740.1	491	168	51.9
固定資産受贈益	1	3	1	100.0	10	6	194.6
その他	9	0	△ 9	△ 99.4	0	△ 0	△ 73.8
経常費用	51	330	279	545.3	496	166	50.4
事業費	22	285	263	—	431	146	51.1
管理費	28	44	15	54.0	64	20	46.3
当期経常増減額	△ 1	△ 3	△ 1	120.1	4	8	△245.6
経常外収益	—	9	9	—	4	△ 4	△ 45.7
経常外費用	—	9	9	—	4	△ 4	△ 45.7
税引前一般正味財産増減額	△ 1	△ 3	△ 1	120.1	4	8	△245.6
当期一般正味財産増減額	△ 1	△ 3	△ 1	124.8	4	8	△240.5

## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 2年度	令和3年度			令和4年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	16	195	179	—	225	29	15.2
現金預金	16	195	179	—	225	29	15.1
未収金	—	0	0	—	0	0	—
固定資産	152	231	79	52.4	227	△ 4	△ 1.9
基本財産	88	88	—	—	88	—	—
特定資産	56	136	79	140.3	136	0	0.2
その他固定資産	6	6	0	2.7	2	△ 4	△ 66.7
資産合計	168	427	258	153.3	453	25	5.9
流動負債	20	205	184	887.2	237	32	15.8
未払金	16	195	178	—	224	29	15.3
1年内返済予定リース債務	2	4	2	78.5	2	△ 2	△ 48.0
賞与引当金	1	4	3	226.2	9	4	106.7
預り金等その他流動負債	0	0	0	648.0	0	△ 0	△ 9.3
固定負債	4	2	△ 1	△ 41.5	—	△ 2	△ 100
リース債務	4	2	△ 1	△ 41.5	—	△ 2	△ 100
負債合計	24	207	182	731.9	237	29	14.4
指定正味財産	145	224	79	54.7	215	△ 9	△ 4.1
一般正味財産	△ 1	△ 4	△ 3	224.8	△ 0	4	△ 97.2
正味財産合計	143	220	76	53.0	215	△ 4	△ 2.1
負債及び正味財産合計	168	427	258	153.3	453	25	5.9

## 2 参考資料

### (1) 東京都政策連携団体経営改革プラン(2021年度～2023年度)2023年度改訂版

戦略名	3年後(2023年度)の到達目標
戦略1 多文化共生社会のための都内在住外国人への支援	【目標①】・情報提供の充実 ・多文化共生ポータルサイトアクセス数を前年度比5%以上増加 【目標②】・外国人窓口相談件数の増加 【目標③】・東京日本語教室サイトの地域日本語教室の掲載数230教室以上 【目標④】・やさしい日本語の認知度40%
戦略2 多文化共生社会づくりに取り組む団体等への支援	【目標①】・情報提供の充実 ・多文化共生ポータルサイトアクセス数を前年度比5%以上増加 【目標②】・地域の外国人相談窓口への支援件数300件以上 【目標③】・各地域日本語教育の連携支援 【目標④】・やさしい日本語の認知度40%
戦略3 共助社会づくりの推進	【目標①】・システム稼働による情報提供充実等を通じた参加者の裾野拡大とボランティア団体の連携強化による活性化 【目標②】・新たな課題への対応を含めた地域コミュニティの活性化事業の本格実施 ・参加自治体数累計9自治体(パイロット事業実績により見直し)
戦略4 財団の運営基盤の整備	【目標①】・文書の電子決定率100% 【目標②】・2020年度比一人当たり紙使用量70%削減 【目標③】・採用から退職までに必要な人事制度の確立 【目標④】・公益認定の取得

株式会社はとバス

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
体	株式会社はとバス	令和5年10月23日から 同月27日まで	第80期（令和2.7.1～令和3.6.30）及び 第81期（令和3.7.1～令和4.6.30）の事業
局	交通局	令和5年10月20日及び 同月30日	

2 団体の概要

設 立 の 目 的	定期観光、貸切観光バスの運行等を目的として設立
主 な 沿 革	昭和23年8月 都から自動車運送事業営業権等の現物出資を受け、「観光自動車の経営」「ホテル旅館その他観光施設の経営」「旅行の案内斡旋」を事業種目とする新日本観光株式会社設立 昭和38年9月 現商号に社名変更 昭和47年7月 銀座キャピタルホテル本館営業開始 昭和54年12月 銀座キャピタルホテル新館（茜）営業開始 平成15年4月 都営バスの受託運行を開始 平成31年1月 銀座キャピタルホテル萌木営業開始 平成31年2月 オフィスビル ShinagawaHEART しゅん工 令和3年12月 銀座キャピタルホテル本館営業終了
事 業 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般乗合旅客自動車運送事業</li> <li>・ 一般貸切旅客自動車運送事業</li> <li>・ 旅行業（第2種旅行業）</li> <li>・ ホテル事業</li> <li>・ 自動車整備業</li> <li>・ 路線バス受託事業</li> <li>・ 不動産賃貸業</li> </ul>
所 在 地	東京都大田区平和島五丁目4番1号

組 織 ( 注 2 )	5 本部	
人 員	役員 13 名 (代表取締役 3 名、取締役 8 名、監査役 2 名) (うち非常勤取締役 3 名、非常勤監査役 1 名) 従業員 931 名	
都 と の 関 係	出 資	資本金 1 億円及び資本剰余金 3 億 5,000 万円のうち、1 億 7,070 万 7,500 円 (37.9%) なお、会社は、第 80 期末に資本金 3 億 5,000 万円を無償減資し、その他資本剰余金に振り替えている。
	補 助 金(表 1)	788 万円 (第 80 期交付額) 1,947 万余円 (第 81 期交付額)
	事業の委託(表 2)	39 億余円 (第 80 期委託料等) 48 億余円 (第 81 期委託料等)
	経常収益に占める都からの収益 (表 3)	経常収益 94 億余円のうち、48 億余円 (51.0%)
	職 員 の 派 遣 等	常勤職員 1 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 1 名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注 1) 上記数値等は、令和 4 年 6 月 30 日現在

(注 2) 令和 4 年 7 月 1 日から、組織再編により、4 本部となっている。

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第 79 期	第 80 期	第 81 期
感染拡大防止協力金	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金事務取扱要綱	緊急事態宣言等に伴う営業時間短縮要請に協力した期間に応じた支給額又は売上高減少額方式による支給額	-	7,880	17,267
オンラインツアー造成支援補助金	オンラインツアー造成支援補助金交付要綱	オンラインツアー等の商品造成に要する経費 (補助率：2/3)	-	-	1,388
緊急支援事業補助金	旅行者等向け経営活力向上緊急支援事業補助金 (バス事業者) 交付要綱	民間バス事業者が行う効率化やサービス向上に向けた取組に必要な経費 (補助率：4/5)	-	-	818
合計			-	7,880	19,473

(表2) 委託事業

(単位：千円)

事業名		委託料等		
		第79期	第80期	第81期
交通局	路線バス受託事業	3,656,479	3,715,103	3,646,540
	コールセンター運營業務委託	-	-	57,360
	自動車整備関係委託等(注)	5,890	10,129	49,736
保健医療局	自衛隊東京大規模接種センターへのシャトルバス運営委託	-	162,320	1,021,861
警視庁	自動車整備関係委託等(注)	28,045	30,821	26,201
東京消防庁	自動車整備関係委託等(注)	167	196	774
合計		3,690,583	3,918,571	4,802,474

(注) 車検等の整備関係委託のほか部品の買入れや自動車の板金修理依頼等を含む。

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第79期		第80期		第81期	
		構成比		構成比		構成比
合計	13,827	100	8,225	100	9,461	100
都からの収益	3,690	26.7	3,926	47.7	4,821	51.0
受取補助金	-	0	7	0.1	19	0.2
受託事業収入等	3,690	26.7	3,918	47.6	4,802	50.8
他の収益	10,136	73.3	4,299	52.3	4,639	49.0

### 第3 監査の結果

#### 1 経営に関する事項

本監査では、株式会社はとバス（以下「会社」という。）の事業について、主に、新型コロナウイルス感染症による業務への影響に適切に対応しているか、局から会社への委託業務は適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

会社は、一般乗合旅客自動車運送事業（定期観光）、一般貸切旅客自動車運送事業（貸切観光）、関連事業（企画旅行、自動車整備業等）、路線バス受託事業、ホテル事業（銀座キャピタルホテル本館、茜（旧新館）及び萌木の3館の経営）及び不動産賃貸事業を行っている。

会社の観光バス事業における利用者数（定期観光及び企画旅行）は、第78期までは110万

から120万人台で推移していたが、第79期の後半から新型コロナウイルス感染症の影響がおよび始め、諸外国からの入国が制限されたことによる外客コースの全便運休や、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出による定期観光・企画旅行コースの運休を余儀なくされ、運行再開後も感染拡大へのリスクや不安感が払しょくされない状況下において、第80期は7万余人まで利用者数が減少するなど大変厳しい状況となった。

ホテル事業においても、第78期までは9割前後で客室稼働率が推移しており、更なる成長を見据え平成31年1月（第78期）に3館目のホテルを開業したところであったが、インバウンドの急激な減少と観光・ビジネス宿泊客のキャンセル、宴会・レストラン利用の自粛などにより事業全般にわたり深刻な影響を受けた。客室稼働率は過去に例のない減少となり、本館は令和2年5月（第79期）から休館、令和3年12月（第81期）をもって閉館することとなった。

路線バス受託事業は、都営バスの5支所において安全で快適なサービスの提供に努め、第81期からは新たに「都営交通お客様センター」のコールセンター運営を担っている。

不動産賃貸業は、再開発事業により平成31年2月（第78期）に完成したオフィスビル「ShinagawaHEART」がほぼ満床を維持するなど順調に推移した。

## (2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第79期	第80期			第81期		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	13,390	6,980	△ 6,410	△ 47.9	9,004	2,024	29.0
売上原価	7,477	3,146	△ 4,330	△ 57.9	3,626	479	15.2
経常損益	△ 1,130	△ 1,756	△ 626	55.4	△ 313	1,442	△ 82.1
当期純損益	△ 792	△ 1,014	△ 221	28.0	3,083	4,098	△ 404.0
資産合計	20,208	20,127	△ 80	△ 0.4	18,898	△ 1,229	△ 6.1
負債合計	17,065	18,009	944	5.5	13,696	△ 4,313	△ 24.0
純資産合計	3,143	2,117	△ 1,025	△ 32.6	5,201	3,084	145.7

### ア 経営成績

会社の売上高は、第78期までは170億円台で推移していたが、新型コロナウイルス感染症による観光バス事業やホテル事業の利用減により、第79期から減少に転じ、第80期は69億余円まで落ち込んだ。これにより、第79期及び第80期は経常損失及び当期純損失を計上したが、第81期は、銀座キャピタルホテル本館の売却等による特別利益により30億余円の当期純利益を計上した。

### イ 財政状態

資産合計は、第80期、第81期とも減少している。これは主に、建物を中心に減価償却が進んだことのほか、第81期は銀座キャピタルホテル本館の売却により土地・建物が減少したことによるものである。

負債合計は、第80期は、運転資金確保のための短期借入金や、社会保険料や不動産取得税等の支払繰延べによる未払金等により増加したが、第81期は、保有資産売却による資金によって借入金の返済及び繰延べ分の支払が進んだことで大きく減少した。

純資産は、当期純損失の計上に伴い第80期は減少したが、第81期は当期純利益の計上により増加した。

### (3) 経営に関する評価

会社は、平成26年4月に長期計画「はとバスグループ10年ビジョン」（以下「10年ビジョン」という。）を策定し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、過去最高を更新し続ける外国人観光客の来訪等を大きなチャンスとして、事業を更なる成長軌道に乗せることができるよう、3年ごとに中期経営計画を立てながら取り組んできた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業環境が一変し、10年ビジョンで描いていた10年後の姿への到達は不可能となったため、会社は、令和3年3月に「緊急リカバリー経営計画」（第80期・第81期対象）を策定し、在籍出向の実施を含む人件費の削減、各種経費の削減、所有資産の売却等、厳しい事業環境の中での緊急的な対策を実行してきた。

令和4年4月には「2022中期経営計画」を新たに策定し、毀損した財務状況を回復させ将来にわたり持続可能な会社として経営基盤を固めるべく、収益性の高い効率的で安定的な事業運営を目指して着実に取り組んでいるところである。

局から会社への委託事業については、路線バス事業は新型コロナウイルスが急拡大した中でも減便などを行うことなく安定的に履行し、会社が第81期から新たに受託したコールセンター運営業務においても高い応答率・応答速度を確保している。さらに、保健医療局から受託した無料シャトルバスの運行業務（東京駅はとバス乗り場から自衛隊が運営する大規模接種センターまで）により新型コロナウイルスワクチン接種の促進に貢献したほか、自社自動車整備工場において都有車両を含む外注車両の整備にも積極的に取り組んでいる。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は感染症法上5類に移行し、監査日（令和5年10月27日）現在、旅行需要は順調に回復している状況だが、今後の課題としては、乗務員等の要員不足への対応がある。バス業界全体で運転士不足が深刻となってきていることに加え、少子化によりガイド職等も要員不足となっており、多様な採用や働きやすい労働環境の整備等により人材の確保や定着を強化するとともに、コース内容等を工夫していくことも必要となる。

会社は、事業環境の変化に的確に対応しながら、安定した経営基盤のもと良質な商品とサービスをさらに進化させ、これからも東京観光のリーディングカンパニーとして、東京の魅力を国内外に広く発信していくことが期待される。



#### 第4 経営状況の概要

##### 1 経営状況

##### (1) 事業実績

事業名	項目	実績		
		第79期	第80期	第81期
ア 一般乗合旅客自動車運送事業（定期観光） 昭和24年3月から、都内定期観光バス事業を行っており、近年では横浜・鎌倉などを含め、「東京・横浜観光」として展開している。	営業収益 （百万円）	1,319	107	670
	営業損益 （百万円）	△ 798	△ 966	△ 547
	利用者数 （千人）	459	48	132
イ 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切観光） 昭和24年1月から、団体旅行や催事の送迎、業務での利用のため、貸切観光バス事業を行っている。	営業収益 （百万円）	1,373	377	838
	営業損益 （百万円）	△ 924	△ 1,175	△ 630
	稼働台数 （台）	25,773	6,168	15,961
ウ 関連事業 定期観光バス事業の業績を生かし、企画旅行（日帰りツアー・宿泊ツアー）の手配、自動車整備業等を行っている。	営業収益 （百万円）	3,840	1,040	1,635
	営業損益 （百万円）	291	22	576
	企画旅行利用者数 （千人）	149	24	26
エ 路線バス受託事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、平成15年4月から、都営バスの一部路線の管理等を受託している（注）。	営業収益 （百万円）	3,656	3,715	3,703
	営業損益 （百万円）	376	490	445
	系統数 （系統）	43	43	42
オ ホテル事業 銀座キャピタルホテル本館、銀座キャピタルホテル茜（旧新館）、銀座キャピタルホテル萌木を経営している。	営業収益 （百万円）	1,684	169	587
	営業損益 （百万円）	△ 320	△ 1,113	△ 667
	客室稼働率 （%）	67.1	13.9	45.4
カ 不動産賃貸業 オフィスビル「ShinagawaHEART」や共同住宅の住戸の賃貸を行っている。	営業収益 （百万円）	1,516	1,569	1,569
	営業損益 （百万円）	820	609	858

（注）管理の委託 委託者が路線や運行ダイヤ、運賃の決定権を留保したまま、車両、営業所施設等を貸与し、運転業務、運行管理業務、整備管理業務を一体として受託者に委託することをいう。

令和4年6月30日現在、杉並、臨海、青戸、港南及び新宿の5自動車営業所（支所）の都営バスの受託運行を行っている。

## (2) 経営成績

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第79期	第80期		第81期			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	13,390	6,980	△ 6,410	△ 47.9	9,004	2,024	29.0
売上原価	7,477	3,146	△ 4,330	△ 57.9	3,626	479	15.2
売上総利益	5,913	3,833	△ 2,080	△ 35.2	5,377	1,544	40.3
販売費及び一般管理費	7,343	6,707	△ 635	△ 8.7	6,011	△ 695	△ 10.4
営業損益	△ 1,429	△ 2,874	△ 1,444	101.1	△ 634	2,240	△ 77.9
営業外収益	436	1,245	809	185.3	457	△ 788	△ 63.3
営業外費用	137	128	△ 9	△ 6.9	137	9	7.0
経常損益	△ 1,130	△ 1,756	△ 626	55.4	△ 313	1,442	△ 82.1
特別利益	5	96	90	-	5,067	4,971	-
特別損失	2	151	148	-	18	△ 133	△ 88.0
税引前当期純損益	△ 1,128	△ 1,811	△ 683	60.6	4,735	6,547	△ 361.4
法人税、住民税及び事業税	3	3	△ 0	△ 2.9	3	0	3.0
法人税等調整額	△ 339	△ 801	△ 461	135.9	1,648	2,449	△ 305.8
当期純損益	△ 792	△ 1,014	△ 221	28.0	3,083	4,098	△ 404.0

(注) 第81期の特別利益の増は、銀座キャピタルホテル本館の売却等によるものである。

## イ 主要経営指標の推移

項目	第79期	第80期	第81期	算式
総資本事業利益率(%)	△ 7.0	△ 14.3	△ 3.3	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率(%)	△ 10.7	△ 41.2	△ 7.0	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率(回)	0.7	0.3	0.5	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率(%)	108.2	121.8	67.4	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	△ 11.5	△ 23.1	△ 5.6	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第79期	第80期		第81期			
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	2,137	2,101	△ 36	△ 1.7	3,900	1,798	85.6
現金預金	1,181	1,093	△ 87	△ 7.4	2,966	1,873	171.3
売掛金	384	476	92	24.1	499	22	4.7
その他	572	531	△ 40	△ 7.1	434	△ 97	△ 18.3
固定資産	18,070	18,026	△ 44	△ 0.2	14,998	△ 3,027	△ 16.8
有形固定資産	15,762	15,111	△ 651	△ 4.1	13,842	△ 1,268	△ 8.4
無形固定資産	819	636	△ 183	△ 22.4	496	△ 139	△ 21.9
投資その他の資産	1,488	2,278	789	53.1	659	△ 1,619	△ 71.1
資産合計	20,208	20,127	△ 80	△ 0.4	18,898	△ 1,229	△ 6.1
流動負債	5,683	7,436	1,753	30.9	3,792	△ 3,643	△ 49.0
買掛金	12	51	39	308.0	87	35	68.6
短期借入金等	2,880	3,650	770	26.7	1,680	△ 1,970	△ 54.0
短期リース債務	470	343	△ 126	△ 26.9	276	△ 67	△ 19.7
従業員預り金	713	679	△ 34	△ 4.8	662	△ 16	△ 2.4
その他	1,606	2,711	1,105	68.8	1,086	△ 1,625	△ 59.9
固定負債	11,382	10,573	△ 808	△ 7.1	9,903	△ 669	△ 6.3
長期借入金	7,600	7,100	△ 500	△ 6.6	6,720	△ 380	△ 5.4
長期リース債務	963	621	△ 341	△ 35.5	345	△ 276	△ 44.4
長期受入保証金	1,538	1,534	△ 4	△ 0.3	1,510	△ 23	△ 1.5
退職給付引当金	1,150	1,182	31	2.7	1,185	3	0.3
退職慰労金引当金	24	21	△ 2	△ 8.9	21	△ 0	△ 1.0
役員退任慰労金引当金	106	114	7	7.3	120	6	5.8
負債合計	17,065	18,009	944	5.5	13,696	△ 4,313	△ 24.0
株主資本	3,137	2,105	△ 1,032	△ 32.9	5,189	3,083	146.5
資本金	450	100	△ 350	△ 77.8	100	-	0
資本剰余金	-	350	350	-	350	-	0
利益剰余金	2,687	1,655	△ 1,032	△ 38.4	4,739	3,083	186.3
評価・換算差額等	5	12	6	132.8	12	0	4.6
純資産合計	3,143	2,117	△ 1,025	△ 32.6	5,201	3,084	145.7
負債及び純資産合計	20,208	20,127	△ 80	△ 0.4	18,898	△ 1,229	△ 6.1

## イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 79 期	第 80 期	第 81 期	算式
流動比率	37.6	28.3	102.8	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	15.6	10.5	27.5	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	124.5	142.2	99.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本=資本金+剰余金+固定負債

## (4) 子会社の状況

(単位：百万円、%)

会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
株式会社はとバスエージェンシー	10	100	昭和 38 年 9 月	損害保険代理店業、広告出版業
株式会社シーライン東京	50	51.0	昭和 63 年 4 月	観光船事業

## 2 参考資料

### (1) 輸送人員の推移

(単位：人)

項目	第 79 期	第 80 期	第 81 期
一般乗合旅客自動車運送事業	459,826	48,287	132,182
邦人	426,884	48,287	132,182
外客	32,942	0	0
企画旅行	149,932	24,911	26,709
日帰り	125,532	21,783	25,043
宿泊	21,650	2,830	1,444
団体	2,750	298	222
合計	609,758	73,198	158,891

### (2) ホテルの概要

施設名	所在	構造・規模	客室数
銀座キャピタルホテル本館	中央区築地二丁目	SRC造・地上10階地下1階	250室
銀座キャピタルホテル茜(旧新館)	中央区築地三丁目	SRC造・地上11階地下1階	301室
銀座キャピタルホテル萌木	中央区築地三丁目	鉄筋コンクリート造・地上11階	136室

(注) 銀座キャピタルホテル本館は、令和3年12月31日をもって閉館した。

公益財団法人東京都医学総合研究所

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都医学総合研究所	令和5年10月13日から 同月26日まで	令和3年度及び令和4 年度の事業
局	保健医療局	令和5年10月11日及び 同月27日	

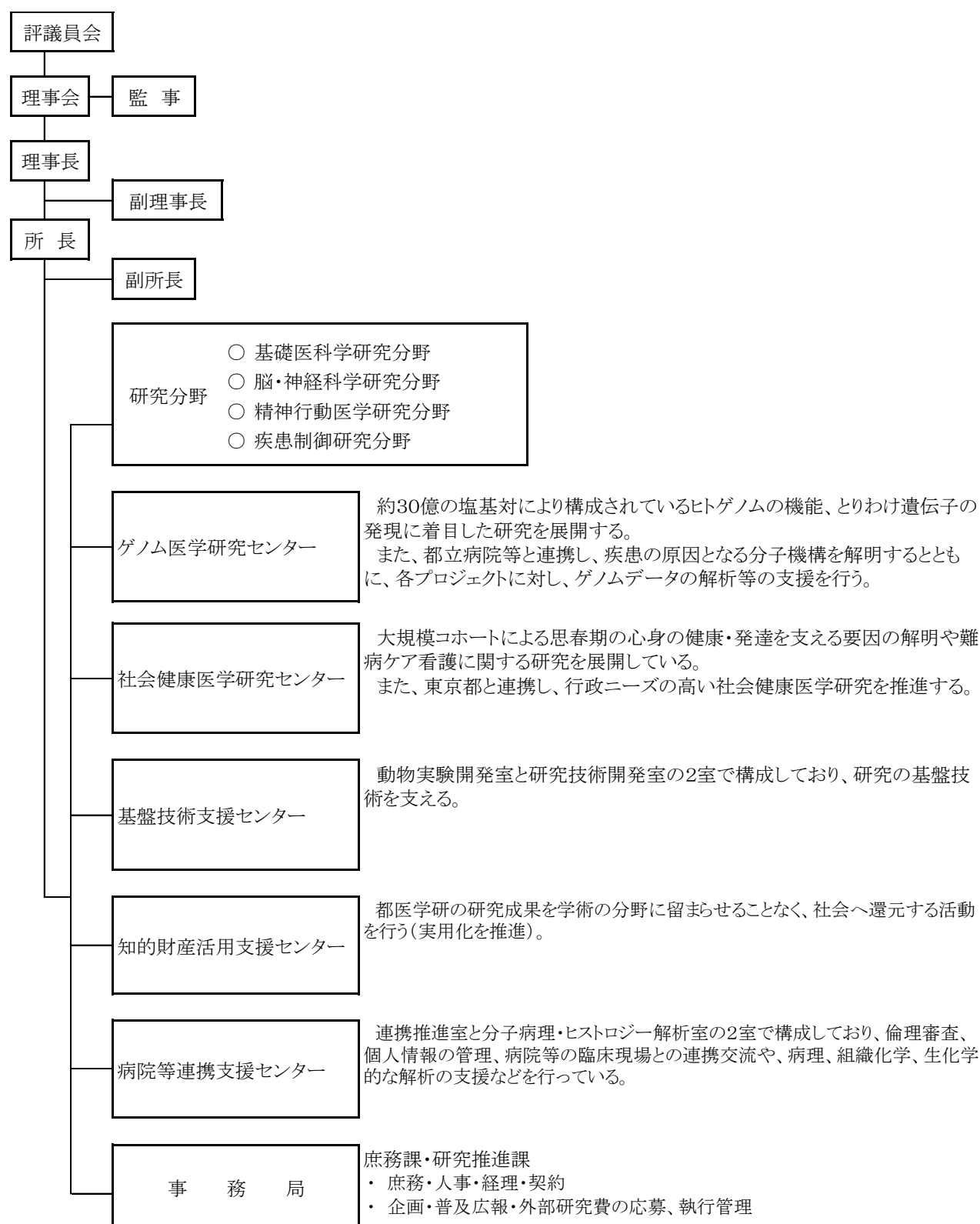
2 団体の概要

設立の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神経系及びその疾患等に関する研究</li> <li>・ 精神障害の本態、成因、予防及び治療法等に関する研究</li> <li>・ がん、感染症をはじめとする未解明の重要疾患の制御等に関する研究を総合的に行うことにより、医学の振興を図り、その研究成果の普及を通して、都民の医療・福祉の向上に寄与することを目的として設立</li> </ul>
主な沿革	<p>平成11年4月 「財団法人東京都神経科学総合研究所」、「財団法人東京都精神医学総合研究所」及び「財団法人東京都臨床医学総合研究所」を統合し、「財団法人東京都医学研究機構」を設立</p> <p>平成23年4月 研究所を1か所に統合するとともに、「財団法人東京都医学総合研究所」と名称変更</p> <p>平成24年4月 財団法人から公益財団法人に移行</p>

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要疾患の原因解明、予防、診断や治療方法の開発に係るプロジェクト研究及び特別研究</li> <li>国、地方自治体、大学及び民間企業等との共同研究及び受託研究</li> <li>講演会、シンポジウム及びセミナー等の開催による研究成果の普及</li> <li>大学及び研究機関等との連携、交流</li> <li>産業界等との連携</li> <li>研究成果の特許取得及び実用化</li> <li>その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>	
所在地	東京都世田谷区上北沢二丁目1番6号	
組織	4研究分野、5センター、事務局	
人員	役員15名（理事長1名（常勤）、副理事長1名（常勤）、理事11名（非常勤）、監事2名（非常勤）） 職員286名	
都との関係	出えん （基本財産）	基本財産3億円のうち、1億円（33.3%）
	補助金（表1）	34億6,764万余円（令和3年度交付額） 37億5,878万余円（令和4年度交付額）
	負担金（表2）	5,032万余円（令和3年度交付額） 5,563万余円（令和4年度交付額）
	事業の委託 （表3）	4,690万余円（令和3年度委託料） 5,120万余円（令和4年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表4）	経常収益46億余円のうち、38億余円（83.9%）
	財産の貸付（表5）	土地（1万807.13㎡）、建物（1万9,981.65㎡）、工作物を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員31名を都から派遣 常勤役員2名及び常勤職員8名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

（注）上記数値等は令和5年3月31日現在

(図1) 組織の概要





(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
医学総合研究所 運営費補助金	東京都医学総合研 究所の助成等に関 する条例（注1）  東京都医学総合研 究所運営費補助金 交付要綱（注2）	研究所の運営に要す る経費  (補助率：10/10)	3,698,679	3,467,641	3,758,786

(注1) 東京都医学総合研究所の助成等に関する条例（昭和56年東京都条例第45号）

(注2) 東京都医学総合研究所運営費補助金交付要綱（昭和56年10月1日付56衛病管第451号）

(表2) 負担金の交付状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
新型コロナウイルス感染症の感染リ スク予測等の調査研究に関する協定 書		調査研究に係る経費 (負担割合 10/10)	-	33,000	30,470
新型コロナウイルスワクチンに係る 抗体保有に関する研究に係る協定書				2,475	
新型コロナウイルス感染症の院内 クラスターが発生した医療機関に おける職員の抗体保有状況に関す る調査研究に係る協定書				14,850	25,168

(表3) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅難病患者訪問看護師等養成研修事業（座学研修）	2,151	2,151	2,151
重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の訪問看護に関する調査	543		
認知症ケアプログラム推進事業	37,118	28,982	26,047
予防的支援推進とうきょうモデル事業		15,769	23,006
合計	39,813	46,904	51,205

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	4,366	100	4,254	100	4,608	100
都からの収益	3,738	85.6	3,564	83.8	3,865	83.9
受取補助金	3,698	84.7	3,467	81.5	3,758	81.6
受取負担金	-	-	50	1.2	55	1.2
事業収益（受託料）	39	0.9	46	1.1	51	1.1
他の収益	627	14.4	689	16.2	743	16.1
公益目的事業会計	4,155	100	4,000	100	4,346	100
都からの収益	3,527	84.9	3,310	82.8	3,603	82.9
受取補助金	3,487	83.9	3,213	80.3	3,496	80.5
受取負担金	-	-	50	1.2	55	1.3
事業収益（受託料）	39	1.0	46	1.2	51	1.2
他の収益	627	15.1	689	17.2	742	17.1
法人会計	210	100	254	100	262	100
都からの収益	210	100.0	254	100.0	262	99.9
受取補助金	210	100.0	254	100.0	262	99.9
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.1

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表5) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	東京都医学総合研究所	東京都医学総合研究所 として使用	10,807.13	-	無償
普通財産	研究棟		-	19,981.65	無償

(注) 貸付料は、東京都医学総合研究所の助成等に関する条例第3条に基づき無償

### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

本監査では、財団の事業について、主に、研究部門と研究支援部門が、研究の推進及び研究成果の実用化のために適切な取組を行っているか、また、国の科学研究費補助金など外部研究費の積極的な獲得を行っているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「研究所」という。）は、誰もが心身ともに健康に生き続けられる社会の実現をめざして、都民ニーズを的確にとらえ、重要疾患の原因解明、予防法や治療法の開発などに総合的に取り組み、優れた研究成果を発信することにより、都民の保健・医療・福祉の向上に貢献することを基本理念として、研究活動事業を実施している。

研究所が行う研究活動は、19テーマ（令和5年4月現在）のプロジェクト研究及び2つの研究センターを基本とし、新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進といった都の重点施策を支える特別研究を都からの補助金を受けて進めているほか、都や国などからの受託研究も行っている。

それらの研究活動では、動物実験等の各種実験データに基づく基礎研究を推進するとともに、研究成果の実用化や都民還元を目的として、特許の取得、特許等に基づくライセンス契約、企業との共同研究、検体の提供を受けるなど病院と連携した研究などに取り組んでいる。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円)

科目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	4,366	4,254	△ 111	△ 2.5	4,608	354	8.3
経常費用	4,413	4,293	△ 119	△ 2.7	4,494	200	4.7
当期経常増減額	△ 47	△ 39	7	△ 16.1	114	153	△ 388.5
当期一般正味財産 増減額	3	6	3	92.8	154	147	-
資産合計	2,420	2,514	94	3.9	2,758	243	9.6
正味財産合計	972	979	6	0.6	1,140	161	16.5

ア 収益及び費用の状況

令和4年度の経常収益は4億870万余円であり、都からの運営費補助金等3億1,442万余円のほか、国の科学研究費補助金(注1)8,601万円、産学連携等研究及び特許等のライセンス料等6億5,556万余円を得ている。

令和3年度に、前年度と比較して経常収益が1億1,187万余円減少しているが、これは主に、受取東京都補助金が1億8,071万余円減少したことによるものである。

令和4年度の当期経常増減額は1億5,362万余円の増加となっているが、これは主に、受取東京都補助金が2億9,645万余円増加したことによるものである。

(注1) 独立行政法人日本学術振興会を通じて文部科学省から交付される科学研究費補助金の間接経費である。研究費として使われる直接経費の30%が研究所の管理等に使用する経費として交付される。

イ 財政状態

当期一般正味財産及び資産合計は、ともに増加傾向にあり、資産合計は27億余円となっている。

### (3) 事業運営に関する評価

東京都は、超高齢化社会、ストレス社会がもたらす数多くの健康に関する諸問題に直面しており、認知症、がん、生活習慣病、依存症などの疾患、あるいは統合失調症などの精神疾患の予防や治療薬・治療法の開発が求められている。また、これまで3年以上にわたり蔓延した新型コロナウイルス感染症や、今後勃発する可能性のある新興感染症に関しても、迅速にワクチン・治療薬の開発などの体制が求められている。

研究所では、このような医学研究に対する社会の要請に対応するため、新たな予防法や治療法の開発の源泉となる基礎研究を行うとともに、研究成果の実用化に向け、特許取得や企業・病院と研究のマッチングなどの研究支援を行い、企業・病院等との連携や研究を推進している。

研究成果の状況を見ると、プロジェクト研究のテーマとなっている「感染制御」、及び特別研究のテーマとなっている「新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進」において特許を出願しており、さらなる研究の推進や共同研究による外部資金の獲得が望まれる。

令和2年4月に発足したゲノム医学研究センターでは、都立病院と連携した研究を推進し、令和5年9月に都立病院を運営する地方独立行政法人東京都立病院機構と特許を共同出願している。また、ゲノム医学研究センターと同時期に発足した社会健康医学研究センターでは、都政直結型研究として新型コロナウイルス感染拡大を抑えるための「人流モニタリングシステム」を開発し、都民の健康に貢献している。

人流データを計測し感染状況の精密な予測を行った研究成果は、東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議のほか、厚生労働省のアドバイザーボード会議でも報告され、国のコロナ施策にも活用された。人流データは新規感染者数・実効再生産数を予測できる指標として、3年間のパンデミックのあいだ全国・各方面から、このデータが参照された。

特許に関しては、令和4年度末において67件の特許を保有・出願している。

収支については、当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額ともに増加傾向となっており、外部資金獲得金額も増加している。

研究所に対する都の運営費補助金は、予算の範囲内で研究所の運営経費から外部資金分を控除した額となっており、研究所が研究をより推進、発展させていくためにも、引き続き、国の科学研究費補助金や産学等連携研究等による外部研究費など外部資金の確保に取り組むとともに効率的な事業運営に努める必要がある。

#### 第4 運営状況の概要

##### 1 運営状況

###### (1) 事業実績

ア 研究事業（詳細は「参考資料」のとおり）

種別	内容	実績			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
プロジェクト研究	都民ニーズに対応した12課題への取組として、研究成果の都民還元を目指した研究を効果的・効率的に推進するもので、5年間の期間を定め、研究課題、研究目標、期間を明確にして、毎年度、外部委員による評価を受けながら実施している研究	21テーマ	23テーマ	21テーマ	
研究センター	自らが持つ課題の研究を行いながら、研究所内外に対する専門的な支援や都の保健福祉施策に直接貢献する研究及び支援活動	2センター	2センター	2センター	
特別研究	都の重点施策の推進のため、短期的・集中的に実施する研究	4課題	3課題	3課題	
産学連携等研究	受託研究	都、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構など	38課題	44課題	38課題
	受託事業	特定非営利活動法人からの受託	1事業	1事業	1事業
	共同研究	大学、研究機関、民間企業との共同研究	78課題	73課題	79課題
病院等連携研究	都立病院等連携研究の推進	9課題	8課題	7課題	

##### イ 普及事業

(ア) 研究所の役割・研究成果の発信

内容	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
広報誌の発行	4回・延12,000部	4回・延12,000部	4回・延12,000部
パンフレット・リーフレットの発行	5,000部	4,000部	4,000部
事業年報の発行	800部	600部	800部
研究所ホームページ等による発信	随時	随時	随時
英文冊子の発行	500部	500部	500部
都民講座の開催	5回・延574人	8回・延689人	8回・延823人
都医学研シンポジウムの開催	1回・70人	1回・178人	1回・166人
国際シンポジウムの開催	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため延期		2回・延120人
都医学研セミナーの開催	14回・延1,000人	17回・延1,200人	29回・延1,800人

(イ) 医学研究・生命科学研究への関心のかん養

内容	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
科学技術週間行事への参加	中止(注1)		(注2)
世界脳週間において高校生に講演	35人	25人	25人
高校生のための医学研フォーラムの開催	中止(注1)		

(注1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため

(注2) オンライン開催のイベントとして、事前に撮影・編集した動画を主催者ホームページに掲載

(ウ) 研究人材等の育成

内容	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
夏のセミナーの開催	中止(注1)		90人
外部研究員等の受入れ	290人	277人	279人
研修生の受入れ	102人	99人	110人
大学との連携・研究交流			
①連携大学院生の受入れ	連携教員 35人	連携教員 39人	連携教員 40人
	受入学生 52人	受入学生 49人	受入学生 52人
②連携大学院説明会の開催	中止(注1)	69人	40人
都立病院等との連携・研究交流			
①都立病院の医師等の受入れ	外部研究員等 59人	9人	8人
②駒込病院リサーチ・カンファ	中止(注1)		
③多摩キャンパス神経カンファレンス			
④TMEDフォーラム(注2)			
⑤都立病院等との連携研究セミナー		延200人	延100人
外国人研究者の招へい	延期(注1)		3人

(注1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため

(注2) Tama translational MEDical science forum の略で多摩キャンパス・医学研の研究発表会のこと

## (エ) 地域との交流

内容	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
サイエンスカフェの開催	4回・181人	3回・219人	3回・162人
研究所の施設見学	0人	14人	214人

## (オ) 研究成果の実用化

内容	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研究成果の権利化			
①国内特許出願	5件	6件	7件
②国際特許出願	1件	4件	5件
国内外との商談会への出展			
①国内 (Web含む)	3件	1件	2件
②国外 (Web)	2件	3件	1件
保有知的財産権の紹介 (Web掲載)	随時更新		
知的財産のライセンス			
①特許ライセンス契約	36件	31件	31件
②成果有体物ライセンス契約等	41件	45件	49件
研究フォーラム参加 (注1)	中止 (注2)		216人
共同研究および受託研究の推進			
①共同研究契約	78件	73件	79件
②受託研究契約	38件	44件	38件

(注1) 早期診断・早期治療のためのバイオマーカー活用機器の開発促進を目的とし、研究所、東京都健康長寿医療センター、東京都立大学、東京農工大学等で構成する「東京バイオマーカー・イノベーション技術研究組合」(経済産業省大臣認可法人、略称「TOBIRA」)が主催するフォーラム

(注2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため



## (2) 収益及び費用の状況

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合 計	経常収益	4,366	4,254	△ 111	△ 2.6	4,608	354	8.3
	基本財産運用益	1	1	0	△ 12.6	0	△ 0	△ 64.6
	事業収益	544	599	55	10.2	655	55	9.3
	受取補助金	3,813	3,641	△ 171	△ 4.5	3,931	289	8.0
	その他	7	11	4	56.9	20	9	82.0
	経常費用	4,413	4,293	△ 119	△ 2.7	4,494	200	4.7
	事業費	4,202	4,039	△ 162	△ 3.9	4,232	192	4.8
	管理費	210	254	43	20.5	262	8	3.4
	当期経常増減額	△ 47	△ 39	7	△ 16.2	114	153	△ 388.5
	経常外収益	65	68	2	4.0	74	6	8.9
	経常外費用	15	21	6	46.4	34	12	55.0
	当期一般正味財産増減額	3	6	3	92.8	154	147	-
	公 益 目 的 事 業 会 計	経常収益	4,155	4,000	△ 155	△ 3.7	4,346	345
基本財産運用益		1	1	△ 0	△ 12.6	0	△ 0	△ 64.6
事業収益		544	599	55	10.2	655	55	9.3
受取補助金		3,602	3,387	△ 214	△ 6.0	3,669	281	8.3
その他		7	11	4	57.5	20	9	79.8
経常費用		4,202	4,039	△ 162	△ 3.9	4,232	192	4.8
事業費		4,202	4,039	△ 162	△ 3.9	4,232	192	4.8
当期経常増減額		△ 47	△ 39	7	16.2	114	153	△ 388.5
経常外収益		65	68	2	4.0	74	6	8.9
経常外費用		15	21	6	46.4	34	12	55.0
当期一般正味財産増減額	3	6	3	92.8	154	147	-	

(単位：百万円、%)

項目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
法人 会計	経常収益	210	254	43	20.5	262	8	0.0
	受取補助金	210	254	43	20.5	262	8	0.0
	その他	0	0	△ 0	△ 51.2	0	0	12.3
	経常費用	210	254	43	20.5	262	8	0.0
	管理費	210	254	43	20.5	262	8	0.0
	当期経常増減額	0	0	0	-	0	0	-
	経常外収益	-	-	-	-	-	-	-
	経常外費用	-	0	△ 0	-	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	-	0	△ 0	-	△ 0	-	0

## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 2年度	令和3年度			令和4年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	854	932	77	9.0	996	64	6.9
現金預金	849	929	80	9.4	990	60	6.5
未収金	5	2	△ 3	△ 60.4	4	2	104.2
その他	0	0	0	31.7	1	1	521.6
固定資産	1,565	1,582	17	1.0	1,761	179	11.3
基本財産	300	300	0	0	300	0	0
特定資産	514	547	32	6.4	513	△ 34	△ 6.3
その他固定資産	750	734	△ 15	△ 2.1	948	213	29.1
資産合計	2,420	2,514	94	3.9	2,758	243	9.6
流動負債	1,036	1,105	69	6.6	1,171	65	5.9
未払金	410	505	95	23.2	542	36	7.2
都補助金返還金	159	120	△ 38	△ 24.0	165	44	36.6
賞与引当金	77	74	△ 2	△ 3.3	77	2	3.5
リース債務	104	98	△ 5	△ 5.3	97	△ 1	△ 1.0
その他	285	305	20	7.1	289	△ 16	△ 5.4
固定負債	411	429	18	4.5	446	16	3.8
リース債務	178	176	△ 2	△ 1.1	174	△ 1	△ 0.7
退職給付引当金	232	253	20	8.8	271	17	6.9
負債合計	1,447	1,535	88	6.0	1,617	82	5.3
指定正味財産	338	337	△ 0	△ 0	344	6	1.9
一般正味財産	634	641	6	1.0	796	154	24.0
正味財産合計	972	979	6	0.6	1,140	161	16.5
負債及び正味財産合計	2,420	2,514	94	3.9	2,758	243	9.7

## 2 参考資料

### (1) 研究事業の詳細

#### ア プロジェクト研究テーマ（令和4年度）

プロジェクト研究は、研究課題、研究目標を明確にし、5年間の期間を定めて研究成果の都民還元を目指した研究を効果的かつ効率的に推進するものであり、外部委員による評価を受けながら実施している。

令和2年度からスタートした第4期プロジェクトでは、都民のニーズに応えるべく、研究所が取り組むべき12の課題をもとに、令和4年度は21のプロジェクト研究を開始した。

(表6) 研究所で取り組む12の課題

分野	課題
がんと感染症	①ゲノムとがん
	②感染症の克服
脳の疾患と障害	③認知症と神経難病
	④子どもの脳の発達
精神の障害	⑤心の病の原因究明
	⑥心の健康づくり
療養者・障害者のケア	⑦看護・介護ケアとリハビリ
先端的基礎研究	⑧蛋白質の代謝と疾病
	⑨生体防御のメカニズム
	⑩疾病の遺伝学
	⑪高次脳機能とその異常
	⑫運動感覚機能とその異常

(表7) 課題に基づいた研究テーマ

No.	プロジェクト名 (略称)	研究テーマ
1	ゲノム動態 <Genome Dynamics>	ゲノムの継承・維持とその障害によるがんなどの疾患発生の分子機構
2	難聴 <Deafness>	難聴の遺伝的要因と発症機構の解明
3	カルパイン <Calpain>	カルパインによる生体機能維持の分子機構
5	幹細胞 <Stem Cell>	幹細胞を利用した新しいがん免疫療法の探索と創薬
6	蛋白質代謝 <Protein Metabolism>	タンパク質代謝異常による疾患発症機構の解明と制御
7	認知症 <Dementia Research>	認知症の分子機構
8	学習記憶 <Learning and Memory>	学習記憶回路の動作原理と破綻機序の解明
9	脳機能再建 <Neural Prosthesis>	機能回復機序に基づいた脳脊髄機能再建法の実践
10	こどもの脳 <Developmental Neuroimmunology>	こどもの脳のためのトランスレーショナル研究
11	脳卒中ルネサンス <Stroke Renaissance>	脳卒中後の神経修復に関わる分子・細胞メカニズムの解明
12	脳神経回路形成 <Developmental Neuroscience>	脳・神経回路の構築原理とその形成異常のメカニズム
13	統合失調症 <Schizophrenia Research>	統合失調症の原因・病態究明と予防法の開発
15	睡眠 <Sleep Disorders>	睡眠障害の病因・病態究明と治療法の開発
16	依存性物質 <Addictive Substance>	依存性物質の作用機序解明とその医療応用
17	感染制御 <Viral Infectious Diseases>	インフルエンザ・デング熱及び肝疾患に対する予防と治療
18	ウイルス感染 <Neurovirology>	ウイルス複製機構の解明とワクチンの開発
19	視覚病態 <Visual Research>	網膜・視神経の保護と再生による視覚障害の治療法の開発
20	糖尿病性神経障害 <Diabetic Neuropathy>	糖尿病に伴う神経変性の機構解明と治療戦略
21	再生医療 <Regenerative Medicine>	iPS 細胞技術とゲノム編集技術の融合による遺伝性疾患の治療法開発
22	がん免疫 <Cancer Immunology>	がん免疫の網羅的解析およびその遺伝子治療への応用
23	体内時計 <Circadian Clock>	概日時計と寿命・老化タイマー

(注) No. 22 「がん免疫」、No. 23 「体内時計」は、令和3年度からプロジェクト研究を開始

No. 4 「ユビキチン」、No. 14 「うつ病」は、令和3年度をもってプロジェクト研究を終了したため、欠番

イ 研究センターにおける研究及び支援活動（令和4年度）

自らが持つ課題の研究を行いながら、研究所内外に対する専門的な支援や都の保健福祉施策に直接貢献する組織として、研究及び支援活動等を推進している。

ウ 特別研究における研究課題（令和4年度）

特別研究は、東京都の重点施策の推進のため、短期的・集中的に特別研究を実施し、研究成果の都民還元を目指して実施している。

区分	研究課題
肝硬変治療薬開発の推進	肝硬変治療薬の開発を促進する肝機能回復メカニズムの解明
人工神経接続装置開発の推進	人工神経接続装置の開発に向けた臨床研究
新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進	新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進

エ 産学連携等研究の内容（令和4年度）

外部機関からの委託により研究を行う受託研究や受託事業、民間企業と共同して研究を行う共同研究を実施している。

項目	研究課題	契約相手
受託研究	在宅難病患者訪問看護師等養成研修事業	東京都福祉保健局
	認知症ケアプログラム推進事業	
	予防的支援推進とうきょうモデル事業	
	肝硬変の生命予後を改善する革新的抗線維化薬の研究開発	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
	手足口病 VLP ワクチンの開発	
	産医連携拠点による新たな認知症の創薬標的創出	

項目	研究課題	契約相手
受託研究	デングウイルス非構造蛋白質組換えワクチンの探索	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
	制御性ネクロシスから挑む感染防御機構と感染症発症機構の真の理解	
	加齢に伴うプロテアソーム機能評価のための基盤技術開発	
	神経変性疾患のタンパク質凝集・伝播病態と回路障害の分子イメージング研究	
	DB 開発とデータ解析	
	脳卒中・認知症の完全回復に向けた持続可能な神経回路の再構築を実現する治療開発	
	生体における小胞体関連分解の解析とレクチンの機能解析	
	超高精度遺伝子修正法 N-IHR の最適化に向けた分子機構解明	
	新しい HBV ワクチン抗原の探索及び評価	
	難聴抵抗性遺伝子を用いた革新的医薬品の開発	
	サブプレート神経活動のダイナミズムによる脳神経回路の発達機構	
	プロテアソーム経路のネオユビキチンコード解読機構	
	ユビキチン依存的なプロテアソーム相分離によるプロテオスタシス制御	
	ヒトの時計老化年齢を評価する血液バイオマーカーの探索とその応用	
	解析対象 ASD/SCZ 家系の選定と臨床情報の収集	
生体を用いた腫瘍抗原特異的ヒト T 細胞受容体スクリーニング系の開発と利用		

項目	研究課題	契約相手
受託研究	急性脳炎・脳症を中心とした症例募集	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
	レポーターウイルスを用いたハイスループット検索 及び複製解析による新規治療薬の探索	
	EV71 感染モデルマウスを用いた神経病原性決定因子 の解析	
	人工染色体を用いた基盤技術開発プロジェクト	国立研究開発法人 科学技術振興機構
	神経変性の原因となる蛋白微粒子の形成と伝播機構	
	病原性タンパク質微粒子の変質管理不全と放出型へ の転換機構	
	コホート研究による児童 Well-being 支援技術開発	
	様々な時間軸の「時」を決定する分子メカニズムの解 明	
	脳生理機能を支える糖の脳内動態の解明	
	①中枢における情動-自律神経連関の神経回路解明 とその制御法の開発、②遠心性神経による臓器機能調 節の実態解明とニューロン制御法の開発	
	人工神経接続による身体と心の制約からの解放	
	シスエレメント同定パイプラインの構築と適用	
	老化ダイナミクスを駆動する遺伝子カスケードの道 程	
	新規MRIプローブを用いた四重鎖DNAの可視化による 不がん細胞検出技術の開発	独立行政法人 日本学術振興会
	異常タンパク質の生化学、構造解析	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研 究センター
法医解剖症例に対する中枢神経系解析のための特殊 標本作製	国立大学法人 東京医科歯科大学	



項目	事例の内容	契約相手
受託事業	世界脳週間参加事業	特定非営利活動法人 脳の世紀推進会議
共同研究	79件 公表していないため掲載なし（件数のみ）	—

オ 病院等連携研究の事例（令和4年度）

都立病院等との連携研究を推進するとともに、医療関係者を対象とした標本作成技術の提供や脳神経病理データベースの活用支援を行っている。

研究課題の事例	連携病院等	研究課題
筋萎縮性側索硬化症の病理データベースの構築	都立神経病院	7
関節リウマチ患者におけるサラゾスルファピリジンの <i>Pneumocystis jirovecii</i> 保菌に与える影響に関する研究	都立多摩南部地域病院	
次世代シーケンスによる肉腫（間葉系腫瘍）遺伝子異常検出と病理診断への応用	都立駒込病院	

東京熱供給株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京熱供給株式会社	令和5年9月15日 から同月28日まで	第41期（令和3.4.1～令和4.3.31）及び第42期（令和4.4.1～令和5.3.31）の事業
局	環境局	令和5年9月14日 及び同月29日	

2 団体の概要

設立の目的	都市排熱の有効利用等により、効率的で安定した熱エネルギーの供給を図り、併せて大気汚染防止、エネルギーの節減など、安全で快適な都市づくりに寄与するため、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に基づき、蒸気・温水・冷水等の熱供給に関する事業を営むことを目的として設立
主な沿革	昭和56年9月 東京熱供給株式会社を設立 昭和58年4月 光が丘団地地区、品川八潮団地地区に供給開始 平成3年10月 竹芝地区に供給開始 平成4年6月 八王子南大沢地区に供給開始 平成8年7月 東京国際フォーラム地区に供給開始 令和2年6月 竹芝地区第2プラント供給開始
事業の概要	光が丘団地地区、品川八潮団地地区、竹芝地区、八王子南大沢地区及び東京国際フォーラム地区における熱供給事業
所在地	東京都千代田区九段南四丁目8番8号 日本YWCA会館3階
組織	3部2支社3管理事務所
人員	役員9名(代表取締役社長1名(常勤)、常務取締役1名(常勤)、取締役4名(非常勤)、監査役1名(常勤)、監査役2名(非常勤)) 従業員35名

都 と の 関 係	出資	資本金 7 億 5,000 万円のうち、1 億 8,750 万円 (25%)
	貸付金 (表 1)	10 億円 (令和 3 年度末残高) 10 億円 (令和 4 年度末残高)
	財産の貸付け (表 2)	建物 (3,386.62 m <sup>2</sup> ) を有償貸付け
	職員の派遣等	非常勤役員 2 名及び常勤職員 3 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 2 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は令和 5 年 3 月 31 日現在

(表 1) 貸付金残高

(単位：千円)

貸付金名	第 40 期 (令和 2 年 度) 末残高	第 41 期 (令和 3 年度)			第 42 期 (令和 4 年度)		
		借入額	償還額	年度末 残高	借入額	償還額	年度末 残高
東京都住宅向け地域冷暖房効率向上支援資金貸付金 (注)	1,450,000	-	450,000	1,000,000	-	-	1,000,000
合計	1,450,000	-	450,000	1,000,000	-	-	1,000,000

(注) 東京都住宅向け地域冷暖房効率向上支援資金貸付要綱に基づくものである。

(表 2) 公有財産の貸付状況

(単位：m<sup>2</sup>、千円)

分類	施設名	目的	種類	使用料 (年額)
普通財産	東京国際フォーラム	熱供給事業のためのプラント施設用地	建物 3,386.62	105,285

(注) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (昭和 39 年東京都条例第 25 号) 第 4 条第 1 項 第 3 号に基づき減額 (60%減額) している。

### 第3 監査の結果

#### 1 経営に関する事項

本監査では、東京熱供給株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、各地区における熱供給事業が安定的に行われているか、会社の会計経理等は適正に行われているか、各種契約の手続及び内容は適正なものになっているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

会社は、低廉かつ安定した熱エネルギーの効率的な供給と、安全で快適な都市づくりに寄与することを目的として、熱供給事業（地域冷暖房及び給湯）を実施している。

供給先は、光が丘団地地区、品川八潮団地地区、竹芝地区、八王子南大沢地区及び東京国際フォーラム地区の5地区であり、このうち、光が丘団地地区及び品川八潮団地地区においては、清掃工場からの排熱を活用して熱供給を実施している。

供給数は住宅1万6,092戸のほか、宿泊施設や商業業務施設等の104施設である。

令和2年6月からは、竹芝地区の第2プラントにおいて新たに熱供給を開始している。第2プラントの供給先は、イベントホールやオフィスが入居する令和2年しゅん工の複合施設である。第2プラントにおいて熱販売が順調であったこと、夏期を中心に気温が高めに推移した関係で他4地区においても冷熱販売が順調だったことにより、熱販売量及び販売金額の各々の年間合計は増加傾向にある。

#### (2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第40期 (令和2年度)	第41期 (令和3年度)		第42期 (令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	4,118	4,345	226	5.5	4,413	68	1.6
営業費用	3,905	4,218	313	8.0	4,484	266	6.3
営業外費用	94	90	△ 3	△ 3.9	91	1	1.1
経常利益	120	37	△ 83	△ 69.3	△ 160	△ 197	△ 533.8
当期純利益	83	25	△ 57	△ 69.4	△ 111	△ 137	△ 538.9
資産合計	9,779	8,900	△ 878	△ 9.0	8,322	△ 577	△ 6.5
純資産合計	2,414	2,455	41	1.7	2,343	△ 111	△ 4.6

## ア 経営成績

令和3年度及び令和4年度ともに、営業収益は増加している。これは、商業施設等への熱販売量が、前年度に比べて増加したためである。

一方、電気料金・ガス料金が増加したことにより、営業費用も拡大し、経常利益は減少傾向にある。

令和4年度においては、原油価格上昇の影響等により、ガス料金や電気料金の増加幅が大きく、経常損失を計上した。

## イ 財政状態

資産は、減価償却累計額の増加により減少傾向にある。

純資産は、当期純利益の計上に伴い令和3年度までは増加していたが、令和4年度は当期純損失を計上したため、減少した。

## (3) 経営に関する評価

収入面では、令和2年度から令和4年度にかけては、夏期を中心に気温が高めに推移した中で、商業施設等への冷熱販売量が増加したこともあり、熱販売量及び販売金額は前年度に比べて増加した。しかし、令和2年6月から熱供給を開始した竹芝第2プラントを除くと、施設系顧客への熱販売量は、新型コロナウイルス感染症流行前の水準までには回復しておらず、会社は、今後もその状況が続くことを予想している。

費用面では、ロシアのウクライナ侵攻後、世界的な燃料価格高騰の影響等もあり、電気料金・ガス料金が増加しており、今後も費用の高止まりが見込まれるなど、会社は厳しい経営環境に見舞われている。

このような中、会社は、熱の安定供給確保のため、日常の保守点検、修理を確実に行うとともに、設備の老朽化に対応するため、熱供給プラントの更新を進めている。

令和3年11月からは竹芝第1プラント改修工事に着手し、冷凍機や中央監視などの主要設備の更新を行っている。

都からの貸付金（表1）については、令和2年度に5,000万円、令和3年度に4億5,000万円の償還がなされている。令和4年度は1億5,000万円が償還される予定であったところ、電気料金・ガス料金の高騰に伴う営業費用の大幅増加により収支の悪化が見込まれることを理由に、令和5年度まで償還を延期することについて会社が都に契約変更を依頼し、都も、会社の長期収支計画等の内容を精査した上で、要綱に基づいて承諾して、令和4年度の償還は行われなかった。その結果、令和4年度末の貸付金残高は、令和3年度と同額の10億円となっている。

原燃料費の高騰のみならず、個別冷暖房の普及や、顧客の省エネ意識の高まり等により、会社を取り巻く経営環境は厳しさを増している。このような環境下で、より着実に都への債務弁済を

進め、安定的な事業運営を行うには、一層の経営努力を行うことが求められる。

会社は、令和4年度から収支改善に向け、竹芝、八王子南大沢及び東京国際フォーラムの地区における原燃料費調整制度（注）の導入について取り組み、令和5年度から当制度が適用され、熱料金には原燃料費の単価変動が反映されている。

また、収益に影響する重要な情報である、各地区の開発計画の進捗状況や、顧客施設の稼働率の動向等について、適時、把握に努め、熱需要に応じた効率的な運転管理や適切な維持管理などの経営努力を行っている。このような取組に加え、コスト削減、新規需要の開拓など、多方面からの改善策を実施する必要がある。

都においては、2050年までに世界のCO2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を宣言し、気候変動に対する取組をこれまで以上に加速させている。

また、都は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づく「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」において、大規模な開発を行う事業者に対して、開発計画策定段階で、エネルギーの有効利用に関する措置（未利用・再生可能エネルギー、地域冷暖房の導入検討等）を求め、環境負荷の少ない低CO2型の都市づくりを推進している。会社自身も重要な使命を認識し、プラントの適切な運転に取り組み、令和4年度のCO2総排出量は、令和3年度と比較して、1,923トン減少となった。

会社においても、熱供給事業を安定的かつ効率的に運営していくことで、温室効果ガス削減に貢献していくことが求められる。

（注）熱製造の原材料となる電気及びガス価格の単価変動を熱料金に反映するために、原燃料費調整単価を適用して熱料金を調整するもの。

## 第4 経営状況の概要

### 1 経営状況

#### (1) 事業実績

##### ア 熱供給事業

(表3) 熱供給事業の状況 (第42期 (令和4年度) 末現在)

地区名	地区面積	供給開始 年 月	熱供給方式	対象施設供給能力等		
	熱供給 設備価額			供給施設区分	供給数	加熱能力(GJ/h) 冷却能力(GJ/h)
光が丘団地	184.7 ha	昭和58.4	光が丘清掃工場 の発電排熱 及び電力等使用	住宅施設	11,087 戸	377.744
	149 億円			商業業務施設等	57 施設	47.115
品川 八潮団地	41.2 ha	昭和58.4	品川清掃工場 の排熱 及びガス等使用	住宅施設	5,005 戸	90.419
	48 億円			商業業務施設等	31 施設	7.618
竹芝	13.5 ha	平成3.10	電力・ガス併用	商業業務施設等	8 施設	81.229
	70 億円					88.423
八王子 南大沢	30.3 ha	平成4.6	電力・ガス併用	商業業務施設等	4 施設	40.186
	41 億円					43.796
東京国際 フォーラム	12.1 ha	平成8.7	電力・ガス併用	商業業務施設等	4 施設	69.091
	48 億円					75.394

(注1) 1GJ (ギガジュール) : 熱量の単位で10億J。1Jは約0.24カロリーをいう。

(注2) 熱供給設備価額は、第42期末における製造設備、供給設備及び業務設備の有形固定資産取得価額の合計額である。

(表4) 熱販売量

(単位：GJ、%)

地区名	種別	第40期 (令和2年度)	第41期 (令和3年度)			第42期 (令和4年度)		
				増減	増減率		増減	増減率
光が丘 団地	温熱	160,355	158,098	△ 2,257	△ 1.4	148,734	△ 9,363	△ 5.9
	冷熱	40,166	46,628	6,461	16.1	49,353	2,725	5.8
	合計	200,522	204,726	4,204	2.1	198,088	△ 6,638	△ 3.2
品川八潮 団地	温熱	76,428	75,144	△ 1,283	△ 1.7	72,637	△ 2,507	△ 3.3
	冷熱	3,553	3,149	△ 403	△ 11.4	3,177	27	0.9
	合計	79,981	78,294	△ 1,687	△ 2.1	75,814	△ 2,479	△ 3.2
竹芝	温熱	62,917	74,559	11,641	18.5	70,280	△ 4,278	△ 5.7
	冷熱	71,731	84,296	12,565	17.5	97,011	12,714	15.1
	合計	134,649	158,855	24,206	18.0	167,291	8,436	5.3
八王子 南大沢	温熱	15,302	15,002	△ 299	△ 2.0	12,977	△ 2,024	△ 13.5
	冷熱	15,992	15,289	△ 702	△ 4.4	16,245	955	6.2
	合計	31,294	30,292	△ 1,001	△ 3.2	29,223	△ 1,069	△ 3.5
東京国際 フォーラム	温熱	50,935	55,172	4,237	8.3	53,625	△ 1,547	△ 2.8
	冷熱	40,430	44,276	3,846	9.5	49,744	5,467	12.3
	合計	91,365	99,449	8,083	8.8	103,369	3,920	3.9
合 計	温熱	365,938	377,977	12,038	3.3	358,256	△ 19,721	△ 5.2
	冷熱	171,874	193,641	21,766	12.7	215,532	21,890	11.3
	合計	537,813	571,619	33,805	6.3	573,788	2,169	0.4



(表5) 熱販売金額

(単位: 千円、%)

地区名	種別	第40期 (令和2年度)	第41期 (令和3年度)		第42期 (令和4年度)			
				増減	増減率		増減	増減率
光が丘 団地	温熱	923,001	903,968	△ 19,032	△ 2.1	880,847	△ 23,121	△ 2.6
	冷熱	329,499	358,727	29,227	8.9	370,940	12,213	3.4
	合計	1,252,501	1,262,696	10,194	0.8	1,251,787	△ 10,908	△ 0.9
品川八潮 団地	温熱	442,526	440,976	△ 1,549	△ 0.4	434,517	△ 6,458	△ 1.5
	冷熱	37,064	35,815	△ 1,249	△ 3.4	35,710	△ 105	△ 0.3
	合計	479,591	476,792	△ 2,799	△ 0.6	470,228	△ 6,564	△ 1.4
竹芝	温熱	446,192	524,638	78,445	17.6	509,983	△ 14,654	△ 2.8
	冷熱	859,649	970,062	110,412	12.8	1,049,884	79,822	8.2
	合計	1,305,842	1,494,700	188,858	14.5	1,559,868	65,167	4.4
八王子 南大沢	温熱	113,366	113,765	398	0.4	108,738	△ 5,027	△ 4.4
	冷熱	245,796	246,531	734	0.3	249,595	3,063	1.2
	合計	359,163	360,297	1,133	0.3	358,333	△ 1,963	△ 0.5
東京国際 フォーラム	温熱	283,038	295,906	12,868	4.5	290,489	△ 5,416	△ 1.8
	冷熱	421,632	435,095	13,462	3.2	458,603	23,508	5.4
	合計	704,670	731,001	26,330	3.7	749,093	18,091	2.5
合 計	温熱	2,208,126	2,279,255	71,129	3.2	2,224,577	△ 54,678	△ 2.4
	冷熱	1,893,643	2,046,231	152,588	8.1	2,164,733	118,501	5.8
	合計	4,101,769	4,325,487	223,717	5.5	4,389,311	63,823	1.5

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第40期 (令和2年度)	第41期 (令和3年度)		第42期 (令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	4,118	4,345	226	5.5	4,413	68	1.6
営業費用	3,905	4,218	313	8.0	4,484	266	6.3
営業利益	212	126	△ 86	△ 40.5	△ 70	△ 197	△156.0
営業外収益	2	1	△ 1	△ 48.0	1	0	39.9
営業外費用	94	90	△ 3	△ 3.9	91	1	1.1
経常利益	120	37	△ 83	△ 69.3	△ 160	△ 197	△533.8
税引前当期純利益	120	37	△ 83	△ 69.3	△ 160	△ 197	△533.8
法人税、住民税等	39	19	△ 20	△ 51.1	-	△ 19	△100
法人税等調整額	△ 1	△ 7	△ 5	331.0	△ 48	△ 41	547.7
当期純利益	83	25	△ 57	△ 69.4	△ 111	△ 137	△538.9

イ 主要経営指標の推移

項目	第40期 (令和2年度)	第41期 (令和3年度)	第42期 (令和4年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	2.2	1.4	△ 0.8	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	5.2	2.9	△ 1.6	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.4	0.5	0.5	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	97.1	99.1	103.6	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	2.4	1.4	△ 0.9	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第40期 (令和2年度)	第41期 (令和3年度)		第42期 (令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	1,333	1,230	△ 102	△ 7.7	1,039	△ 190	△ 15.5
現金及び預金	695	576	△ 119	△ 17.1	371	△ 205	△ 35.6
売掛金	379	416	37	9.9	390	△ 26	△ 6.3
その他	258	237	△ 21	△ 8.2	278	41	17.3
固定資産	8,446	7,669	△ 776	△ 9.2	7,283	△ 386	△ 5.0
有形固定資産	7,210	6,407	△ 803	△ 11.1	5,861	△ 545	△ 8.5
無形固定資産	30	46	16	55.2	40	△ 6	△ 13.3
その他	1,205	1,215	10	0.9	1,381	165	13.6
資産合計	9,779	8,900	△ 878	△ 9.0	8,322	△ 577	△ 6.5
流動負債	1,770	1,499	△ 271	△ 15.3	1,754	255	17.0
買掛金	118	164	46	39.6	144	△ 20	△ 12.3
1年以内に期日 到来の固定負債	1,110	828	△ 281	△ 25.4	1,013	184	22.3
賞与引当金	22	23	0	0.5	22	△ 0	△ 1.7
未払金等	473	322	△ 150	△ 31.8	530	207	64.1
その他	44	159	114	258.6	42	△ 116	△ 73.1
固定負債	5,594	4,945	△ 649	△ 11.6	4,225	△ 720	△ 14.6
長期借入金	5,551	4,899	△ 651	△ 11.7	4,167	△ 731	△ 14.9
退職給付引当金	41	45	4	9.8	47	2	5.2
その他	2	1	△ 1	△ 52.2	9	8	863.9
負債合計	7,365	6,444	△ 920	△ 12.5	5,979	△ 465	△ 7.2
株主資本	2,414	2,455	41	1.7	2,343	△ 111	△ 4.6
資本金	750	750	-	0	750	-	0
利益剰余金	1,664	1,705	41	2.5	1,593	△ 111	△ 6.6
純資産合計	2,414	2,455	41	1.7	2,343	△ 111	△ 4.6
負債及び純資産合計	9,779	8,900	△ 878	△ 9.0	8,322	△ 577	△ 6.5

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 40 期 (令和 2 年度)	第 41 期 (令和 3 年度)	第 42 期 (令和 4 年度)	算定
流動比率	75.3	82.1	59.3	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	24.7	27.6	28.2	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	105.5	103.6	110.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

公益財団法人東京都都市づくり公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都都市づくり公社	令和5年10月2日から 同月13日まで	令和3年度及び令和4年度の事業
局	都市整備局、建設局、下水道局	令和5年9月28日及び 同年10月17日	

2 団体の概要

設立の目的	都市の総合的整備及び地域開発を促進することにより、良好な都市環境の実現を図り、併せて首都東京の秩序ある発展に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和36年7月 東京都並びに八王子市、青梅市、町田市、福生町、羽村町及び日野町（当時）の出えんにより、財団法人東京都新都市建設公社として設立 平成25年4月 公益財団法人に移行し、公益財団法人東京都都市づくり公社に名称変更
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益目的事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地整備事業（土地区画整理事業、都市機能更新事業）</li> <li>都市環境整備事業（下水道事業、資源リサイクル事業）</li> <li>都市づくり支援事業（都市づくり調査事業、まちづくり支援事業、生活環境向上事業、緑化事業、防災・災害対策事業）</li> </ul> </li> <li>・ 収益事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域支援事業（地域開発事業、地域活性化事業）</li> </ul> </li> </ul>
所在地	東京都八王子市子安町四丁目7番1号
組織	4部1室、4区画整理事務所、4下水道事務所、発生土再利用センター管理事務所、2防災まちづくり事務所
人員	役員10名（理事長1名、理事7名、監事2名、うち非常勤6名） 職員332名

都 と の 関 係	出えん	基本財産 1,300 万円のうち、1,000 万円 (76.9%)
	交付金 (表 1)	5 億 4,360 万円 (令和 3 年度交付額) 2 億 5,540 万円 (令和 4 年度交付額)
	事業の委託 (表 2)	29 億 7,478 万余円 (令和 3 年度委託料) 20 億 6,560 万余円 (令和 4 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 3)	経常収益 210 億余円のうち、23 億余円 (11.0%)
	財産の貸付 (表 4)	建物 (1 万 6,187.21 m <sup>2</sup> )、工作物及び物品を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員 17 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 11 名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

(注) 上記数値等は令和 5 年 3 月 31 日現在

(表 1) 交付金の交付状況

(単位：千円)

交付金名	根拠	交付対象 (負担割合)	交付額		
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
土地区画整理事業交付金	東京都都市づくり公社の受託施行する土地区画整理事業に関する交付金交付要綱 (以下、「要綱」という。)	<p>公社が市町村から受託した土地区画整理事業に要する経費のうち、次に掲げる経費について市町村への補助金相当額を公社に交付 (注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) 第 2 条第 5 項に規定する公共施設に係る物件の移転及び除却の補償費並びに工事費</li> <li>都市計画において定められた公共施設に係る用地の評価額に相当する額を限度として、知事が定める経費</li> </ul> <p>(負担割合：10/10。ただし、当該公共施設が市町村に帰属すべきものである場合は、経費の 1/2 以内)</p>	673,100	543,600	255,400

(注) 要綱は、令和 3 年 3 月 23 日付 2 都市整管第 1 2 1 5 号により改正しており、令和 3 年 4 月 1 日以降に交付金を採択した事業を施行する場合は、施行地区内の全域において無電柱化が実施されるものに限る。

(表2) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託業務	委託料		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
都市機能更新事業	都市計画道路事業の用地取得業務(都市整備局)	2,512,379	2,630,071	1,736,554
	特定整備路線における生活再建相談窓口設置・運営等(都市整備局)	80,897	84,326	83,650
	特定整備路線における生活再建相談窓口設置・運営等(建設局)	36,253	34,302	35,057
	都市計画道路用地の先行取得業務(都市整備局)	13,280	13,766	4,123
	都市計画公園・緑地用地の先行取得業務(都市整備局)	2,905	4,536	1,492
	都市計画道路における工事施工時の高低差補償業務(都市整備局)	14,051	29,901	3,993
	JR赤羽線(埼京線)連続立体交差事業に係る用地測量業務等(建設局)	12,498	14,440	
	JR赤羽線(埼京線)連続立体交差事業に係る用地取得業務等(建設局)		2,129	10,099
	木密地域私道無電柱化推進事業(都市整備局)			12,276
	宅地耐震化推進事業(都市整備局)			9,269
下水道事業	東京都流域下水道維持管理システム整備(下水道局)	15,277	21,734	17,089
資源リサイクル事業	東京都建設発生土再利用センター運営管理(都市整備局)	160,763	139,576	151,996
合計		2,848,306	2,974,787	2,065,601

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	22,441	100	26,694	100	21,048	100
都からの収益	3,521	15.7	3,518	13.2	2,321	11.0
受託金収益	2,848	12.7	2,974	11.1	2,065	9.8
交付金収益	673	3.0	543	2.0	255	1.2
他の収益	18,920	84.3	23,175	86.8	18,727	89.0
公益目的事業会計	19,563	87.2	23,802	89.2	18,036	85.7
都からの収益	3,521	15.7	3,518	13.2	2,321	11.0
受託金収益	2,848	12.7	2,974	11.1	2,065	9.8
交付金収益	673	3.0	543	2.0	255	1.2
他の収益	16,041	71.5	20,284	76.0	15,715	74.7
収益事業等会計	2,867	12.8	2,879	10.8	3,000	14.3
都からの収益	—	—	—	—	—	—
他の収益	2,867	12.8	2,879	10.8	3,000	14.3
法人会計	11	0.0	11	0.0	10	0.1
都からの収益	—	—	—	—	—	—
他の収益	11	0.0	11	0.0	10	0.1

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、地域支援事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表4) 公有財産の貸付状況

分類	施設名	目的	種類			使用料
			建物	工作物	物品	
普通財産	東京都建設発生土再利用センター	都と公社の協定により、公社が東京都建設発生土再利用センターの運営管理を円滑に行うため(注)	16,187.21 m <sup>2</sup> 事務所、土質改良プラント、倉庫等	浄化槽等	動力変圧器、空気調整器等	無償

(注) 東京都建設発生土再利用センター運営管理に関する基本協定書(平成7年4月1日締結)に基づき、無償で貸し付けている。



### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）の事業について、主に、経営計画「中長期経営ビジョン」に基づき、公益性を確保しながら効率的に各事業の運営が行われているかなどの着眼点から、事業報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。また、工事については、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという法規性の観点を重視しつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

その結果、財務・事務関連について別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。なお、工事関連については、監査を実施した限りにおいて指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

公社は、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする「中長期経営ビジョン」、これに基づく「第3期中期計画（令和3年度から令和5年度）」及び各年度事業計画により、公益目的事業として土地区画整理事業、下水道事業等を、収益事業として地域開発事業及び地域活性化事業を行っている。

監査対象年度における主な実績は、土地区画整理事業では、令和3、4年度ともに、8市町から施行地区16地区、566.6haを受託している。また、下水道事業では、污水管及び雨水管の整備、ストックマネジメント（長寿命化）及び耐震化等の施設整備、下水道管きよの維持管理について、令和3年度は26都市町村、令和4年度は24都市町村から業務を受託している。

収益事業では、地域開発事業として、まちづくりの促進や健全な市街地への誘導を目的として宅地分譲等を行ったほか、地域活性化事業では、令和3、4年度ともに、10区市の28地区で土地・建物貸付や取得した土地において地域拠点施設整備を推進した。

#### (2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

（単位：百万円、％）

科目	令和2年度	令和3年度		令和4年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	22,441	26,694	4,252	18.9	21,048	△5,645	△21.1
経常費用	22,372	26,106	3,733	16.7	21,287	△4,819	△18.5
当期経常増減額	15	587	572	—	△238	△826	△140.6
当期一般正味財産増減額	15	587	572	—	△239	△826	△140.7
資産合計	75,133	75,872	738	1.0	77,006	1,134	1.5
正味財産合計	64,806	65,394	587	0.9	65,155	△239	△0.4

## ア 収益及び費用の状況

公社は、会計を公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分している。

令和4年度の経常収益は210億4千万余円（前年度比56億4千万余円減）、経常費用は212億8千万余円（前年度比48億1千万余円減）で、ともに減少している。これは、令和3年度は下水道事業において雨水幹線切替工事などの大規模工事があったことにより、事業収益及び事業費が一時的に増加したが、令和4年度は例年並みとなったことなどによるものである。

また、当期経常増減額は、令和3年度は下水道事業における建設工事の事務費改定が行われたことや、土地区画整理事業で事業が本格化した地区があったことなどにより増加した。一方、令和4年度は地域活性化事業で賃貸している建物の大規模修繕が行われ、多額の修繕費を計上したことなどにより減少した。

## イ 財政状態

公社の主な資産は、売却を目的とする土地資産等の事業資産、貸付建物減価償却引当資産、開発事業積立資産等の特定資産、貸付建物、貸付土地等の固定資産である。

令和4年度は、複数年度にわたって工事を行う際の資産科目として計上する未成工事支出金が増加したことなどにより、資産合計が11億3千万余円増加しているが、土地区画整理事業、下水道事業及び資源リサイクル事業において前受金が増加したことなどにより、負債合計も13億7千万余円増加している。正味財産合計は、一般正味財産が減少したことから、2億3千万余円減少している。

## (3) 事業運営に関する評価

公社は、「中長期経営ビジョン」等に定めた各事業計画を着実に進めている。公益目的事業については、各自治体のニーズの変化を的確に捉え、効率的な事業運営を行っており、特定整備路線及び不燃化特区における事業など、都の防災まちづくりの推進にも取り組んでいる。収益事業については、地域の健全な発展を図り、地域住民が安心して住み続けられる総合的なまちづくりを促進するとともに、公益目的事業を安定的に実施するための原資を確保している。

現状、公社の事業運営は安定的に推移しているものの、将来的には、事業の中核である土地区画整理事業及び下水道事業は縮小傾向となる見込みである。よって、既存事業の収支改善等を含めた不断の見直しを行うとともに、これまで培ってきたノウハウを活用した新たな事業の展開を図っている。

具体的には、令和2年4月に都市づくり調査室を新設し、シンクタンク・アドバイザー機能として、まちづくりの課題や解決策を各自治体へ提案する調査研究や、技術職員が不足している自治体をサポートする技術支援を実施している。

一方で、平成13年度から20年以上続けてきた多摩地区建設発生土再利用事業について、その必要性等を十分に調査・検討した結果、令和3年度までで事業を終了させるなど、スクラップアンドビルドにより、事業のスリム化に取り組んでいる。

また、現在公社が事業を行っている地域は、多摩地域に軸足を置きつつも、区部や島しょを含む、東京都全域に及んでいる。事業の規模・進捗は、都市計画、地域事情により違いがあるが、公社は、このような状況の異なる事業を複数受託し、蓄積したノウハウを活用するとともに、時宜にかなったマンパワーを投入し、自らの業務を省力化、効率化することにより、委託者である都や区市町村の都市づくりに貢献している。

公社は、引き続き、業務の省力化、効率化を一層進めるとともに、自ら企画し、提案する、都市づくりの総合支援を担う高度専門家集団として、安心して快適な都市環境の実現を推進していくことが期待される。

## 2 指摘事項

### (1) 団体

#### ア 電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるべきもの

公社の内部統制体制に関する規程（平成30年6月5日付都市づくり公社規程第76号）では、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、個人情報保護規程、電子情報処理要綱（平成28年4月1日付都市づくり公社要綱第105号。以下「要綱」という。）その他社内規程に基づいて行うこととされている。

要綱によれば、公社の情報処理システムの開発及び維持管理について、要綱に定める委託処理の基準を満たしたものを契約により委託するに当たっては、①秘密の保持、②目的外使用の禁止、③委託処理により生じたものの権利の帰属、④記録媒体及び記録物の保存の方法・期間及び⑤電子情報処理システムを用いた電子情報に関する処理条件の5つの事項を特約しなければならないと定められている。

また、要綱では、各部が委託処理を行おうとするときは、あらかじめ総務部に置かれる統括IT戦略推進部門に協議しなければならないと定められている。

統括IT戦略推進部門が情報処理システムの開発及び運用に関する技術指導を所管することから、前述の事項が委託処理の契約に特約されているか、また、各部が委託処理の契約締結に先立ち統括IT戦略推進部門に協議しているか、抽出により表5の契約に係る状況を確認したところ、いずれも統括IT戦略推進部門との協議は行われていたにもかかわらず、要綱に定められている上記①から⑤までの5つの特約事項すべてを仕様書に定めた委託契約は認められなかった。

これは、特約事項の重要性について社内で十分に共有できておらず、また、現状、公社には電子情報処理に関する委託契約を行う際の標準的な仕様書がなく、要綱に定める特約事項をすべて網羅しているかを確認できていなかったことによるものである。

公社は、電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定められたい。

(公益財団法人東京都都市づくり公社)

(表5) 公社が締結した電子情報処理委託契約

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	特約の有無(注)				
				①	②	③	④	⑤
1	令和3年度区画整理業務系システム保守運用支援業務	令和3.4.1～ 令和4.3.31	3,476,000	無	無	無	無	有
2	令和3・4年度契約管理システム公社指名参加登録業者データ更新処理委託	令和3.4.1～ 令和3.5.31	1,216,600	有	無	無	無	有
3	令和4年度下水道積算システム運用支援業務	令和4.4.1～ 令和5.3.31	1,868,900	有	無	有	無	有
4	令和4年度土木積算システム運用支援業務	令和4.4.1～ 令和5.3.31	607,200	有	無	無	無	有
5	令和4年度補償金算定システム保守管理委託業務	令和4.4.1～ 令和5.3.31	781,000	有	有	有	無	有
6	令和4年度区画整理業務系システム保守運用支援業務	令和4.4.1～ 令和5.3.31	3,476,000	無	無	無	無	有

(注) 表頭の丸数字は、本文中の丸数字と対応する。

## イ 委託業務における部分払を適正に行うべきもの

公社は、都から運営管理を受託している東京都建設発生土再利用センターの円滑かつ効率的な運営の確保等を行うことを目的として、表6の契約のとおり、業務の一部を再委託している。

本契約の契約条項によれば、契約代金の支払について委託者が部分払を認めた場合、受託者は、毎月末以降において、当該月に業務が完了し検査に合格したものの契約代金を、委託者に請求することができることとされており、実際の支払状況は、表7のとおり、当初の契約金額の25%を四半期ごとに第3四半期分まで支払っていることが認められた。

そこで、支払の根拠となる検査調書及びその添付書類を見たところ、第1四半期分については、業務実績を示す書類が添付されておらず、実際に支払われた金額が妥当であるかどうかを確認できない状況となっていた。また、第2四半期分及び第3四半期分については、業務実績を示す書類が添付されているものの、一部の業務の金額が誤って記載されており、正しい金額で算出を行うと、表8のとおり、実際の支払額が業務実績に基づく金額を上回る状況となっていた。

第4四半期分の支払額も含めた契約期間内の合計の支払額については変更後の契約金額に適合しているが、業務途中において、業務実績を示す資料等の確認が必要であるという認識が欠けていること、実績に基づく金額の算出に当たり、積算単価の記載内容等に誤りがないかを精査する体制が築けていないことなど履行確認が形骸化していることにより、部分払が適正に行われていない状況が生じている。

公社は、委託業務における部分払を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都都市づくり公社)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度東京都建設発生土再利用センター運営管理システム運用等業務並びに保守点検作業委託	令和4.4.1～令和5.3.31	100,298,000 (当初) 87,296,000 (変更後)

(表7) 四半期ごとの支払額の内訳

(単位：円)

四半期	支払対象期間	支払額	支払日	備考
第1四半期分	令和4.4.1～令和4.6.30	25,074,500	令和4.7.29	実績に基づく金額が確認できない
第2四半期分	令和4.7.1～令和4.9.30	25,074,500	令和4.10.31	実績より過大
第3四半期分	令和4.10.1～令和4.12.31	25,074,500	令和5.2.15	実績より過大
第4四半期分	令和5.1.1～令和5.3.31	12,072,500	令和5.4.20	—
合計		87,296,000		変更後の契約金額に適合

(表8) 支払額の内訳

(単位：円)

四半期	実際の支払額(A)	実績に基づく金額(B)	実績を上回る支払額(A-B)
第2四半期分	25,074,500	24,737,746	336,754
第3四半期分	25,074,500	24,869,070	205,430
合計	50,149,000	49,606,816	542,184

### 3 意見・要望事項

#### (1) 団体

##### ア 事業用地の管理に係る工事の指示について

公社の事業推進部は、単価契約工事实施要領（令和3年2月8日施行。以下「要領」という。）を定め、これに基づき単価契約工事を行っている。単価契約工事とは、総価契約工事が規格・数量・金額・履行期限等の要素を確定の上、契約するのに対して、少ない数量で同種の工事を反復継続して発注する場合に、その都度契約を行わず、あらかじめ規格、単位当たりの価格、期限及び発注限度額だけを確定させて契約し、金額は発注者から受注者に対する指示に基づく施工実績によって算定する契約形態である。公社が行う単価契約工事は、総価契約工事では対応が困難な即時性があり小規模な工事を対象としており、部では、要領により、1回の指示金額の上限を250万円（消費税を含む。）としている。

この単価契約工事について、事業用地の管理に係る工事の指示を、指示書、工事写真等により確認したところ、表9の契約のうち、表10の事例のように、

- ① 令和3年6月29日 アスファルト舗装指示（第3回工事）
- ② 令和3年7月6日 パイプ柵設置箇所指示（第4回工事）
- ③ 令和3年7月7日 アスファルト舗装施工（第3回工事）
- ④ 令和3年7月9日 アスファルト舗装一部撤去及びパイプ柵設置（第4回工事）

など、先にアスファルト舗装を行った上で、数日以内にアスファルト舗装を一部撤去してパイプ柵等を設置している工事が複数認められた。

公社によると、近隣住民など関係者から、アスファルト舗装を早期に施工するようなどの要望があり、それに対応するために工事の指示を分割することがあるとのことであるが、上記事例の場合は、アスファルト舗装施工前にパイプ柵設置工事の指示を行っている（上記②及び③）。よって、このような場合は、関係者からの要望に応えつつも、アスファルト舗装を撤去することなくパイプ柵等を設置するなど、状況に応じより効率的に工事を施工できる方策を検討すべきである。

公社は、事業用地の管理に係る工事について、より効率的な施工方法を検討することが望まれる。

(公益財団法人東京都都市づくり公社)

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
第一防災まちづくり地区金網柵設置その他工事 3-1 (単価契約)	令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31	10,000,000

(表10) 指示工事の内容 (例)

(単位：円)

指示番号	施工概要	指示日	施工日	指示金額
第3回	アスファルト舗装	①令和 3. 6. 29	③令和 3. 7. 7	1,466,886
第4回	パイプ柵設置箇所のアスファルト舗装撤去及びパイプ柵設置	②令和 3. 7. 6	④令和 3. 7. 9	1,585,194

(注) 指示日及び施工日の丸数字は、本文中の丸数字と対応する。

#### 第4 運営状況の概要

##### 1 運営状況

##### (1) 事業実績

##### ア 公益目的事業

##### (ア) 市街地整備事業

(単位：千円)

事業内容		主な実績			
		項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地区画整理事業（受託）		事業費	8,800,205	8,039,796	7,909,393
各種土地区画整理事業の計画・調査・設計、換地・補償・工事の実施		受託面積	566.6 ha	566.6 ha	566.6 ha
		受託団体数	7市1町	7市1町	7市1町
		地区数 (施行地区) (開発調査地区等)	16地区 1地区	16地区 —	16地区 —
都市機能更新事業（受託）		事業費	3,284,714	3,394,019	2,801,516
道路用地取得等	都及び区市町村における都市施設（道路等の都市計画施設）の用地取得及び道路整備工事等	受託団体数	1都6区6市	1都6区5市	1都6区5市1村
		路線数 (事業認可後)	11路線	9路線	11路線
		地区数	4地区	6地区	8地区
木密不燃化	都が推進する防災都市づくり推進計画に基づく特定整備路線及び不燃化特区における事業	受託団体数	1都6区	1都6区	1都8区
		地区数等	7地区1業務	8地区	15地区

##### (イ) 都市環境整備事業

(単位：千円)

事業内容		主な実績			
		項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
下水道事業（受託）		事業費	4,847,451	9,242,764	4,924,209
多摩地域・島しょ地域の下水道施設の計画・調査・設計・工事の実施・ストックマネジメント・耐震化対策・維持管理、下水道台帳システムの整備		工事延長	8.2 km	10.1 km	3.6 km
		受託団体数	1都21市2町2村	1都21市2町2村	1都20市2町1村
資源リサイクル事業（受託・自主）					
東京都建設発生土再利用センター運営管理事業（受託）	事業費	2,745,894	2,643,798	2,766,981	
	発生土持込	43.0 万 <sup>3</sup> m	39.7 万 <sup>3</sup> m	43.3 万 <sup>3</sup> m	
	改良土持出	41.2 万 <sup>3</sup> m	43.8 万 <sup>3</sup> m	40.6 万 <sup>3</sup> m	
	普通土持出	8.6 万 <sup>3</sup> m	10.8 万 <sup>3</sup> m	12.2 万 <sup>3</sup> m	
多摩地区建設発生土再利用事業（自主）（注）	事業費	367,859	417,199		
	発生土持込	10.1 万 <sup>3</sup> m	12.3 万 <sup>3</sup> m		
	改良土持出	3.6 万 <sup>3</sup> m	3.4 万 <sup>3</sup> m		
	普通土持出	1.7 万 <sup>3</sup> m	1.0 万 <sup>3</sup> m		

(注) 多摩地区建設発生土再利用事業は、令和3年度末をもって事業を終了している。

## (ウ) 都市づくり支援事業

(単位：千円)

事業内容	主な実績			
	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都市づくり調査事業 (受託・自主)	事業費	4,246	56,037	23,351
まちづくりの課題や解決策を自治体に提案する調査研究・自治体に対する技術支援				
まちづくり支援事業(自主)	事業費	28,907	32,915	17,977
住民によるまちづくり活動の支援・調査研究・技術支援・普及啓発	まちづくり活動・相談費助成件数	8件	8件	4件
	シンポジウム・イベント開催支援件数	3件	3件	4件
	学習支援件数	6件	14件	8件
生活環境向上事業(自主)	事業費	1,780	1,946	142
下水道事業を通じた環境負荷の少ない都市づくりのための技術支援・調査研究				
緑化事業(自主)	事業費	17,895	5,280	6,503
緑化による地域環境の向上のため苗木育成・供給・緑化助成				
防災・災害対策事業(自主)	事業費	1,749	3,518	27
地域住民の防災のための防災施設整備助成、木密地域講演会・相談会開催				

(注) 事業費には事業管理費を含めていない。

## イ 収益事業

## (ア) 地域支援事業

(単位：千円)

事業内容	主な実績				
	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
地域開発事業(自主)	事業費	39,845	53,613	52,283	
沿道まちづくり事業	道路整備に伴う災害に強い代替床施設・共同化建物の整備	1地区 2街区	1地区 2街区	1地区 1街区	
	公社の先行取得用地の分譲、公社事業用地の取得	地区数 処分面積 処分価額 利用目的	1地区 1,026.43㎡ 77,000 住宅用地	1地区 1,130.48㎡ 68,054 事業用地	1地区 165.44㎡ 24,650 事業用地
地域活性化事業(自主)	事業費	1,562,789	1,599,351	2,064,006	
拠点開発 地域貢献	・駅前の地域利便性などの向上のための複合商業施設建設・貸付 ・学生寮・医療施設などの地域に貢献する建物建設・貸付	地区数 収益額	27地区 2,725,200	28地区 2,748,415	28地区 2,866,021

(注) 事業費には事業管理費を含めていない。



## (2) 収益及び費用の状況

## ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

項目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合 計	経常収益	22,441	26,694	4,252	18.9	21,048	△5,645	△ 21.1
	基本財産運用益	0	0	0	0.1	0	—	0
	事業収益	22,337	26,589	4,251	19.0	20,897	△5,691	△ 21.4
	その他	104	104	0	0.7	150	46	43.9
	経常費用	22,372	26,106	3,733	16.7	21,287	△4,819	△ 18.5
	事業費	22,153	25,897	3,743	16.9	21,041	△4,855	△ 18.8
	管理費	219	209	△ 10	△ 4.6	245	36	17.6
	当期経常増減額	15	587	572	—	△ 238	△ 826	△140.6
	経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
	経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
税引前当期一般正味財産増減額	15	587	572	—	△ 238	△ 826	△140.6	
法人税、住民税等	0	0	—	0	0	—	0	
当期一般正味財産増減額	15	587	572	—	△ 239	△ 826	△140.7	
公 益 目 的 事 業 会 計	経常収益	19,563	23,802	4,239	21.7	18,036	△5,765	△ 24.2
	基本財産運用益	—	—	—	—	—	—	—
	事業収益	19,535	23,772	4,237	21.7	18,006	△5,765	△ 24.3
	その他	27	29	2	8.5	30	0	0.2
	経常費用	20,270	23,980	3,710	18.3	18,666	△5,313	△ 22.2
	事業費	20,270	23,980	3,710	18.3	18,666	△5,313	△ 22.2
	管理費	—	—	—	—	—	—	—
	当期経常増減額	△ 736	△ 177	559	△ 75.9	△ 629	△ 452	254.3
	経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
	経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
他会計振替額	470	473	2	0.6	299	△ 174	△ 36.8	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 265	295	561	△211.3	△ 330	△ 626	△211.7	
法人税、住民税等	—	—	—	—	—	—	—	
当期一般正味財産増減額	△ 265	295	561	△211.3	△ 330	△ 626	△211.7	

項目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
収益事業等 会計	経常収益	2,867	2,879	12	0.4	3,000	121	4.2
	基本財産運用益	—	—	—	—	—	—	—
	事業収益	2,802	2,816	14	0.5	2,890	74	2.6
	その他	65	63	△ 2	△ 3.3	110	46	74.2
	経常費用	1,883	1,916	33	1.8	2,374	457	23.9
	事業費	1,883	1,916	33	1.8	2,374	457	23.9
	管理費	—	—	—	—	—	—	—
	当期経常増減額	960	963	2	0.3	626	△ 336	△ 35.0
	経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
	経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
	他会計振替額	△ 470	△ 473	△ 2	0.6	△ 299	174	△ 36.8
	税引前当期一般正味財産増減額	489	489	△ 0	△ 0.1	326	△ 162	△ 33.2
	法人税、住民税等	—	—	—	—	—	—	—
	当期一般正味財産増減額	489	489	△ 0	△ 0.1	326	△ 162	△ 33.2
法人 会計	経常収益	11	11	0	4.8	10	△ 0	△ 7.7
	基本財産運用益	0	0	0	0.1	0	—	0
	事業収益	—	—	—	—	—	—	—
	その他	11	11	0	4.8	10	△ 0	△ 7.7
	経常費用	219	209	△ 10	△ 4.6	245	36	17.6
	事業費	—	—	—	—	—	—	—
	管理費	219	209	△ 10	△ 4.6	245	36	17.6
	当期経常増減額	△ 207	△ 197	10	△ 5.1	△ 234	△ 37	19.1
	経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
	経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
	他会計振替額	—	—	—	—	—	—	—
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 207	△ 197	10	△ 5.1	△ 234	△ 37	19.1
	法人税、住民税等	0	0	—	0	0	—	0
	当期一般正味財産増減額	△ 208	△ 197	10	△ 5.1	△ 235	△ 37	19.0

## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 2年度	令和3年度		令和4年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	22,152	20,713	△1,438	△ 6.5	21,841	1,127	5.4
現金預金	9,688	8,313	△1,374	△ 14.2	9,800	1,487	17.9
未収金	8,285	8,434	148	1.8	7,029	△1,404	△ 16.7
事業資産(注1)	2,050	2,056	6	0.3	2,091	34	1.7
その他	2,128	1,909	△ 219	△ 10.3	2,919	1,010	52.9
固定資産	52,981	55,158	2,177	4.1	55,165	6	0.0
基本財産	13	13	—	—	13	—	—
特定資産(注2)	23,311	26,038	2,726	11.7	26,619	580	2.2
その他固定資産(注3)	29,656	29,107	△ 549	△ 1.9	28,533	△ 573	△ 2.0
資産合計	75,133	75,872	738	1.0	77,006	1,134	1.5
流動負債	6,893	7,036	142	2.1	8,447	1,410	20.0
未払金	4,681	5,229	548	11.7	5,586	356	6.8
賞与引当金	168	162	△ 5	△ 3.3	184	21	13.2
リース債務	79	87	8	10.7	52	△ 35	△ 40.4
その他	1,965	1,556	△ 408	△ 20.8	2,624	1,067	68.6
固定負債	3,432	3,441	9	0.3	3,404	△ 37	△ 1.1
長期リース債務	129	79	△ 50	△ 38.9	27	△ 52	△ 65.8
退職給付引当金	1,672	1,698	25	1.5	1,726	28	1.7
その他	1,629	1,663	33	2.1	1,650	△ 13	△ 0.8
負債合計	10,326	10,478	151	1.5	11,851	1,373	13.1
指定正味財産	13	13	—	0	13	—	0
一般正味財産	64,793	65,381	587	0.9	65,142	△ 239	△ 0.4
正味財産合計	64,806	65,394	587	0.9	65,155	△ 239	△ 0.4
負債及び正味財産合計	75,133	75,872	738	1.0	77,006	1,134	1.5

(注1) 土地資産(分譲の用に供する土地)等

(注2) 主な特定資産

貸付建物減価償却引当資産…貸付建物の減価償却累計額に対応する資産

土地区画整理促進資産…土地区画整理事業を促進するための公社用地

開発事業積立資産…貸付建物建設等、開発事業に要する支出の財源を確保するための資産

(注3) 貸付建物、貸付土地等

(4) 工事

工事等については、土地区画整理事業、下水道事業等が行われており、主な事業は、日野市西平山地区の区画整理事業、瑞穂町における雨水幹線布設事業である。

監査は、令和3年度及び令和4年度に締結した契約金額100万円以上の工事等を中心に603件(325億余円)を対象とし、34件(135億余円)の工事等を抽出して実施した。

ア 監査対象とした契約金額100万円以上の工事等

(単位：件数、百万円)

担当部署	契 約 年 度						計	
	令和2年度以前		令和3年度		令和4年度			
	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)
区画整理部	8	64	112	2,388	109	2,962	229 (5)	5,415 (568)
下水道部	15	4,445	111	9,176	107	11,385	233 (22)	25,007 (11,885)
事業推進部	1	48	60	1,376	52	381	113 (7)	1,806 (1,068)
総務部	0	—	5	65	23	259	28 (0)	325 (—)
合 計	24	4,558	288	13,006	291	14,989	603 (34)	32,554 (13,522)

(注1) 工事等の件数及び金額には、設計等の委託を含む。

なお、計欄の件数及び金額の( )書きは、それぞれ抽出した件数及び金額を表している。

(注2) 継続工事等は、契約年度を対象年度とし、「令和2年度以前」の工事等は、令和3年4月1日以降に継続している工事等である。

イ 主な工事等

(単位：百万円)

工 事 件 名	工 事 概 要	契 約 金 額 (税込)	工 事 期 間
西平山地区区画道路築造第75号(その2)、76号及び26、68、71、72、73、75、76、81-1街区整地工事並びに浅川左岸第五処理分区(公社R3-1)工事	街築工 一式 舗装工 一式 地盤改良工 一式 擁壁工 一式ほか	230	令和3.5.7 ～令和4.3.22
R3宇津木地区1号工事	橋台(A2:逆T式橋台) 1基ほか	181	令和3.9.1 ～令和4.8.9
瑞穂町公共下水道事業長岡1号幹線布設工事	雨水幹線シールド 一式 立坑築造工 一式 放流渠整備 一式ほか	3,088	令和4.10.4 ～令和7.2.20
清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5号雨水幹線整備その4(第2期)	管きょ工(泥土圧式シールド工法 管径2,000mm) 1,053.7mほか	1,889	令和3.12.17 ～令和6.9.3
令和4年度新島村特定環境保全公共下水道事業式根島水処理センター建築工事	建築工事 一式 建築電気設備工事 一式 建築機械設備工事 一式	1,119	令和4.12.6 ～令和6.12.26
令和2年度北野ポンプ場沈砂池機械設備整備工事	沈砂池機械設備 一式	182	令和2.9.14 ～令和3.10.1
令和2年度北野ポンプ場電気設備整備工事	配電盤設備 一式ほか	1,022	令和2.10.7 ～令和3.11.1
青梅市公共下水道友田汚水中継ポンプ場電気設備更新工事その2	自家用発電設備 一式ほか	141	令和4.5.30 ～令和6.3.1
青梅市公共下水道友田汚水中継ポンプ場機械設備更新工事その2	沈砂池機械設備 一式 汚水ポンプ設備 一式 脱臭設備 一式	113	令和4.8.23 ～令和6.2.29
河辺タウンビルA修繕工事	S造地上8階建 延べ床32,708.08㎡ 外壁塗装工事他、電気設備工事、機械設備工事 ほか	417	令和3.6.24 ～令和4.9.15

## 2 参考資料

### (1) 事業計画

#### ア 中長期経営ビジョン

##### (ア) 目的

都をはじめとした関係自治体の諸計画と整合を図りながら公社のあるべき姿を示し、公社の経営理念「安心で快適な都市環境を実現し、魅力的な東京の発展に貢献します。」を実現するために必要な取組を明確にすることを目的としている。

##### (イ) 計画期間

平成27年度から令和6年度までの10年間とし、社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うとしている。

#### イ 第3期中期計画

##### (ア) 目的

中長期経営ビジョンに示された「経営理念」や「あるべき姿」を実現するための取組を明確にし、掲げた取組を着実に実行していくことを目的としている。公社を取り巻く事業環境の急速な変化や第2期中期計画（平成30年度から令和2年度までの3年間）等の達成状況を踏まえつつ、変化に伴い新たに生じるニーズへの対応による「存在価値の向上」（公益性）とともに、中長期的な視点から今後の事業量や事業損益を推計し将来を見通した上で「経営の健全化・安定化」（収益性）を図っていくことを目指すとしている。

##### (イ) 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

ウ 主な事業別実施計画及び実績

(単位：百万円)

事業名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土地区画整理事業 (施行地区)	計画	16 地区 566.6 ha	16 地区 566.6 ha	16 地区 566.6ha
	実績	16 地区 566.6 ha	16 地区 566.6 ha	—
都市機能更新事業				
道路用地取得等 (事業認可後)	計画	1 都 6 区 5 市	1 都 6 区 5 市 1 村	1 都 5 区 6 市
	実績	1 都 6 区 5 市	1 都 6 区 5 市 1 村	—
木密不燃化	計画	8 地区	15 地区	15 地区
	実績	8 地区	15 地区	—
下水道事業 (工事延長)	計画	10.5 km	5.9 km	4.1km
	実績	10.1 km	3.6 km	—
資源リサイクル事業				
東京都建設発生土再利用センター運営管理事業 (受託事業)	計画	発生土持込 40.0 万 m <sup>3</sup> 改良土持出 40.0 万 m <sup>3</sup> 普通土持出 10.0 万 m <sup>3</sup>	発生土持込 41.0 万 m <sup>3</sup> 改良土持出 40.0 万 m <sup>3</sup> 普通土持出 10.0 万 m <sup>3</sup>	発生土持込 45.0 万 m <sup>3</sup> 改良土持出 40.0 万 m <sup>3</sup> 普通土持出 10.0 万 m <sup>3</sup>
	実績	発生土持込 39.7 万 m <sup>3</sup> 改良土持出 43.8 万 m <sup>3</sup> 普通土持出 10.8 万 m <sup>3</sup>	発生土持込 43.3 万 m <sup>3</sup> 改良土持出 40.6 万 m <sup>3</sup> 普通土持出 12.2 万 m <sup>3</sup>	—
多摩地区建設発生土再利用事業 (自主事業) (注)	計画	発生土持込 11.0 万 m <sup>3</sup> 改良土持出 4.2 万 m <sup>3</sup> 普通土持出 1.0 万 m <sup>3</sup>		
	実績	発生土持込 12.3 万 m <sup>3</sup> 改良土持出 3.4 万 m <sup>3</sup> 普通土持出 1.0 万 m <sup>3</sup>		
都市づくり支援事業 (事業費)	計画	402	378	347
	実績	242	264	—
地域支援事業				
地域開発事業 (土地分譲収益)	計画	100	100	—
	実績	68	24	—
地域活性化事業 (土地建物賃貸収益)	計画	2,700	2,800	2,900
	実績	2,748	2,866	—

(注) 多摩地区建設発生土再利用事業は、令和3年度末をもって事業を終了している。

東京臨海高速鉄道株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京臨海高速鉄道株式会社	令和5年9月11日から15日まで	第32期(令和3.4.1～令和4.3.31)及び第33期(令和4.4.1～令和5.3.31)の事業
局	都市整備局、建設局、港湾局	令和5年9月8日及び21日	

2 団体の概要

設立の目的	東京圏鉄道ネットワークの充実を図るとともに、臨海副都心の開発を促進し、内陸部の既成市街地と臨海副都心とを結ぶ大量の輸送需要に応えるため、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく第一種鉄道事業者として、臨海副都心、大井町、大崎に至る鉄道事業を行うことを目的に設立
主な沿革	平成3年3月 東京臨海高速鉄道株式会社設立 平成8年3月 新木場～東京テレポート（第一期区間）開業 平成12年9月 路線愛称名「りんかい線」使用開始 平成13年3月 東京テレポート～天王洲アイル（第二期区間の一部）開業 平成14年12月 天王洲アイル～大崎（全線）開業、JR埼京線との相互直通運転開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業</li> <li>不動産の所有、売買、賃貸借及びこれらのあっせん、仲介</li> <li>駐車場の管理及び運営 ほか</li> </ul>
所在地	東京都江東区青海一丁目2番1号
組織	2部1室
人員	役員11名（代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、常務取締役1名、取締役（非常勤）5名、監査役（常勤1名、非常勤2名）） 従業員310名



都との関係	出資	資本金 1,242 億 7,900 万円のうち、1,134 億 9,000 万円 (91.3%)
	補助金 (表 1)	1 億 2,513 万余円 (令和 3 年度交付額) 5,736 万余円 (令和 4 年度交付額)
	経常収益に占める都からの収益	0 円 (なお、令和 3 年度及び令和 4 年度は、補助金収入を特別利益に計上している。)
	財産の貸付 (表 2)	都道等 (2 万 5,904.97 m <sup>2</sup> ) の地下部分に整備された鉄道施設 (トンネル) 等については、財産を所管する建設局及び港湾局が占用許可 (一部有償) 鉄道用地 (1 万 289.44 m <sup>2</sup> ) を港湾局が貸付 (一部有償)
	職員の派遣等	常勤従業員 17 名を都から派遣 常勤役員 2 名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

(注) 上記数値等は令和 5 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第31期 (令和2年度)	第32期 (令和3年度)	第33期 (令和4年度)
東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱	ホームドア等の整備に要する経費 (補助率：1/3)	47,724	72,276	-
		洋式トイレ等の整備に要する経費 (補助率：2/3)	1,056	-	-
東京都鉄道施設安全対策事業費補助金	東京都鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱	鉄道施設耐震対策事業に要する経費 (補助率：1/3)	23,804	52,862	57,365
合計			72,584	125,138	57,365

(表 2) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、m、千円)

分類	施設名 (所管局)	目的	種類			使用料 (年額)
			土地	建物	工作物	
行政財産	都道・公園 (建設局)	トンネル等	16,824.59	4,034.63		25,622
		案内看板	1 か所			5
	臨港道路、 陸橋等 (港湾局)	トンネル等	4,870.10		175.65	202
		鉄道用電車線の添架等	40.40		110.00	5
		案内標識、看板等	13 か所			9
	エレベーター	28.59			124	
普通財産	鉄道用地 (港湾局)	駅舎用地	10,289.44			10,210

(注 1) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 及び東京都港湾管理条例 (平成 16 年東京都条例第 93 号) の適用により許可を受ける鉄道施設は無償、都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) の適用により許可を受ける鉄道施設及びその他施設等は有償としている。

(注 2) 東京都臨海地域開発規則 (平成 13 年東京都規則第 80 号) の規定により、鉄道事業の用に供するものとして無償で貸し付けている土地のうち、事務所等に使用する土地については、別途覚書を取り交わし有償としている。

### 第 3 監査の結果

#### 1 経営に関する事項

本監査では、東京臨海高速鉄道株式会社 (以下「会社」という。) の事業について、主に、経営計画に掲げた経営目標達成に向けた取組が計画に沿って適切かつ効果的に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

会社は、「中期経営計画 2022」(令和 4 年 3 月策定) において、安全・安定・安心輸送の確保のほか、お客様サービスの向上や、沿線地域の発展と持続可能なまちづくりへの貢献等の経営目標を定め、鉄道事業を行っている。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の制約が徐々に緩和され、通勤・通学の回復や沿線施設・地域でのイベントの再開などが見られる中、輸送人員は令和 2 年度から令和 4 年度にかけて回復傾向にある。令和 4 年度の 1 日当たりの輸送人員は 18 万人を超えており、新型コロナウイルス感染症流行前の水準 (平成 30 年度：約 26 万人) までには戻っていないものの、現在も臨海副都心地域の活性化や東京圏鉄道ネットワークの充実に寄与している。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第31期 (令和 2年度)	第32期(令和3年度)			第33期(令和4年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益	11,694	13,092	1,397	12.0	15,347	2,255	17.2
営業費	14,486	14,440	△ 46	△ 0.3	14,151	△ 289	△ 2.0
営業外費用	847	690	△ 157	△ 18.6	498	△ 191	△ 27.8
経常利益又は経常 損失(△)	△ 3,628	△ 2,024	1,604	△ 44.2	707	2,731	△135.0
当期純利益又は当 期純損失(△)	△ 3,992	△ 2,011	1,980	△ 49.6	793	2,805	△139.4
資産合計	205,877	202,321	△3,555	△ 1.7	194,296	△8,025	△ 4.0
負債合計	118,577	117,120	△1,457	△ 1.2	108,301	△8,818	△ 7.5
うち長期未払金等	103,756	94,441	△9,314	△ 9.0	85,061	△9,380	△ 9.9
純資産合計	87,299	85,201	△2,097	△ 2.4	85,995	793	0.9
うち利益剰余金	△36,979	△39,077	△2,097	5.7	△38,283	793	△ 2.0

ア 経営成績

令和4年度の営業収益は153億余円であり、新型コロナウイルス感染症流行前の水準(平成30年度:212億余円)までには戻っていないものの、前年度比で22億余円増加している。これは、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の制約が徐々に緩和されたことにより、沿線における通勤・通学者等が回復し、沿線施設やお台場地域でのイベントの再開等に伴い来訪者も増加した結果、運輸収入が増加したことによるものである。

一方、令和4年度の営業費については、運送費が増加しているものの、減価償却費が減少したことなどにより、前年度比で2億余円減少し、141億余円となっている。

その結果、令和4年度は7億余円の当期純利益を確保している。

イ 財政状態

資産は、減価償却の進捗等により前年度比で80億余円減少し、1,942億余円となっている。一方、負債は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する未払金が86億余円減少したことなどにより前年度比で88億余円減少し、1,083億余円となっている。

純資産は、当期純利益を確保したことから前年度比で増加し、859億余円となっている。

(3) 経営に関する評価

「安全・安定・安心輸送の確保」については、安全管理体制の強化として、異常時における旅客の避難誘導や駅係員の初動対応等の確認を目的とした警察署との合同訓練を実施したほか、車内・駅構内のセキュリティ向上を図るため、巡回警備員の増強を行っている。また、ホームドア

の設置によりホーム上の安全性の更なる向上を図るとともに、災害対策の取組強化として、高架橋等の橋脚への耐震補強工事を着実に進めている。

「お客様サービスの向上」については、新型車両の導入に向けた準備を進めるとともに、障がい者割引が適用される旅客向けの新たなICカードサービスを導入するなど、バリアフリーの推進に取り組んでいる。また、新入駅員向けの顧客満足度向上研修など実践的な接客研修やOJTの実施を通じ、駅係員の更なる接客力の向上に努めている。

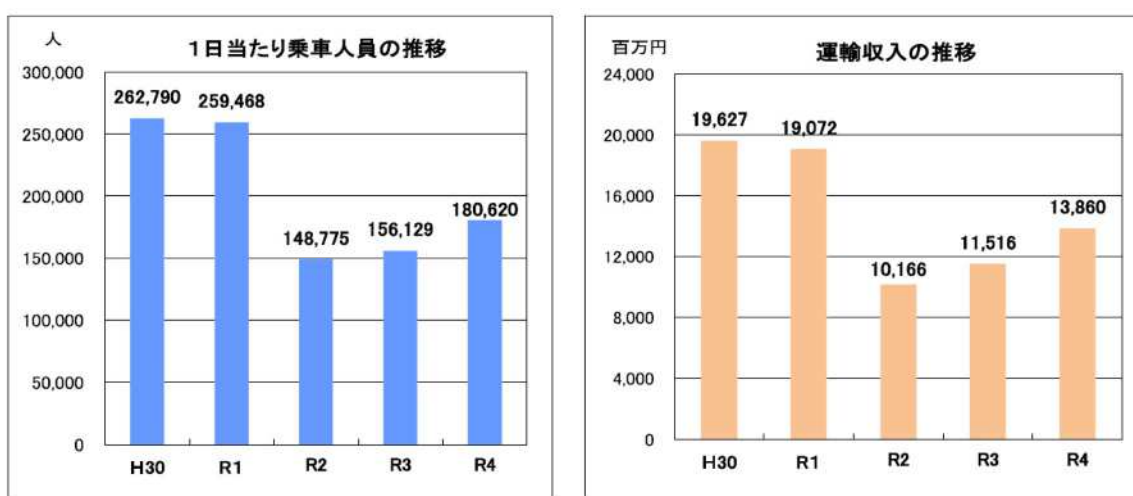
このように、会社は、鉄道事業者の最大の使命である安全・安定・安心輸送の確保と、快適なお客様サービスの提供に向けて、経営計画で定める取組を推進している。また、会社は、令和4年度末時点において、輸送人員が今後緩やかに回復していき、運輸収入が新型コロナウイルス感染症流行前の水準と比較し、令和5年度には7割強まで回復することを見込んでいる。

しかしながら、テレワークの浸透や定着、エネルギー価格の上昇、感染症の再拡大などの懸念材料により、会社を取り巻く経営環境は依然として不透明な状況にある。また、全線開業から20年が経過した中で、本格的な施設・設備の更新や車両更新等を計画的に進めることに加え、引き続き、ホーム上の安全対策やバリアフリー化に対する社会的要請、気候変動や近年の自然災害の激甚化などに適切に対応し、輸送の安全確保の徹底や更なるお客様サービスの向上を図っていく必要がある。

また、令和4年度末現在で、長期借入金及び長期未払金残額が合計850億余円、累積欠損金が382億余円ある状況の中、借入金の着実な返済や必要な設備投資を行いつつ安定的な経営基盤を築いていくためには、効率的に事業を運営し収益力を向上させて、黒字基調の経営水準に安定的に移行していくことを最優先に位置づけることが重要である。

会社は、今後とも、「ポスト・コロナ」における経営環境や社会情勢の変化を見極め、時機を失わず必要な経営改善策を講じていくことが求められる。

(図) 会社の1日当たり乗車人員及び運輸収入の推移 (年度別)



(出典) 会社ウェブサイト 「令和4年度決算の概要」(令和5年6月5日)

[https://www.twr.co.jp/Portals/0/resources/enterprise/R04/gaiyou\\_r04\\_final\\_outline.pdf](https://www.twr.co.jp/Portals/0/resources/enterprise/R04/gaiyou_r04_final_outline.pdf)

#### 第4 経営状況の概要

##### 1 経営状況

##### (1) 事業実績

##### ア 運輸事業

(表3) 臨海副都心線の概要

路線名	臨海副都心線（路線愛称名：りんかい線）
区間 （営業キロ）	新木場～大崎（12.2km） 第一期区間：新木場～東京テレポート（4.9km） 第二期区間：東京テレポート～大崎（7.3km）
駅数	8 駅 新木場・東雲・国際展示場・東京テレポート・天王洲アイル・ 品川シーサイド・大井町・大崎
所要時間	19 分
列車編成	10 両（定員 1,540 人）
一日運転本数（注）	平日 上り線 終日 149 本（うち相互直通運転 84 本） 下り線 終日 147 本（うち相互直通運転 84 本） 休日 上り線 終日 135 本（うち相互直通運転 68 本） 下り線 終日 133 本（うち相互直通運転 68 本）

（注）一日運転本数は令和5年3月31日現在

(表4) 運輸実績

項目	単位	第31期（令和2年度）		第32期（令和3年度）		第33期（令和4年度）		
		年間	一日平均	年間	一日平均	年間	一日平均	
輸送 人員	定期	人	33,823,140	92,666	30,125,460	82,535	31,005,360	84,946
	定期外	人	20,479,795	56,109	26,861,774	73,593	34,921,008	95,673
	計	人	54,302,935	148,775	56,987,234	156,129	65,926,368	180,620
運輸 収入	定期	千円	4,799,821	13,150	4,393,900	12,038	4,487,426	12,294
	定期外	千円	5,366,401	14,702	7,122,825	19,514	9,372,751	25,678
	計	千円	10,166,223	27,852	11,516,725	31,552	13,860,178	37,973
運輸雑収	千円	1,528,728	4,188	1,575,797	4,317	1,487,794	4,076	
収入合計	千円	11,694,951	32,040	13,092,523	35,869	15,347,973	42,049	

イ 関連事業

(表5) 運輸雑収

(単位：千円)

科目	収益額			備考
	第31期 (令和2年度)	第32期 (令和3年度)	第33期 (令和4年度)	
雑入	120,282	123,608	124,686	携帯電話基地局設置料等
広告料	129,627	152,804	139,770	駅構内等の広告掲載料
構内営業料	128,329	140,568	169,904	駅構内の自動販売機の手数料等
家賃収入	161,116	161,463	162,037	高架下等の駐車場の賃料等
車両使用料	988,333	996,617	890,298	相互直通運転に伴うJRからの車両使用料
販売受託手数料	1,039	735	1,096	近隣施設入場券の販売受託手数料
合計	1,528,728	1,575,797	1,487,794	

## (2) 経営成績

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第31期 (令和 2年度)	第32期(令和3年度)		第33期(令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	11,694	13,092	1,397	12.0	15,347	2,255	17.2
旅客運輸収入	10,166	11,516	1,350	13.3	13,860	2,343	20.3
運輸雑収	1,528	1,575	47	3.1	1,487	△ 88	△ 5.6
営業費	14,486	14,440	△ 46	△ 0.3	14,151	△ 289	△ 2.0
運送費	6,107	6,212	104	1.7	6,253	41	0.7
一般管理費	343	337	△ 5	△ 1.7	339	1	0.5
諸税	1,078	1,117	38	3.6	1,127	9	0.9
減価償却費	6,956	6,772	△ 183	△ 2.6	6,431	△ 341	△ 5.0
鉄道事業営業利益又は鉄道事業営業損失(△)	△ 2,791	△ 1,347	1,443	△ 51.7	1,196	2,544	△ 188.8
営業外収益	10	14	3	36.3	9	△ 4	△ 33.4
営業外費用	847	690	△ 157	△ 18.6	498	△ 191	△ 27.8
支払利息	753	583	△ 169	△ 22.5	409	△ 174	△ 29.9
社債利息	11	32	21	187.9	44	11	36.1
社債発行費	50	40	△ 9	△ 18.4	-	△ 40	△ 100
雑支出	32	32	0	0.9	44	11	36.0
経常利益又は経常損失(△)	△ 3,628	△ 2,024	1,604	△ 44.2	707	2,731	△ 135.0
特別利益	185	629	443	238.3	569	△ 59	△ 9.4
特別損失(注)	79	612	533	669.3	558	△ 53	△ 8.8
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 3,522	△ 2,007	1,514	△ 43.0	718	2,726	△ 135.8
法人税、住民税及び事業税	4	4	-	0	118	114	-
法人税等調整額	465	-	△ 465	△ 100	△ 193	△ 193	-
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 3,992	△ 2,011	1,980	△ 49.6	793	2,805	△ 139.4

(注) 各年度における特別損失は、補助金収入(特別利益)により取得した固定資産の圧縮損等によるものである。

イ 主要経営指標の推移

項目	第31期 (令和2年度)	第32期 (令和3年度)	第33期 (令和4年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	△ 1.4	△ 0.7	0.6	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	△ 23.9	△ 10.3	7.8	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.06	0.06	0.08	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	129.6	114.6	95.5	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	△ 3.7	△ 2.3	2.9	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金



## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第31期 (令和 2年度)	第32期 (令和3年度)		第33期 (令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	11,562	14,790	3,228	27.9	12,211	△ 2,578	△ 17.4
現金及び預金	8,434	4,480	△ 3,954	△ 46.9	4,702	222	5.0
未収運賃	1,060	1,165	105	9.9	1,429	263	22.6
未収金	345	742	397	114.8	689	△ 52	△ 7.1
有価証券	-	8,000	8,000	-	5,000	△ 3,000	△ 37.5
その他	1,721	402	△ 1,319	△ 76.6	389	△ 12	△ 3.2
固定資産	194,314	187,530	△ 6,783	△ 3.5	182,084	△ 5,446	△ 2.9
鉄道事業有形固定資産	176,493	171,665	△ 4,828	△ 2.7	166,988	△ 4,676	△ 2.7
無形固定資産	14,610	14,332	△ 277	△ 1.9	14,202	△ 129	△ 0.9
投資その他の資産	3,210	1,533	△ 1,677	△ 52.2	893	△ 639	△ 41.7
資産合計	205,877	202,321	△ 3,555	△ 1.7	194,296	△ 8,025	△ 4.0
流動負債	13,426	13,453	27	0.2	17,392	3,938	29.3
1年内返済長期借入金	723	723	-	0	701	△ 22	△ 3.0
1年内返済長期未払金	8,536	8,633	97	1.1	11,975	3,341	38.7
未払金	1,352	905	△ 447	△ 33.1	1,163	258	28.6
未払費用	1,127	1,123	△ 4	△ 0.4	1,273	150	13.4
その他	1,686	2,067	381	22.6	2,278	210	10.2
固定負債	105,151	103,666	△ 1,484	△ 1.4	90,909	△ 12,757	△ 12.3
社債	10,000	18,000	8,000	80.0	18,000	-	0
長期借入金	3,098	2,375	△ 723	△ 23.3	1,674	△ 701	△ 29.5
鉄道・運輸機構長期未払金	91,397	82,709	△ 8,688	△ 9.5	70,711	△ 11,998	△ 14.5
その他	655	581	△ 73	△ 11.2	523	△ 57	△ 9.9
負債合計	118,577	117,120	△ 1,457	△ 1.2	108,301	△ 8,818	△ 7.5
株主資本	87,299	85,201	△ 2,097	△ 2.4	85,995	793	0.9
資本金	124,279	124,279	-	0	124,279	-	0
利益剰余金	△ 36,979	△ 39,077	△ 2,097	5.7	△ 38,283	793	△ 2.0
純資産合計	87,299	85,201	△ 2,097	△ 2.4	85,995	793	0.9
負債純資産合計	205,877	202,321	△ 3,555	△ 1.7	194,296	△ 8,025	△ 4.0

## イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第31期 (令和2年度)	第32期 (令和3年度)	第33期 (令和4年度)	算式
流動比率	86.1	109.9	70.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	42.4	42.1	44.3	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	101.0	99.3	102.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

## 2 参考資料

### (1) 借入金等期末残高の推移

(単位：千円)

項目	債権者	第31期 (令和2年度)	第32期(令和3年度)		第33期(令和4年度)	
				減少額		減少額
長期 借入金	株式会社日本政策投資銀行	2,826,600	2,283,400	543,200	1,740,200	543,200
	品川区	995,000	815,000	180,000	635,000	180,000
長期 未払金	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	99,934,402	91,343,427	8,590,974	82,686,592	8,656,834
合計		103,756,002	94,441,827	9,314,174	85,061,792	9,380,034

### (2) 欠損金期末残高の推移

(単位：千円)

項目	第31期 (令和2年度)	第32期(令和3年度)		第33期(令和4年度)	
			増減額		増減額
累積欠損金	△36,979,751	△39,077,506	△2,097,755	△38,283,849	793,657

### (3) 経営計画

ア 「中期経営計画2022」(令和4年3月策定)

(ア) 計画期間

令和4年度から令和6年度まで

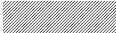


(イ) 経営方針





















1 鉄道事業の使命である安全・安定・安心輸送の確保と、快適な旅客サービスの提供に向けて、今後も弛まぬ努力を続けていきます。
2 臨海副都心を支える基幹的公共交通機関として、沿線地域の活性化に貢献するとともに、東京圏における広域鉄道ネットワークを構成する路線として、利便性の更なる向上に努めていきます。
3 事業環境の目まぐるしい変化の中にも的確に成長の芽を捉え、効率的な事業運営を行い、収益力を高めるとともに、社員一人ひとりの能力向上といきいきと働ける職場づくりに努め、企業として持続的な発展・成長を続けていきます。

(ウ) 経営目標

1	安全・安定・安心輸送の確保 ◎ 輸送の安全確保を最優先に、駅や車両の安全性向上、激甚化する自然災害への対策や異常時等の対応強化を図り、安全・安定・安心な旅客サービスの提供に取り組みます。
2	お客様サービスの向上 ◎ 車両や施設の利便性・快適性の向上やお客様のニーズ・期待に的確に応える質の高いサービスの提供に努め、誰もがより利用しやすく快適な移動空間の実現を目指します。
3	沿線地域の発展と持続可能なまちづくりへの貢献 ◎ 沿線の企業や自治体等との連携強化はもとより、気候変動等の社会的課題の解決にも積極的に挑戦し、沿線地域の更なる発展と持続可能なまちづくりへの貢献を目指します。
4	着実な事業運営に向けた経営基盤の強化 ◎ 早期の経常黒字への回復及び財務健全性の向上や社員が主役となりいきいきと働ける職場づくりなど、着実な事業運営に向けた経営基盤の強化に取り組みます。

(エ) 施設設備更新等の主な計画と実績

 上段：計画
  下段：実績
  下段：実施中

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
安全・安定・安心輸送の確保	東京テレポート駅ほか2か所ホームドア設置(検討を含む)・新木場駅ホーム補強工事			
	新木場電子連動装置の更新			
	天王洲アイル駅ほか3か所エスカレーター更新			
	大井町駅ほか1か所漏水対応工事			
	高架橋等耐震補強工事			
お客様サービスの向上	新型車両の導入(検討を含む)			
	東雲駅ほか2か所エスカレーター音声案内装置の設置			
	品川シーサイド駅改札改修設計			
	大井町駅改良設計			
	駅務機器の更新			

(オ) 安全・安定・安心輸送の確保への主な取組と実績

取組	第 32 期 (令和 3 年度)	第 33 期 (令和 4 年度)
安全管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査員の育成</li> <li>異常時総合訓練等各種訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査員の育成</li> <li>異常時総合訓練等各種訓練の実施</li> <li>ヒューマンエラー対策研修の実施</li> </ul>
車両の安全性の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の定期検査(指定保全)の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の定期検査(指定保全・装置保全)の実施</li> </ul>
防災マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災計画、BCPの見直し</li> <li>リスクマネジメント委員会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクマネジメント委員会の実施</li> <li>運輸防災マネジメントセミナーへの参加</li> <li>運輸事業の安全に関するシンポジウム 2022 への参加</li> </ul>

(カ) お客様サービスの向上への主な取組と実績

取組	第 32 期 (令和 3 年度)	第 33 期 (令和 4 年度)
接客サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>覆面調査員による接客調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接客調査を反映した接客研修の実施</li> <li>視覚障がい者ご案内セミナーへの参加</li> </ul>
J R ダイヤとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>J R と調整を行いダイヤ改正を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>J R と調整を行いダイヤ改正を実施</li> </ul>

株式会社建設資源広域利用センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社建設資源広域利用センター	令和5年10月30日、31日及び同年11月1日	第31期（令和3.4.1～令和4.3.31）及び第32期（令和4.4.1～令和5.3.31）の事業
局	都市整備局	令和5年10月19日及び同年11月6日	

2 団体の概要

設立の目的	首都圏において大量に発生する建設発生土の有効利用を進めることにより、社会基盤整備の促進や自然環境への負荷軽減、建設コストの縮減に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成3年6月 株式会社首都圏建設資源高度化センター設立 平成6年8月 株式会社沿岸環境開発資源利用センター設立 平成14年4月 上記2社が合併し、株式会社建設資源広域利用センターに名称変更
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土を有効利用するためのあっせん、仲介及び受入管理</li> <li>全国の港湾埋立地等への建設発生土の海上移送</li> </ul>
所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号
組織	2部3課
人員	役員14名（代表取締役社長1名、常務取締役1名、取締役9名、監査役3名）（うち非常勤取締役9名、非常勤監査役2名） 従業員20名

都との関係	出資	資本金 11 億円のうち、3 億円 (27.3%)
	事業の委託 (表 1)	5 億 3 万余円 (令和 3 年度委託料) 2 億 9,350 万余円 (令和 4 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 2)	経常収益 45 億余円のうち、2 億余円 (6.4%)
	職員の派遣等	非常勤役員 1 名及び常勤職員 4 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 2 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は令和 5 年 3 月 31 日現在

(表 1) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第 30 期 (令和 2 年度)	第 31 期 (令和 3 年度)	第 32 期 (令和 4 年度)
広域利用事業における海上移送業務委託	437,787	423,592	230,992
建設発生土リサイクル推進事業の業務委託	71,547	76,437	62,509

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 30 期 (令和 2 年度)		第 31 期 (令和 3 年度)		第 32 期 (令和 4 年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	8,241	100	5,779	100	4,589	100
都からの収益	509	6.2	500	8.7	293	6.4
受託料	509	6.2	500	8.7	293	6.4
他の収益	7,732	93.8	5,279	91.3	4,295	93.6

### 第3 監査の結果

#### 1 経営に関する事項

本監査では、株式会社建設資源広域利用センター（以下「会社」という。）の事業について、主に、建設発生土の有効利用を着実に推進しているか、財務事務に関する内部統制の整備及び運用が適正になされているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

#### (1) 事業実績

会社の事業には、首都圏事業及び広域事業がある。首都圏事業では、東京都、埼玉県、神奈川県等の首都圏で発生する建設発生土を首都圏の受入地にあっせんする事業を行っている。

広域事業は、広域利用事業及びリサイクル推進事業がある。広域利用事業では、国及び発生・受入側港湾管理者等で構成する広域利用推進協議会が策定する広域利用基本計画に基づき、首都圏の建設発生土を全国の港湾埋立地等に活用する事業を行っている。リサイクル推進事業では、広域利用基本計画の枠組みとは別に、会社が直接、発生・受入側を調整し、首都圏の建設発生土を全国の港湾埋立地等に活用する事業を行っている。

第32期における建設発生土の取扱量は、首都圏事業では160.6万<sup>3</sup>m（対前年度比13.7%減）、広域利用事業では6.3万<sup>3</sup>m（対前年度比49.5%減）、リサイクル推進事業では0.8万<sup>3</sup>m（対前年度比21.3%減）となっている。

#### (2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第30期 (令和2年度)	第31期(令和3年度)		第32期(令和4年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	8,236	5,774	△ 2,462	△ 29.9	4,584	△ 1,190	△ 20.6
売上原価	7,469	5,144	△ 2,324	△ 31.1	4,057	△ 1,087	△ 21.1
経常利益	405	258	△ 146	△ 36.2	159	△ 99	△ 38.5
当期純利益	279	177	△ 101	△ 36.4	104	△ 73	△ 41.1
資産合計	7,266	6,516	△ 749	△ 10.3	6,308	△ 208	△ 3.2
純資産合計	4,527	4,509	△ 17	△ 0.4	4,504	△ 5	△ 0.1

#### ア 経営成績

会社の主な売上高は、首都圏事業における公共工事の発注機関等からの建設発生土の受入料金並びに広域利用事業及びリサイクル推進事業における搬出側自治体からの海上移送業務の実施に関する業務受託料である。一方、主な売上原価は、首都圏事業における受入地の管

理委託業務費用及び広域事業における海上移送業者の委託費用である。

大規模工事におけるシールドマシンの停止に伴う掘削遅延の影響等により、取扱土量が減少しているため、第3 1期及び第3 2期の売上高は、前年度に比べともに減少している。経常利益は、取扱土量の影響を受けることから、前年度に比べ減少しているものの、当期純利益を計上している。

#### イ 財政状態

資産は、定期預金の減少等により、現金預金が増加している。負債は、固定負債である退職給付引当金を計上し、流動負債は前受金等が減少している。純資産は、繰越利益剰余金の減少により、減少傾向である。

### (3) 経営に関する評価

会社は、第3 2期における取扱土量が1 6 7. 8万 $\text{m}^3$ （対前年度比1 6. 0%減）となっているが、首都圏で進められている交通インフラ等の社会資本整備、都市防災力向上に向けた河川治水対策などの公共事業等の円滑な推進を支援するため、発生・受入側との連携を強化するとともに、計画の変更が見込まれる場合には適切に対応するなど、受入業務を適正、かつ、確実に実行し、建設発生土の有効利用を着実に推進している。

財務事務に関する内部統制の整備及び運用状況については、契約関係書類等を検証した限りにおいて、経理規程等が整備されており、適正に運用されている。

建設発生土は、経済情勢など様々な要因により発生量の変動する。また、昨今の燃料費の高騰、資材価格の上昇などの懸念材料により、会社を取り巻く経営環境は不透明な状況が続くことも予想される。直近で、収益源である取扱土量や受入地数が共に減少傾向にあることから、会社は、今後も建設発生土の発生及び受入に関して、関係者との十分な調整や情報収集を通じた事業の開拓等によって建設発生土や受入地を確保するなど、経営基盤の長期的な安定を図っていく必要がある。引き続き、交通インフラ等の社会資本整備や都心部の再開発の動向を注視し、会社を取り巻く環境の変化に的確に対応することで、建設発生土の有効活用、自然環境への負荷軽減と建設コストの縮減に寄与していくことが求められる。



#### 第4 経営状況の概要

##### 1 経営状況

##### (1) 事業実績

##### ア 首都圏事業

##### (ア) 事業実績

項目	第30期 (令和2年度)	第31期 (令和3年度)	第32期 (令和4年度)
取扱土量(千m <sup>3</sup> )	2,167	1,862	1,606
受入地数(件)	36	33	30
売上高(千円)	6,662,465	5,255,612	4,278,239

##### (イ) 主な発注機関及び受入地 (第32期)

(単位:千m<sup>3</sup>)

発注機関	搬出土量	受入地	受入事業	搬入土量
東京都	534	埼玉県秋ヶ瀬ヤード	河川堤防	225
国土交通省	195	東京都八王子地区(2)	採石場跡地整備	206
埼玉県	145	東京都八王子地区(5)	採石場跡地整備	153
神奈川県	132	東京都青梅地区(キ)	採石場跡地整備	148
東日本・中日本高速道路(株)	113	神奈川県相模原市相模原	林地造成	134

##### イ 広域事業

##### (ア) 広域利用事業実績

(単位:千m<sup>3</sup>、千円)

項目			第30期 (令和2年度)	第31期 (令和3年度)	第32期 (令和4年度)
搬出港	東京港	取扱量	118	119	59
		売上高	437,787	423,592	230,992
	横浜港	取扱量	-	4	2
		売上高	-	15,162	8,466
	川崎港	取扱量	0	0	0
		売上高	3,455	3,519	3,799
	合計	取扱量	119	125	63
		売上高	441,243	442,274	243,258
受入港	広島港	取扱量	119	125	63

## (イ) リサイクル推進事業実績

(単位：千m<sup>3</sup>、千円)

項目			第30期 (令和2年度)	第31期 (令和3年度)	第32期 (令和4年度)
搬出港	東京港	取扱量	177	-	-
		売上高	1,061,599	-	-
	神津島	取扱量	10	11	8
		売上高	71,547	76,437	62,509
	合計	取扱量	187	11	8
		売上高	1,133,146	76,437	62,509
受入港等	大阪港	取扱量	11	-	-
	静岡県	取扱量	165	-	-
	千葉県	取扱量	10	11	8

## (2) 経営成績

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第30期 (令和2年度)	第31期 (令和3年度)		第32期 (令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	8,236	5,774	△2,462	△ 29.9	4,584	△1,190	△ 20.6
売上原価	7,469	5,144	△2,324	△ 31.1	4,057	△1,087	△ 21.1
売上総利益	767	629	△ 137	△ 18.0	526	△ 102	△ 16.3
販売費及び一般管理費	366	375	8	2.4	372	△ 2	△ 0.8
営業利益	400	253	△ 146	△ 36.7	153	△ 99	△ 39.4
営業外収益	5	4	△ 0	△ 0.7	5	0	9.4
経常利益	405	258	△ 146	△ 36.2	159	△ 99	△ 38.5
特別損失	-	-	-	-	5	5	-
税引前当期純利益	405	258	△ 146	△ 36.2	153	△ 104	△ 40.6
法人税・住民税及び事業税	122	77	△ 44	△ 36.7	50	△ 27	△ 35.0
法人税等調整額	3	3	0	1.5	1	△ 1	△ 59.0
当期純利益	279	177	△ 101	△ 36.4	104	△ 73	△ 41.1

第31期及び第32期の売上高の減は、取扱土量の減少によるものである。

イ 主要経営指標の推移

項目	第30期 (令和2年度)	第31期 (令和3年度)	第32期 (令和4年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	5.6	4.0	2.5	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	4.9	4.4	3.4	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.13	0.89	0.73	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	95.1	95.5	96.5	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第30期 (令和2年度)	第31期 (令和3年度)		第32期 (令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	3,629	2,599	△1,029	△ 28.4	2,795	196	7.6
現金及び預金	3,574	2,526	△1,047	△ 29.3	2,782	256	10.1
売掛金	45	56	10	23.7	3	△ 52	△ 93.2
その他	8	16	7	82.8	9	△ 7	△ 44.7
固定資産	3,637	3,917	280	7.7	3,512	△ 404	△ 10.3
有形固定資産	44	38	△ 6	△ 14.5	40	2	5.7
無形固定資産	20	10	△ 9	△ 47.5	2	△ 8	△ 76.4
投資その他の資産	3,571	3,868	296	8.3	3,469	△ 398	△ 10.3
資産合計	7,266	6,516	△ 749	△ 10.3	6,308	△ 208	△ 3.2
流動負債	2,739	2,007	△ 731	△ 26.7	1,799	△ 208	△ 10.4
買掛金	653	577	△ 75	△ 11.5	488	△ 89	△ 15.5
未払法人税等	88	21	△ 66	△ 75.3	17	△ 4	△ 22.5
前受金	1,931	1,376	△ 554	△ 28.7	1,263	△ 112	△ 8.2
賞与引当金	14	14	△ 0	△ 1.6	14	△ 0	△ 1.5
その他	51	16	△ 34	△ 67.7	16	△ 0	△ 3.3
固定負債	-	-	-	-	5	5	-
退職給付引当金	-	-	-	-	5	5	-
負債合計	2,739	2,007	△ 731	△ 26.7	1,804	△ 203	△ 10.1
資本金	1,100	1,100	-	0	1,100	-	0
資本金	1,100	1,100	-	0	1,100	-	0
利益剰余金	3,427	3,409	△ 17	△ 0.5	3,404	△ 5	△ 0.2
利益準備金	275	275	-	0	275	-	0
別途積立金	110	-	△ 110	△ 100	-	-	-
繰越利益剰余金	3,042	3,134	92	3.0	3,129	△ 5	△ 0.2
純資産合計	4,527	4,509	△ 17	△ 0.4	4,504	△ 5	△ 0.1
負債及び純資産合計	7,266	6,516	△ 749	△ 10.3	6,308	△ 208	△ 3.2

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 30 期 (令和 2 年度)	第 31 期 (令和 3 年度)	第 32 期 (令和 4 年度)	算式
流動比率	132.5	129.5	155.4	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	62.3	69.2	71.4	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	80.3	86.9	77.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

株式会社東京ビッグサイト

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社東京ビッグサイト	令和5年9月21日から同年10月3日まで	第81期（令和3.4.1～令和4.3.31）及び第82期（令和4.4.1～令和5.3.31）の事業
局	産業労働局	令和5年9月19日及び同年10月4日	
	港湾局	令和5年10月4日	

2 団体の概要

設立の目的	展示会ビジネスを主体に事業を展開し、産業振興に寄与するとともに社会に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和31年3月 社団法人東京国際見本市協会設立 昭和33年4月 株式会社東京国際貿易センター設立 平成8年4月 東京国際展示場開業 平成15年4月 社団法人東京国際見本市協会と株式会社東京国際貿易センターが統合、「株式会社東京ビッグサイト」と社名変更 平成18年3月 東京ファッションタウン株式会社及び株式会社タイム二十四と合併 平成21年1月 株式会社東京臨海ホールディングスによる子会社化
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的ホール、会議室、展示場の賃貸、管理並びに運営</li> <li>建物及び店舗の管理及び賃貸</li> <li>イベント、展示会の企画及び開催 ほか</li> </ul>
所在地	東京都江東区有明三丁目11番1号
組織	5部
人員	役員11名（代表取締役社長1名、代表取締役常務取締役1名、常務取締役1名、取締役（非常勤）4名、監査役（常勤）1名、監査役（非常勤）3名） 社員113名

都との関係	出資	資本金及び資本準備金89億1,975万円のうち、5万円(0.0006%) (都が85.1%を出資している株式会社東京臨海ホールディングスが83億3,210万円(93.4%)出資)
	補助金(表1)	427万円(令和3年度港湾局交付額)
	負担金(表2)	6億7,698万余円(令和3年度産業労働局交付額) 31億3,955万余円(令和4年度産業労働局交付額)
	事業の委託(表3)	40億8,797万余円(令和3年度リハビリテーション準備局支払額)
	経常収益に占める都からの収益(表4)	経常収益203億7,699万余円のうち、2億12万余円(1.0%)
	財産の貸付(表5)	建物(324,440.7㎡)及び工作物等を無償貸付(一部有償) 土地(65,119.03㎡)を有償貸付
	職員の派遣等	常勤社員8名を都から派遣(研修派遣含む) 常勤役員2名及び常勤社員4名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は、会社を事業協力団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。 (平成21年1月に株式会社東京臨海ホールディングスの子会社となり、監理団体(政策連携団体)の指定を解除している。)

(注) 上記数値等は令和5年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
東京都臨海副都心 まちづくり推進事業 (港湾局)	東京都臨海副 都心まちづく り推進事業補 助要綱	多様な来訪者への対応力向上、居心地のよい空間づくり、新たな魅力を付加したにぎわいの創出に資する事業 (補助率：1/2、 上限1億円)	29,556	—	—
東京都臨海副都心 感染症拡大防止事業 (港湾局)	東京都臨海副 都心感染症拡 大防止事業補 助要綱	新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する事業 (補助率：1/2、 上限2千万円)	—	4,270	—
合計			29,556	4,270	—

(表2) 負担金の交付状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
温室効果ガス総量削減義務の履行に係る負担金(注1) (産業労働局)	温室効果ガス総量削減義務の履行に関する協定書	特定温室効果ガス排出量検証 (負担割合：10/10)	247	247	247
海外展示会における東京都ブース出展等共同運営に要する負担金 (産業労働局)	協定書(ベルリン・エアショーにおける各事業)	東京都ブースの設営、運営、広報、PR、事務局運営	①(注2) 409	—	—
	協定書(パリ・エアショーにおける各事業)	東京都ブース出展申込業務及び事務局準備運営業務	② 520	—	—
仮設展示場(青海展示棟)整備費用負担金(注1) (産業労働局)	UV街区における仮設展示場の整備及び運営管理に関する基本協定書	仮設展示場の施設及び設備に係る設計、工事、撤去及びこれに関する手続き等に係る経費 (負担割合：10/10)	434,387	297,436	605,586
有明体操競技場改修工事概算負担金(注1) (産業労働局)	有明体操競技場の改修工事に関する費用負担協定書	有明体操競技場を展示場として後利用するために必要な改修工事、付随する施設整備、外構整備工事に係る経費 (負担割合：10/10)	—	379,305	2,352,941
有明体操競技場維持管理に関する概算費用負担金 (産業労働局)	有明体操競技場兼展示場(仮称)の維持管理に関する費用負担協定書	有明体操競技場兼展示場(仮称)の建物及びこれに付随する敷地内の維持管理経費 (負担割合：10/10)	—	—	③ 180,778
合計			435,564	676,988	3,139,553

(注1) これらの負担金は、表4の収益には計上されない。

(注2) ①、②及び③を税抜きとした額が、表4の受取負担金収入に算入されている。

(表3) 委託事業(単位：千円)

事業名	委託料		
	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
東京2020大会時等における東京ビッグサイト施設の利用(オリンピック・パラリンピック準備局)	4,426,637	4,087,975	—
合計	4,426,637	4,087,975	—



(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第80期 (令和2年度)		第81期 (令和3年度)		第82期 (令和4年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	14,726	100	17,967	100	20,376	100
都からの収益	4,089	27.8	3,796	21.1	200	1.0
受取補助金	29	0.2	4	0.0	—	0
受取負担金	24	0.2	—	0	164	0.8
管理運営受託収益等	4,036	27.4	3,792	21.1	35	0.2
他の収益	10,636	72.2	14,170	78.9	20,176	99.0

(表5) 公有財産の貸付状況

(単位：千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物、工作物等	
普通財産	東京国際展示場 (産業労働局)	国際展示場運営のため (東・西展示棟及び会議棟)	— (注1)	展示ホール等 227,599.52㎡	(注2)
		同上 (南展示棟)		事務室等 2,947.46㎡	146,132
	有明展示場 (産業労働局)	駐車場整備及び展示場 への改修工事のため	—	展示ホール等 27,400.86㎡	無償 (注3)
	臨海副都心用地 (港湾局)	展示施設増設のため (東新展示棟敷地)	22,332.14㎡	—	24,986 (注4)
	臨海副都心用地 (港湾局)	車両待機場、駐車場、 イベント開催等のため	42,786.89㎡	—	301,015 (注5)

(注1) 東京国際展示場は、産業労働局が、港湾局から土地を有償で貸付け(使用承認)を受けて設置し、会社に対して、敷地を含む建物等を無償(事務室等は有償)で貸し付けている。

(注2) 会社は、産業労働局と締結した「建物、工作物及び立木無償貸付並びに一部建物有償貸付契約」に基づき、会場運営事業収入(一部を除く)の25%(令和3年度までは20%)を施設使用料(ロイヤリティ)として都へ納付している。

(注3) 会社は、産業労働局と締結した「建物、工作物及び立木貸付契約」に基づき、令和5年4月から、事務室部分の賃料と会場運営事業収入(一部を除く)の一定割合を施設使用料(ロイヤリティ)として都へ納付することとしている。

(注4) 土地は、事業用定期借地権契約により、有償で貸付けを受けている(契約期間：平成27年10月1日から令和9年9月30日まで)。

(注5) 所有地貸付契約により、毎年度貸付けを受けている。賃借料は使用期間に応じた額となっている。

### 第3 監査の結果

#### 1 経営に関する事項

本監査では、株式会社東京ビッグサイト（以下「会社」という。）の事業について、主に、「東京ビッグサイト2028ビジョン」の実現に向け策定した「第二期中期経営計画（2021～2024年度）」に基づき各事業を適切に実施しているか、新たな施設（有明展示場）の改修及び改修事業に係る事務処理は適切に行われているかなどの着眼点から、事業報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

#### (1) 事業実績

会社は、長期経営計画「東京ビッグサイト2028ビジョン」（平成31年3月策定）に基づき、東京国際展示場の管理運営（以下「会場運営事業」という。）、展示会の主催・運営（以下「主催事業」という。）、ビルの管理・賃貸（以下「ビル事業」という。）などを行っている。

会場運営事業では、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令やその延長等の影響により、イベントの人数制限などの自粛要請期間が長期化する厳しい状況にありながらも、展示会等利用件数140件、来場者数490万人となっており、展示ホール稼働率は53.5%と前年からは回復している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による様々な制約が緩和されたものの、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）での利用制約が令和3年11月以降になくなったことにより、施設稼働面積が大きく拡大したため、展示会等利用件数は241件、来場者数は880万人と増加しているが、稼働率は51.6%と低下している。

主催事業では、「危機管理産業展」や、「東京ビジネスチャンスEXPO（旧名：中小企業マーケットTOKYO）」を開催しており、令和4年度には、4年ぶりに「日本国際工作機械見本市」を過去最大規模で開催している。

ビル事業では、臨海地域の有明・青海地区にある3棟のビル（有明パーク、TFT（東京ファッションタウン）（以下「TFTビル」という。）、タイム24）を運営しており、3ビルの合計入居率は、令和3年度にTFTビルの入居率低下により、80%台となったものの、おおむね90%程度を維持している。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第80期 (令和2年度)	第81期(令和3年度)		第82期(令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	14,682	17,962	3,279	22.3	20,354	2,392	13.3
営業原価	13,764	14,725	960	7.0	17,453	2,727	18.5
経常損益	△ 441	1,833	2,275	△ 515.4	1,493	△ 340	△ 18.6
当期純損益	△ 254	1,214	1,469	△ 576.8	△ 682	△ 1,897	△ 156.2
資産合計	78,662	82,633	3,970	5.0	79,458	△ 3,174	△ 3.8
負債合計	14,165	17,022	2,857	20.2	14,632	△ 2,390	△ 14.0
純資産合計	64,497	65,610	1,113	1.7	64,825	△ 784	△ 1.2

ア 経営成績

会場運営事業は、会場運営事業収入の一定割合を施設使用料として都へ納付しているものの、都の所有する施設が無償で貸し付けられていることから、賃料や、建物・土地を所有した場合に発生する減価償却費、固定資産税などの諸経費が大幅に抑制されているため、利益が発生する構造である。

また、主催事業収入及び原価は、展示会の開催周期等の影響により、年度ごとに大きく変動する状況となっている。

営業収益は、展示施設や付帯設備の利用増加により増加傾向にあるものの、展示施設の利用増加に伴う管理経費の増加や水道光熱費の増加により営業原価が増加したことにより、令和4年度の経常利益は減少している。

また、令和4年度は、東新展示棟の建物等について、事業環境が変化したことに伴い、当初想定していた収益が見込めなくなったため、使用価値により測定した回収可能価額まで帳簿価額を減額させ、減損損失2,523百万円を特別損失として計上したことなどにより、当期純損失682百万円となっている。

イ 財政状態

資産合計は、東新展示棟の建物等の減損を行ったことなどにより、減少している。負債合計は、令和3年度に長期借入金の返済が完了したことなどにより、減少している。純資産合計は、当期純利益の計上に伴うその他利益剰余金の増により増加傾向であったが、令和4年度は、資産の減損処理を行ったことにより、当期純損失を計上したため、減少している。

(3) 経営に関する評価

会社は、「東京ビッグサイト2028ビジョン第二期(2021～2024年度)中期経営計画」(以下「中期経営計画」という。)を策定し、各事業に取り組んでいる。

会場運営事業については、新型コロナウイルス感染症による様々な制約が緩和されたこと、

東京 2020 大会による施設利用の終了により、令和 3 年 1 2 月から展示場施設が本格稼働したことなどで、年間約 2 0 0 件の展示会等利用、8 8 0 万人の来場者数、稼働率は 5 0 % を超えるまでに回復しており、着実な実績をもって産業振興に寄与している。また、更なる東京の産業振興を図ることを目的として、都が譲渡を受けた有明展示場（旧有明体操競技場）の展示施設への改修工事を着実に実施するとともに、令和 5 年度の開業に向け、利用促進を目的とした内覧会を開催するなど、顧客獲得に取り組んでいる。

さらに、東京国際展示場の施設の老朽化に伴う大規模修繕による施設の一部休止を踏まえた利用調整を行うとともに、顧客との情報交換等を通じて、資格試験会場を更に誘致するなどによる既存顧客の確保とゲームイベントなどの新たな催事を誘致して新規顧客の獲得を図るなど、事業の円滑な推進を図っている。

主催事業については、感染症対策マニュアルを策定して出展者説明会やWEB等による周知を行うなど感染症対策に配慮しつつ、東京ビジネスチャンスEXPOでのオンライン展示とリアル展示を併用した展示会の開催や、4 年ぶりの開催となる日本国際工作機械見本市の過去最大規模での開催等に取り組んでいる。

ビル事業については、オフィス全体の平均入居率の上昇などにより、所有する 3 ビルの合計入居率 9 0 % 程度を維持しているが、都心部と比較すると厳しい立地環境となっていることから、利用者ニーズを的確に把握し、対応を行うことにより、施設の利便性や快適性の向上等更なるサービスの強化と入居率の維持・向上に努めていくことが求められる。また、建物の老朽化が進行しているため、ビルごとに大規模修繕計画（令和 3 年度から令和 7 年度まで）を策定した上で、緊急性の高い項目を優先して工事を実施している。

会社の経営環境を見てみると、有明展示場の開場による展示面積の増加、イベント開催の再開など、好転する要素もあるものの、東京国際展示場の利用件数は完全には回復しておらず、国際的なMICE（注1）誘致競争が激化する中、MICE誘致活動における我が国の地位は相対的に低下している状況にある。また今後は、会議棟及び西展示棟を始めとした大規模改修工事に伴う施設の一部休止（注2）による収益の減少や、エネルギー価格の高騰による営業原価の増加傾向が見込まれている。

会社は、経営環境の変化に対応しつつ、安定的な経営を継続することにより、都の事業協力団体として、産業振興と地域発展に寄与することが求められる。

（注1）MICEとは、企業会議（Meeting）、企業の報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の総称である。

（注2）休館期間（予定）：令和 5 年 1 2 月～令和 6 年 8 月末、令和 7 年 1 月～令和 8 年 1 2 月末

## 2 指摘事項

### (1) 団体

ア 建築基準法及び消防法に基づく点検結果により速やかに必要な改善を行うべきもの

会社は、東京ビッグサイトから近い位置に立地するTFTビルを所有し、運営している。TFTビルは、東館と西館の2棟で構成され、都内最大級、約3千坪（東館）のフロアを擁するビルとされており、地上9階、地下2階、延床面積約16万㎡を有し、事務所、店舗、貸ホールなどの用途があり、各種テナント等が入居している。

会社は、TFTビルの維持管理を行うため各種法定点検などを実施しており、表6の委託契約について点検結果及びその対応状況を確認したところ、以下の状況が見受けられた。

#### (ア) 建築基準法に基づく調査・検査について

不特定多数の人が利用する特定建築物については、建築物の安全性や適法性を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づいて定期的に設備等の調査・検査（以下「12条点検」という。）を行わなければならないこととされている。

TFTビルは特定建築物に該当し、表6の1番及び2番の委託契約は、令和3年度及び令和4年度において、12条点検のうち特定建築物の調査、防火設備の検査及び建築設備（昇降機を除く。）の検査を行ったものである。

特定建築物の調査（敷地、構造、防火・避難関係等の調査）は、用途・規模によって毎年又は3年ごとに調査することとなっており、TFTビルでは毎年度調査を実施している。

また、防火設備（防火シャッター等）及び建築設備（機械換気設備、排煙設備等）の検査は毎年度実施するものである。

令和4年度に実施したこれらの調査報告及び検査報告において要是正と報告された項目について、改善状況を確認したところ、表7、表8及び表9の項目において、監査日（令和5年10月2日）現在、改善されていない状況となっていた。

会社は、監査日以降に修繕の起工等を行い、令和5年度中にはおおむね是正見込みとしているが、建築物の所有者は、建築物を常時適法な状態に維持するよう努めなければならず、特に多数の人が利用する建築物等については、より一層の安全性の確保を図る必要がある。要是正と判定された項目がある状況は適正な状態とは言えず、改善されていないことは、適切でない。

#### (イ) 消防法に基づく設備点検について

消防用設備については、火災の際に正常に作動するよう、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づいて、定期的に点検（以下「消防用設備点検」と

いう。)を行わなければならないこととされており、機器点検（消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備等の点検）にあつては6か月ごとに、総合点検（消防用設備を実際に作動させ全般的な機能を確認する点検）にあつては1年ごとに実施するものとされている。

TFTビルでは、表6の3番及び4番の委託契約により、令和3年度及び令和4年度の消防用設備点検を実施している。

このうち令和4年度の点検において不良と判定された項目について、改善状況を確認したところ、表10のとおり、監査日（令和5年10月2日）現在、不良と判定された箇所の約半数が改善されていない状況となっていた。

会社は、監査日以降に修繕の起工等を行い、令和5年度中にはおおむね修繕見込みとしているが、消防用設備は、必要とされる性能を有するように設置し、維持しなければならないものであり、不良と判定された項目がある状況は適正な状態とは言えず、改善されていないことは、適切でない。

会社は、建築基準法及び消防法に基づくTFTビルの点検結果により速やかに必要な改善を行われたい。

(株式会社東京ビッグサイト)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

番号	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜)
1	令和4年度～令和6年度TFTビル設備維持管理業務委託	令和4.4.1～令和7.3.31	296,956,800
2	平成31年度～令和3年度TFTビル設備維持管理業務委託	平成31.4.1～令和4.3.31	274,039,200
3	令和4・5年度TFTビル消防設備保守点検業務委託	令和4.4.20～令和6.3.31	23,480,000
4	令和2・3年度TFTビル消防設備点検業務委託	令和2.4.1～令和4.3.31	24,150,000

(表7) 特定建築物定期調査の要是正項目

番号	項目	内容	現状
1	屋上広場	用途（物販（注2））により屋上広場が必要	屋上広場なし
2	特別避難階段	用途（物販）により特別避難階段が必要	特別避難階段なし
3	階段幅員	用途（物販）に応じた幅員が必要	幅員不足

(注1) 既存不適格を除く。

(注2) 物品販売業を営む店舗

(表8) 防火設備の要是正項目

項目	内容	箇所数
防火扉	ドアキャッチ損失又は欠損、ヒンジ及びクローザー劣化	1
防火シャッター	手動ボタン変化により作動しない	1
	手動閉鎖作業時、連動制御器の表示等が点灯しない	1

(注) 既存不適格を除く。

(表9) 建築設備の要是正項目

項目	内容	箇所数
排煙設備	排煙風量不足	1

(注) 既存不適格を除く。

(表10) 消防用設備点検において不良と判定され監査日現在改善されていない項目

設備区分	内容	箇所数
東館		
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯 本体故障	1
排煙設備	排煙口 不作動	5
	排煙ダンパー 復帰しない	1
	排煙口リリース 不作動	2
	排煙給気口 排煙口不作動	5
防排煙制御設備	防火戸 閉鎖不良	2
	防火戸リリース 不良	1
	防火戸折戸キャッチ 閉鎖不良	1
	ダンパー 不作動	16
ダクト消火設備	起動時受信機に起動表示が出ない	1
	制御盤バッテリーの交換時期超過	2
西館		
スプリンクラー設備	消火ポンプ メインバルブ固着	1
	側壁スプリンクラー 送水口用逆止弁腐食	1
	側壁スプリンクラー消化ポンプ 流量計不良	1
排煙設備	排煙給気口 給気口側不作動	2
	排煙ダンパー 復帰不良	1
防排煙制御設備	総合操作盤用UPSバッテリー低下	1
	防火シャッター 手動閉鎖装置固着	1
	防火戸 閉鎖不良	3
	防火シャッター 不作動	4
	防火ダンパー 不作動	3

イ 設備改修等に係る契約変更を適切に行うべきもの

東京国際展示場は、局が、大規模修繕や本体主要構成部分等の修繕を行い、会社は、それ以外の修繕全般を「建物、工作物及び立木無償貸付並びに一部建物有償貸付契約書」及び「東京国際展示場施設管理協定書」に基づき行っている。また、会社は、会社所有の東新展示棟に係る修繕と、会社が土地を借りて整備した東屋外駐車場の維持管理も併せて行っている。

ところで会社は、東屋外駐車場の駐車管制設備を更新すると同時に、局が平成30年度に実施した案内板等の改修工事の際には会社負担部分として未施工だった満空灯の電光表示パネル部分（図1）の設置及び配線工事を実施するため、表11のとおり、契約を締結している（以下「会社工事」という。）。

会社工事を発注するに当たり、会社は、東屋外駐車場の駐車管制設備が、システム上、表12の局が契約した工事（以下、「局工事」という。）により更新される駐車管制設備に接続しているため、局工事との同時施工により一体的に改修を進める必要があるとして、局工事の工事受注者Aを特命し工事を発注している。

会社工事の設計に当たり、設計業務の受託者は、局工事等のしゅん工図を基に設計するよう、会社から指示を受け、図2の東屋外駐車場の満空灯について、電光表示パネルの設置及び東屋外駐車場から当該満空灯までの配線工事を設計した。

ところが、工事着手後に工事受注者Aが現場を確認したところ、既に満空灯が設置され、東屋外駐車場の表示があることから、図1の電光表示パネル部分についても工事が完了しているものと誤認し、会社に対して電光表示パネルは既に更新済みであると報告した。これを受け、会社は現地確認を行わないまま、満空灯の電光表示パネルの設置及び配線工事を不要と判断し、他の増減理由と併せて、表13のとおり、令和4年8月31日付けで減額の契約変更を行った。

このことは、会社が、契約変更に当たって、本来行うべき現地確認を行わず、また、満空灯の現況についても局が作成したしゅん工図で内容を十分に把握していなかったことに起因するものであり、これらの確認等を怠ったまま、満空灯の電光表示パネルの設置及び配線工事について誤った契約変更を行っていることは適切でない。

東京国際展示場は、今後、多くの維持補修工事や大規模改修工事等の実施が見込まれることから、会社は、局実施の工事と会社実施の工事の施工内容や範囲の調整、確認を十分に行う必要がある。

会社は、設備改修等に係る契約変更を適切に行われたい。

(株式会社東京ビッグサイト)



(表 1 1) 会社工事の契約の概要

(単位：円)

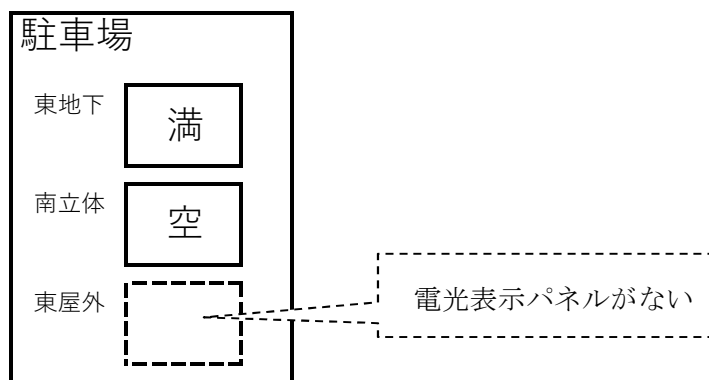
契約件名	契約期間	契約金額 (変更後金額)	契約相手方
令和 3 年度東屋外駐車場 駐車管制設備改修工 事	令和 3. 10. 22～令和 4. 8. 31 (令和 4. 8. 31 契約変更)	99, 550, 000 (98, 945, 000)	A

(表 1 2) 局工事の契約の概要

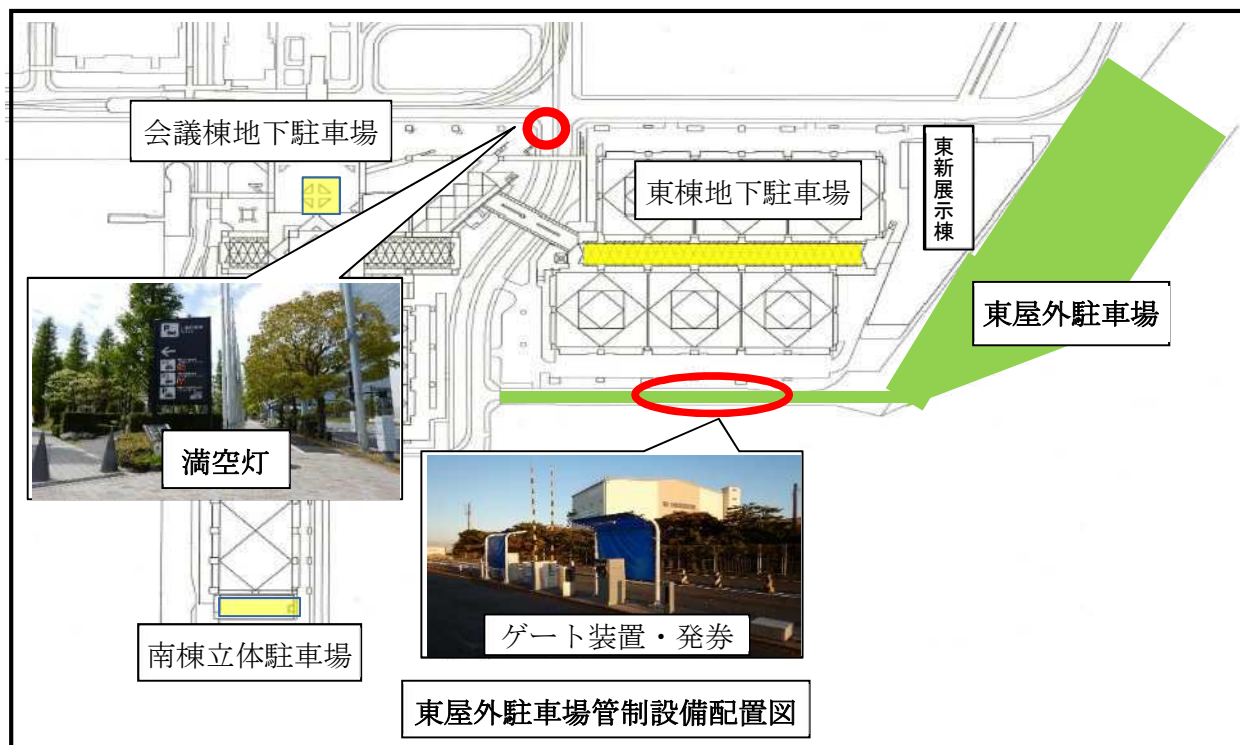
(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
東京国際展示場 (3) 駐車管制設備改修工事 その 2	令和 3. 9. 29～令和 4. 8. 2	132, 000, 000	A

(図 1) 満空灯 (イメージ図)



(図 2) 東屋外駐車場と駐車場管制システム



(表 1 3) 会社工事の契約変更の概要

(単位：円)

番号	増減内容	変更理由	増減額
1	インターフェイス盤 3 台	寸法変更のため別図を作成	2,000,000
<b>2</b>	<b>入り口満空灯</b>	<b>別工事で更新済み</b>	<b>△ 3,505,000</b>
3	出庫注意灯	形状変更	500,000
	差 引		△ 1,005,000
	合 計	値引き相当分調整後の契約変更額	△ 550,000

(2) 局

ア 負担金により取得した財産の管理を適正に行うべきもの

有明展示場（有明GYM-EX（ジメックス））は、東京2020大会の体操競技場会場を展示施設に改修の上、令和5年5月に開設された展示場（以下「展示場」という。）であり、会社は貸付契約により都から建物等を借り受けて運営している。改修工事は、令和5年1月末にしゅん工したものであり、局は表14の協定により、会社が行う改修工事の費用及び令和4年度の維持管理費用を表15のとおり負担している。これにより、局は、改修工事及び維持管理において取得した財産は、都の所有する財産となるとしている。これらの財産は、令和5年度においても、展示場の運営に伴い、引き続き会社が使用しているものである。

ところで、これらの都所有の財産について、都の財産としての受入手続や都の財産を会社へ貸し付ける手続について確認したところ、監査日（令和5年10月4日）現在、既に財産登録がなされている展示場建物の公有財産台帳（注）に追記するものを除いた財産について、表16のとおり、財産登録が行われていないもの、財産登録も会社への貸付手続もなされていないまま会社に使用させているものが認められた。

都が所有する財産は、都民の負担する税等により取得された貴重な財産であり、それらの管理は都民の信託を受けて行われるものであることから適正に管理がなされなければならない。

局は、負担金により取得した財産について、財産管理を適正に行われたい。

（産業労働局）

（注）東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第17条「局長等は、その所管に属する公有財産について、法第二百三十八条第一項各号に掲げる種類（不動産にあつては、土地、建物、建物以外の工作物及び立木を、その種類とする。）の財産ごとに、価格その他の財務局長が別に定める公有財産の管理、運用等に必要事項を財産情報システムに記録して公有財産台帳を整備し、変動のあつた都度、補正しておかなければならない。」及び東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号）第6条の2「前条第一項第一号に掲げる備品及び同項第四号に掲げる動物は、財務会計システムのデータファイルに記録して整理しなければならない。」

（表14）負担金の概要

番号	負担金名	根拠	対象
1	有明体操競技場改修工事事業負担金	有明体操競技場の改修工事に関する費用負担協定書	有明体操競技場を展示場として後利用するために必要な改修工事並びにこれに付随する施設整備及び外構の整備
2	有明体操競技場兼展示場（仮称）維持管理業務負担金	有明体操競技場兼展示場（仮称）の維持管理に関する費用負担協定書	有明体操競技場兼展示場（仮称）の建物及びこれに付随する敷地内の維持管理

(表15) 負担金の交付状況

(単位：円)

負担金	令和3年度	令和4年度	計
有明体操競技場改修工事業負担金	379,305,000	2,352,941,927	2,732,246,927
有明体操競技場兼展示場（仮称）維持管理業務負担金	—	180,778,089	180,778,089

(表16) 負担金により都が取得した財産

番号	財産種別	財産種名	種目名	数量	貸付契約	財産登録
未登録財産で貸付手続を行っている財産						
1	公有財産	工作物	門	5個	済	未登録
2			擁壁	14個		
3			フェンス	131.7m		
4			ガードレール	31m		
5			階段A	2個		
6			階段B	16個		
7			カーブミラー	2本		
8			ポール灯	13本		
9			庭園灯	85本		
10			車止め	145個		
11			案内版	42個		
12			ベンチ	14個		
13			誘導鋸	169.8m		
14		立木	高木	175本		
15			中・低木	31,225本		
16			生垣	2,277本		
未登録財産で貸付手続も行っていない財産						
1	公有財産	工作物	門	1個	無	未登録
2			ベンチ	25個		
3			コンクリート立上	54.5m		
4		立木	高木	69本		
5			中・低木	22,219本		
6	物品	—	ルーター	1個		

(注) 財産の数量は監査日現在のもの

#### 第4 経営状況の概要

##### 1 経営状況

###### (1) 事業実績

###### ア 会場運営事業

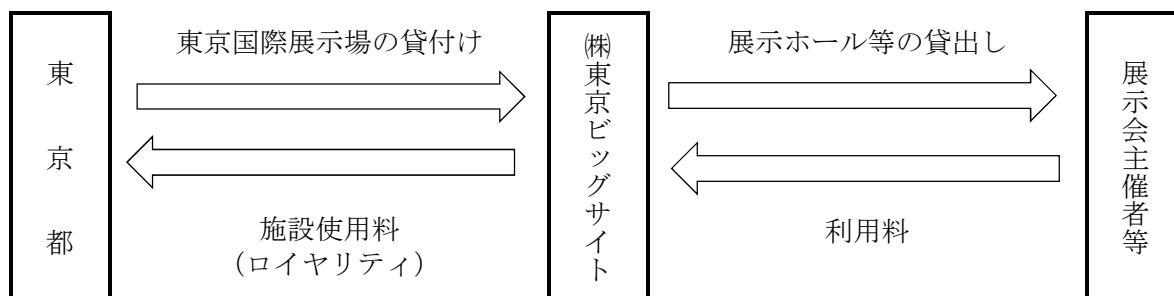
(表17) 東京国際展示場の概要

所在地	江東区有明三丁目 11番1号	しゅん工年月	平成7年10月	敷地面積	265,751㎡
		開業年月	平成8年4月	延床面積	250,823㎡
展示施設	屋内展示場 4棟	16ホール（合計115,420㎡）、屋上展示場（6,000㎡）			
	東展示棟	6ホール（51,380㎡）			
	東新展示棟(注1)	2ホール（14,760㎡）、リンクスペース（1,120㎡）			
	西展示棟	4ホール（29,280㎡）、アトリウム（2,000㎡）、屋上展示場（6,000㎡）			
	南展示棟（注2）	4ホール（20,000㎡）、			
会議施設	会議棟	国際会議場（1,000人収容）、レセプションホール(1,700㎡) 会議室(22室 35㎡～760㎡)			
その他	レストラン等14店舗、コンビニエンスストア4店舗、ビジター&ビジネスセンター、サービスコーナー、駐車場（会議棟地下62台、東棟地下189台、南棟立体349台、東棟屋外臨時駐車場1,932台（最大時））				

(注1) 東新展示棟は、平成28年10月しゅん工し、営業を開始した会社の所有施設である。

(注2) 南展示棟は、令和元年6月にしゅん工し、営業を開始した施設である。

(図3) 会場運営の仕組み



(表18) 東京国際展示場の利用状況

(単位：%、件、万人)

項目	実績		
	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
展示ホール稼働率(注)	22.7	53.5	51.6
展示会等利用件数	84	140	241
来場者数	195	490	880

(注) 利用延べ床面積/利用可能延べ床面積（展示ホール延べ床面積×年間365日）で算出

(表19) 有明展示場（有明GYM-EX）の概要

所在地	江東区有明一丁目 10番1号	しゅん工年月	令和元年10月	敷地面積	36,506.71㎡
		改修完了年月	令和5年1月	延床面積	27,459.35㎡
		開業年月	令和5年5月		
展示施設	屋内展示場 1ホール (9,400㎡)				
その他	会議室4室 (約109㎡×2室、約97㎡×2室)、主催者事務室1室 (約156㎡)、主催者控室2室 (1階約60㎡、2階約205㎡)、救護室、駐車場 (関係者用約55台、来場者用臨時約320台)				

(注) 本施設は、東京2020大会期間中に使用した有明体操競技場を、更なる東京の産業振興を図ることを目的として、展示施設に改修した展示場である。

(改修工事期間：令和4年3月7日から令和5年1月31日まで)

(表20) 青海展示棟の概要

所在地	江東区青海一丁目 2番33号	しゅん工年月	平成31年3月	敷地面積	37,306.17㎡
		開業年月	平成31年4月	延床面積	25,031.56㎡
展示施設	屋内展示場 2ホール (23,240㎡)				
その他	控室棟 (仮称)	主催者事務室2室 (約142㎡)、主催者控室4室 (約96㎡)、救護室			

(注) 青海展示棟は、産業労働局が、東京2020大会期間中における国際展示場施設の利用制約による産業振興への影響を軽減することを目的に、会社と「UV街区における仮設展示場の整備及び運営管理に関する基本協定書」を締結して都の負担により会社が整備した仮設展示場である。

管理・運営も会社が行い、仮設展示場の運営で生じた収入から運営費用を差し引いた額を都に納付していた。本施設は、令和3年12月に営業終了し、令和4年7月に解体工事が終了している。

(表21) 青海展示棟の利用状況

(単位：%、件、万人)

項目	実績		
	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
展示ホール稼働率 (注1)	18.4	(注2) 56.3	—
展示会等開催件数	25	44	—
来場者数	26	60	—

(注1) 利用延べ床面積/利用可能延べ床面積 (展示ホール延べ床面積×年間365日) で算出。

(注2) 令和3年度の年間日数には、東京2020大会による利用制限期間 (7月及び8月の一部) 及び令和3年12月の営業終了以降の期間を含めていない。

(表22) 主な実績

名称及び概要	実績		
	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
コミックマーケット (年2回開催) 同人誌即売会	——	開催日数：2日 来場者数：110千人 利用会場：全ホール	開催日数：4日 来場者数：350千人 利用会場：全ホール
東京インターナショナル・ギフト・ショー(年2回開催) 日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市	開催日数：6日 来場者数：239千人 利用会場：西・南棟	開催日数：6日 来場者数：315千人 利用会場： (春) 東1～6ホール (秋) 西・南棟	開催日数：6日 来場者数：422千人 利用会場： (春) 東1～7ホール (秋) 東1～6ホール
日経メッセ 街づくり・店づくり総合展 日本最大級の街づくり・店づくりに関する総合展示会	開催日数：4日 来場者数：91千人 利用会場：西1～4、 南1～4ホール	開催日数：4日 来場者数：108千人 利用会場：東1～6、 西3, 4ホール	開催日数：4日 来場者数：193千人 利用会場：東1～7、 西3, 4ホール
東京おもちゃショー 日本最大規模の玩具見本市	——	——	開催日数：2日 来場者数：12千人 利用会場： 西1～4ホール

(注) 来場者数は、各主催者発表によるもので、同時開催の関連展示会等を含む。

(表23) 東京国際展示場の改修工事等の計画と実績

上段：計画 下段：実績

工事種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
大規模 改修 工事 (都模 負担)	駐車場管制設備改修工事その2	■	■	
	チタンパネル改修工事	■	■	
	西展示棟外壁改修工事	■	■	
	会議棟及び西展示棟改修工事(注2)			■
主な 修繕 工事 (会社 負担)	空調給排風機等整備工事	■	■	■
	積算電力量計更新工事	■	■	■
	加湿エレメント交換工事	■	■	■
	東展示棟3-Cシャッター修繕工事		■	■
	東展示棟外構雨水管理人孔内補強撤去工事		■	■
	量水器交換工事		■	■
	非常放送設備停電用バッテリー更新工事		■	■

(注1) 東京国際展示場の大規模改修工事は、施設の所有者である都が実施し、それ以外の修繕は、会社が実施している。

(注2) 会議棟及び西展示棟改修工事は、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を含む。

イ 主催事業

(表 2 4) 開催実績

名称及び概要		実績		
		第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
主 催	日本国際工作機械見本市 工作機械、関連機器等 に関する見本市 1965年～(隔年開催)	オンラインで開催 開催日数：12日 アーカイブ期間：15日 来場者数：112千人	—	開催日数：6日 利用会場：全ホール 来場者数：114千人
	危機管理産業展 危機管理に関する総合 展示会 2005年～(毎年開催)	開催日数：3日 利用会場： 青海展示棟 来場者数：10千人	開催日数：3日 利用会場： 青海展示棟 来場者数：11千人	開催日数：3日 利用会場： 西1,2ホール 来場者数：14千人
	テロ対策特殊装備展 関係者限定のテロ対策 専門展 2007年～(毎年開催)	危機管理産業展と併催 利用会場： 青海展示棟 来場者数：4千人	危機管理産業展と併催 利用会場： 青海展示棟 来場者数：4千人	危機管理産業展と併催 利用会場： 西2ホール 来場者数：4千人
	中小企業マーケット T O K Y O 2 0 2 2 都内中小企業の販路開拓 のための展示会 2022年(新規)	—	開催日数 リアル展示会：2日 オンライン：15日 利用会場： 東1ホール 来場者数 リアル：2千人 オンライン：3千人	—
	東京ビジネスチャンス E X P O (中小企業マーケット T O K Y O から名称変更)	—	—	開催日数 リアル展示会：2日 オンライン：15日 利用会場： 西1ホール 来場者数 リアル：3千人 オンライン：3千人

(注) 会社の主催事業として、2011年から「東京モーターショー（現 JAPAN MOBILITY SHOW）」の受託運営事業を実施しているが、第81期（令和3年度）の「東京モーターショー2021」は新型コロナウイルス感染症の影響により中止になった。



ウ ビル事業

(表 2 5) 所有ビルの概要

ビル名	所在地	規模	しゅん工
有明パークビル	江東区有明三丁目7番11号 最寄駅 ・ ゆりかもめ 「東京ビッグサイト」駅より徒歩3分 「有明」駅より徒歩2分 ・ りんかい線 「国際展示場」駅より徒歩2分	延床面積：70,113㎡ 地上22階、地下3階、塔屋1階	平成11年6月
東京ファッションタウンビル (TFTビル)	江東区有明三丁目6番11号 最寄駅 ・ ゆりかもめ 「東京ビッグサイト」駅より徒歩1分 ・ りんかい線 「国際展示場」駅より徒歩5分	延床面積：162,720㎡	—
		東館 地上9階、地下1階 塔屋2階	平成8年2月
タイム24ビル	江東区青海二丁目4番32号 最寄駅 ・ ゆりかもめ 「テレコムセンター」駅より徒歩2分 ・ りんかい線 「東京テレポート」駅より徒歩18分、 又は無料循環バス(平日のみ運行)3分	延床面積：66,485㎡ 地上19階、地下1階、塔屋2階	平成8年1月

(表 2 6) ビルの入居状況

(単位：㎡、件、%)

ビル名	種別	貸付可能面積	実績 (注1)		
			第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
有明パークビル	ホテル	367,380.00	1	1	1
	オフィス	114,909.36	1	1	1
	商業施設	38,451.36	13	13	13
	計	520,740.72	15	15	15
東京ファッションタウンビル (TFTビル)	オフィス	821,042.35	51	53	54
	商業施設	61,882.36	22	20	19
	計	882,924.71	73	73	73
タイム24ビル	オフィス	423,952.60	51	50	47
	商業施設	12,417.60	2	2	2
	計	436,370.20	53	52	49
全ビル合計入居率 (注2)			90.4	88.7	91.9

(注1) 各年度翌年6月30日現在

(注2) 年間の貸付面積/貸付可能面積で算出した。

(表 2 7) 主な修繕工事

上段：計画 下段：実績

ビル名	工事種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有明パークビル	防災盤更新工事			
	屋上外構部改修工事			
	客室改修工事 (90室)			
	空調設備改修工事			
東京ファッションタウンビル (TFTビル)	東館 オフィスエリア等改修工事			
	西館 オフィスエリア等改修工事			
	東西衛生設備等改修工事			
タイム24ビル	屋上外構等補修工事			
	電気設備改修工事			
	機械設備改修工事			
	搬送機更新工事			

(注) 各ビルの大規模修繕計画 (計画期間：2021 (令和3) 年度～2025 (令和7) 年度、令和3年11月に計画変更) により、建築基準法等法令に基づき必要とした工事に絞って実施。

## エ 防災・防犯対策・地域振興

## (ア) 防災・防犯対策

(表 2 8) 各種訓練の実施状況

名称	訓練の概要
自衛消防訓練等	法定消防訓練 (2回/年)、通報訓練、不審者対応訓練等の施設警備による個別訓練、主催者等との合同訓練を実施
突発対処合同訓練	警察の指導・協力のもと、不審者制圧、避難誘導等の突発対処合同訓練を実施 (1回/年)

## (イ) 地域振興

(表 2 9) 主なイベント実績

名称及び概要	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)
東京国際プロジェクションマッピングアワード 若手クリエイターの作品コンテスト 2016年～	—	vol. 6 令和3年11月13日 作品上映、審査会 ※無観客オンライン形式で開催 (視聴者数：延約22万人)	vol. 7 令和4年11月19日 作品上映、授賞式 ※有観客とオンライン形式で開催 (観覧者数：約7千人 視聴：延約31万人)

## (2) 経営成績

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)		第82期 (令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	14,682	17,962	3,279	22.3	20,354	2,392	13.3
会場運営事業収入	6,770	10,003	3,232	47.7	10,099	96	1.0
主催事業収入	299	229	△ 70	△ 23.4	2,339	2,109	919.3
賃貸事業収入	7,181	7,371	189	2.6	7,658	287	3.9
その他の事業収入	430	358	△ 71	△ 16.7	257	△ 101	△ 28.3
営業原価	13,764	14,725	960	7.0	17,453	2,727	18.5
会場運営事業原価	7,696	8,829	1,132	14.7	9,992	1,163	13.2
主催事業原価	472	315	△ 156	△ 33.2	1,609	1,294	409.9
賃貸事業原価	5,158	5,256	97	1.9	5,585	329	6.3
その他の事業原価	436	324	△ 112	△ 25.8	265	△ 58	△ 18.2
営業総利益	918	3,237	2,319	252.6	2,901	△ 335	△ 10.4
販売費及び一般管理費	1,361	1,370	8	0.6	1,416	46	3.4
営業損益	△ 443	1,866	2,310	△ 520.6	1,484	△ 381	△ 20.4
営業外収益	43	4	△ 39	△ 89.9	22	17	402.3
営業外費用	41	37	△ 3	△ 9.2	13	△ 23	△ 63.3
経常損益	△ 441	1,833	2,275	△ 515.4	1,493	△ 340	△ 18.6
特別利益	29	4	△ 25	△ 85.6	—	△ 4	—
特別損失	2	0	△ 2	△ 92.0	2,526	2,526	—
税引前当期純損益	△ 414	1,837	2,252	△ 542.9	△ 1,033	△ 2,870	△ 156.2
法人税等	△ 160	622	782	△ 489.0	△ 350	△ 973	△ 156.2
当期純損益	△ 254	1,214	1,469	△ 576.8	△ 682	△ 1,897	△ 156.2

## イ 主要経営指標の推移

項目	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	△ 0.6	2.4	1.9	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	△ 3.0	10.4	7.3	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.21	0.24	0.26	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	102.8	89.8	105.1	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	△ 10.7	67.9	109.5	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)		第82期 (令和4年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	19,416	25,832	6,415	33.0	27,376	1,544	6.0
現金預金	11,866	22,833	10,966	92.4	24,530	1,697	7.4
未収金	4,809	473	△ 4,336	△ 90.2	428	△ 44	△ 9.4
その他	2,741	2,526	△ 215	△ 7.8	2,417	△ 108	△ 4.3
固定資産	59,245	56,800	△ 2,444	△ 4.1	52,081	△ 4,719	△ 8.3
有形固定資産	55,526	53,452	△ 2,073	△ 3.7	49,074	△ 4,377	△ 8.2
無形固定資産	190	127	△ 63	△ 33.1	79	△ 48	△ 38.1
その他	3,528	3,220	△ 307	△ 8.7	2,927	△ 292	△ 9.1
資産合計	78,662	82,633	3,970	5.0	79,458	△ 3,174	△ 3.8
流動負債	4,911	8,701	3,789	77.2	7,071	△ 1,630	△ 18.7
未払金	2,037	2,788	750	36.8	3,269	480	17.2
前受金	1,948	3,732	1,783	91.5	3,399	△ 332	△ 8.9
その他	924	2,180	1,255	135.8	401	△ 1,778	△ 81.6
固定負債	9,253	8,321	△ 932	△ 10.1	7,561	△ 760	△ 9.1
長期借入金	691	—	△ 691	△ 100	—	—	0
資産除去債務	1,247	1,249	1	0.1	1,251	1	0.1
その他	7,313	7,072	△ 241	△ 3.3	6,310	△ 761	△ 10.8
負債合計	14,165	17,022	2,857	20.2	14,632	△ 2,390	△ 14.0
資本金	5,571	5,571	—	0	5,571	—	0
資本剰余金	3,348	3,348	—	0	3,348	—	0
利益剰余金	55,776	56,889	1,113	2.0	56,105	△ 784	△ 1.4
利益準備金	300	300	—	0	300	—	0
その他利益剰余金	55,476	56,589	1,113	2.0	55,805	△ 784	△ 1.4
固定資産圧縮積立金	13,516	13,315	△ 201	△ 1.5	13,118	△ 196	△ 1.5
別途積立金	40,000	40,000	—	0	40,000	—	0
繰越利益剰余金	1,960	3,274	1,314	67.1	2,687	△ 587	△ 17.9
自己株式	△ 199	△ 199	—	0	△ 199	—	0
純資産合計	64,497	65,610	1,113	1.7	64,825	△ 784	△ 1.2
負債及び純資産合計	78,662	82,633	3,970	5.0	79,458	△ 3,174	△ 3.8

## イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第80期 (令和2年度)	第81期 (令和3年度)	第82期 (令和4年度)	算式
流動比率	395.3	296.9	387.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	82.0	79.4	81.6	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	80.3	76.8	71.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

(4) 子会社の状況

(単位：千円、%)

会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
株式会社 ビッグサイトサービス	60,000	100	昭和41年5月	清掃及び廃棄物の収集・運搬並びに 飲食・物販等のサービス事業

## 2 参考資料

### (1) 経営計画

ア 長期経営計画「東京ビッグサイト2028ビジョン」(平成31年3月策定)

#### (ア) 計画期間

平成31(令和元)年度から令和10年度まで

#### (イ) ビジョン

ビジョン	ビジョンを支える3つの柱
新たな価値の創出により、東京ビッグサイトのゆるぎないプレゼンスを確立する。	<b>【柱1】 展示会事業関連</b> 展示会が持つ多面的な機能が発揮されるよう、戦略的な取組を進め、産業の活性化に貢献します。
	<b>【柱2】 ビル賃貸事業関連</b> 地域特性や経営資源を活かし、各ビルの価値を高めるための戦略的な取組を進め、臨海地域全体の発展に寄与していきます。
	<b>【柱3】 経営関連</b> 経営理念・ビジョンの実現に向け、組織・人材・経営基盤など、経営資源の更なる強化を図ります。

#### (ウ) ビジョンを実現するための11の戦略

柱	戦略
展示会事業関連	戦略Ⅰ 戦略的な利用調整の実施
	戦略Ⅱ 利用者ニーズを踏まえたサービス提供
	戦略Ⅲ 主催事業等の積極的な展開
	戦略Ⅳ 産業振興に資する国際化の取組強化
ビル賃貸事業関連	戦略Ⅴ 各ビルの特徴を活かしたビル賃貸事業の展開
	戦略Ⅵ 各ビルの資産価値の維持・向上
	戦略Ⅶ 地域連携・エリアマネジメントへの取組の更なる強化
経営関連	戦略Ⅷ 組織力の向上
	戦略Ⅸ 施設の安全・安心を高める戦略的な取組の強化
	戦略Ⅹ 財政基盤の強化
	戦略Ⅺ 企業としての社会的責任の履行(CSR)

#### (エ) 取組状況

長期経営計画に対する取組として、4か年ごとの中期経営計画を策定し、計画期間の各年度において、具体的に取り組む内容を定めている。さらに、毎年度、年度計画を策定して中期経営計画で定めた内容のうち、当該年度の取組を詳細に定めることにより、計画の実効性を担保している。

イ 第二期（2021～2024年度）中期経営計画の概要

柱	戦略	第二期の主な取組概要
展示会事業関連	戦略Ⅰ 戦略的な利用調整の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業戦略に基づく、新規案件の誘致を含めた積極的な営業活動の実施</li> <li>・顧客情報や大規模修繕工事等による展示面積の変動を踏まえた中長期的な利用調整スケジュールの作成</li> <li>・社会情勢の変化や取組の効果等を検証し、適宜、営業戦略・利用調整方針をブラッシュアップ</li> </ul>
	戦略Ⅱ 利用者ニーズを踏まえたサービス提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会環境や施設利用者のニーズ等に基づく、新たな支援サービスの開発・提供</li> <li>・展示会の成長や開催効果を高める提案の推進</li> <li>・新規営業対象の特定や成長途上の展示会の洗い出し等を通じた催事誘致活動</li> </ul>
	戦略Ⅲ 主催事業等の積極的な展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存主催事業での併催を中心とした新規開発案件の開催</li> </ul>
	戦略Ⅳ 産業振興に資する国際化の取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者を支援する国際化サービスの確立</li> <li>・MICE 誘致に向けた DMO 体制の確立</li> </ul>
ビル賃貸事業関連	戦略Ⅴ 各ビルの特徴を活かしたビル賃貸事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ビルの事業計画・コンセプトに基づくリレーション強化やリーシング活動の実施</li> <li>・中核テナントとの契約更新に向けた活動の展開</li> </ul>
	戦略Ⅵ 各ビルの資産価値の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支状況等を踏まえた大規模修繕工事（2021～2025年度）の実施</li> <li>・次期（2026～2030年度）大規模修繕工事計画の策定</li> </ul>
	戦略Ⅶ 地域連携・エリアマネジメントへの取組の更なる強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有明 AMA による効果的なエリアマネジメント活動の実施</li> </ul>
経営関連	戦略Ⅷ 組織力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクマネジメントの更なる強化</li> <li>・従業員の視野拡大等に資する研修や人事交流等を通じた人材育成の推進</li> <li>・業務改善プロジェクトの推進による生産性の向上</li> </ul>
	戦略Ⅸ 施設の安全・安心を高める戦略的な取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビル大規模修繕工事及び展示棟大規模修繕工事への適切な対応</li> <li>・安全・安心・快適な施設の運営・管理</li> <li>・関係部署と連携した更なる待機場スペースの確保</li> </ul>
	戦略Ⅹ 財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理機能の強化・長期投資計画の策定</li> </ul>
	戦略Ⅺ 企業としての社会的責任の履行（CSR）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSR 活動の推進とステークホルダーに向けた情報発信の強化</li> <li>・CSV 経営の実践に向けた検討</li> </ul>





## 第5 公の施設の指定管理者別監査結果



社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	令和5年9月13日から 同月26日まで	令和3年度及び令和4年度の指定管理事業
局	福祉局	令和5年9月12日及び 同月27日	

2 団体の概要

設立の目的	重症心身障害児（者）を対象に、幼児から成人に至るまでの一貫した社会福祉事業等の実施を目的として設立
主な沿革	昭和39年6月 全国重症心身障害児（者）を守る会の結成 昭和41年4月 社会福祉法人の認可を受ける 平成4年8月 東京都立東大和療育センター開設、都から管理を受託 平成8年8月 東京都立よつぎ療育園開設、都から管理を受託 平成17年12月 東京都立東部療育センター開設、指定管理者となる。 平成18年4月 東京都立東大和療育センター及び東京都立よつぎ療育園の指定管理者となる。
事業の概要	重症心身障害児（者）を対象として、施設対策と在宅対策の運動を進め、親の意識の啓発と連携を密にするとともに、重症心身障害児（者）の生活支援に寄与することを目的として、次の事業を行っている。 ア 重症心身障害児療育相談センターの経営 イ 保健医療・福祉施設あしかがの森の経営 ウ 東京都立東大和療育センター、東京都立よつぎ療育園、東京都立東部療育センターの運営 エ その他6施設の運営等

所在地	東京都世田谷区三宿二丁目 30 番 9 号	
組織	事務局、11 施設	
人員	役員 12 名（理事長 1 名、常務理事 2 名、理事 7 名、監事 2 名。うち常勤 5 名、非常勤 7 名）、職員 780 名	
都 と の 関 係	補助金（表 1）	5,789 万余円（令和 3 年度交付額） 5,432 万余円（令和 4 年度交付額）
	事業の委託 （表 2）	1 億 9,676 万余円（令和 3 年度委託料） 1 億 9,665 万余円（令和 4 年度委託料）
	職員の派遣等	非常勤役員 1 名及び常勤職員 7 名が都退職者
	公の施設の管理 運営（表 3）	57 億 5,408 万余円（令和 3 年度指定管理料） 58 億 3,086 万余円（令和 4 年度指定管理料）
	指定管理者 運営状況評価	令和 3 年度 B：2 施設（注 2） 令和 4 年度 B：2 施設

（注 1）上記数値等は令和 5 年 3 月 31 日現在

（注 2）東京都立よつぎ療育園は、東京都立東大和療育センターの分園という位置付けであるため、一体として評価が行われている。

（表 1）補助金の交付状況

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象 （補助率）	交付額		
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金	障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱	重症心身障害児（者）通所事業の運営に要する経費 （補助率：10/10）	54,313	57,894	54,328

（表 2）主な委託事業

（単位：千円）

事業名	委託料		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
東京都重症心身障害児等在宅療育支援事業	214,162	196,761	196,658
東京都重症心身障害児（者）通所委託事業（注）	1,517		
合計	215,679	196,761	196,658

（注）東京都重症心身障害児（者）通所委託事業は令和 2 年度で終了した。

(表3) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
東京都立東大和療育センター (東京都東大和市桜が丘三丁目44番地)	平成28.4.1 ～令和8.3.31	3,357,170	2,704,800	2,773,567
東京都立よつぎ療育園 (東京都園葛飾区東四つ木四丁目44番地)	平成28.4.1 ～令和8.3.31	335,405	328,395	319,003
東京都立東部療育センター (東京都江東区新砂三丁目3番地)	令和2.4.1 ～令和12.3.31	3,010,102	2,720,886	2,738,294
合計		6,702,677	5,754,083	5,830,864

### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

本監査では、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会(以下「守る会」という。)が行っている指定管理事業について、主に、事業の趣旨に沿って適切に行われているか、会計経理等が適正に行われているかなどの着眼点から、決算書、事業実績報告書、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

#### (1) 事業実績

守る会は、重症心身障害児者がいのち豊かに生活できることを願い「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念のもと、都との協定に基づき、指定管理者として、東京都立東大和療育センター、東京都立よつぎ療育園及び東京都立東部療育センターの運営を行っている。

各施設では、重症心身障害児者を対象に、長期入所、短期入所、医療入院、外来及び通所の受入れを行っている(よつぎ療育園は外来及び通所のみ)。令和3年度及び令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、短期入所については、大部屋での受入れ制限を行う、通所については、送迎バスの乗車人数を制限する等の対策を行い、利用者の安全を確保し、可能な限り受入れを行っていたところである。

守る会は、引き続き、利用者ニーズや社会情勢の変化などを的確に把握し、利用者サービスの向上に努めるなど、指定管理者制度に沿った効率的及び効果的な事業運営を進めていくことが望まれる。

## 2 指摘事項

### (1) 局及び団体

#### ア 適切な契約事務を継続的に行うべきもの

局は、東京都立東大和療育センター、東京都立よつぎ療育園及び東京都立東部療育センター（以下「センター等」という。）の管理に関する基本協定（注）を法人と締結し、指定管理業務を行わせている。また、センター等は、指定管理業務の一部については、基本協定に基づき、第三者に委託して行わせている。

東京都立東大和療育センター及び東京都立東部療育センター（以下「両センター」という。）に対しては、前回（平成28年）の監査において、受託者以外の者でも十分に対応できる業務について、特命随意契約にて契約している事例に対し、契約事務を適切に行うべきものとして指摘を行っている。これを受け、両センターは、指摘対象の契約について、平成30年度までに一旦は競争による契約としたところである。

そこで、両センターにおいて、引き続き適切に契約事務が行われているか確認したところ、東京都立東部療育センターにおいては、3年に一度は競争による契約を行い、その後2年間は、毎年履行状況の評価を行った上で、問題がなければ特命随意契約とするなど、一定のルールにより契約事務が継続的に行われていた。

一方、東京都立東大和療育センター（以下「センター」という。）は、表4の契約について、一旦は競争による契約としたものの、その際の落札者と、その後も特命随意契約として締結している状況が認められた。これらの契約について、特命理由書等の証ひょうにより、特命随意契約としている理由を確認したところ、前年度における履行状況が良好であった等の記載に留まっており、競争によらず、特定の1者のみを契約の相手方としている客観的な根拠が確認できなかった。

これは、契約の公正性、経済性が確保されておらず、適切でない。

センターは、競争による契約後に引き続き特命随意契約を行う場合には、あらかじめ期間を定め、毎年履行状況の評価を行い、特命理由を明確にするなど、適切な契約事務を継続的に行われたい。

局は、前回の監査においても特命随意契約について指摘があったことを踏まえ、再発防止の徹底を図るため、センターに対し、適切な契約事務が継続的に行われるよう、実効性ある指導を行われたい。

（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）

（福祉局）

（注）東京都立東大和療育センターの管理に関する基本協定（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）

東京都立東部療育センターの管理に関する基本協定（令和2年4月1日から令和12年3月31日まで）

(表4) 平成30年度以前から毎年度特命随意契約としている業務委託

(単位:円)

施設名	件名	契約期間	契約金額
東京都立東大和療育センター	設備管理等委託	令和4.4.1 ～令和5.3.31	63,246,700
	通所者等の送迎バス運行業務委託		59,477,000
	医事業務委託		69,828,000

## イ 供用物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの

局は、施設の指定管理に当たり、表5の協定を法人と締結し、施設、付帯設備、物品等の維持管理に関する業務を行わせている。毎年度における物品の管理手順は、表5の年度協定の中で物品取扱要領（以下「要領」という。）を定めており、次のとおりである。

- ① 局が法人に対し、台帳とともに供用物品(注)を引き渡す。
- ② 法人は、供用物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況の把握に努める。
- ③ 法人は、毎年度終了後、供用物品と台帳又は供用物品整理簿を照合し、局に対し、供用物品管理状況報告書により供用物品の管理状況を報告するとともに、毎年度期間中に購入又は取得した物品のうち、東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号。以下「規則」という。）第6条第1項第1号に規定する備品について、物品現在高調書兼物品引渡書により、局に引き渡す。

また、局は、物品現在高調書兼物品引渡書に記載された備品について、規則第6条第2項に基づき物品管理システムに登録している。

そこで、東京都立東大和療育センター（以下「センター」という。）で、物品の管理状況を確認したところ、令和2年度に終了したセンター本館の大規模改修に伴い、購入や工事で取得した表6の備品について、監査日（令和5年9月15日）現在、物品現在高調書兼物品引渡書による局への報告が行われておらず、物品管理システムに登録されていないことが認められたことは適正でない。

法人は、都民から負託された貴重な財産であるという認識の下、供用物品に係る手続及び管理を適正に行われたい。

局は、前回の監査においても工事や修繕で取得した財産管理についての指摘があったことを踏まえ、再発防止の徹底に向け、法人を適切に指導するとともに、工事や修繕の実績について様式を定めてセンターに確実な報告を求めるなど、実効性ある対策を講じられたい。

(社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会)

(福祉局)

(注)基本協定期間内において、局が法人に対して引き渡した物品

(表5)局と法人が締結している協定

名称	
東京都立東大和療育センターの管理に関する基本協定	
年度協定	令和3年度東京都立東大和療育センターの管理に関する協定
	令和4年度東京都立東大和療育センターの管理に関する協定

(表6)局への報告が行われていなかった備品

(単位：円)

項番	品名	単価	数量	単位	金額
1	医療機関向け空気清浄機	6,245,250	2	台	12,490,500
2	X線テレビシステムワークステーション	13,145,000	1	式	13,145,000
3	生体情報モニター	21,450,000	3	台	64,350,000
4	生体情報モニター	24,750,000	1	台	24,750,000
5	生体情報モニター	25,850,000	1	台	25,850,000
6	全自動洗濯脱水機	2,348,500	2	台	4,697,000
7	回転式乾燥機	1,688,500	1	台	1,688,500
8	衣類・寝具消毒乾燥機	6,506,500	1	台	6,506,500
9	歯科治療用ユニット	4,712,800	1	式	4,712,800
10	歯科治療用ユニット	4,865,900	1	式	4,865,900
11	歯科治療用ユニット	4,254,700	1	式	4,254,700
12	歯科治療用バーナー	137,300	3	台	411,900
13	歯科用ハンドピースユニット	13,293,638	1	式	13,293,638
14	歯科用レントゲン	16,735,180	1	式	16,735,180
15	パームサット	105,000	5	式	525,000
16	可搬式歯科用ユニット	2,293,500	1	台	2,293,500
17	過酸化水素ガスプラズマ滅菌器	10,670,000	1	台	10,670,000
18	人工呼吸器	3,420,200	1	台	3,420,200
19	人工呼吸器	10,978,800	1	台	10,978,800
合計					225,639,118

(注) 全て令和2年度に取得



## 第4 運営状況の概要

### 1 事業実績

施設名	東京都立東大和療育センター			東京都立よつぎ療育園			東京都立東部療育センター		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
長期入所 病床数	92床			—			90床		
入所者数	90人	91人	92人	—	—	—	89人	90人	90人
平均年齢	53.7歳	54.2歳	53.9歳	—	—	—	37.6歳	38.5歳	39.3歳
短期入所 病床数	28床			—			24床		
平均利用者	12.4人/日	11.7人/日	10.0人/日	—	—	—	9.5人/日	10.5人/日	10.1人/日
利用率	44.2%	41.9%	35.4%	—	—	—	39.6%	43.8%	42.1%
医療入院 病床数	8床			—			6床		
平均利用者	1.4人/日	1.4人/日	1.5人/日	—	—	—	1.5人/日	1.6人/日	0.5人/日
利用率	17.0%	17.1%	17.6%	—	—	—	25.0%	26.7%	8.3%
外来 規模	100人/日			15人/日			100人/日		
実績	85.1人/日	95.8人/日	94.9人/日	16.4人/日	12.7人/日	14.5人/日	84.4人/日	88.5人/日	87.9人/日
通所 規模	30人			25人			30人		
登録者	37人	39人	37人	27人	25人	21人	43人	43人	35人
平均利用者	10.8人/日	10.6人/日	12.5人/日	6.7人/日	7.9人/日	9.3人/日	12.9人/日	13.4人/日	12.7人/日
利用率	36.0%	35.3%	41.7%	46.2%	31.7%	37.2%	43.0%	44.7%	42.3%

## 2 参考資料

### (1) 東京都立東大和療育センター指定管理料精算額内訳

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	1,607,818,400	1,606,424,792	1,580,311,750
給料	691,918,484	707,665,043	697,356,852
給与諸手当	610,974,081	612,651,839	613,025,770
その他人件費	304,925,835	286,107,910	269,929,128
管理事務費	555,376,052	570,581,166	590,957,043
報酬等	99,547,694	98,238,934	91,583,479
事務諸経費	455,828,358	472,342,232	499,373,564
建物維持管理費	920,136,413	273,716,353	309,971,378
光熱水費	53,173,017	86,360,248	115,967,902
電話料	1,686,418	1,629,598	2,119,731
建物保守委託費	121,848,689	168,288,553	187,233,430
建物補修費	743,428,289	17,437,954	4,650,315
患者費	180,767,694	175,963,347	214,761,045
患者材料費	130,187,355	129,211,527	155,275,189
患者諸経費	50,580,339	46,751,820	59,485,856
措置費	82,005,895	75,147,961	77,212,497
措置材料費	49,450,455	48,509,923	46,781,379
措置諸経費	32,555,440	26,638,038	30,431,118
看護師確保緊急対策事業	21,600	10,000	0
処遇改善事業	2,893,410	2,957,280	353,500
積立金(注)	8,150,546	0	0
精算額合計(A)	3,357,170,010	2,704,800,899	2,773,567,213

協定額(B)	3,358,659,000	2,706,578,000	2,774,238,000
戻入額(B-A)	1,488,990	1,777,101	670,787

(注) 積立金は、各センターの基本協定において、残余金の積立ができるとしているものであり、修繕、備品等購入、人件費への積立(都帰属財産)を行うことができるものである。

## (2) 東京都立よつぎ療育園指定管理料精算額内訳

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	169,174,124	144,160,709	155,474,334
給料	67,760,676	61,903,358	66,149,097
給与諸手当	65,030,498	58,316,833	64,597,227
その他人件費	36,382,950	23,940,518	24,728,010
管理事務費	137,456,667	129,937,403	126,528,410
報酬等	30,493,249	20,848,160	19,707,239
事務諸経費	106,963,418	109,089,243	106,821,171
建物維持管理費	23,521,692	24,756,566	24,653,515
光熱水費	6,449,247	6,134,154	8,284,996
電話料	644,480	636,162	526,920
建物保守委託費	12,968,465	13,151,640	13,325,721
建物補修費	3,459,500	4,834,610	2,515,878
患者費	5,388,466	7,708,375	4,010,445
患者材料費	4,215,866	3,033,260	1,553,122
患者諸経費	1,172,600	4,675,115	2,457,323
措置費	6,211,896	8,724,725	8,306,737
措置材料費	4,284,335	7,240,508	5,869,663
措置諸経費	1,927,561	1,484,217	2,437,074
看護師確保緊急対策事業	0	0	0
処遇改善事業	150,670	170,640	29,880
積立金(注)	△ 6,498,468	12,937,291	0
精算額合計(A)	335,405,047	328,395,709	319,003,321

協定額(B)	346,912,000	341,168,000	342,476,000
戻入額(B-A)	11,506,953	12,772,291	23,472,679

(注) 積立金は、各センターの基本協定において、残余金の積立ができるとしているものであり、修繕、備品等購入、人件費への積立(都帰属財産)を行うことができるものである。

## (3) 東京都立東部療育センター指定管理料精算額内訳

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	1,675,662,032	1,596,974,917	1,600,916,917
給料	692,969,650	671,380,180	667,464,269
給与諸手当	694,502,969	666,722,715	669,548,420
その他人件費	288,189,413	258,872,022	263,904,228
管理事務費	575,025,298	576,157,538	558,284,440
報酬等	59,293,908	74,973,251	63,568,700
事務諸経費	515,731,390	501,184,287	494,715,740
建物維持管理費	300,848,110	282,710,270	305,785,454
光熱水費	97,271,756	106,495,194	124,393,551
電話料	2,179,493	2,053,242	2,049,003
建物保守委託費	155,217,700	157,087,700	157,562,900
建物補修費	46,179,161	17,074,134	21,780,000
患者費	178,539,125	166,302,707	174,914,509
患者材料費	131,722,036	139,063,375	141,956,558
患者諸経費	46,817,089	27,239,332	32,957,951
措置費	118,150,012	85,494,542	95,064,991
措置材料費	28,439,536	28,325,400	27,794,542
措置諸経費	89,710,476	57,169,142	67,270,449
看護師確保緊急対策事業	275,000	974,830	1,191,000
処遇改善事業	8,291,368	12,271,996	2,136,689
積立金(注)	153,311,423	0	0
精算額合計(A)	3,010,102,368	2,720,886,800	2,738,294,000

協定額(B)	3,015,364,000	3,016,267,000	3,035,155,000
戻入額(B-A)	5,261,632	295,380,200	296,861,000

(注) 積立金は、各センターの基本協定において、残余金の積立ができるとしているものであり、修繕、備品等購入、人件費への積立(都帰属財産)を行うことができるものである。



【さ行】（続き）	ページ	【な行】	ページ
社会福祉法人打越保育園	72	日本赤十字社	72
社会福祉法人大泉旭出学園	71		
社会福祉法人カナの会	71	【ま行】	ページ
社会福祉法人けやき福祉会	72	三宅村商工会	125
社会福祉法人江東こども会	71		
社会福祉法人至誠学舎立川	71		
社会福祉法人杉の子会	71		
社会福祉法人正光会	71		
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	277		
社会福祉法人滝乃川学園	72		
社会福祉法人立野みどり福祉会	71		
社会福祉法人多摩福祉会	71		
社会福祉法人千葉学園	72		
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	133		
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	71		
社会福祉法人東京母子愛育会	71		
社会福祉法人ナオミの会	71		
社会福祉法人七五三会	72		
社会福祉法人なぜの木会	71		
社会福祉法人飛翔会	71		
社会福祉法人フィロス	71		
社会福祉法人双葉の園	71		
社会福祉法人南東北福祉事業団	71		
社会福祉法人やなぎ会	71		
社会福祉法人友愛学園	71		
社会福祉法人友好福祉会	71		
社会福祉法人揺籃会	71		
社会福祉法人代々木鳩の会	72		
社会福祉法人緑榮会	72		
宗教法人浄眞寺	35		
宗教法人浅草寺	35		
【た行】	ページ		
東京熱供給株式会社	196		
東京臨海高速鉄道株式会社	226		